

我國を始め其の法制上に於ては、ドイツ、フランス、イタリー、ベルギー其の他多くの國は、恩惠日の制度を認めてゐない。

恩賜公債

〔定義〕 日韓合併の直後、朝鮮貴族に對する臨時恩賜に充つる爲め、三千萬圓を限度として發行された五分利付國債である。

〔解説〕 「帝國憲法第七十條ニ依ル財政上必要處分ノ件」(明治三十三年八月二十)及び「朝鮮ニ於ケル臨時恩賜ニ關スル件」(明治四十三年八月二十三)九日勅令(第一九三號)に基き發行され、其の發行總額三千萬圓、利率五分、據置期間五ヶ年、償還期限大正五年となつてゐたが、代債發行の方法に依つたので發行價格は百圓に付百圓であつた。各券面には「恩賜公債」なる文字を刷入し、全部で百八十枚を發行したに過ぎない。此の公債は原則として記名式のものとし、政府に於て特別の事故ありと認められた場合に限り、之を無記名式とすることが出来る。記名公債證券は政府の認可を受くるに非ざれば、讓渡又は買入が出来ぬ。

か

外貨

「外國通貨」の項を看よ。

海外銀行

(英) Overseas Bank

(獨) Ueberseebank

(佛) Banque d'outre-mer

〔定義〕 海外に於て活動する一切の銀行を指し、其の本店を本國に置くと、又海外に置くととの區別などは敢て問ふ所でない。

〔解説〕 イギリスのオフォーリン・バンクは、本國と外國との間の貿易の發達を促進する爲に、専ら外國に於て活動してゐる銀行であり、又、ドイツのユーバーゼー・バンクにはヨーロッパ諸國に設立された銀行を含まず、アメリカ、アフリカ或はアジアに設立された銀行を意味してゐるが、之等は何れも狭義の海外銀行である。併しイギリスに於ても、内國銀行に對する外國銀行

及び植民地銀行の總括的名稱としてオヴァーシーズ・バンクなる語を用ひる場合もある。此くの如き意味の海外銀行は最も廣義に解したものと云ふことが出来る。されど海外銀行なる名稱に就いては、必ずしも明確なる規定がある譯ではないから、之を如何様に解釋してもよいが、特別の事情の存せざる限りは之を廣義に解釋すべきであらう。従つて一口に海外銀行と稱するも、之に包含さるゝ其の種類は雜多である。

(一) 組織 獨立の海外銀行の外に、内銀行單獨若しくは其の共同出資に依り設立された子銀行としての海外銀行があり、又内銀行の外國及び植民地に設置せる支店も海外銀行の一種と見ることが出来る。

(二) 本店 イギリスの海外銀行は多く本店をロンドンに設けてゐるが、其の中で獨り香港上海銀行(Hongkong and Shanghai Banking Corporation)本店は香港にあつた。フランスの支那印度銀行(Banque de l'Indo-Chine) 西阿弗利加銀行(Banque de l'Ouest Africain)の本店はパリに置かれてゐる。其の他にも同様の例が少くない。

(三) 活動の領域 イギリスの海外銀行

は世界の過剰資金をロンドンに吸収し、同市場の資金供給者となると同時に、ロンドンの資金を世界に散布する通路となり、世界貿易金融の相當大部分は之を通じて行はれてゐた。彼等は支店所在國の國內金融にも従事する。イギリス、フランス、オランダ等に於ける所謂植民地銀行の活動の領域は植民地であり、其の財政をも援助する。

(四) 目的 海外銀行には海外貿易の促進を目的とするものと、植民地自體の開發を目的とするものがある。ドイツ、フランス等の海外銀行は唯だ單に貿易金融に従事するのみでなく、企業に對する長期金融にも力を注いでゐるが、外に海外放資もする。主なる國に於ける海外銀行に就て、今日に至る迄の其の發達の経路を述べれば、イギリスに於ける海外銀行は十九世紀中葉以降、其の商權の伸張と相俟つて發達し、植民地並に未開國、半開國に對する爲替業務に従事した。其の中狭義の海外銀行たる所謂外國銀行(Foreign Bank)は本店を外國に置き、ロンドンには單に支店を設くるに過ぎなかつた。之等外國銀行の活動の領域は主として南米、近東及び東洋の諸國で

あり、就中、一八六五年英領香港に設立せられた香港上海銀行は其の最も著名なるものである。イギリス預金銀行の活動は主として國內に限られ、海外諸國並に植民地内に於ける金融業務には餘り手を染めなかつたが、一九一〇年頃から漸次此の方面に發展し、専ら此の方面の業務を擔當する別個の子銀行を設立したり、又久しく對外公債業務に關係して比較的名譽と地盤とを有する海外銀行を高價を以て買収し、之を自己の從屬銀行とした。一九一七年に有名な英國貿易會社 (British Trade Corporation) が政府の手によつて設立されたが、一九一九年には五大銀行を除く諸銀行の共同出資に依つて英國海外銀行 (British Overseas Bank) が起り、イギリスの海外銀行業務は一層顯著なる發達を遂ぐるに至つた。其の目的は貿易の金融的援助にある。フランスの各大銀行も諸外國植民地及び保護國に多數の支店を設け、更らに若干のものは海外に幾つかの子銀行を有する。例へばクレディ・イ・リオネ (Crédit Lyonnais) は植民地及び保護國出張所十九、外國支店十七の外、外國子銀行即ち佛蘭銀行 (Crédit Franco

Portugais) を有し、ソシエテ・ゼネラル・ソシエテ・ジェネラル (Société Générale) は、植民地及び保護國出張所十三の外、ロンドン諸營業所並に多くの外國子銀行を持つてゐる。之等の海外銀行は主として海外投資を以て其の任務とするが、中にはスイスのフランス商業信用銀行 (Crédit Commercial de France) の如く投資の外に爲替商業金融を取扱つてゐるものもある。又、フランスの植民地銀行の中で最も大なる銀行は、アルゼリヤ銀行 (Banque d'Algérie)、印度支那銀行 (Banque de l'Indo-Chine) の二つであるが、之等の植民地銀行は何れも銀行券の發行權を持つてゐる。此の外にも發券銀行が多い。次にドイツの海外銀行は、一八八六年に設立せられたドイツ海外銀行 (Deutscher Übersee Bank) に端を發するが、此の銀行は現在ドイツ最大の海外銀行たるドイツ・ユーロ・バンク (Deutsch-Asiatische Bank) である。我國の海外銀行としては横濱正金銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行等を擧げることが出来る。

海外駐在財務官

〔定義〕 大蔵省より海外に派遣駐在せし

められてゐる官吏であつて、海外に於ける帝國の財務に關する事項を擔當してゐる。
〔解説〕 現在海外駐在財務官の駐在してゐる國は、ドイツ、イタリヤ及び中華民國の三ヶ國で、米英兩國にも曾て駐在した。
海外貯金
〔定義〕 本邦郵便局所の設置なき外國在留の邦人が、我國の貯蓄機關に依り貯金を爲さんとする場合に應ずる施設である。
〔解説〕 海外貯金を爲すには、預け人は預入金額を外國郵便爲替にて貯金局へ送金し、貯金局にては證書を現金に替へ、本人の貯金として其の原簿に登録し、本人が歸朝した際に、始めて右の通帳を交付する。

外貨株式

〔定義〕 其の金額は外國通貨を以て表示され、外國會社の發行したる株式を謂ふ。
〔解説〕 外國の會社が發行した外貨株式には相當好利廻りで確實なものもある所から、一部の本邦資本家の間には隨分歡迎された時代もあつた。殊に昭和三年、四年頃アメリカの證券界が活躍した際は、スチール

株は勿論アナコンダ株、ゼネラル・モーターズ株等も非常な勢ひで輸入された。併し之等のアメリカ株式の賣買は、健全なる投資ではなくして、寧ろ投機的性質を多分に持つてゐた。日本の法人や個人が外國商法の規定に従つて設立した會社の株式も、外貨株式であるが、自由に賣買出来る市場性を持つたものは少い。外貨株式の有價取得又は處分を爲すには、外國爲替管理法に依り許可を受くることを要する(施行規則三三)。

外貨公債

〔定義〕 外國貨幣を以て額面金額を表示せられ、外國に於て發行せられた我國の公債。單に之を外債とも稱することがある。
〔解説〕 外貨公債は額面金額の表示に依つて英貨公債又は米貨公債に分つ。英貨公債はイギリスに於て發行せられ、ポンド貨を以て額面金額を表示したもの、米貨公債はアメリカに於て發行せられ、ドル貨を以て額面金額を表示したものである(英貨公債、米貨公債)。外貨公債は内國公債と同様に、官廳に對する諸種の保證金、供託金、又は延納擔保金として採用され、日本銀行見返品

としても内國債と同様有利に融通される。併し外貨公債と云ふ場合には、獨り日本の公債のみでなく、又、外國公債をも之に含ましむることがある(外國爲替管理法)。此の場合には廣義の外貨公債を意味してゐる。

外貨爲替

〔定義〕 外貨爲替とは、外國通貨を以て金額を表示する外國爲替を謂ふのである。
〔解説〕 外貨爲替の場合には、圓と外貨との交換は我が國內に於て行はれる。例へば外國に仕向けた外貨送金爲替を買入れる人は、所要の外貨に相當する圓を我が國に於て換算して支拂はなければならぬ。逆爲替の場合も同様で、輸出手形が米貨表示であれば、之を銀行に賣却する時に圓と弗との交換を生ずる。従つて外貨表示の外國爲替については、爲替相場變動の危険を我が國に於て負擔することになるのである。

外貨爲替資金の集中

〔定義〕 國家の要請に従ひ、強制的に外貨爲替資金の運籌をば一元化し、之が効果を高める目的を以て、特定の機關に外貨爲

替資金を集中することを謂ふのである。

〔解説〕 爲替取引の國家的獨占に對しては、其の一步手前にある制度であつて、爲替取引を爲すには許可を要し、其の結果外國爲替銀行の取得せる外國通貨又は外國爲替は、之を特定の機關に賣却せしめ、斯くして集中せる外貨資金は、一定の計畫に基いて之を運用せしむべく、爲替の割當其他の措置を講ずるのである。之は所謂外貨動員(外貨動員)の最も基本的な形態と云ふことが出来る。我が國に於て昭和十六年に實施された外貨餘額資金集中制(外貨餘額資金集中制)は、此の種集中制の一種に屬する。

外貨爲替取引安定措置

〔定義〕 爲替相場變動の爲めに生ずる危険を政府が負擔することに依り、我が國の對外通商取引の發展を圖ることを其の直接の目的とする國家的措置を謂ふのである。
〔解説〕 昭和十六年六月一日より先づ英貨爲替取引安定措置を講じ、同年七月一日には更に之をループル、法幣等を除く米系通貨等全第三國通貨爲替取引にも及ぼすことになつた。此の安定措置の内容は次の如

くである。(一)爲替銀行は毎日の外貨取引につき、其の種別毎に買買共之を日本銀行に田合即ちカバリーを取ること。此の田合は買買共其の翌月の末日を期限とする豫約とし、毎月末の買買差引残は更に翌月に繰延べる。(二)右の田合取引に付ては適用相場に依る。此の相場に依る日本銀行の一定の手数料を支持し、買買差益を收受する。更に毎半期末に、其の時の爲替相場に依り決算を行ふ。(三)本制度實施當時の外貨持高に付ても、前記同様日本銀行に田合を求めること。(四)以上の田合取引は、純然たる爲替の危険をカバーすることに止めること。而して横濱正金銀行内に爲替集中勘定を設け、日本銀行に買買した田合取引は全部此の集中勘定に集められ、相場變動の結果、集中勘定に損失を生じた場合は、政府は爲替損失補償制度(爲替損失補償)に依り之を補償する。此の措置の適用を受くる外貨は、(一)英系に於て英ポンド、埃及ポンド、南阿ポンド、濠洲ポンド、新西蘭ポンド、ルビー、海峽ドル、香港ドル、パートの九種であり、(二)米系及び其の他に於て、米ドル、加奈陀ドル、アルゼンチン・ペソ、ブラジル・ミルレイス、比律賓・ペソ、南印ギルダ、佛印ピアストル、瑞西フラン、瑞典クローに、佛フラン、マク、リラの十二種であつた。元來本邦爲替銀行間の協定相場は、政府のバックに依りて認められたる公定相場であつて、嚴重に守られてゐた。又、爲替相場の安定に對しては、從來も慎重に考慮せられて來たのであるが、世界不安の増大に伴ひ、外貨殊に英貨及び英系通貨に對する先行見透しは全く困難となり、之等通貨の先物豫約は殆んど不可能の状態であつたから、何等かの施設を以てしなければ、ポンド・プロククとの通商取引は、重大なる支障を蒙るものは自明の理であつた。そこで先づ英ポンド及び英系通貨に集中制を適用し、更に之を米貨其の他の通貨にも及ぼしたのである。從來の爲替銀行は手数料の外に、爲替相場の變動に基く危険負擔に備へる意味に於て、賣買値は相當の開きを設け、此の間に巧妙なる運営に依つて相當の利益を収めてゐたが、本措置實施の結果、危険負擔は政府に轉嫁する代りに、單なる手数料のみが其の利益となり、爲替銀行は之が爲に手数料商

人と化した。本措置は爲替取引の自由制を根柢から否定した點に於て、爲替統制政策の飛躍的發展であると同時に、又統制政策が最終の段階に到達したことを意味する。

外貨債權

〔定義〕 外貨債權とは、其の金額が外國通貨を以て表示されたる債權を謂ふ。

〔解説〕 外國爲替又は外貨證券は外貨債權の代表的なものである。然るに外國爲替管理法施行規則に於ては、之等につき別に其の取締規定を設けてゐるから、外貨債權と云へば其の他のものを意味する(施行規則)。外國爲替管理法第一條第十二號には、外國通貨を以て表示する證券、債權又は債務の取得又は處分を以て管理事項の一としてゐるが、外貨債權は往々にして資本逃避若くは爲替思惑の對象となり易いから、商取引上の必要其の他の實需に基くことなく、本邦通貨の爲替相場の變動又は差異に因り、利益を得ることを目的として外貨債權の賣買を爲すことを禁止(施行規則)。内地に於て外貨債權の讓渡を爲し、又は何人の計算に於てするを問はず、外貨債權を取得すべき預

金又は消費貸借、信託又は保險(再保及び海上保險を除く)等の契約を爲すには許可を必要とする(施行規則四二條一項、四七條)。尙ほ大藏大臣必要ありと認むる時は、外貨債權に關し日本銀行其の他政府の指定する者に對する賣却其の他必要な事項を命ずることが出来る(法三條、施行規則八七條)。外貨預金ケ金の預入又は引出、外貨貸付金の貸付又は回収を爲したる者は、遲滞なく大藏大臣に之を報告する義務を負ふてゐるのである(施行規則四六條)。

外貨債特別税

〔定義〕 外國通貨で表示された國債、地方債及び社債に依る收入利子に課する税。

〔解説〕 昭和十二年三月廿日法律第五號を以て公布。本法施行地に住所あり、又は一年以上居所ある者が本邦に於て外貨債を所有する場合に課せられる。税額は課税標準たる收入利子金額中、外貨國債は利率年四分、國債以外は年四分五厘の利率に相當する金額を越ゆる金額に十分の七を乗じて算出する。故に利率の低いものに對しては課税されない。課税標準は收入した利子金額であつて、利拂期の到來した利子金額と

は異つてゐる。其の納期は一月一日から六月三十日迄に受取つた分に就ては七月、七月一日から十二月三十一日迄に受取つた分に就ては一月を其の納期と定めてゐる。

外貨債務

〔定義〕 外貨債務とは、其の金額が外國通貨を以て表示せられてゐる債務を謂ふ。

〔解説〕 外國爲替管理法に依れば、外國通貨を以て表示する債務の取得又は處分は管理事項であり(法二條)、同法施行規則に於ては、外國通貨を以て表示する債務を取得すべき預金又は消費貸借、信託又は保險等の契約を爲すには許可を受くることを要する(施行規則四三條一項)。又、外貨預り金の受入又は拂戻、外貨借入金の借入又は返済を爲したる者は、直ちに其の旨を大藏大臣に對し報告しなければならぬ(施行規則四六條、五條)。

外貨資金

〔定義〕 外貨資金とは、外國貨幣に依り構成せられたる在外資金を謂ふのである。

〔解説〕 外貨資金の主要なるものは、爲替銀行の在外爲替資金である。と云ふのは、

爲替銀行は國際經濟の媒介機關であり、又、其の在外資金が流動性を有し、而かも巨額であると云ふことの外に、我が國の總ての外貨資金を集中的総合的に反映し得る性質をも具備してゐるからである。日本全體の在外資金としては、此の外に一般商社の在外資金や政府の在外正貨等が挙げられる。

外貨社債

〔定義〕 外國通貨を以て表示せられたる本邦又は外國會社の社債を謂ふのである。

〔解説〕 外國通貨を以て表示する本邦社債の發行は資金の調達を目的とするも、債權の場合には資金の流出となるし、又、本邦内に在る財産を擔保に供せられる場合は、資本の流出若くは逃避の恐れがあるから、外國爲替管理法に依りて取締りを受け、許可を受けなければ之を發行することが出来ぬ(施行規則四四條)。又、之が發行若くは償還を爲したる場合には大藏大臣に報告しなければならぬ(同法八條)。外貨を以て表示せられた本邦社債には、東洋拓殖、東京電燈、東邦電力、大同電力、臺灣電力、宇治川電氣等の各會社が英米で發行したものがあ

外貨証券

〔定義〕 本邦又は外國の公債、社債、債券、之等のもの、利札、株式又は株式拂込證書にして、外國通貨を以て表示したるものを謂ふ。尙ほ登録したる公債、社債又は株式にして、外國通貨を以て表示するものをも、又外貨証券と看做すことが出来る。

〔解説〕 之を關係法律に照して見れば、昭和八年三月二十九日法律二十八號の外國爲替管理法では、單に外國通貨を以て表示する證券を「明せるのみにて、外貨証券に對する定義も頗る曖昧であつたが、昭和十一年十一月二十七日公布施行になつた大藏省令第三十九號には、外貨証券に對して明確なる定義を下し、現行省令も之を踏襲してゐる。外貨証券を有償にて取得（引受を含む）することは、特別の場合を除くの外は許可を要する（施行規則三三條）。之が處分爲す場合も同様であるが（同三、同四）處分と謂ふのは、賣却其他所有權を喪失したるもの、外に、擔保差入、供託、貸付等指し、保護預け、輸出入等は含まない。外國に在る外貨証券、又は外國に於て支拂を受く

る外貨証券の剩餘若くは配當金にして、支拂期日の到來せるものは、其の期日後二箇月内に之が支拂を受けるか、又は之を賣却しなければならぬ（同三五）。但し許可を受けたる場合は特に其の期間を延すことが出来る。又、外國に在る外貨証券を賣却し、或は之が支拂を受け、又は外國証券の利金若くは配當金の支拂を受け、或は之を受け或は之を受くる權利を他に譲渡したる時は、其の代り金のうちから該外貨証券又は其の利金若くは配當金に付要したる費用として支拂ひたるものを除き、二箇月内に賣却したる地、支拂を受けたる地、又は權利を譲渡したる地より銀行を經由し、又は本邦に仕向けたる郵便爲替に依り之を本邦に回収する義務を負ふのである（同三五）。之を代り金の回收義務と謂ふ（同三五の項を看よ）。外貨証券の取得又は處分を爲したる時は大藏大臣に報告しなければならぬが（施行規則、證券業者は外貨証券の賣買又は其の媒介に付大藏大臣に報告の義務がある（三六條））。

外貨準備

〔定義〕 金貨又は金地金の外に、國際法

濟に使用する金貨拂外國爲替、金貨拂外國政府短期證券等を包括して謂ふのである。

〔解説〕 外貨準備としては、金に準ずる信用あるものならば其の種類は何たるを問はない。普通にはボンド爲替とか對米債權などが多く選ばれてゐるやうである。

外貨建相場

〔英〕 *Rate in Foreign Money*

〔定義〕 自國貨幣の一定額を基準とし、之に對して外國貨幣幾何と云ふが如く、外貨を以て建てられた外國爲替相場である。

〔解説〕 普通には支拂期定建に對し之を受取勘定相場 (Receiving Quotation) と云ふ。「受取勘定相場の項を看よ」。

外貨地方債

〔定義〕 外國通貨を以て表示せられたる日本、又は外國の地方債を謂ふのである。

〔解説〕 我が國の外貨地方債は殆んど市債に限られてゐる。東京市五分半利附米貨公債、東京市五分半利附復興事業英貨公債、東京市五分利附電氣事業公債、横濱市六分利附米貨公債、横濱市英貨水道公債。

外貨手形

〔定義〕 手形の額面金額が外國貨幣で表示せられた手形を指して外貨手形と謂ふ。

〔解説〕 我が國に於ては、支那、南洋方面への輸出手形は圓貨手形であるが、其他の輸出手形は輸入先の貨幣を以て表示された外貨手形であるのを普通とする。又、アメリカから棉花を輸入する場合の棉花輸入手形は圓貨手形であつたが、其他の輸入手形にありては、弗手形、ポンド手形等の外貨手形が、其の大部分を占めてゐる。

外貨動員

〔定義〕 對外支拂力を充實する目的を以て、海外に保有する外貨若くは外貨に換へ得べきもの、蓄積分につき、政府の命令に依り之を動員することを謂ふのである。

〔解説〕 個人所有の海外保有資産（金、對外支拂手段及び對外投資を含む）を政府の目的に動員することは、戰時財政と結び付いて甚だ重要性を持つてゐる。外國より

の借款がないか、又は輸入と振替となるべき輸出が行はれない場合、國家が其の戰爭繼續の爲に、或は國防準備に必要な商品及びサーヴィスを獲得するには、僅に現存する海外保有資金の賣却のみが、廣く世界の生産的資源を取入れることの出来る唯一の手段である。外貨動員の最初の段階に於ては、先づ外國爲替、外國証券の個人所有に關する強制申告を行ふ。第二次大戰の際には、イギリスは一九三九年の緊急全權（國防）法に基き、同年八月二十五日布告された命令に依り指定の通貨で支拂はるべき外國証券を當局のリストに登録することを要求した。此の強制登録と同時に、當局にリストされた證券の取引は總て大藏省の許可なき限り、禁止された。フランスでは九月十七日の法令に依り、全住民に十月十五日現在の金、外國爲替及び外國証券の總額を申告せしめたが、自然人 (Persones Physiques) については、物理的にフランス國內に置かれるやうな所有金及び在外資産に關する限り、此の申告義務を免除された。南阿聯邦では九月九日の爲替規定に依り、三十日以内に金及び爲替所有高を登録せしむ

ることとし、且つ財務官は聯邦外に於て賣却し得る如何なる證券も獲得し得る權限を賦與された。濠洲では十月四日の命令に依つて、スターリング・ブロック外である證券は、一ヶ月以内に強制的に登録せしめ、且つ大藏省に對して斯かる證券及び外國に在る資産は總て之を收用し得る權限を與へた。スエーデンでは十二月三十一日の金、外國爲替及び外國証券の個人所有に關する強制申告に續いて、一九四〇年二月二十五日に通過せる外國爲替管理法に依り、關係機關に對して全在外資産賣却を要求する權限を與へた。外貨動員政策と、爲替管理とは必ずしも同一取締規定中に規定されるとは限らない。イギリスでは外貨動員の問題が第一に重要であつたから、外貨証券の取引制限及び其の強制登録が先づ行はれ、他の爲替管理は十日も後になつて漸く實施された。フィンランドでも動員は一九三九年九月三十日に行はれたが、公式爲替取引統制が實施されたのは十月二十六日である。然るにカナダの九月十五日の外國爲替管理令、南阿聯邦の九月九日の緊急金融取締規則は外貨動員と爲替取引統制を規定してゐる。

る。またフランスでは、狭義の爲替管理は九月十日に創められたが、在外準備員は九月十七日の法律に依つて制定され、濠洲では爲替市場の統制は早く既に八月二十八日に行はれたが、外國證券に關する第一回動員が行はれたのは十月四日である。

我が國に於ては外國爲替管理法及び同施行規則中に、外貨動員に關する規定を設けてゐる。即ち大藏大臣は必要あるときは人を指定して、(一)外國通貨又は外國爲替、(二)外貨證券、外貨債權又は本邦通貨を以て表示する外國居住者に對する債權、(三)外國に在る財産にして前記以外のもの等に關し、日本銀行其他大藏大臣の指定する者に對する賣却其他必要なる事項を命ずることが出来る(法三條、七條)。右の中、財産とは事業若くは營業、又は之に對する出資を含んでゐる。又、賣却其他必要なる事項と云ふ事項のうちには、管理、運用、取得等を含んでゐる。政府に賣却すべきことを命じた場合の賣却價額は、外國爲替管理委員會に諮問して之を定めるのである。併し乍ら東亞共榮圈の確立せんとする今日に於ては、最早や外貨動員の必要は減少した。

外貨評價委員会

〔定義〕 外國爲替管理法に基いて、同法の施行に當らしむべき機關のことである。
〔解説〕 其の任務は、外國爲替管理法第四條第二項の規定により、大藏大臣より賣却を命ぜられたる金地金、外國通貨、外國爲替及び外國通貨を以て表示する證券若くは債權の賣却價格を決定することである。其の官制は管理法に基き昭和八年五月二十四日勅令第三百三十六號を以て公布された。然るに昭和十六年四月十二日改正の外國爲替管理法に依れば、政府に賣却する財産の評價は外國爲替管理委員會の權限に移された爲、之と同時に本委員會は消滅した。

外貨邦債

〔定義〕 外國貨幣を以て其の額面金額を表示せられ、外國市場に於て發行せられた公社債を指して外貨邦債と謂ふのである。
〔解説〕 其の發行主體に依つて區別すれば、國債、地方債及び社債の三種となる。外貨邦債は海外の金融市場特にロンドン、ニューヨークの如き國際市場にて募集せら

るものであるから、信用あり且つ安全性を具備しなければならぬ。故に地方債又は社債なる外貨債には政府保證のものが少なくない。又社債には何れも工場財團上に擔保を設定し、なほ減債基金制度を利用する等内債以上に確實安全な元利支拂に對する保證又は擔保が要る。従つて外貨社債はアメリカ市場にて借入金の擔保となり、近來は内地に於ても同様の取扱ひを受けてゐる。外貨邦債は、額面金額たる外貨の品位下落により債權者は損失を蒙むることがあり得るから、之を防ぐ爲めに元利金の支拂は必ず發行當時に於ける貨幣分量を以て支拂ふことの特約が附せられるのを常としてゐる。之れ等の外貨邦債は、一般市價の變動が爲替相場と結び付いて投資利殖の妙味あるところから、曾ては屢々我國に逆輸入されて、盛んに投資家が之を利用したのである。併し乍ら之は又資本逃避のために買取られたり、爲替銀行などの資金の一部を構成したりすることもあつたが、外國爲替管理の行はれるやうになると、外貨邦債を外國から買取るには許可を受くることを要し、自由に之を爲すことが出来ぬ。

外貨本位制度

〔定義〕 或る外國貨幣の一定量を標準とし、夫に對して自國貨幣の單位が等價關係を保ち得るやうに仕組まれたる貨幣制度を指して、外貨本位制度と謂ふのである。
〔解説〕 此の貨幣制度は、多く植民地や屬領に於て行はれ、又經濟上の弱小國や經濟上の依存關係ある國が優越國に對して此の制度を採用する。所謂スターリン・プロツク諸國に於ける幣制は總て之に屬する。

外貨輸入手形

〔定義〕 輸入手形は通常輸入國の貨幣を以て表示され、輸入國側について言へば邦貨手形の意味になるが、併し如何なる場合にも邦貨手形と限つた譯でなく、往々にして外貨を以て表示されることもあり得る。
〔解説〕 我が國に於ては、棉花輸入手形を除いた外のアメリカからの輸入手形や、ヨーロッパからの輸入手形は外貨を以て表示された外貨手形である。又、我が國から支那、印度等への輸出手形は圓貨を以て表示されるから、輸入國から云へば外貨輸入

手形である。外貨輸入手形は相場の変動より受くる危険を輸入業者に負擔せしめることが出来る。又、此の手形が輸入國に於て支拂はれる場合には、手形の振出日から支拂日までの利子の支拂も受ける。外貨輸入手形は此の意味に於て利附手形である。

外貨餘剩資金集中制

〔定義〕 日本銀行と外國爲替銀行との契約に依り、外國爲替銀行の外貨餘剩資金を日本銀行へ集中する制度を謂ふのである。
〔解説〕 外國爲替管理法第三條の規定に依れば、政府は命令の定むる所に依り、日本銀行其他政府の指定する者に對し、外國通貨又は外國爲替の賣却其他必要なる事項を命ずることが出来る。従つて此の條項に基き命令の發動に依り、外貨爲替資金を日本銀行其他政府の指定する機關に集中し得るのであるが、法令を以て之を強制する時は外國爲替銀行の業務に激變を與へて萎縮せしめ、又海外の反響も考へられ、延いて外國爲替銀行の海外ファンシイテイに面白からぬ影響を及ぼす懸念もある所から、特別の場合を除くの外は輕率に之を行

ふことは出来ぬ。昭和十三年八月より實施せる外貨餘剩資金の集中制は、法令の發動に俟つことなく、日本銀行と各爲替銀行との契約に依り、之を行ふものであつて、其の内容は、(一)毎週末に於て一定限度を超過する爲替買持超過額の集中、(二)餘剩外貨資金の集中より成る。前者はエキステンヂ・ボヂションに對する制限であり、後者はキャッシュ・ボヂションの節約利用を目的としてゐる。爲替銀行が賣買する爲替は、電信爲替もあれば、輸出入爲替手形もあり、而かも先物の豫約取引が多い。其の爲、例へば爲替銀行が先物の輸出手形の買豫約をした場合、爲替銀行は夫れだけ爲替の買持ちにはなるが、其の輸出手形は何ヶ月か先に行かなければ之を取立てることが出来ず、現金は直ちに爲替銀行の手に入らない。此の爲替資金集中政策も右の點を考慮して、爲替の買持と現金としての外貨資金の餘利とは別個に日本銀行に集中するやうに規定したのである。即ち爲替銀行は毎週末に於て、十日間の爲替の賣買の結果買爲替の方がなく、其の額が一定額を超えれば、超過額だけ日本銀行に賣却しなければ

ならないが、現金として保有する外貨資金は餘りに少ないこともあり、場合に依つては寧ろ不足することもあり得る。此の場合には日本銀行は爲替を買上げるが、他方爲替銀行の現金不足を補ふ必要があると認めれば、海外に持つてゐる外貨資金を爲替銀行に賣却する。併し其の買持ち或は餘額資金が一定額以下の場合には日本銀行へ賣渡す必要がない。此の一定額と云ふのは爲替銀行が海外に支店を置いて營業を續けて行くに必要な金額で、其の金額は營業の規模其の他に依り各銀行に依つて異なる。斯くして爲替銀行に爲替資金の餘裕が出来た時には日本銀行に賣渡すが、日本銀行は買上げた資金を其の儘保管するのではなく、必要な方面に利用せねばならぬ。即ち爲替銀行の手許外貨資金が逼迫した時には、日本銀行に對し外債の直買又は直買先賣の乗替取引を申込み、日本銀行は其の申込を審査した上、必要と認めれば爲替銀行に對し外貨を賣却する。尤も此の場合、爲替銀行が外國の銀行との借入契約等に依り資金の融通を受け得る力 (Facility) が尙ほある時には之を考慮して申込に應ずるのである。而

して日本銀行と爲替銀行との間の取引は總て電信爲替として取扱ひ、又通貨は磅か弗に限定し、其の他の通貨の場合は一度磅か弗に直してから賣買し、相場は當日の協定電信賣相場に依つたのである。此の集中制に於て爲替の賣買及び資金の過不足を見る場合には、關東州、滿洲國、北支に於て圓又は滿洲國幣乃至中國聯合準備銀行券を受渡しすることになつてゐる爲替、及び之等の通貨で表示された資金は除外する。

海關金單位

(英) Customs Gold Unit

〔定義〕 支那税關に於ける輸入税徴收の計算單位であつて、金價值を基準とする。
〔解説〕 支那の海關收入は税収入の三、四割を占めてゐたが、一九三〇年前後銀の暴落に依り大減收となつた爲、國民政府は米人ケメラ博士の献策に基き、海關の輸入税徴收に限り從來の海關兩に代へて此の金單位を採用した。實在の金貨はなく、たゞ計算單位としての抽象的存在に過ぎない。法令に依れば純金六〇・一八六八センチ・グラムを以て一孫とするとあり、孫を

海峽植民地の貨幣制度

〔定義〕 海峽植民地 (Strait Settlements Dollar) たる銀弗の自由鑄造を停止し、最近に於ては金爲替本位制を採用してゐた。

單位としてゐるが、孫の基準はロンドン金塊相場である。此の金單位と銀元の公定比率相場は毎朝中央銀行から發表され、全國的に適用された。銀高に依る支那側の不況を救ふ爲に、曾て海關流通券なるものゝ流布されたことがある。此の海關流通券は海關金單位を基礎としたものである。
〔解説〕 海峽植民地は、シンガポール (C) ス島、クリスマス島を含む)、ペナン、マラッカ其他三地方より成るが、貨幣制度の上から見れば馬來聯邦、英領ボルネオ、ブルネイ、サラワク等の英領植民地も共通である。最初はインドのルピー (Rupee) 其の他諸國の貨幣が雜然と行はれてゐたけれども、海峽植民地がインド政府の統制を脱して植民地國務大臣の手に歸するや、一九六七年四月以後に於てはスペイン、メキシコ、ペルー及びボリビアの銀弗並に其の都度明記せられた銀弗のみが法貨として流通

した。一九九〇年十月法貨に關する凡ての法律を廢止し、メキシコ弗を價格の單位と定め、同時に日本の圓、香港の弗及び半弗アメリカの貿易弗に無制限法貨たるの資格を與へた。然るに一八七三年から一八九三年に至る間、銀價暴落して金銀比價の變動の爲、一九〇三年九月二十五日制定せられた通貨法に基き、ボムベイ造幣局が新に海峽植民地弗貨を鑄造したが、メキシコ弗及びイギリス弗の流入に依り忽ち流通市場から委を隠した。そこで新植民地弗の輸出を禁止、且つ貨幣の改鑄により弗の純分を變更せずして其の重量を二五%低下し、更に一九〇九年にも亦其の頃に於ける銀價の低落に順應して弗の改鑄が行はれた。尙ほ海峽植民地に於ては一八九九年から政府紙幣が發行され、之に無制限法貨たる資格を與へた。銀弗と同價を維持せしめる爲に紙幣保證基金 (Note Guarantee Fund) を設置したが、一九〇六年此の基金を運用して金を受入れ、之に爲替手形を交付するやうになり、茲に金爲替本位制の趣旨が採用された。かくして爲替手形の賣却によつて受入れた貨幣を回収して通貨の收縮を圖ると共

に、新弗、五十仙貨並に政府紙幣はソヴェリン貨と引換へに支拂はれ、紙幣保證基金に拂ひ込まれることにした。弗銀の自由鑄造は久しき以前より停止されてゐた。海峽植民地弗は普通シンガポール弗 (Singapore) と呼ばれ、其の價值は一九〇六年二月、ニシリング四ペンスに定められて今日に至つたものである。補助貨には二〇セント、一〇セント、五セントの三種の銀貨と、五セントのニッケル貨、一セント、半セント、四分の一セントの銅貨がある。
〔定義〕 明治十六年度以降八ヶ年に互る繼續計畫たる海軍擴張費の中、明治十九年度以降の分を支辨する爲、明治十九年六月十二日の勅令第四七號を以て發行せられた公債が、即ち茲に謂ふ海軍公債である。
〔解説〕 發行額一千七百萬圓、利率五分五ヶ年据置、償還期限三十五年である。明治十九年に勅令を以て海軍公債證書條例を公布し、同年から二十二年に互つて募集され、鎮守府、兵器製造場の建設費、軍艦、水雷艇の建造費及び火藥等の製造費を之に

會計

(英) Accounting
(獨) Rechnung

依つて支辨することが出来たのである。
〔定義〕 企業の財産及び資本に於ける増減變化を計算し整理する經理手續のこと。
〔解説〕 企業財産は企業の營利活動の進行に伴つて變化するから、常に之が價值を決定し、其増減を計算整理しなければならぬ。又、企業經營の結果は財産の構成部分に變化を惹起すると同時に、一面に於て財産總額の上にも増減を生じ、收入の超過價値は資本の増加即ち利益となる。會計は企業經營の目的たる利益の高及び其の由來を計算整理する所の技術である (銀行會計)。

會計監査

(英) Audit (獨) Revision
(佛) Verification

〔定義〕 他人のなせる會計記録につき、其の正否如何を鑑別する所の手續である。
〔解説〕 會計監査は單なる檢算でない。檢算とは會計係自らが自己の爲せる會計記

録の正否を鑑別することであるが、會計監査に於ては他人の爲したる會計記録を其の監査物體とする。其の會計記録は會計帳簿又は決算報告書に止まらず、會計記録の正否を確認するに必要な一切の記録にまで及ぶ。即ち他人の行ひたる會計の計算記録に誤謬又は不正なきかを會計帳簿並に關係諸式に就て査閲し、又、作成せられたる貸借對照表及び損益計算書等の會計報告書が當該企業の其の作成時に於ける眞實且つ正確なる財政状態並に其の期間の營業成績を適正に表示してゐるかどうかを檢證し、眞正なる財政状態並に營業結果を確認して、之を關係者に報告する爲めの一切の行爲を會計監査と謂ふのである〔銀行會計の監査〕。

會計法

〔定義〕 帝國憲法に定むる所の會計事項の運用に依り、國家財政を管理する手續を定めたる公法を指して會計法と謂ふ。

〔解説〕 明治六年十二月金穀田納順序は我國會計法の前身であり、九年八月大藏省田納條例の制定を経て、十三年會計檢査院の設置と共に會計法が發布された。爾來會

計法は屢々改正されたが、時勢の進展に伴つて根本的改正の必要を生じ、大正十四年四月八日法律第四十二號を以て現行會計法公布、勅令第四百八十六號を以て同十一年四月一日より施行する。其の改正の要點を示せば、(一)田納事務完結期限を短縮し、歳入田決算を翌年開會の帝國議會の常會に提出すること、(二)國庫金の田納については從來久しく行はれた金庫制度を廢して、新たに預金制度を採用したこと等である。

外國爲替

- (英) Foreign Exchange
- (獨) Auslandswechsel
- (佛) Monnaie étrangère

〔定義〕 正貨の輸送に依らずして、國際間の債權債務を決済せんが爲に、主として爲替手形の形式に依り行はれる對外債權の買入を指して外國爲替と謂ふのである。

〔解説〕 外國爲替とは國際間に生ずる貸借決済の方法である。國際間に於ける貸借關係には或は商品代金もあれば、又普通の貸借もある。之等の貸借決済の爲に現金の輸送を行はんとせば、大なる勞費、危険損

失を伴ふばかりでなく、一切の國際間貸借を總て決済するに足る程の金は最初から存在しない。そこで隔地者間に生ぜざる貸借關係については現送に依らず、爲替手形、小切手、電信の如き、一定の流通信用手段の利用に依り決済する途が開けた。之が所謂爲替 (Exchange) なのである。爲替は國內に於ける隔地者間の貸借決済にも行はれるが〔内國爲替〕、爲替の有する獨特の原理は外國爲替の領域に於て、其の適用の効果を最もよく發揮することが出来るのである。爲替の貸借決済に於いて、一定の信用手段 (廣義の爲替手形) の利用が、隔地者間の現金輸送と全く同一の效果を生ずると云ふのは、一國が他國に對して有する債權を以て其の國の負ふ債務の支拂に供する方便となし、之に依り兩國間に於ける債權と債務を容易に相殺することが出来るからである。例へば外國から金銀受取の權利を有する者があれば、其の權利者は右の債務者に對して、其の同一國內に於ける自己の債權者に宛て支拂の委託書即ち爲替手形を振出して之を銀行に賣却し、又、外國に金錢支拂の義務ある者があれば、其の外國に於て支拂

はるべき爲替手形を買入れ、是を相手方に送附することに依つて貸借の決済が出来るのである。故に外國爲替の起因は、他の一面より見れば外國爲替手形の需要供給を生ずる原因であつて、一般に外國爲替と云ふも、其の根本は對外債權の買入に外ならない。外國爲替なる語は、通俗的には極めて廣い意味に使用されてゐる。即ち嚴格なる意味に於て外國爲替手形の買入に用ひらる外、單に外國爲替と稱して或は爲替相場を意味する場合もあれば、或は外國爲替手形そのものを指稱する場合もあり、又時には外國爲替業務の稱呼とする場合もある。併し之等は何れも略語であつて、相場、手形又は業務なる語を省略して慣用されてゐるものであるから、前後の事情又は關係より察知して其の何れかに解釋する外あるまい。我が國の外國爲替管理法に於て外國爲替と云ふのは本邦より外國に仕向け、又は外國より本邦に仕向けたる爲替手形、小切手、支拂指圖書、電信爲替及び郵便爲替の外に、外國より外國に仕向けたる國爲替をも含む。併し乍ら外國爲替業務の上から見たる外國爲替は、此の規定よりも遙かに廣

汎な範圍に涉つてゐるから、同法に於ても外國爲替銀行に關する限り、外國爲替と稱するものの中には、其の業務上、外國爲替に準ずるもの、一切を含むことを認めた。

外國爲替及び損

〔定義〕 銀行の外國爲替業務に依つて生ずる所の利益金又は損失金を指して謂ふ。

〔解説〕 今少しく之を具體的に説明すれば、(一)外國爲替の買入價格の開き、(二)外國銀行との間に相互に有する預金利率の受拂、(三)外債に依つて表示せられたる買入外國爲替、賣渡外國爲替、並に外國他店に對する爲替尻等に依る邦貨換算額の増減、(四)爲替相場の變動等は總て此の項目を以て處理される。爲替業務に従事する銀行に取つては之は其の損益計算書に於ける重要項目の一つであると謂はなければならぬ。

外國爲替貸付金

〔定義〕 日本銀行が輸出入手形を擔保として、主として横濱正金銀行、臺灣銀行に貸出し、輸出爲替の買取資金即ち輸出資金に充てられる資金を指して謂ふのである。

〔解説〕 日本銀行の外國爲替貸付金は日銀週報の資産の部に計上されるが、割引手形も資産たるの性質に變りはない。外國爲替貸付金は輸出入手形を抵當とするが、實質は商業手形の割引であつて、年末とか六月末とかを除けば、其の貸出の大部分は爲替銀行に對する分である。尤も一年を通じて云へば輸出手形の田納期が増加し、輸入代金の決済期に減少するが、此の如き季節關係を離れて割引手形即ち爲替貸付金が増加するのは、巨額のコールを吸收してゐる爲替銀行、主として正金銀行が、一般金融市場の繁忙の爲めに、コールの回收を受けて其の代り金を日本銀行に求めるからである。正金銀行に對しては、其の當初政府は無利子若くは低利の預金をなすことに依つて、資金融通の保護を與へてゐたが、明治二十三年政府預金がすべて日本銀行の保管となるに及んで、正金銀行は此の特典を失つた代りに、日本銀行から外國爲替手形割引の形式に依り年二分を以て低利資金の融通を受けることになつた。此の特典は明治三十二年二月に二千萬圓と確定されたが、其の後此の限度は更らに擴張されてゐる。

外國爲替換算表

- (英) Exchange Table
- (獨) Wechselkursstabelle
- (佛) Tableau du cours du change

〔定義〕 外國爲替の金額を一々換算する手数の煩を避くる爲に、凡ゆる金額に對する換算額を掲げて、邦貨と外貨との等價を一目瞭然たらしめた計表のことである。

〔解説〕 歐米の銀行員は一冊づつ此の換算表を所持し、自己の運算の確否を確めた上で其の事務を進める。恰かも利息一覽表の如く凡ゆる外國爲替相場に於ける一から九まで、或は一から百までの數字に對する邦貨と外貨との等價を示した計表である。

外國爲替換算法

- (英) Means of Conversion of Exchanges

〔定義〕 一定の爲替相場に依つて外貨の一定金額を邦貨に換算し、又邦貨の一定金額を外貨に換算する方法を指すのである。

〔解説〕 換算の方法は與へられたる爲替相場が外貨建であると、邦貨建であるとに

依つて異なる。即ち(一)外貨建相場に付て云へば、一定の邦貨金額を外貨に直すには其の邦貨金額に外貨建相場を乗じ、一定の外貨金額が與へられる。之を邦貨に直すには其の外貨金額を外貨建相場にて除すればよい。(二)邦貨建相場に付て云へば、一定の邦貨金額を與へられて之を外貨に直すには其の邦貨金額を邦貨建相場にて除し、又一定の外貨金額を與へられ、之を邦貨に直すには其の外貨金額に邦貨建相場を乗ずればよい。以上は最も簡単に如何にして換算すべきかの原理を示したに過ぎない。實際の換算は之より遙に手数のかゝるもので、例へば八分の三とか、十六分の七とか云ふ相場は、之を小数に直すにも英貨印貨の如く十進法で計算の出来ない貨幣に就ては一應シリングなり、ルビーナりの小数に直してから換算し、其の答を更らにポンド、ルビに直さなければならぬ。又、銀行の行ふ換算には利息勘定や、手形の仕向地如何に依つて各國の異なる手形印税が之に加はり、銀行の手数料も加はる。爲替の換算方法に付ては、あらゆる場合に於ける計算を示した爲替換算表を利用すれば便利であるが、

外國爲替管理

- (英) Exchange Control
- (獨) Devisenbewirtschaftung

〔定義〕 國家の意思に依り爲替取引其のものに對して直接強制的に干渉を加へ、之が制限、又は割當を爲す所の政策である。

〔解説〕 外國爲替管理なる語を廣義に解釋する時は、爲替相場に關係ある諸傾向及び諸要因に對し、何等かの影響を與ふる目的を以て爲さるゝ一切の形式の干渉を意味し、爲替平衡勘定又は安定資金制度の運用爲替釘付政策乃至操縱政策の如きは勿論、金本位制の維持を目的とし、此制度の圓滑なる運用に依つて自ら得らるべき爲替の安定を可能ならしめんとする割引政策や公開市場政策等も其の範圍に這入つて来る。併し外國爲替取引の自由を制限又は抑壓する狭義の爲替管理と、爲替市場の自由取引を認めつゝ、其の基礎の上に立つて爲替相場の安定を圖らんとする政策(爲替統制策)と

の間には素より本質的な相違がある。爲替管理の行はれる目標は雑多である。(一)爲替相場の動搖防止、(二)正貨準備の擁護、(三)資本逃避又は爲替投機の防遏、(四)輸入の制限、(五)國內社會情勢の安寧維持、(六)外國支拂の一時停止又は其の輕減等を目指して爲替管理は行はれる。之等の諸事情に應じて管理實行の方法は其の程度も自ら異り、最も極端なる場合には爲替取引の國家的獨占、又は爲替相場の公定に迄押し進められることも絶無でない。爲替管理を施行せる國は第二次大戰前既に三十五ヶ國の多きに及び、之を有せざる國はアメリカ、イギリス、スイス、ダンチッヒ、オランダ、カナダ、支那等に過ぎなかつたが、大戰開始と共に、外國爲替管理は植民地を含む全英帝國領土に採用せられ、又フランス及び其の植民地、エヂプト、フィンランド、ノルウェイ及びスエーデンの如き諸國にも採用されるに至つた。大戰開始後に於つても爲替取引が自由であつたのは、ベルギー、メキシコ、オランダ、ベルー、ポルトガル、スイス及び合衆國だけであつた。而して爲替管理を施行しつゝある國と云へ

ば、其の國情及び時期に依つて寛嚴の程度を異にするが、爲替管理の最初の出發點は資本逃避の防止であり、次に爲替投機の抑制であるが、之等の政策は政府の監督監視の下に爲替銀行の判斷と誠實とに依頼して行はれる。第一次大戰の最後の年及び一九三三年の金本位停止以後に於けるアメリカ合衆國は一時此の方法を採用し、昭和七年の我が國資本逃避防止法もかゝる方法に依り主として外貨證券投資に依る資本逃避を防ぐ目的に出たのである。之に一步進めた政策は、外國爲替手形の買入、金、銀行券、有價證券の輸出、又は爲替の先物取引の制限又は禁止であつて、第一次大戰時中及び戦後ヨーロッパ大陸諸國及びラテン・アメリカ諸國に於ては外國資本の引揚げを禁止又は制限したが、一九三一年の本位恐慌以降、外資引揚に對する禁止は種々なる程度に對外拂の停止(Transfer Moratorium)の實施に依つて一層強行せられることになつた。封鎖貨幣(Blocked Currency)と稱する新たな制度が生まれたのは、かくの如き極端なる爲替管理の矛盾に處する窮餘の策に外ならない。ドイツは顯著なる其の一

例である。然るに爲替管理の段階が更らに進めば、單に資本移動及び投機の抑壓に止まらずして、爲替相場の維持安定を目的として輸入爲替手形の割當、制限又は禁止を斷行し、又は輸出業者から輸出爲替を強制的に徵發するが、尙ほ之に慥らずして私人の外國預金若くは投資までも一般的に徵發するやうになる。イギリスが第一次大戰時にドル貨有價證券の動員を強行したのは此の一例(今次大戰にも行つてゐる)であるが、今日之が最も嚴格に實行されてゐる國にドイツがある。斯くして爲替市場の自由を完全に奪へば、爲替取引は舉げて中央銀行其他の貨幣當局に依つて一手に集中獨占せられ、爲替相場の公定に依つて爲替管理は其の最後の段階に到達する。此の爲替相場の公定と云ふ最後の非常手段は曾てドイツに於て行はれ、又、第二次大戰にはイギリス其他の國が之を行つた。我が國に於ては昭和十七年一月一日より、從來の爲替相場なる概念を拋棄して、政府により爲替換算率を公定することになつた(爲替相場の公定)。以上に述べたる管理段階は、其の寛大なるものから峻嚴なるものへと順序を逐ふ

て列挙したるに止まる。國に依つては峻厳なる管理方法が逆に緩和された實例もないではないが、各國に於て爲替管理が實施されて以來、大勢としては其の内容は次第に強化されてゐる。殊に第二次歐洲大戰の勃發に伴ひ、之に誘發された複雑なる國際情勢に對應して、爲替管理は益々強度に實施されるに至つたのである。

我が國に於ても昭和七年始めて爲替管理を施行してより、昭和十六年四月の法令改正を見るに至るまでに九年の期間を経過したが、其の間爲替管理の方針は非常な變化を來してゐる。第一期は資本逃避防止時代で、資本の海外逃避を防止すると云ふ爲替管理の初歩的段階より始められたが、之は他の諸國と揆を一にするものである。所が此の時代は非常に短命に終つて、第二期の平時的爲替管理時代に移行した。此の時代は最近まで續き、其の間前後四回に互つて法律的部分的改正が行はれ、其の内容は一應整備されたが、第二次歐洲大戰の勃發に依り、國際非常時局に處する爲には、尙ほ不備の點が少くなかつたから、更に第三期の戰時爲替管理時代に發展することになつ

た。國際情勢の險悪化に備へて高度國防國家建設を唯一の目標として資材及び勞力を總動員し、凡ゆる政策を之に集中するが如き事態の下にあつては、爲替管理も亦當然其の綜合計畫の一部として之を完成すべき使命を有する。殊に各國が夫々自國本位の強度の爲替管理を實施して來ると、國際取引は勢ひ不圓滑となり、相互の關係に於て開爭状態の様相を呈せざるを得ない。爲替管理は國際經濟戰の第一線を守備する任務を有し、相手國が之を強化すれば對抗上自國も亦之を強化して行き、苟くも開隙に乗ぜられるが如きことがあつてはならない。従つて國際金融系統の混亂或は破壊に依り、從來の金融中心地經由の方法に依る對外決済は困難となり、之に對處して行く爲にも有効適切なる指導統制が新らたに必要となつて來る。更に諸外國の中には自分勝手な政策から、或は本邦に對する非友誼的意圖から、本邦人の活動、對本邦取引等に差別的壓迫を加へる國も生ずる虞れがあるので、斯かる場合に對抗手段を講じ得る權限も必要である。斯くて國際經濟戰の激化に伴ひ、爲替管理に依り遂行せねばならぬ

事項は廣汎多岐となる。之に對處して從來の平時的爲替管理の權限を戰時的の夫に編成せねばならぬ〔外國爲替管理〕。大東亞戰爭前の我國は此くの如き情勢にあつた。

外國爲替管理委員會

〔定義〕 大藏大臣の監督に屬し、主務大臣の諮問に應じ外國爲替管理法の施行に關する重要事項を調査審議する機關である。

〔解説〕 本委員會は外國爲替管理法第十五條の規定に基き、昭和八年五月二十五日勅令第三百三十五號を以て公布せる外國爲替管理委員會官制に依りて設置された。本委員會に於ては、前記の事項に付主務大臣に建議を爲すことも出来る。曾て外貨評價委員會の權限に屬した管理法に依る政府への賣却財産評價も、昭和十六年四月の管理法改正に伴ひ、之また本委員會の權限に移された。本委員會は會長一人、委員二十人以上(舊官制十五人以上)を以て組織し、必要に應じて別に部會を置き、其の所掌事項は大藏大臣が之を決定する。本委員會に於ては其の定むる所に依り、部會の決議を以て直ちに委員會の決議と爲すことが出来る。

外國爲替管理機關

〔定義〕 外國爲替管理法を實施する爲に必要とする其の執行機關であつて、之に依り外國爲替管理機構が構成されてゐる。

〔解説〕 爲替管理を爲す機關としては、爲替管理委員會又は爲替局を設け、之に該國對外爲替取引一切を獨占せしめるとか、大藏大臣又は貿易省大臣に權限を與へ、中央銀行に命じて外國爲替取引を全部同行を通せしめることに依り統制を行ふ場合もあり、何れも適宜の緊急令又は法律に依り定められてゐる。中央銀行をして管理せしむる國はドイツ、イギリス、イタリー(別にファシスト信用聯盟がある)、エストニア、ハンガリー、ギリシア、デンマルク、ブルガリア、ポルトガル、リビア、ブラジル等。爲替委員會又は外貨委員會をして管理せしむる國は、フィンランド、ラトビア、エストニア、アルゼンチン、チリ、ボリビア、コロンビア、ホンジュラス。又、爲替銀行をして管理せしむる國はベルギー、ダンテヒ、ルーマニア、ブラジル、コスタリカ、ヴェネズエラ、トルコ等である。カ

ナダにはカナダ銀行總裁、大藏次官其他の官廳代表者の構成する外國爲替統制局がある。又、國に依つては爲替銀行が協定申合を爲し、互に爲替取引調節の實を舉げんとする場合もある。何れも輸入代金支拂に要する外貨賣却に制限を設け、又は割當等を取極め、一方外貨買上に依り資金の調節を計つてゐる。第二次大戰に際しては、大抵の國で統制機關に代つて事務を執る爲、多數の指定銀行が指定された。我が國に於ては大藏大臣に管理權を賦與し、日本銀行及び特に指定された民間爲替銀行が其の事務の一部を代行してゐたが、昭和十七年四月一日、貿易關係の爲替管理は商工大臣の所管となり、貿易爲替管理規則を制定すると同時に、大藏省爲替局の輸入第一課、同第二課、輸出第一課、同第二課を廢止し、其の事務は商工省貿易局に移管された。

外國爲替管理部

〔定義〕 外國爲替管理法の施行に伴ひ、外國爲替管理に關する事務一切を處理する爲に設置せられた大藏省の一局である。

〔解説〕 外國爲替管理部は昭和八年五月

勅令第二百二十四號を以て設置せられ、總務課と審査課とに分れ、前者に於ては、(一)外國爲替管理に關する法令の規定に依る許可に關すること、(二)外國爲替管理法第四條第一項の命令を發すること、(三)外國爲替委員會に關すること等の處理に當り、又後者は(一)外國爲替管理に關する法令の規定に基く報告書又は明細書の審査、(二)外國爲替管理法第二條の規定に依る検査、(三)外國爲替管理法の關係法令違反事件に關すること等を掌つた。昭和十二年五月、此の外國爲替管理部は爲替局に改組された。

外國爲替管理法

〔定義〕 我が國に於ける外國爲替管理の根據法であつて、資本の逃避防止、爲替思惑の禁止、爲替取引の制限及び間接的貿易管理等の實施を其の目的としてゐる。

〔解説〕 昭和七年六月三十日公布された資本逃避防止法は、我が國に於ける最初の爲替管理法であるが〔資本逃避防止〕、爲替の思惑賣買の取締に重きを置き、輸出入貿易には何等の制限を加へなかつたから、爲

替の思惑賣買に因る弊害を防ぐことは出来たが、爲替以外の方法により間接的に爲替の施行後所謂無爲爲替輸出に因る合法的資本逃避が行はれ、又、證券の輸出を取締らぬ結果、内外公社債の輸出に依る資本逃避が行はれたのみでなく、思惑的輸出、殊に先物爲替豫約の方法に依る輸出貿易商の爲替投機、信用狀濫用等も頻々として行はれたので、一層徹底的に取締をなす必要に迫られた。昭和八年三月二十八日法律第二十八號を以て外國爲替管理法を公布し、次で同年四月二十六日大藏省令第七號外國爲替管理法に基く命令の件により外國爲替管理法に定められた取締事項の範圍方法を限定し、又同日大藏省令第八號を以て同施行手續を制定公布、同年五月一日より何れも實施の運びとなつた。此の基本法規は八條より成るもので、大藏大臣に廣汎なる取締權限を與へ、總て其の委任命令の發動に依り臨機應變の處置を執ることが出来る。其の後本法は必要に應じて幾度か改正された。即ち昭和十二年八月、同九月、昭和十

四年四月、昭和十五年三月及び昭和十六年四月の五回に及んでゐる。第一回の改正では貨物の無爲爲替輸入に對する取締規定を設け、第二回の改正では外國居住者に對する債權債務及び在外財産の取得又は處分、外貨資金及び在外財産に對する處分命令、金貨輸出の豫備行爲に對する所罰等に關する規定を設け、第三回改正では産金法の改正に伴ひ、金地金の強制買上規定中より削除し、第四回の改正では、通貨輸出の取締に法的根據を與へると共に、通貨に關する爲替管理法規の整備を期したが、之等の改正は皆部分的のものであつた。然るに第五回の改正は戰時體制の強化に即應する爲に行はれたもので、全文に涉る改正法律が公布された。此の改正法律は十五箇條より成るもので、第一條に掲げた禁止又は制限することを得る管理事項を示せば次の如くである。(一)外國通貨又は外國爲替の取得又は處分、(二)通貨若しくは外國通貨の輸出若しくは輸入、金地金、金の合金若しくは主たる材料とする物の輸出又は金貨幣の積蓄若しくは毀傷、(三)外國への送金にして前二號に包含する方法に依らざるもの、(四)外國に於て

爲したる委託に基き又は外國居住者(法人の外國に在る支店其の他の營業所を含む以下同じ)の爲にする本邦内に於て爲す支拂又は其の受領、(五)外國に於て爲す支拂の本邦内に於ける委託、(六)本邦居住者(法人の本邦内に在る支店其の他の營業所を含む)の爲にする外國に於て爲す支拂又は其の受領、(七)外國居住者に對する債權の取立又は取立の依頼若しくは引受、(八)外國居住者の爲にする債權の取立又は取立の依頼若しくは引受、(九)外國居住者、本邦内に居住する外國人(外國法人の本邦内に在る支店其の他の營業所を含む)又は命令の定むる本邦人の本邦内に於て爲す財産(事業若しくは營業又は之に對する出資を含む以下同じ)の取得若しくは處分、預け金の引出又は貸出金の回收、(十)前號に掲ぐる者の爲又は之を相手方とする本邦内に於て爲す前號に掲ぐる取引又は行爲、(十一)外國爲替相場の取極、(十二)外國通貨を以て表示する證券(財産權を證する證書及帳簿を含む以下同じ)、債權又は債務の取得又は處分、(十三)本邦通貨を以て表示する外國居住者に對する債權又は債務の取得又は處分(十四)信用

狀の發行又は取得、(十五)外國居住者に信用を與ふる行爲、(十六)證券の輸出又は輸入、(十七)價額の全部又は一部に付外國爲替を取組まざる貨物の輸出又は輸入、(十八)外國に在る財産にして、第一號、第十二號、又は第十三號に掲げざるものの取得又は處分(處分)之等の管理事項は別に命令(外國爲替管理法施行規則)に依り或は之を禁止し、或は之に制限を加へる。尙本法に於ては、爲替取引の日銀其の他への集中、外貨資産及び在外資産に對する賣却其の他必要なる事項の命令、對外決済の方法、條件其の他の必要なる事項の命令、帳簿の備付、帳簿書類への記載方等に關する命令、臨検及び検査(關稅法の準用)本法施行事務の日本銀行其の他に於ける取扱(六)等の規定を設け、第七條乃至第十四條は罰則規定である。外貨評價委員會は解消し、其の權限を外國爲替管理委員會に移した(十五)。改正法律は昭和十六年四月十一日法律第八十三號を以て公布され、即日施行された。本法關係の法令としては外國爲替管理法施行規則(外國爲替管理法)があり、朝鮮、臺灣及び樺太に於ても内地と同時に

本法を施行し、南洋群島に於ては昭和十六年一月より施行された。關東州に於ては關東局令として外國爲替管理令を制定し、内地と其の歩調を合せて取締を行つてゐる。然るに貿易關係の爲替管理が商工省へ移管せらるゝや、昭和十七年四月一日、商工省令第三十二號を以て別に貿易爲替管理規則が制定され、茲に外國爲替管理法の施行上其の一轉期を劃するに至つた。

外國爲替管理法施行規則

律の根本改正と呼應して一段の飛躍を爲してゐる。全文百八條、十一章より成る。第一章は九箇の重要用語の定義に關する規定であつて、之は第二章以下の各條文の理解を適確明瞭ならしめんとする爲めに設けたものである(第一條乃至第九條)。第二章は外國爲替取引其の他資本の内外移動の基本的行爲に對する取締規定に關するもので、從來第七號省令と第一號省令の双方に規定されたものを此處に一括整理したのであるが、其の内容は相當強化されてゐる(第十條乃至第十四條)。第三章は旅行者の便宜を圖る爲、從來の旅費に關する不要許可事項の規定を纏め特に一章を設けた(第十五條乃至第十九條)。第四章は外貨證券の取得處分、證券の輸出、スタンプの押捺等證券に關する取締規定を網羅したものであるが、内容は從來と餘り變更がない(第二十條乃至第二十四條)。第五章は外貨表示の債權債務、若しくは外國居住者に對する債權債務の取得處分、又は外國居住者に對する信用供與に關する取締規定を一括したもので、之亦從來と殆んど變化がない(第二十五條乃至第二十九條)。第六章に於ては廣く在外財産に關する取締規定を此處に網羅し、其の内容も從來に比して著しく強

化され、新設條文も多く、今回の改正の重要部分を爲してゐる(第五十條乃至第六十二條)。第七章は貨物の輸出入に關する舊第七號省令及び舊第一號省令の規定を纏めたもので、其の内容は従來と大同小異である(第六十三條乃至第六十七條)。第八章は外國爲替銀行、兩替商及び爲替ブローカーに關する取締規定であつて、其の内容は従來に比し外國爲替銀行に對する取締が強化された外、爲替ブローカーの取締規定を新設した(第七十二條乃至第七十七條)。第九章は外貨資産、在外財産等に關する命令權、對外決済方法、條件等の命令權及び外國人の在內財産に關する行爲の統制權等に關する規定を掲げたが、本章の規定は具體的の命令又は統制を政府の行政處分に委任せる權限規定に過ぎない(第八十條乃至第八十七條)。第十章は調査及び検査の權限、爲替管理事務の取締機關指定等に關する規定で、今回の改正法律に基き従來の規定の内容が變更され、又は新設された條文が多い(第九十條乃至第九十五條)。第十一章は許可申請及び報告の手續其の他の雜規定であつて、従來第八號省令及び第七號省令に規定されてゐた諸事項を整理したに過ぎぬ(第九十六條乃至第九十九條)。附則には従來の三箇の省令の

廢止に伴ふ經過規定、新設規定の施行期日等に關する規定を掲げた(第一百條)。然るに昭和十六年十二月五日、閣議に於て貿易關係の爲替管理事項を大藏省より商工省へ移管することに決し、翌十七年四月一日商工省令第三十二號を以て外國爲替管理法に基き貿易爲替管理規則を公布、即日施行されることになつた爲、同日大藏省令第二十四號を以て外國爲替管理法施行規則の改正を行つた。又、同年七月一日にも大藏省令第五十一號を以て改正、取引又は行爲の制限免除等は事項又は人を指定して行ふ外、告示に依り一般人を対象として特定事項の制限免除を爲し得ることとした(第二項)。右告示は主として南方關係のものである。

外國爲替管理法に基く施行手續

〔定義〕 外國爲替管理法に基く許可申請手續、明細書及び報告書の記載事項、書式等を規定した施行上の舊手續法規である。
〔解説〕 昭和八年四月二十六日大藏省令第八號を以て、外國爲替管理法ニ基く命令ノ件」と共に公布施行されたが、昭和十一

年十一月、昭和十二年七月、十二月、昭和十三年六月、十月、昭和十四年六月、昭和十五年十一月の前後七回改正があり、其の間取締は強化されたが、昭和十六年四月に至り、其の他の關係省令と共に外國爲替管理法施行規則に統合して之を廢止された。

外國爲替管理法に基く命令の件

〔定義〕 外國爲替管理法に基き、外國爲替管理を實施する爲制定された大藏省令。
〔解説〕 本令は昭和八年四月二十八日大藏省令第七號を以て公布され、同年五月、八月、九月、昭和十一年十一月、昭和十二年七月、十二月、昭和十三年六月、十月、昭和十四年六月、昭和十五年十一月の前後十回に互の改正を行ひ、其の間取締は強化されたが、昭和十六年四月、外國爲替管理法施行規則に之を統合して廢止された。

外國爲替管理法に基く臨時措置に關する命令の件

〔定義〕 外國爲替管理法に基き貨物の輸

入を制限する爲に設けた大藏省令である。
〔解説〕 従來、外國爲替管理法に基く命令としては、昭和八年大藏省令第七號があり、必要に應じて之に改正を加へ、其の時的情勢に適した措置を講じて來たが、昭和十一年末には見越輸入が盛んに行はれ、之を防止する必要を生じたのと、海外に於ける不當なる圓賣りを取締る必要があつたので、昭和十二年一月八日大藏省令第一號を以て「輸入貨物代金ノ決済及外國爲替銀行ノ海外指圖ニ依ル支拂ノ制限ニ關スル外國爲替管理法ニ基ク命令ノ件」を公布、即日施行された。本令は臨時應急の措置であつたから、昭和十二年七月三十一日までを其の施行期間と定めたが、其の後の貿易情勢は依然として入超を續けた爲に、尙之を存續する必要に迫られ、七月七日大藏省令第二十三號に依り、施行期間を當分の内延長することとした。爾來本令は昭和十二年八月、十二月、昭和十三年三月、十月及び昭和十五年十一月の前後七回改正を行つてゐるが、昭和十三年十月の改正に際して、本令の名稱を「外國爲替管理法ニ基ク臨時措置ニ關スル命令ノ件」と改稱された。然

るに昭和十六年四月に至り基本法の改正に伴ひ、他の關係法令と共に外國爲替管理法施行規則に統合されて、本令を廢止した。

外國爲替銀行

(英) Bank of Exchanges
(獨) Wechselbank

〔定義〕 對外債權の買賣並に代金取立、信用狀發行其他の附隨業務を營む銀行であつて、貿易港又は金融中心地に存在する。
〔解説〕 爲替銀行の出現は、信用の發達通信及び交通機關の普及にも勝りて、爲替制度の上に重要な關係を有する。債權者と債務者との間に介入し、金額、期限及び場所の三點について恰かも好都合に相殺せらるゝ貸借關係を人爲的に創設し、以て隔地者間貸借の決済を一般的規則的ならしめる所に爲替銀行の機能と存在理由がある。併し發達せる今日の爲替銀行の意義は最早簡單なる隔地者間貸借の決済所(Clearing House)と云ふだけではない。即ち爲替銀行は爲替の供給者に對しては自ら買手に代つて之を買取り、爲替需要者即ち買手に對しては自ら賣手として之に賣渡すことに依つ

て、其の需給を媒介し、以て隔地者間の貸借關係を決済し得せしめるのである。故に爲替銀行の業務は一地域に於ける現金と他の地域に於て現金たるべき貨幣債權との交換取引を意味する。之を名づけて爲替銀行の媒介的機能と云ふ。今、外國爲替取引の國際經濟的機能を爲替銀行の營める業態の上から眺めるとき、次の如き營業種目を舉げることが出来る。即ち(一)各種外國爲替手形の買賣及び取立、(二)商業信用狀及び旅行信用狀の發行、(三)公社債株券等の如き外貨有價證券の買賣、(四)國際支拂手段たる地金銀並に外國貨幣の買賣、(五)外貨預金の引受及び拂出等は其の主なるものであるが、多くの場合爲替取引に關聯して尙ほ一般商業銀行業務をも營む。本邦に於ては、爲替の買賣に従事する銀行は主として横濱正金銀行であるが、其の他臺灣銀行、朝鮮銀行及び普通銀行の主なるものも之に従事してゐる。然るに昭和十一年十二月一日以後は、既設又は新設の店舗に於て外國爲替業務を營まんとする場合は大藏大臣の許可を要することとなつた。之等の外國爲替業務を營む銀行を外國爲替管理法では外

國爲替銀行と謂ひ、其の店舗は大蔵大臣之を告示する。從來本邦と關東州及び舊滿鐵附屬地間の圓爲替取引は自由であつたが、昭和十五年十一月一日の舊七號省令改正に依り、本邦と關東州及び舊滿鐵附屬地間の圓爲替も同省令に於ける外國爲替に包含せしめ、他の外國爲替と同様に扱はれることになつたので、銀行が同方面との圓爲替取引を業務として行ふに就ても、外國爲替業務としての許可を受けることを要する。外國爲替管理法制定の當初は、外國爲替銀行の爲替取引は大體自由にしてあつたが、之は爲替需要の原因の方(即ち顧客側)で統制して行けば、其の配給機關たる爲替銀行の取引は自ら規整せられ、別段之を取締る必要がなかつたからである。然るに其の後、に於ける各爲替銀行の取引状況や爲替市場の情勢を見ると、爲替の配給機關たる銀行をも相當監督することが必要となり、昭和十三年三月二十八日、第一號省令を改正するに際し、爲替銀行の爲替取引も一般的に當局の許可を要することとした。其の結果舊七號省令第十八條の自由取引に關する規定は廢止せられ、外國爲替銀行に於ける取

引又は行爲の大部分は要許可事項となつたが、舊七號、舊八號及び舊一號の三省令を統合した外國爲替管理法施行規則にては、外國爲替銀行に對する取締規定を整備したのみでなく、更に新しき取締規定をも設けて、其の取締範圍は益々擴大されるに至つた。例へば(一)外國爲替銀行に對する外國爲替の賣却、(二)被仕向取立爲替の取立、(三)在外銀行に對する預け金又は貸越金、(四)第三國に在る店舗に於て保有する外貨資金等は何れも取締を受け、又、確認義務を強化された(「確認義務」併し外國爲替管理の新たな方針は爲替銀行集中主義を強行し、爲替銀行を相手方とする取引又は行爲に付ては、多くの場合之を不要許可とした。

外國爲替基金

〔定義〕 輸出用原料の輸入資金に利用せしむる爲、日本銀行の正貨準備の中から三億圓を解除して設けた特別勘定である。
〔解説〕 昭和十三年七月十九日大蔵省が發表せる外國爲替基金の要旨に依れば、日本銀行は其の保有する正貨準備の中三億圓を解除し、之を以て同行に外國爲替基金勘

定を設置する。右基金は主として輸出商品の原料輸入を圓滑ならしむることを目的としたもので、本基金に移した正貨は必要に應じ、逐次之を外貨に換へて保有し、正金銀行及び他の爲替銀行をして輸出商品の原料輸入の爲に利用せしめ、各銀行は其の利用したる資金を各自の輸出爲替代り金の中より、一定期間内に本基金に返還しなければならぬ。従つて本基金は、原則として同轉的に輸出商品原料輸入の爲に活用せられた。而して日本銀行は同年七月二十三日此の新勘定を設け、次いで同月二十九日外國爲替基金運用に關し、外國爲替銀行代表者を招致して之が運用の實行手續につき諒解を求め、八月一日附を以て本基金利用に關する契約の調印を了し、同日から運用を開始した。然らば本基金は如何にして運用せられたかと云ふに、爲替銀行が之を利用せんとする時は日本銀行に其の旨の申込をなし、日本銀行が承諾の場合は爲替銀行に對し外貨貸付をなすが、爲替銀行は其の擔保として圓貨を正金銀行に差入る、外、外貨返済に充てるため輸出手形を區分整理することを要した。右輸出手形は最初は現物に

限られたが、昭和十四年二月に至り其の條件を緩和し、基金利用者が輸出手形買入前に於ても買入約が成立し、確實と認められる場合は基金の利用を許可した。又、輸出手形買入豫約がない場合であつても、外貨證券を保有する等、外貨取得が確實である場合には、同様基金利用を認めることとした。貸出利率は最初は三分五厘と定めてゐたが、之また昭和十四年四月以降は歐米金利と大差なき程度迄引下げ、新利率を大體一分七厘五毛乃至二分程度とした。返済期限も最初の四ヶ月を六ヶ月に延長した。基金の利用品目は先づ九品目を選び、其の後次第に追加して、昭和十四年四月には六十四品目を算するに至つた。然るに大東亞戰爭の勃發により全く情勢が一變したので、昭和十七年二月十七日遂に之を廢止した。

外國爲替業務の集中

〔定義〕 外國爲替取引を統制する目的を以て、中央銀行又は其の他の機關に外國爲替業務を集中せしむることを謂ふ。
〔解説〕 外國爲替業務を集中するには、中央銀行に之を獨占せしむるか、又は特定

の銀行に特許を與へて之を獨占せしむるものである。チエツコ・スロヴァキアは一九三一年十月三日以降、エストニアは同年十月二十三日以降、ギリシアは同年九月二十八日以降、ルーマニアは一九三二年五月十八日以降、コロンビアは同年七月二十三日以降、何れも國內に於ける爲替取引を中央銀行に集中獨占せしめたが、此の外にも中央銀行が外國爲替業務(主として爲替の賣却)を獨占する國は少くない。又、別に爲替局を設けて外國爲替業務を之に統一してゐる國もある。外國爲替業務の特許制は、特許銀行が之等の業務を獨占するのであつて、既にブルガリア、エストニア、リヌア、ニア、ポーランド、ポルトガル、トルコ、ボリヴィア、チリ、コスタリカ等に於て其の例があり、第二次大戦に際しては、イギリスは外國爲替取引を英蘭鐵行の公認取引業者(Authorized Dealers)のみ集中するの政策を採用した(「イギリスの外國爲替」)。

外國爲替資金

(英) Fund for Exchange
(獨) Wechselstonds
(佛) Fonds du Change

〔定義〕 銀行が爲替を取組むために使用する自己資金及び外國資金の一切を含む。
〔解説〕 之は内地に於て用ゆる輸出資金と、外國に於て用ゆる外貨資金とに分かれる。輸出資金は銀行が輸出手形を買取る爲の資金で、自己資本、預金、コールの吸收、日銀其の他からの借入金(嘗てはスタンプ手形)等に依つて調達され、又外貨資金は對外支拂決済の爲に要する資金で、これは銀行が外國に於て保有する資金、内地からの正貨現送、又は外國に於ける借入金により賄はれる。曾て第一次世界大戦中我が國が未曾有の輸出超過を示した時には、爲替資金と云へば常に巨額なる輸出手形を買取るべき輸出資金のことと考へられたが、夫れ以後國際貸借が我が國に不利となるにつれて、爲替資金と云へば寧ろ輸入並に對外送金の決済資金と考へられるやうになり、爲替資金の需要は國內金融に大なる壓迫を與へた。元來、爲替賣買高の如きは決して相平均することなく、普通には貿易の季節的變動、或は一定の時期に於ける資金移動方向の偏傾等の爲に賣爲替の超過(賣持)又は買爲替の過剩(買持)を來すのを常とす

る。而して斯くの如き片爲替の状態が何時までも持續するならば、爲替資金の偏在或は枯涸を來して、最早や爲替需給の要求に應じ得られざるに至るのみでなく、爲替相場の激しく變動する場合には之が爲に不慮の損失を招くことになる。そこで斯かる片爲替の生じた時、又は其の豫想せらるる時は、賣持に對しては之を買埋め、買持に對しては賣埋めを爲し、自ら反對方向の賣買を行ふ必要がある。俗に爲替をカゲアすると云ふのは此のことである。併し片爲替に依る爲替資金の偏在、又は枯涸は時間的に起るばかりでなく、又場所的にも發生する。例へば我國はアメリカに對しては輸出超過其の他の關係に依つてニューヨークに爲替資金の過剰を來し、反對にイギリスに對しては輸入超過其の他の事情からロンドンに於ける爲替資金に不足を告げたとする。此の場合に銀行は内地に於てニューヨーク宛爲替を賣りロンドン宛爲替を買ふか、然らざればニューヨーク支店をしてドルを賣却せしめると共に、ロンドン支店をして同地のニューヨーク銀行支店からポンドを受取らしめることに依つて、ニューヨーク

に過剰なる資金をロンドンに移すことが出来る。之を爲替資金の操縦と云ふ。爲替銀行はこの海外取引先にも多少に拘らず概尼的外貨資金を保有するが、其の主要な部分は従來國際金融の中心地たるニューヨーク若くはロンドンに之を置いてゐた。

外國爲替市場

(英) Foreign Exchange Market

〔定義〕 短期金融市場の一種としての所謂抽象的市場であつて、廣義の外國爲替手形即ち外國資金に關する供給と需要との競合の關係、又は其の範圍を意味してゐる。〔解説〕 昔は特定の建物内に於て爲替取引が行はれたが、ベルリン、パリ、アムステルダムでは今でも取引所の一室に於て爲替の賣買を行つてゐる。又、上海及び天津の商品取引所も爲替取引を兼營してゐる。ロンドンでも嘗てはロイヤル・エキスチェンヂ (Royal Exchange) 内の一隅に、火曜日及び木曜日に爲替關係商人が集まつて、大陸向の爲替又は通貨の取引を行つたが、之は一九二〇年に廢止された。かくの如く特定の建物内に於て賣買が行はれるのは、

爲替取引としては寧ろ舊態であつて、今日に於ては、(一)電信、電話及び無電の發達(二)電信爲替の發達、(三)外國爲替には需給共に其の種類が多く、商品や有價證券の如き代替性に乏しい爲に大量取引に適せざる其の特質等に依り、時間と場所を定めて賣買の當事者が相會すると云ふやうなことは、主要なる爲替市場には最早や見られぬのである。併し外國爲替に關する需給は國際金融及び貿易の中心地に輻輳するので外國爲替市場なるものは自ら地域的具體的にも之を指摘することが出来る。例へば世界的爲替市場としての、ロンドン、ニューヨーク、アムステルダム及び我が國に於ける横濱、神戸、大阪等の如きである。外國爲替の市場は、(一)貿易専門の銀行、普通銀行及び中央銀行等の如き爲替銀行、(二)貿易業者、其の他對外債權者及び債務者、(三)爲替ブローカーの三者に依つて主として構成される。發達せる爲替市場に於ては更に、(四)割引業者、(五)引受業者があつて爲替取引に便し、又、(六)爲替投機者があつて爲替需給の適合を容易ならしめてゐる。(四)(五)は之をロンドン、ニューヨーク

一、ロンドン爲替市場 ロンドンは世界の凡ゆる國の貨幣が盛んに賣買せられてゐる世界最大の外國爲替市場であつた。ロンドン市場の主要なる構成要素としての爲替銀行は、(一)市中銀行、(二)植民地銀行、(三)外國貿易専門銀行、外國銀行支店等であるが、爲替平衡勘定の設置以來中央銀行たるイングランド銀行もまたその代理銀行を通じて爲替取引に参加した。銀行以外の獨立の賣買業者 (Independent Dealer) とし

ては(一)爲替販賣業者、(二)割引業者、(三)引受業者、(四)信託會社、保險會社其他があり、銀行と客筋との仲介をなす爲替ブローカーもまた主要なる構成要素である。ロンドンに於ては銀行が直接に客筋と關係をつけることは一般に殆んど行はれない。二、ニューヨーク爲替市場 ニューヨークは第一次大戦後、ロンドンに對立し得る程の有力なる爲替市場となつたが、之はアメリカが戦争以來國際貿易上、金融上に顯著なる發達を遂げた結果である。と同時に一九一四年聯邦準備法の實施により、國立

銀行の海外支店の設置が可能となり、爲替取引の禁止の解除せられたことが與つて大に力がある。ニューヨーク市場の組織はロンドン市場と大體同じであつて、爲替銀行としては、(一)國立銀行、(二)州立銀行及び信託會社、(三)外國貿易専門銀行、(四)外國銀行支店等があり、別に爲替ブローカーが存在して、爲替取引を媒介してゐる。三、上海爲替市場 會て東洋最大の外國爲替市場は上海市場であつた。其の著しき特徴として、(一)爲替投機の盛んなこと、(二)從つて爲替の田合は容易に求められる代りに、外貨の買取り又は賣出しが行はれること、(三)ロンドン及びニューヨーク銀塊市場に於ける銀相場を動かすこと等の諸事實が擧げられる。爲替市場を構成する機關は、(一)外國銀行、(二)支那銀行、(三)貿易商その他の商人、(四)金業交易所仲買人、(五)兩管店、(六)大連マーチャント、(七)マバラ筋等であつて、此の外には爲替ブローカーがあつて、取引の仲介をする。

四、本邦爲替市場 我國に於ては生糸取引の關係上對米爲替の賣買は横濱、東京等の所謂關東市場を其の中心とし、東洋、南

洋、歐洲向爲替の多くは神戸、大阪等の關西市場に於て賣買されてゐる。市場を構成する主要機關は、(一)銀行、(二)貿易業者、(三)信託會社、(四)保險會社、(五)電力會社等であるが、爲替銀行と貿易業者、特に貿易業者の買爲替との間及び銀行間の取引はすべて爲替ブローカーを介して行はれてゐる。東京、横濱、神戸、大阪の爲替ブローカーには夫々組合がある。我國の爲替市場の中心勢力は横濱正金銀行である。

外國爲替集中制

〔定義〕 外國爲替業務又は外貨爲替資金の集中に依り、外國爲替取引を統制する制度にして、高度の外國爲替管理である。〔解説〕 「外國爲替業務の集中」「外貨爲替資金の集中」の項を看よ。

外國爲替需供給説

〔定義〕 世界大戦までは爲替理論を代表してゐた國際貸借説の別名であり、ゴッセンの學説が之を代表する。〔項を看よ〕。

外國爲替政策

(英) Foreign Exchange Policy

〔定義〕 外國爲替市場に作用する経済的諸勢力の自由なる活動に對して加へられる國家的干渉である。換言すれば爲替相場又は之を形成する諸要因に對して、國家の意思により積極的若くは消極的に何等かの影響を與ふる一切の政策が之に包含される。

〔解説〕 第一次大戦前の自働的國際金本位制度の下に於ける爲替政策は、今日から見れば寧ろ無政策とも云ふ可き状態にあつた。當時の爲替政策はもと根本の金融政策、物價政策、又は貿易政策等に附随してのみ起つたし、夫れも爲替相場が現送點内で上下してゐる間は、事實上殆んど爲替政策の必要がなかつた。従つて等しく爲替政策であつても、只爲替相場の矯正策たるに止まり、直接的には、(一)割引政策、(二)資金移動政策、(三)一般市場での爲替買出物價安定策、(四)貿易獎勵策、(五)貿易外收支勘定の均衡策、(六)幣制及び金融の改善策、(七)財政經濟の整理等が擧げられるのである。然るに金の輸出が禁止せられ、兌換が事實上停止されるやうになると、爲替政策の重要性は大に加はり、最早や從來

の如く爲替相場の自然的調節に待つことが出来ない。即ち金本位制の下に於て實行される外國爲替政策なるものは、爲替手形の賣買に依る爲替相場矯正策に盡き、金本位離脱後は爲替相場の激動防止を直接目的とし、爲替の賣買調節に必要な資金、即ち爲替安定資金 (Exchange Stabilization Fund) イギリスの所謂爲替平衡勘定 (Exchange Equalisation Account) を特設して、積極的に爲替調節に乗出すこととなる。而して爲替の賣買に依り、爲替相場を或る一定點に人為的に固定せしめやうとする時には、其の調節策が特に爲替釘付政策 (Pegging of Exchange) と呼ばれる。戦時中及び戦後に於て多數の國が實行する政策である。之等の政策は尙ほ爲替統制の域を出ず、從來の爲替自由市場を其のまま存続せしめ、之を對象として爲替相場の望ましき安定を圖らんとする方法を講ずるに過ぎない。然るに内外諸情勢の激變期にあつては、此の如き爲替の統制策に甘んぜず、更に一步を進めて爲替管理を斷行し、爲替取引其のもの、自由に制限又は抑壓を加へることになるのであるが、事情の如何に依

つては之とて尙ほ微温的なるを免れない。そこで更に一步を進めて、爲替賣買を總て政府の手に獨占し、民間の爲替自由市場を全く閉鎖するやうな甚だ極端な政策も行はれることとなるのである。〔外國爲替管理〕。

外國爲替相場

〔定義〕 外國爲替市場に於ける商品たる外國爲替手形の賣買價格であつて、具體的に云へば内外貨幣の交換比率を意味する。

〔解説〕 一般商品取引の場合には、其の相場は商品の一定量を基準として、貨幣を以て表示されるが、爲替相場の場合には交換されるべき兩者が、互に其の貨幣制度を異にしてゐるから、先づ以て彼我兩國間の本位貨幣の含有する品位量目の割合を比較して法定平價 (Mint par of exchange) を見出し、之を標準として兩者を比較對照しなければならぬ。又、爲替は爲替手形に依つて行はれるから、其の手形關係人の信用、手形期限の長短並に手形の需給關係に依つて其の價格に高低がある事は勿論で、爲替相場の種類と云ふのは各種爲替手形の價格の意味に解される。一定の時、一定の

國に宛てたる爲替相場の基準となるものは電信爲替 (T. T. Selling) の賣相場である。併し之は兩國貨幣の交換比率たる爲替相場を現實に於て最も純粹に表現したものと見られるからである。此の電信賣相場を基準とし、之に手形期間従つて金利の關係、手形信用の厚薄、相場の變動其の他の危險に對する保険料、手数料 (印紙税、仲立人手数料其の他雜費) 及び銀行の純利益等の諸要素が考慮され、各種手形の實際の賣買相場を算定する。實際に多く用ひられる爲替相場は、右の電信爲替賣相場の外に、參着拂手形の賣相場 (Demand; Sight 輸出爲替手形の買爲替 (Private) 等がある。種々な標準から見た外國爲替相場の種類としては次に掲ぐるが如きものが存在する。賣相場と買相場。短期相場と長期相場。電信爲替相場。參着拂手形相場。定期拂手形の相場。引受相場 (Accepting Rate) と名目相場 (Nominal Rate) 前者は實行相場 P、後者は單に市場の氣配を示すに止まる。現物相場 (Spot Rate) 先物相場 (Forward Rate) 寄附相場 (Opening Rate) 大引相場 (Closing Rate) 前者は取引開始の際に建てられる相

外國爲替相場、外國爲替損失補償制、外國爲替手形

場、後者は其日の取引の終了する際に建てられる相場である。此の外の區別として公定相場 (Official Rate) と市場相場 (Market Rate) 前者は (一) 爲替管理の爲の公定相場 (二) 爲替取引所に於ける標準相場、(三) 銀行建相場等に分れ、後者は市場の大勢を示す相場である。尙ほ秘密爲替取引、即ち闇取引 (Dark Exchange) に於て建てられる闇相場 (Dark Rate) なるものがある。

外國爲替損失補償制

〔定義〕 外國爲替、外貨債權其の他在外財産等の處分に關し、政府の必要なる命令を受けたる者が、之に依り受けたる損失を補償する爲に設けた制度を謂ふのである。

〔解説〕 昭和十六年四月、外國爲替管理法の根本的改正と相俟つて、昭和十六年度以降六ヶ年間に互に豫算外國庫負擔となるべき契約に依り、五億圓を限度とする外國爲替損失補償制度を設置した。此の損失補償制度には二つの目的がある。(一) 輸出補償法に依り外國爲替銀行が輸出手形を買取りたる後、其の手形が落ちるまでの期間に生ずる危險は、政府に於て其の一部を負擔

することになつてゐるが、併し輸出貿易振興の爲には、此の制度のみにては尙ほ十分でないから、外國爲替銀行が輸出手形を買取る場合に生ずる爲替取引上の危險、並に爲替決済の後銀行の保有する外貨資金其の他の關係に於ける國際經濟上の危險等を之に依りてカバーする。(二) 外國資産、外貨債權等に付、前途不安なる國際情勢の下に於ては、外國政府の爲替管理に基く封鎖凍結の危險が多分にあるから、之に依り此の種の危險をもカバーせんとする。而して此の損失補償制は、昭和十六年六月一日より實施せる英貨爲替取引安定措置に始めて適用され、續いて七月一日より實施せられた米系通貨爲替安定措置にも之を適用することになつたのである。〔外國爲替取引安定〕。

外國爲替手形

- (英) Foreign Bill of Exchange
- (獨) Ausländische Wechsel
- (佛) Effet sur l'étranger

〔定義〕 國際貸借決済又は國際間に行はるゝ資金融通の爲め、外國に於て支拂ふべき條件を以て、外國居住者に宛て振出され

る廣義の爲替手形を指して謂ふのである。

〔解説〕 手形關係者がすべて同一貨幣制度の國內に居住せる場合には、當事者の國籍如何に拘らず其の手形は内國爲替手形である。此の場合に於ける手形の額面金額は邦貨を以て表示されてゐる。然るに外國爲替手形は外國貨幣を以て其の額面金額を表示する。併し之には例外がある。額面金額の表示は支拂地の貨幣單位に依るのを原則とするけれども、振出地或は第三國の貨幣單位を以てすることも出来る。例へば我國より印度、支那、南洋等に向けて振出される輸出手形は圓手形(You Bill)であり、又、ポンド手形、ドル手形が英米の國際金融的地位の優勢なるが故に、又は其の貨幣價値の安定性を有するが故に、他の國に依つて利用せられてゐる例も絶無ではない。外國爲替は、外國爲替手形なる商品の賣買と云ふ形式を取つて行はるゝ内國資金と外國資金との交換であるから、此の觀點からすれば外國爲替の手形たる外國爲替手形は單純なる商品と觀られるが、世界經濟又は國際經濟的なる立場に於ては、外國爲替手形は一種の國際的通貨(International Currency)

である。従つて最廣義の外國爲替手形としては、(一)電信爲替、(二)郵便爲替、(三)爲替手形、(四)小切手即ち旅行者小切手及び巡回小切手、(五)有價證券及び利札、(六)外國通貨及び地金銀等が挙げられる。

外國爲替取引

〔定義〕 取引上の原則又は慣習として、概ね之は外國爲替銀行を通じて行はれ、外國爲替銀行を通じて行はれる爲替取引の如きは、爲替管理の目的にも背馳する。

〔解説〕 外國爲替の賣主とは外國爲替の供給者であり、彼等は外國に對して金銭上の請求権を有するが、買主たる外國爲替の需要者は外國に對して支拂を爲す義務を持つてゐる。爲替銀行は此の兩者の間に介在して、爲替需給の調節を爲すのを其の任務とする。従つて爲替の賣買は、通常銀行の立場を標準として、銀行が外國爲替を賣渡して邦貨を受取ることを賣爲替、反對に、外國爲替を買取つて邦貨を支拂ふことを買爲替と唱へる。銀行間の賣買にても、外國資金の賣却が賣爲替、其の買入が買爲替である。外國貨幣又は之を受取る權利の賣買

は、何に依つて起るか。銀行の立場から云へば之は、(一)他働的原因、(二)自働的原因がある。他働的原因に依つて行はれる取引は銀行本來の任務に屬し、之を他働的取引と云ふ事も出来る。例へば海外送金者又は海外より資金を取寄せんとする者の爲に爲替手形、電信爲替等を賣買し、又、輸出業者の爲めに取組む爲替は總て他働的取引である。自働的原因に依つて行はれる取引は銀行が自ら爲替市場に活動して爲替を賣買する場合で、(一)爲替賣買の不均衡、即ち片爲替の状態を調節せんが爲に、爲替の賣理め又は賣理めを目的として此の種の取引が行はれる。その他、(二)國內の遊資を外國に移して活用し、若くは低利金國の資金を高利國に投資せんが爲に行はれる資金の移動、(三)爲替投機等も亦爲替取引の行はるゝ自動的原因をなすものである。併し乍ら取引先から見た爲替取引は(一)對顧客取引、(二)銀行間取引に分けることが出来る。前者は爲替銀行が貿易商其の他の顧客と外國爲替を賣買する場合であり、後者は顧客の依頼に應じて爲す他働的のものでなく、銀行自身の目的に基く積極的取引であ

つて、顧客取引とは著しく其の性質を異にする。爲替の受渡時期を標準とするならば(一)現物取引、(二)先物取引となる。前者は爲替賣買の契約成立と同時に受渡の行はれる取引であり、後者は賣買契約成立と爲替の受渡の間に通常一ヶ月乃至三ヶ月の期間を置く取引である。先物取引は解合ひ、又は繰延べが出来る。此の先物取引には、(一)豫約取引、(二)投機取引があり、爲替相場變動に依る不慮の損失から輸出業者を保護する爲、將來に於ける賣爲替と買爲替との概算に基き、事前に賣爲替又は買爲替の豫約に應ずるのは豫約取引であるが、此くの如き爲替豫約は同時に爲替相場の變動其のものを利用して、利益を擷まんとする爲替投機(Speculation in Exchange)の有力なる手段に供せられることがあり、現に爲替投機の要素である〔爲替投機〕。

外國爲替の買入

〔定義〕 外國爲替銀行が外國爲替を買取り、之に對して邦貨を支拂ふことを外國爲替の買入、又は買爲替と云ふのである。

〔解説〕 通常銀行の立場を標準として、

銀行が外國爲替を買取つて外國爲替の買入と云ふも、顧客の立場からは之は賣却である。顧客にとりて外國爲替の買入は、銀行の立場に於ては賣却となる。外國爲替管理法に於ては、外國爲替の買入を取得と稱してゐるが(法一條)、同施行規則に於ては買入である。顧客が外國爲替の買入を爲すのは、多く輸入貨物代金を決済せんが爲であるが、又、全然輸入に關係のない場合もあり得る。例へば在外支店の經費、外國特許權の費用、本邦海外旅行者の旅費滞在費或は海外事業費、若くは借入金金の返済等の爲にも爲替の買入が行はれるのである。而して外國爲替を取得する結果は、夫だけの資金が本邦より外國に流出することになるから、國際收支の適合を圖るには、之等の取引を或る程度まで取締る必要が起つて來る。爲替管理に共通した目的の一つは、海外支拂を希望してゐる會社又は個人の外國爲替買入に制限を加へることである。此の場合に於て買入の方法は、必らずしも其の現物たるを豫約たるを問はない。爲替買入を制限するには之を許可制とし、爲替の買入を爲さんとする者は政府の許可を受け

しむるのである(法二條)。之に對して正當と認むるものには許可證を交付するが、許可證には一定の條件を附することがある。併し乍ら管理法施行規則第十一條第一項の規定に拘らず、特定の場合に於ては必らずしも大藏大臣の許可を受くることを要しないのである。即ち施行規則第十二條の規定に依れば、次に掲ぐる場合に該當する外國爲替の買入は、大藏大臣の許可を受くる事なくして自由に之を爲し得る。(一)本邦に於て發行したる信用狀に基き振出されたる爲替の支拂を爲し、又は支拂の爲爲替を買入るとき、(二)本邦内に於て支拂はるる公債、社債若しは銀行預金の利子、又は金銭信託の利益を關東州、滿洲國又は中華民國に住所を有する權利者に送る爲、該地域に仕向けられる爲替の買入、又は該地域より仕向けられたる爲替の支拂を爲す爲必要なとき、(三)一箇年を通じ二百圓相當額以下の金額を關東州、滿洲國又は中華民國に送る爲必要なとき、但し輸入貨物の代金を除く、(四)官廳の爲すとき(法二條)。外國爲替の買入を爲したる者は、其の旨を大藏大

臣に報告する義務がある(三項四條)。爲替銀行の報告は現物買入、豫約買入、賣買豫約等につき各月分を翌月十五日までに、最寄日本銀行を経て大蔵大臣に提出しなければならぬことになつてゐる(九條)。輸入爲替の買入は貿易爲替管理規則に依り商工大臣の許可を受けねばならぬ(理票規則四條)。

外國爲替の賣却

〔定義〕 外國爲替銀行が外國爲替を顧客に賣渡し、之に對して顧客より邦貨を受取ることを外國爲替の賣却と謂ふのである。

〔解説〕 銀行の立場を標準として云ふ外國爲替の賣却は、顧客の立場からは外國爲替の買入である。従つて顧客の立場に於ける外國爲替の賣却は、銀行の立場からは外國爲替の買入を意味する。顧客が外國爲替を賣却するのは、外國より資金を取寄せる場合であるから、之に對しては毫も制限を加へる必要はないが、併し外國爲替取引は原則として外國爲替銀行に集中せしめると云ふ建前か、我が外國爲替管理法では、外國爲替銀行以外の者に賣却する場合に限り許可を受くることを要する(三項一三條)。従つて

外國銀行

(英) Foreign Bank
(獨) Anglandsbank

〔定義〕 外國に本店の有る銀行を云ふ。

〔解説〕 此の定義は我が國銀行法の規定に示された外國銀行の觀念に基くものである。銀行法は日本内地は勿論、臺灣、樺太に施行せられてゐるから、之等施行地に本店を有する銀行は總て内地銀行と稱してゐるが、銀行法施行以外に本店を有する銀行には次の如き二種類が存在する。(一)純然たる外國銀行、(二)朝鮮及び關東州に本店を有する銀行並に滿洲國及び支那に本店を有する本邦法人たる銀行は即ち之に屬するのであつて、後者は準外國銀行として取扱はれ、純然たる外國銀行と區別する。従つ

てイギリスに於て、本國及び植民地以外の地域を主たる營業地域とする銀行を外國銀行 Foreign Bank と稱してゐるのと之を比較する時は其の意味に著しき相違がある。昭和三年、現行の銀行法が實施せられるまでは外國銀行に關して殆んど規定する處がなかつたが、現行銀行法は外國銀行は準外國銀行と併せて其の特則によつて取締を受けてゐる。此の規定の適用を受くる銀行は普通銀行たる特殊銀行たるを問はない。即ち銀行法施行地外に於て、假令如何なる性質を有する銀行であるにせよ、國法施行地に於て特殊銀行たる性質を法規上認められざる銀行は、一個の銀行として取扱はれる。従つて外國銀行が國內の營業所に於て、貸付又は割引、倉庫業、證券買賣業等の業務を營むに過ぎない場合は、之を法規上一個の銀行とは見做されないのである。

外國居住者に對する信用供與

〔定義〕 本邦内に於て外國居住者に對し貸付金、假拂金又は立替金を爲すを謂ふ。

〔解説〕 外國居住者に對する此の如き

行爲を爲すには、大蔵大臣の許可を受けなければならぬ(行規則五條)。此の種の行爲を認める時は、一種の對外クレジットを與へることとなり、我が國の國際收支の上から見て之を無統制に行はしむべきではない。

之は從來の爲替管理が、何れかと云へば比較的末梢の部分、例へば最後の支拂について取締つて來たのに反し、其の根源に對つた實體的部分について取締らうとする點が、爲替管理の新傾向を示唆するものとして注目される。即ち末梢の部分について取締るのは、十分に取締の徹底を期し得ないと同時に、其の手續が徒らに煩雜となるから、效果的でない場合が少なくないが、之を根元に遡つて取締るならば、手續が簡單であつて、實效を早く收めることが出来る。併し滿洲國、關東州、泰國、佛印又は戦地に居住する軍人軍屬に對して爲す貸付金、假拂金又は立替金に付ては、昭和十七年大藏省告示第三百八十七號に依り、特に其の制限を免除することになつてゐるが、又一般には關東州、滿洲國若くは中華民國内に居住する者に對し、一年を通じ一萬圓相當額以下の金額に付之等の行爲を爲すとき、

又は許可を得て外國通貨を以て表示する債權を取得すべき消費貸借の契約を爲し、其の契約に基いて貸付金を爲すとき等は何れも其の行爲は自由である。こゝで外國居住者と謂ふのは、外國に住所若くは居所を有する人、外國に本店又は主たる事務所を有する法人、又は法人の外國に在る支店其の他の營業所を意味してゐる(行規則八條)。

外國居住者の債務に對する擔保提供又は

保證

〔定義〕 外國居住者に對する一種の信用供與であるが、貸付又は立替に比すれば其の信用は素より間接的のものに過ぎない。

〔解説〕 外國居住者の債務につき擔保を提供することは、從來既に要許可事項となつてゐたが、外國爲替管理法施行規則に於ては、之を併せて外國居住者の債務につき保證を爲すことも要許可とした(三項三條)。併し本規則第三十三條の規定に依り、許可を受けて外國に在る外貨證券を擔保に供する場合に許可を要しない。外國居住者の債務につき本邦居住者が連帶保證を爲し、該連帶

保證に對し擔保を提供する場合には許可を要するのである(昭和十五年二月九日大藏省告示第一號)。

外國居住者の爲にす

る債權の取立依頼又は引受

〔定義〕 本邦内に於て支拂を受くべき債權に付、外國居住者の爲に其の取立を依頼し、又は之が引受を爲す行爲を謂ふ。

〔解説〕 外國爲替管理法第一條に於て、外國居住者の爲にする債權の取立、又は取立の依頼若くは引受を管理事項中に掲げて居るが、同施行規則に於て要許可事項としゐるのは取立の依頼又は引受である。即ち(一)手形、小切手、支拂指圖書、電信爲替又は郵便爲替、(二)公債、社債若くは債券の償還金若くは利息、又は株式の配當金、(三)銀行預金の元利、又は金錢信託の元本若くは利益等にして、本邦内に於て支拂はるるものに付、外國居住者の爲に其の取立を依頼し、又は引受を爲すには大蔵大臣の許可を受くることを要する。併し外國爲替銀行に對し取立の依頼を爲す場合は自由である(四條)。

外國居住者の爲にする支拂

〔定義〕 委託支拂の方法に依らず、外國爲替銀行を経由せずして外國居住者の爲に本邦内地に於て爲す支拂を謂ふのである。

〔解説〕 此の種の支拂は債權債務の相殺に利用されるのみならず、銀行を経由せざる爲往々にして資本の引揚げ又は流出の弊を作ふから之を要許可とした(一)一項三條。特定の地域に居住する軍人軍屬の爲にする場合、又は特定の目的を以て行はれる場合には特に免除規定(昭和十七年大藏省告示第三八七號第四九號)を設けて、此の規定の適用を受けないことにした。輸入貨物の代金決済の爲にする支拂は貿易爲替管理規則第四條第一項に依る。

外國居住者の爲にする信用供與

〔定義〕 本邦内に於て外國居住者の爲に貸付金、假拂金又は立替金を爲すを謂ふ。

〔解説〕 外國居住者の爲に之に代つて此の如き行爲を爲すには、大藏大臣の許可を受けなければならないが、關東州、滿洲

國若は中華民國居住者の爲に、一年を通じ一萬圓相當額以下の金額に付爲す行爲は自由である(五)四條。特定地域に居住する軍人軍屬の爲にする場合は制限を免除する。

外國小切手

(英) Foreign Check

(獨) Scheck und fremde Plätze

〔定義〕 外國を振出地とし、内地を支拂地とした小切手を指して謂ふのである。

〔解説〕 比較的距離にあつて、安全に到着するかと考へられる外國に對する送金に用ひられてゐる。又、外國旅行者用小切手も外國小切手の一種である(外國旅行者小切手)我が國の小切手法の外貨拂小切手に關する規定に依れば、小切手に外貨の種類を指圖する記載がない限り、其の支拂地に於ける爲替相場に換算して内地通貨で支拂へばよい(小切手法三)外貨にて小切手金額が定められ、且つ此の換算率が小切手に記載してあれば、其の支拂地に於て支拂の時に於ける相場如何に拘らず其の記載の換算率にて換算し、其の支拂地の貨幣にて支拂はなければならぬ(二)一項 振出國と支拂國とに於て

同名單價を有する通貨に依りて小切手の金額を定めたる時は、支拂地の通貨に依りて之れを定めたるものと推定される(四)四條。其の呈示期間は内地支拂の小切手で、朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國に於て振出したもの二十日、其の他の亞細亞洲の地域に於て振出したものは六十日と定む。外、各地振出した支拂の呈示期間を定めてゐるが、之等の外國小切手の呈示期間に就ては、小切手法第二十九條第二項、第三項、第四項、第三十條、第六十八條に其の規定がある。

外國人關係取引取締規則

規則

〔定義〕 外國爲替管理法第一條第九號及び第十號の規定に依り、外國政府を爲したる本邦資産凍結に對し、其の報復手段を執る爲に制定せられた大藏省令である。

〔定義〕 昭和十六年四月の改正外國爲替管理法は、外國政府の本邦資産に對する封鎖抑留に備へ、豫め其の第一條に於て、(一)外國居住者、本邦内に居住する外國人(外國法人の本邦内に在る支店其の他の營業所を含む)、又は命令の定むる本邦法人の本邦

内に於て爲す財産(事業若は營業又は之に對する出資を含む)の取得若しくは處分、預ケ金の引出又は貸付金の回收(九)一、(二)前號に掲ぐる者の爲、又は之を相手方とする本邦内に於て爲す前記各號に掲ぐる取引又は行爲(十)は、命令の定むる所に依り、之を禁止又は制限し得る権限を政府に賦與した。然るに昭和十六年七月二十六日、米國政府は本邦在米資産を凍結して對日經濟壓迫の擧に出で、同時にイギリス、カナダ其の他の英領植民地を始め、蘭領東印度も之に追隨した。そこで我が國も之に對して報復的措施を執り、外國爲替管理法の規定に依り、同年七月二十八日大藏省令第四十四號を以て外國人關係取引取締規則を公布、即日之を實施することとなつた。本令に於て取締の対象となるものは、指定國、指定國人、指定國法人、指定國系人、指定國居住者、外國系本邦法人の六種である。此のうち外國系本邦法人以外のものを総括して特に指定外國人と呼んでゐる(六)指定外國人が、本令の施行地内に於て爲す行爲にして特に大藏大臣の許可を受けることを必要とするものを示せば、(一)財産の取得又は

外國人關係取引取締規則 外國債券

處分、(二)債權債務の關係、(三)寄託又は受託、(四)貸借關係、(五)銀行關係、(六)金錢の受給等である(九)條乃至(一)指定外國人は外國爲替管理法施行規則に於ける各種の緩和規定の適用を受けない(六)併し(一)本邦の公租公課その他に準ずるもの、支拂を爲す爲必要なとき、(二)本邦内に居住する本邦人たる使用人其の他の從業者に對し俸給、給與其他之に準ずるもの、支拂を爲す爲必要あるとき、(三)大藏大臣の指定する場合に該當するとき等は、指定外國人の爲す前記の行爲につき許可を要しない(五)條。又大藏大臣は必要ありと認むるときは、本令の指定に依り許可を受くることを免除する権限を與へられてゐる(二)九。大藏大臣の指定する場合は、比較的取締の必要のない場合、又は金融取引其の他の便宜若しくは貨物輸入の損害除去等の爲に、取締を緩和するを利益と認むる場合等であつて、制限の免除と共に一般許可の形式に依り之を告示するのである。本令の適用を受く者は獨り指定外國人のみでなく、指定外國人の爲に又は指定外國人を相手方として前記の行爲を爲す場合にも本令の適用を

受けなければならぬ(七)唯だ(一)本邦の公租公課其他之に準ずるものを受領する爲必要なとき、(二)大藏大臣の指定する場合に該當するときは之を例外とし、又、指定外國人の行爲にして、一般許可に依り許可を受くることを免除せられたる場合には、其の相手方となる者の行爲も同様に許可を受くることを免除する。尙ほ本令には種々の報告の義務に關する規定がある。

外國債券

〔定義〕 其の發行者が外國にある債券のことで、内國債券に對して斯く云はれる。〔解説〕 外國政府の國債、短期證券、外國公共團體の公債、外國會社の社債、株式等はこれに屬する。従つて我が國の公社債類は外國側から云へば外國債券である。一國の通貨が信用を失墜する時は外國債券に投資するものが増加する。併し爲替管理の行はれてゐる國では其の點が自由でない。我國に於て外國債券として重要視されてゐたのは、イギリス、アメリカ等の債券であるが、本邦人の内地に於て所有する外國債券は、爲替管理法の規定に従ひ、之を政府

に届出でなければならぬ(「法」の要を看よ)。

外國々債の優遇

〔定義〕 本邦内に於て募集したる外國公債につき、特に本邦國債と同様の取扱を爲して之を優遇する場合を謂ふのである。

〔解説〕 昭和十三年六月一日法律第八十七號を以て「本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律」を制定した。之に依れば本邦内に於て募集したる命令の定むる外國債は租税の賦課、又は納税の擔保に關しては之を國債と看做すのである。而して此の法律に依り、同日勅令第六百八十九號を以て公布せる「昭和十三年法律第八十七號ノ適用ニ受ク外國債ノ條件ニ關スル件」に於ては、右外國債は本邦通貨を以て表示する外國債にして、帝國政府に對する納税の擔保に充用せられ、公賣に付せらるる場合に於ては、當該外國の債權金額を以て買入額却を爲すことを其の國の法令に於て規定するものに限る。然るに昭和十四年八月八日法律第八十九號を以て前記法律は改正せられ、租税の賦課又は納税の擔保の外に、政府に對する保證金にも之を充用す

ることを認め、且つ該國債は之に依り帝國政府に歸屬するものなることを法文に依りて明らかにした。併し此の種の外國債は、差當り滿洲國債のみが之に該當するに過ぎない。滿洲國債は日本銀行の取扱に於ても貸付擔保として特に優遇を受けてゐる。

外國信用保險取引所

(米) The American Manufacturers' Foreign Credit Insurance Exchange

〔定義〕 アメリカに於て行はれてゐる相互組織の輸出信用保險會社のことである。

〔解説〕 一九二一年二月、イリノイ州製造業者組合は、始めてアメリカ製造業者外國信用保險取引所を設立したが、之は一九一八年以來の懸案に係るもので、三ヶ年に亙る周到な研究の上、漸く實現したのである。然るに之と殆んど同時にアメリカン製革組合のヘルバインもまた同様の計畫を樹てた。此のヘルバインの案は大規模の計畫で、之を開始するには巨額の運用資本を要する所から遂に會社は成立しなかつたが、其の内容は前記の外國信用保險會社に依つ

て採用された。保險取引所の目的は主として組合員中の小規模製造業者の輸出に對し相互組織に依り輸出信用危險の保險をするに云ふのである。尤も保險の範圍は買手の支拂不能の場合に限り各船積貨物を單位として、其の荷爲替に對して輸出信用保險證を發行する。之等の保險手續を執る爲めには、特にアメリカ製造業者外國信用保險株式會社(The American Manufacturers Foreign Credit Underwriters Incorporated)なるものが設立せられ、之は外國信用保險取引所の一機關として、各申込會員の爲に其の代理者となり、輸出信用の危險に對し極めて簡易に保險を取扱ふのである。

外國支拂の債權の取立依託又は引受

〔定義〕 外國に於て支拂はるる自己の所有する債權につき、本邦内に於て他人に其の取立を依頼し、又は自ら其の引受を爲す場合の行爲を指して謂ふのである。

〔解説〕 其の取立依頼又は引受を爲すにつき許可を要する債權の種類は、(一)手形、支拂指圖書、電信爲替又は郵便爲替、(二)

公債社債若くは債務の償還若くは利金又は株式の配當金、(三)銀行預金の元金若くは利子又は金銭信託の元本若くは利益金である(「外國爲替管理法」)。外國爲替銀行に對し取立を依頼する場合には許可を要せず、又、銀行以外の者に之等の債權の取立を依頼する場合にても、第三十四條但書の規定に依り許可を受けたる者に限り許可を要しない。昭和十七年四月一日以降、本邦より輸出せらるる貨物の代金を取得する爲外國爲替の取立を依頼する場合は、貿易爲替管理規則第十二條の規定に依り取締を受ける。

外國送金

(英) Remittance

〔定義〕 外國送金は外國爲替銀行を通じて之を行ふを普通とするが、爲替管理國に於ては爲替管理を免れんとし、特に他の方法に依り行はれる場合も少くない。

〔解説〕 外國への送金を目的とする外國爲替の買入、通貨の送付又は携帶、金の輸出等は外國爲替管理法に依り取締を受け、特殊の場合にのみ其の例外を認めた。然るに之等の特例は、取締を免れる爲に濫用さ

れる傾向があるので、昭和十六年四月以降は其の不要許可の範圍を縮小した。のみならず外國爲替管理の強化に伴ひ、脱法行爲として爲替銀行を經由せざる對外決済が行はれてゐる實情に鑑み、之等の對外決済を要許可とした。例へば、(一)外國居住者の爲にする本邦内に於て爲す支拂、(二)關東州、滿洲國又は中華民國以外の外國に居住する者との間に開かれたる相殺勘定への貸記、(三)外國に於て爲す支拂の本邦内に於ける委託にして之を對外送金に代ふる目的を有するもの、(四)外國爲替の買入、委託支拂、外國居住者の爲にする支拂、通貨の輸出、相殺勘定、金の輸出以外の方法に依る外國送金、(五)本邦と外國との間に於ける仕向又は被仕向爲替等の取立の依頼又は引受、(六)在外者が在外者に對し、又は其の爲に爲す貸付金、假拂金又は立替金等は何れも外國送金である。

外國電信爲替

(英) Telegraphic or Cable Transfers, T. T.

〔定義〕 代金の受入から支拂迄の期間が

極めて短く、普通は運くも取組の翌日には其の仕向地の通貨を受取る事が出来るのであるから、利子及び危險に關する考慮も割合に少く、其の相場は單純に爲替の需要供給の關係のみに依つて決定されてゐる。

〔解説〕 外國に對して支拂を爲すに急を要する場合には、爲替手形發行の代りに銀行から電信で支拂方を指圖書して貰ふ。之が即ち電信爲替である。普通の送金爲替は手形であるから、裏書きへすれば流通證券として轉轉するが、電信爲替は電信で指定された受取人だけが受取る權利を有するに止まる。併し此の場合に於て、支拂指圖書を爲す電信そのものが、信憑すべきものであるかどうかを検する何かの方法を講ずる必要がある。そこで電信爲替の打電者若くは支拂命令の發令者と被發令者との間には緊密なる關係あることを必要とし、電信爲替を發する實際能力は全く發行者と支拂者間に當座勘定と電報を信すべきものとする何等かの方法(一般には暗號を使用する)とに依つて生ずるのである。電信爲替が大に利用せらるゝ様になつたのは第一次大戰以後であつて、裁定取引、投機取引、仲間取

引等の迅速を要する銀行の諸取引、又は外債元利金の如き巨額の受拂に多く利用され英米にては手形の割引高に影響してゐる。電信爲替には、危険利息の損失や印紙税の負擔がなく、又海底電信の経費は實際上なきも同様である。従つて電信爲替は如何なる時に外國通貨に換へても其の實際評價に近いか、此の如き電信爲替の賣相場は現に爲替相場の基準相場と見られてゐる。

外國通貨

〔定義〕 外國に於て通貨として流通する貨幣及び之に準ずるものを謂ふのである。

〔解説〕 外國に於て法貨として流通する貨幣(紙幣を含む)のみを外國通貨と呼ぶのを普通とし、當該國との貸借決済には自國通貨を其の通貨に換へて、之が支拂資金に充てなければならぬ。併し外國の本位貨幣は單なる金地金として取扱はれ、便宜評價の對象たり得る通貨、即ち外國紙幣を外國通貨と解すべきである(外國爲替管理法)。外國通貨のうち磅貨、弗貨の如きは、如何なる國の通貨とも容易に換へることが出来るから、國際決済は之等の通貨を介して行ふ

の便とした。我が國に於て輸入力増強の手段として輸出振興に努力したのは、之に依り磅貨又は弗貨を獲得せんが爲めであつた。従つて我が國に於て外國通貨と云ふ場合には多く磅貨又は弗貨を意味したのである。外國通貨は對外決済手段として必要であるが、又屢々爲替投機に利用されることがある。爲替投機の爲めに爲さるゝ國際的た貨幣移轉は、必ずしも外國爲替の形態をとるとは限らず、時としては外國通貨其の儘の形にても行はれることがある。

外國通貨の賣買

〔定義〕 自國通貨を以つて外國通貨と交換することを外國通貨の買入と謂ひ、之とは反對に外國通貨を以て自國通貨と交換することを外國通貨の賣却と謂ふのである。

〔解説〕 邦貨の爲替相場の變動又は差異に依り、利益を得ることを目的として爲す外國通貨の賣買(投機)は、法令に依り禁止されてゐる(外國爲替管理法)。併し取引其の他の實需に基く買入も、之を爲すには大藏大臣の許可を要する(條五)。たゞ第三國への旅行者が、其の旅費として携帶する爲に外國

通貨を買入るゝ場合に限り、二百圓相當額までは其の買入を自由とする(二七條)。外國通貨の賣却も要許可であるが、外國爲替銀行又は兩替商を相手方とする場合には許可を要しない(二六條)。輸入爲替買入の場合には貿易爲替管理規則第四條の適用がある。

外國郵便爲替

- (英) Foreign Postal Money Order
- (獨) Ausländische Postanweisung
- (佛) Mandat de Poste International

〔定義〕 郵便局を通じて外國各地へ送金する場合に利用される爲替を云ふ。

〔解説〕 萬國郵便聯合に加盟してゐる爲替交換國で、爲替の聯合約定に依る國々の間、又は日本と特別爲替條約ある國(イギリス、アメリカ及びその植民地)並に特別の協約を結ぶ支那との間には、一定の限度を超えない範圍にて郵便爲替を取組むことが出来る。小額の送金又は歐米の中心城市から遠く離れた田舎への送金は、此の方法を利用するならば非常に便利である。本邦との間にかゝる郵便爲替を交換することが

出来るのは、前述の如く郵便爲替に關する條約又は約定を結ぶ國々であるが、之等の直接交渉を有する國の媒介に依り他國と間接に郵便爲替を交換することも出来る。外國郵便爲替には、(一)通常爲替、(二)電信爲替、及び(三)媒介爲替等の區別がある。外國郵便爲替の爲替料は外國郵便爲替規則(大正四年九月二十八日)に規定され、(一)外國郵便爲替の取扱局、其の事務の範圍、(二)本邦と外國郵便爲替を交換する國、並に之に宛つる爲替の表示貨幣及び一口の振出最高額、(三)本邦と外國郵便爲替を交換する國に於ける本邦向爲替の表示貨幣、之が一口の振出最高額、(四)媒介手数料等に關する諸事項等は、總て通信省告示に依る。

外國旅行者小切手

(英) Traveller's Check

〔定義〕 外國旅行者を受取人とし、指圖式として銀行より振出す小切手である。

〔解説〕 其の本質から云へば旅行信用狀の變形と見るべきものであるが、作用は小切手と變りがない。之には一枚毎に十弗、二十弗、十磅、百マルクと云ふが如き一定

の金額が記載され、苟くも取引先又は取引先のある土地ならば、本人の副署に依つて支拂を受けることが出来る。旅行者の多くは大金は旅行信用狀で持参し、小金は旅行者用小切手で携帶するのを普通とする。旅行者用小切手を發行するのは、歐米の旅行案内社、爲替銀行、銀行聯合等である。

外國旅行者の旅費

〔定義〕 外國旅行者は其の旅費として、概ね本邦通貨、外國通貨、送金爲替、信用狀、旅行小切手等を携帶するか、又は旅行先に於て其の送金を受けなければならぬ。

〔解説〕 本邦通貨、外國通貨、送金爲替、信用狀等の携帶又は取得については、外國爲替管理法施行規則第十一條、第十四條、第十五條、又は第十七條等に依り其の許可を受けなければならないが、第十五條の許可を受けて買入れたる外國通貨の送付又は携帶は自由である(條一七)。尙ほ、(一)關東州又は滿洲國への旅行者の旅費に充つべき金額通りに五百圓以下の本邦通貨又は本邦通貨を以て表示する送金爲替若しくは信用狀の携帶又は取得、(二)中華民國への旅行者

の旅費に充つべき金額を通じて五百圓以下の本邦通貨又は本邦通貨を以て表示する送金爲替若しくは信用狀の携帶又は取得(但し許可を受くることを要せずして携帶し得る本邦通貨は二百圓以下)、(三)第三國に旅行せんとする者の旅費に充つべき二百圓相當額以下の本邦通貨又は外國通貨の携帶等は何れも許可を要しない(三五條)。許可を受けずして外國に携帶輸出し得る本邦通貨には、券面金額百圓以上の銀行券の含むことを禁止してゐる(三〇)。南方占領地へ旅行せんとする者官廳より支給を受けたる旅費其の他の給與を外國通貨を以て表示する軍用手票に依り携帶する場合は、昭和十七年大藏省告示第五百五十四號に依り施行規則第十七條第一項の制限を特に免除する。

外債

- (英) External Loan or Foreign Loan
- (獨) Ausserer Schulden
- (佛) Dette extérieure

〔定義〕 一國の政府、公共團體又は民間會社が、他國の金融市場に於て、募集の形

式に依り稍や長期に互る起債を爲したる場合、其の對外債務が即ち所謂外債である。〔解説〕之を外國債と云ふも亦同じである。内債又は内國債に對する語である。廣義の外債には外國に於ける一時借入金の類をも含むが、茲に掲ぐる定義は狹義の解釋に從つた。之を最も狹義に解釋すれば其の起債者は政府又は公共團體であつて、即ち公債としての外債の意味になる。併し起債者の何人たるを問はず、之を外債と云ふには、(一)稍や長期の起債であること、(二)證券の發行を伴ふこと、(三)外國の金融市場に募集されること等の條件を具備しなればならぬ。従つて此の意味に於ける外債には一時借入金の種類は加はらず、證券の所有に依つて其の債權は輾轉移動する。又、外債は其の債權者の國籍には關係がなく、内國に居住する外國人が内國債に應募するも、夫れが外債に變化しないやうに、外國に居住する内國人が應募しても、夫れは外債たる性質を變更するものではない。外債は債務者の地域的區別に依つて生ずる。通常の意味に於ける外債として、(一)政府の外債、(二)公共團體の外債、(三)民間會社

の社債の三種の區別がある。一國の經濟が十分に發達しない場合に、外債と稱せられるものは政府の外債だけであつたが、公共團體の經濟的進歩に依つて、其の信用状態が外國人によく理解せらるゝに至れば、彼等の外國市場に於ける起債も亦可能であるが、實際問題としては都市の外債のみが成立する。即ち市債の一種たる外債である。我が國に於て外債を有する都市は、東京、大阪、横浜、神戸、京都、名古屋の六大都市に限られてゐる。民間の外債は一種の社債であつて、電力會社、鐵道會社、特殊銀行會社等が之を有してゐるに過ぎない。

海軍金融

「船舶金融」の項を看よ。

會社金融

(英) Corporation Finance

〔定義〕 會社に新たな資金の必要を生ずる時、其の資金を調達することを謂ふ。〔解説〕 各種の會社組織のうちで、金融上多大の便宜を有するものは株式會社であるから、現在大多數の事業は株式會社とし

て經營せられてゐる。會社に資金の必要を生ずる場合は、(一)設備又は販路の擴張、(二)他會社の買収、又は資本的提携、(三)債務の返済又は整理、(四)運轉資金の充實等である。之等の資金を調達する爲に選ばれる方法は、(一)未拂込金の徴収、増資、株式の發行等に依る出資、(二)社債の發行及び長期借入金に依る起債、(三)銀行、仕入先又は取引先よりの融資、單名手形の發行等に依る短期信用の何れかであるが、併し資金の用途、會社成績の良否及び金融市場の状況如何に依つて、其の選擇方針は自ら異らざるを得ないが、又、時としては周圍の事情に依り選擇の自由が制限される。

會社

(英) Company, Corporation

(獨) Kompanie

(佛) Compagnie

〔定義〕 商行為を爲すを業とする目的を以て、設立される社團を謂ふ(商法五二)。〔解説〕 我が國の會社制度は商法の規定に依るものであつて、營利を目的とする社團にして、商法の規定に依り設立したもの

は、商行為を爲すを業とせざるも之を會社と看做してゐる(五二條)。我が國の商法に於て定むる所の會社の種類は、合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社の四種類であるが(五三)、此の外に保險業法に依る相互會社、有限會社法に依る有限會社の如きものもある。昭和十五年現在我が國會社數八五、八三六。内譯は合名會社一四、六四九、合資會社三三、五七〇、株式會社八四二、合資會社二五、〇六六、八八二、千圓、株式會社三三、八一五、二七九千圓、株式合資會社五、〇九四千圓、相互會社二、一〇〇千圓であつて、株式會社が現代企業形態を代表する。之等の會社は商行為を爲すを業とする目的を以て設立されるのであるが、併し我が國民經濟に於ける經濟活動の單位として、繼續的なる一個の團體を形成してゐる以上、其の團體の隆昌を圖り、他方利己心の正當なる限界を超え、爲に社會一般に損害を及ぼさざらんことを期さなければならぬ。茲に於て商法は、會社内部

會社 會社經理審査委員會

に於ける無制限なる利己心の發揚を許すことなく、社員の利益と團體全體の利益を圖る爲に、企業目録の内部的制約を規律してゐる。又、會社が經濟的社會的存在であるが爲に、其の存在は經濟的社會的狀態を前提とすべきは當然であつて、會社企業目録が一個の社會經濟單位として存在してゐる以上、之が更に他の會社構成單位に對する關係、就中、其の對社會的債務關係に於ても、法は幾多の規範的制限を加へてゐる。殊に統制經濟下に於ける會社は、國家目的達成の爲に會社自體が營利至上主義から脱却し、一貫した計畫性に基き組織化された系列中の一單位となり、公益優先の指導原理に從ひ、國策具體化の擔當機關として活動することが要請される。改正商法に依る新會社法も、此の如き趣旨の下に制定されたが爲に、其の全體殊に株式會社に關する規定は、従前の規定に比して著しく複雑且つ嚴重なる規定に富むことは當然である。従つて大會社に對する之等の規定を以て小會社を律することは著しく妥當を缺くので、法はより緩利的な弾力性に富む有限會社たる新しき會社形態を認め、之に關す

會社經理審査委員會

〔定義〕 大藏大臣の監督に屬し、會社經理統制令第三十九條の規定に依り、其の權限に屬せしめられた事項を調査審議する。〔解説〕 昭和十五年十月十九日勅令第六百八十二號を以て會社經理審査委員會官制を公布、會長一人及び委員十四名以内を以て組織され、特別の事項を調査審議する爲に、必要ある時は別に臨時委員を置く。會長は大藏次官を以て之に充てる。會社の利益配當、給與其の他の許可若くは承認に關する處分、又は指定、命令若くは制限等に付、特に其の事案の重大なるものは、總て本委員會に之を附議しなければならぬ。

會社經理統制

〔定義〕 國家總動員法第十一條の規定に依り、會社の利益金の處分、償却其の他經理を統制する爲に發動された勅令である。

〔解説〕 昭和十五年十月十九日、會社職員給與臨時措置令の施行期間が満了するを機會に、會社利益配當及資金融通令と併せて、此の二勅令の改廢統合を行ひ、同日勅令第六百八十號を以て本令を公布し、同月二十日より之を施行された。會社利益配當及資金融通令は、資金融通に關する部分を除けば配當制限に重點を置き、會社經理の統制については之に附隨して、其の規定を設けた程度に止まり、又會社職員給與臨時措置令はインフレーションの激化を防止する應急的措置として、一年の有効期間を以て施行されたものであるから、給與の適正化を圖るには其の規定に不備の點が多かつた。然るに本令は其の名稱の示すが如く、會社經理の全面に涉つて合理的統制を行はんとするものであり、配當制限、給與の適正化は勿論、經費支出、資金運用其の他經理の指導監督等についても、飽くまで之が

徹底並に強化を期したものである。本令に於いて特に注目すべき點は、(一)法文の冒頭に會社經營根本精神に關する原則規定を掲げ、經營の指導方針を明確にしたこと、

(二)拂込資本に諸積立金を加へたものを自己資本となし、これを配當制限の基礎としたこと、(三)従來は昭和十三年十一月三十日以前一年内の最終に決定した利益配當の率を以て基準配當率とし、之を標準としたのを改め、直前の事業年度の配當率を基準としたこと、(四)經理の實情に照らし、必要ありと認めたるときは、將來の配當率につき適當なる率を指定し得ることとしたこと、(五)必要と認められた場合には特別の積立金の積立を命じ、又、其の運用について命令を爲し得る規定を設けたこと、(六)個人の給與には原則として干渉することなく、夫々の種類の給與の合計金額を以て取締の對象としたこと、(七)舊給與令が九・一八ストップ令と相應じて、給與を一率にストップしたのと異り、給與の適正化を圖ることを主眼としたこと、(八)各社の經費を豫算報告に依つて統制し、又、會社の資金運用にも制限を加へたこと、(九)資金償却の

統制を強化したこと、(十)多額の有價證券の取得又は賣却、資金の貸付又は借入を總て許可制としたこと、(十一)強力統制實施の必要上、經理検査を強化したこと等である。然るに昭和十六年九月十七日勅令第八百九十八號に依り本令の改正を行ひ、(一)役員報酬及び社員昇給に關する許可事項の整理、(二)社員特殊手當に關する準則の制定及び變更に對する自動的許可制の實施、(三)經費に付てのみ其の基準等に關する規定を設け、事務處理手續の各般に互り、其の簡易化を圖ることとなつた(參照)。

會社所有株評價臨時措置令

〔定義〕 國家總動員法第十一條の規定に依り會社所有株式の評價に付臨時措置を執ることを認むる規定を設けた勅令である。

〔解説〕 國家總動員法第十一條に基く勅令としては會社經理統制令があり、會社經理の全般に互る一般的水続的な制度を設けてゐるが、本令は會社經理の中特に會社所有株式の評價に關し臨時的特例を設けたものである。本令は昭和十六年八月三十日勅

令第八百三十三號を以て公布されたが、昭和十七年八月二十五日勅令第六百三十七號に依り、本令の適用を受ける財産目録の作成は、更に其の期間を一箇年即ち昭和十八年八月二十九日迄延長される事になつた。

會社信託

(米) Corporate Trust

〔定義〕 法人を以て委託者とする信託。〔解説〕 之は勿論信託其のもの、本質に基く種別ではなく、唯だ信託の委託者等が法人たることを經濟上の特色とし、其の運營と事務處理には個人信託と異なる處があるから、信託業の先進國たるアメリカに於ては、信託を會社信託と個人信託とに分ち、會社信託部と個人信託部にて夫々別個に事務を取扱つてゐる。従つてアメリカの會社信託は、信託性を具備するものゝみに限らず、廣く法人代理事務をも含むのを常とし、即ち擔保附社債信託事務の外に、會計代理事務、名義書換代理事務、登録代理事務、エスクロー事務等を行ふ。尙ほ會社信託の受託者は信託會社に限り、其の性質上當然に遺言信託はなく、原則として契約信

託のみに限られてゐる。會社信託と云へば信託會社に於て行ふ信託の如くに思はるゝも、之は受託者から見た信託種別でない。

會社の解散

(英) Dissolution of Juridical Person.

(獨) die Gesellschaftsdissoziation.

〔定義〕 商事會社たる社團法人の消滅、即ち會社の法律上に於ける人格を喪失すべき法律事實を指して謂ふのである。〔解説〕 會社の解散事由は會社の種類に依りて一定しない。(一)合名會社にありては、(イ)存立時期の満了其の他定款に定めたる事由の發生、(ロ)總社員の同意、(ハ)會社の合併、(ニ)社員が一人と爲りたること、(ホ)會社の破産、(ヘ)解散を命ずる裁判(四法九)等の事由に因りて解散するが、已むことを得ざる事由あるときは、各社員は會社の解散を裁判所に請求することが出来る(同三)。(二)合資會社にありては、合名會社の場合と異ならないが(七法一四)、尙ほ其の外に、無限責任社員又は有限責任社員が全員が退社したる時は會社は解散する(同二六)

(三)株式會社にありては、(イ)存立時期の満期其の他定款の規定したる事由の發生、(ロ)會社の合併、(ハ)會社の破産、(ニ)解散を命ずる裁判、(ホ)株主總會の決議、(ヘ)營業全部の讓渡(同四〇)等の事由に因り解散する。(四)株式合資會社は合資會社と同一の事由に因りて解散するの外、營業全部の讓渡ありたる時も之に因り解散するが(同四六九)、商法第百二十二條の解散請求に關する規定は、株式合資會社には適用されな(同條)舊法の認むる會社の目的たる事業の成功又は其の成功の不能は、新法に於ては之を解散事由の中から削除してゐる。裁判所が會社の解散を命令するには凡そ二つの場合がある(會社の解散命令)會社は解散に依りて直ちに其の權利義務を喪失することなく、同一性を有する清算會社(清算會社)として、其の權利能力は清算目的の範圍内に限縮せられ、清算の終了登記及び破産手續の終了に因りて、始めて會社人格の消滅と云ふ事實を發生するのである。併し合併に因り解散したるときは清算を爲すことを要せず、其の權利義務は存續會社又は新設會社に、包括的に承継される(同三〇)。

会社の解散命令

〔定義〕 商法第五十八條の定むる所に依り、利害關係人若しくは検事の請求に基き、裁判所が職権を以て其の会社の解散を命令することを謂ふのである。

〔解説〕 裁判所は次の二つの場合に於ては、利害關係人若しくは検事の請求に因り、又は職権を以て会社の解散を命令することが出来る(八五)。(一)会社が正當の事由なくして成立後一年内に開業を爲さず、又は一年以上営業を休止したる場合、(二)会社の業務執行社員、取締役、又は監査役が法令又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為を爲し、会社の存立を許すべからざる事由ある場合、即ち是れである。而して之等の場合に於ては、裁判所は解散命令前と雖も、会社財産の隠匿等の不正行為を防止する爲に、其の会社の利害關係人若しくは検事の請求に因り、又は職権を以て其の会社の財産管理人を選任する等、会社財産の保全に付必要なる處分を爲すことが出来る(八五三)。利害關係人が解散命令の請求を爲したるときは、会社の請求に因り相當の擔保を

提供しなければならぬ(同五)。利害關係人が会社解散命令を請求して却下された場合に、其の者に悪意又は重大なる過失ありと認められたるときは、会社に對し連帶して損害賠償の責に任ずるのである(同六)。

会社の繼續

(英) Continuance of Company.
(獨) die Gesellschaft fortführen.

〔定義〕 会社が解散したる後に於て、再び解散前の会社に復歸することを謂ふ。

〔解説〕 繼續會社は解散前の会社と同一であり、權利義務の移轉を行はない。會社は組織變更に依り繼續する場合があるけれども(更)の項を看よ、夫れが会社の繼續の總てであること云ふことは出来ぬ。(一)合名會社 会社が存立時期の満了其他定款に定めたる事由の發生、又は總社員の同意に依りて解散したる場合には、社員の一部又は一部の同意を以て会社を繼續することが出来る(九五)。社員が一人と爲つた爲に會社が解散したる場合には、新たに社員を加ふせしめて會社を繼續することも差支ない(九五四四四)。尙ほ會社は本店の所在地に就て解散

登記後に於ても、右の方法に依り之を繼續せしめることが出来る(九七)。解散の繼續とは異なるが、設立の無効又は取消の判決が確定したる場合に於て、其の無効又は取消の原因の存する特定の社員は退社したるものと看做し、殘存社員の一一致を以て會社を繼續する場合もあり得る(一三九)。(二)合資會社 無限責任社員又は有限責任社員の場合の全員が退社し、之に因りて會社が解散したる場合に於ても、殘存社員の一一致を以て新に無限責任社員又は有限責任社員を加ふせしめ、合資會社としての要件を具備するに至れば會社は繼續し(六二)又、解散登記後も同様に繼續し得ることは合名會社の場合と異らぬ。(三)株式會社 会社が其の存立時期の満了其他定款の定めたる事由の發生及び株主總會の決議に因り、解散を行ひたる場合に於て、特別決議の方法(三四)に依り會社を繼續せしめることが出来る(四〇)。株式會社に於ては株主が一人となるも當然には解散しないから、新に株主を加ふせしめることに因る會社の繼續はあり得ぬ。併し本店の所在地に於て解散登記を爲したる後と雖も、其の解散事由が存

立時期の満了、其他定款所定の事由の發生及び株主總會の決議に因る限り、之亦其の特別決議の方法に依り會社を繼續することが出来る(四一六)。此の場合には本店所在地に於ては二週間、支店所在地に於ては三週間内に繼續の登記を爲すことを要する(四一)。株式會社に於ては、會社の解散なき場合に於ける準備繼續を認めない。

会社の合併

(英) Amalgamation of Company.
(獨) die Fusion von Gesellschaft.

〔定義〕 二個以上の會社を解散して、夫等の會社の社員及び財産を以て新なる會社を設立(新設合併)するか、又は一會社を解散して同時に他の會社に於て定款の變更を爲し、解散會社の社員及び財産を併せて之に加入吸収し、以て合併せしむるを謂ふ。

〔解説〕 清算の手續に依らずして、會社の財産を包括的に處分し、他の會社と一體と成り、若しくは新に他の會社を設立するのが即ち會社の合併である。故に新立會社又は合併會社にとりては、合併は會社財産の包括的繼承を意味し、被合併會社の權利義務

務は當然に新立會社又は合併會社に移りて其の權利義務となる。合併會社について舊法は之に何等の制限を付せなかつたが、新法は原則として合併の自由を認むるも、其の一方又は双方が株式會社なる時は、新立會社又は合併會社は常に株式會社たることを要し、株式合資會社についても同様である(四五六)。有限會社は株式會社との間に於てのみ合併し得るのみならず、合併會社又は新立會社が株式會社なるときは、其の合併は裁判所の認可を受けるに非ざれば其の效力を生じない(四五七)。又有限會社に於ては社債の存立を許さないから、一方が社債の償還を完了せざる株式會社なるときは、合併會社又は新立會社は有限會社たることを許さない(三三)。存立中の會社を存續する會社たらしむる場合に限り、會社の解散後と雖も尙ほ合併を爲すことが出来る(同九八二項、一四七條、四)。合併は二個以上(同九八二項、四五八條二項)の會社の契約に依らなければならぬ。合名會社及び合資會社の合併は、合併當事者會社の代表者が合併豫約たる債權契約を締結し、之に依りて將來合併契約を締結せらるべき旨及び合併條件並に其の時期等決定を

する。右合併契約に基き合併當事者たる各會社に於て合併決議を爲すのであるが、吸收合併の場合には合併決議と同時に、存續會社の定款を變更する。會社が合併の決議を爲したるときは、其の決議の日より二週間内に、(一)財産目録及び貸借對照表の作成(同九)、(二)會社債權者に對し二ヶ月以上の期間内に異議を述べべきことの公告又は催告を爲すことを要し(同二〇)、債權者が異議を述べなかつたときは、會社の合併を承認したるものと看做さるるも、之に反し債權者が異議を述べたる時は、會社は此の者に對し辨済を爲し、若しくは相當の擔保を供し、又債權者に辨済を受けしむることを目的として、信託會社に相當の財産を信託せねばならぬ(同二〇條)。之等の手續は合併が有効に成立する爲の效力發生要件であつて、之等の手續を履行しなかつたならば、合併に付無効の訴を提起せらるることがある(同二〇)。右手續を完了したる時は、合併當事者會社の代表者は合併決議の趣旨に基き合併契約を締結する。株式會社(株式合資會社にも準用あり)の合併手續は實際上の慣行を參照してゐる。即ち株式會社が合

併を爲すには、先づ合併契約の内容たるべき法定の事項を記載したる合併契約書を作成し(四〇八條)、右契約書に記載したる期日に各当事者會社は臨時總會を召集して其の承認を得ることを要するが(四〇八條)、此の場合に於ける承認を合併決議と稱し、之を爲すには特別決議の方法に依らなければならぬ(四〇八條三項)。當該總會召集の通知及び公告には合併契約書の要領を記載することを要し(四〇八條二項)、此の通知及び公告を怠り、又は不正の通知及び公告を爲せば五十圓以下の過料に處せらるのみならず(四〇九條)、合併自體が無効となり合併無効の訴の理由となる。又、合併に因りて、或る種類の株主に(數種の株式を發行する會社の場合——三四五條)損害を及ぼす場合には、別に其の種類別の株主のみの株主總會の決議あることを要する(三四六條)。斯くして會社が合併の決議を爲したるときは、其の決議の日より二週間内に、財産目録及び貸借対照表の作成(四九七條)、會社債権者の保護手續(四〇條)を爲すことは合名會社及び合資會社の場合と同様であるが、社債権者が異議を述ぶるには社債権者集會の決議に依ることを要し、此

の場合には裁判所は利害關係人の請求に因り、社債権者の爲めに異議申出の期間の延長を爲すことが出来る(七六條三項、三)之等の會社債権者に対する保護手續は合併の有効要件であつて、之に違反するときは其の合併は無効となるのみならず、五十圓以下の過料に處せられるのである(四九六條)。

會社の新設合併を行ふ場合には、定款の作成其他設立に關する行爲は各會社に於て選任したる設立委員が共同して之を爲すことを要する(五六條)。設立委員は、合名會社及び合資會社にありては其の總社員の同意(五六條四項)を以て之を選任するのであるが、株式會社にありては株主總會の特別決議(五六條四項)、株式合資會社にありては株主總會の特別決議(無責任社員の一一致を以て、之を選任しなければならぬ)になつてゐる(五六條四項)。吸收合併には設立委員の選任を要しない。解散會社の株主の有する舊株券の提出、催告の公告又は通知(三七七條)、舊株券提出不能者に對する新株券交付の手續(三七七條)、合併に過せざる端株の處分(三七七條)等の手續は、吸收合併の場合には合併會社の取締役が之を行ふも、新立合

併の場合にありては設立委員が之を行ふのである(四一三條一項)。

吸收合併後に於ける合併報告總會は、債権者に対する保護手續終了後、若し合併に因る株式併合を爲したるときは其の效力を生じた後、又併合に過せざる端株ありたるときは之を處分したる後(九七條)遅滞なく存続會社の取締役は臨時株主總會を召集して、之に合併に關する報告を爲すことを要する(四一四條)。新設合併の場合に於ける創立總會は、債権者保護手續を終了したる後、又若し株式の併合ありたるときは其の效力を生じた後、更に併合に過せざる端株ありたるときは其の處分を爲したる後、遅滞なく創立總會を召集せねばならぬ(四一四條)。合併報告總會に於ては、通常決議の方法を以て決議することを得るも、新設合併の場合に於ける創立總會は、設立の場合に於ける創立總會に準じ、其の決議は總株式引受人の半數以上にして、會社資本金の半數以上を引受けたる者が出席し、其の出席者の有する議決権の過半數を以て、之が決議を爲すことを要するのである(四一四條)。尙ほ「合併登記」の項を看よ。

會社の整理

〔定義〕 會社が支拂不能又は債務超過に陥る虞れ又は疑ひある場合に於て、法定の利害關係人の申立又は監督官廳の通告に依り、裁判所の發する整理開始の命令に基き裁判所の監督の下に行はる、破綻會社更生の手續を謂ふのである。

〔解説〕 會社の現況其他の諸事情に依り、支拂不能又は債務超過に陥る虞れ若しくは疑ひありと認めたるときは、裁判所は(一)取締役、(二)監査役、(三)三ヶ月前より引續き資本の十分の一以上に當る株式を所有する小數株主、又は(四)拂込株金の十分の一以上に當る債権者の申立に因り、其の會社に對して整理開始を命ずることが出来る(三三八條)。整理開始の申立が権利の濫用其他不當の目的に出づるものと認むるときは、裁判所は其の申立を却下する(三三八條三項)。債権者の申立は裁判所の許可を得て、社債権者集會の決議を以て之が申立を爲すことを要する。整理開始の申立又は通告ありたる場合に於て、裁判所は必要と認むるときは裁判所は破産手續又は和議手

續の中止を命じ(三八三條)、尙ほ申立に因り又は職權を以て、(一)會社の業務の制限其他會社財産の保全處分、(二)株主主義書替の禁止、(三)會社の業務及び財産に對する検査命令、(四)會社の損害賠償請求權に對する發行人、取締役又は監査役等の財産に對する保全處分、(五)會社の業務及び財産に對する監督命令を爲すことが出来る(三八六條七項)。斯くして裁判所は整理開始命令を發したる場合に於て、裁判所は必要ありと認めたるるとき、破産手續又は和議手續の中止を命じ(三八三條)、又整理開始命令を發したるときは、直ちに會社の本店及び支店所在地の登記所に整理開始の登記を嘱託する。從つて破産者は和議の申立又は會社財産に對する強制執行、假差押着は假處分は之に依りて不能となると共に、當時に存續する之等の手續は法律上當然に中止され、開始命令が確定したるときは、中止したる之等の手續は其の效力を失ふ(三八三條三項)。又、並賣手續も相當の期間中止を命ずることが出来る(三八八條)。會社の債権者の債權に付ては、整理開始の取消又は整理終結決定の登記の日より二ヶ月内は、消滅時効は完成しない

(三八八條) 整理實行の爲に必要に應じて裁判所の爲し得る處分は、(一)會社業務の制限其他會社財産の保全處分、(二)株主主義書替の禁止、(三)會社の業務及び財産に對する検査命令、(四)整理又は和議に關する立案及び實行の命令、(五)取締役又は監査役の解任、(六)發行人、取締役又は監査役の責任の免除の禁止、(七)發行人、取締役又は監査役の責任の免除の取消、(八)發行人、取締役又は監査役の責任に基く損害賠償請求額の査定、(九)前號の損害賠償請求權に付、發行人、取締役又は監査役の財産に對して爲す保全處分、(一〇)會社の業務及び財産に關する管理命令等である(三八六條)。會社の業務及び財産に對する検査は裁判所の選任せる検査役に依りて行はれ(三八八條)、整理又は和議に關する立案の任に當り、且つ取締役が其の實行を爲すに付之を協力せしむる爲めに裁判所は一人又は數人の整理委員を選任し(三九一條)、検査役の報告に基き、必要ありと認むるときは、會社の業務及び財産を監督せしむる爲め監督員を選任し(三九七條)、又、取締役の全員を解任し

たるとき、又は現在の取締役が依つて会社の業務及び財産の管理を爲し得ないものと認めたるときは、一人又数人の管理人をして之に當らしめる(三九八)。検査役、管理人は執達吏又は警察官の援助を請求することが出来るが、整理委員、監督員には其の権限がない。会社整理の實行上又は和議の爲め、必要ありと認むるときは、取締役は裁判所の認可を受けて、株金の拂込を爲さしむることが出来る(三九三)。会社の整理開始後は債権者が会社に對して債務を負担するも相殺は無効となり(四〇一)、会社の債務者が他人の会社に對する債権を取得したるとき、又は整理開始の原因若しくは整理開始の申立ありたる事實を知つて会社に對する債権を取得したるときは、共に其の相殺を許さない(四〇二)。会社の整理が終結し、又は整理の必要なに至りたるときは、裁判所は整理開始、申立者、検査役、整理委員、監督員又は管理人等の申立に因り、整理終結の決定又は整理開始命令取消の決定が確定したるときは、裁判所は直ちに会社の本店及び支店所在地の登記所に其の登記を嘱託することになつてゐる(四〇)。

会社の設立

(英) Establishment of Company.
(獨) die Gesellschaft Gründung.
〔定義〕 会社の法律上の人格を成立せしむべき原因たる法律事實を指して謂ふ。
〔解説〕 合名会社及び合資会社を設立するに當りては、定款を作成するを以て足る(商六二條)、株式會社(株式合資會社の場合にも準用する)を設立するには、七人以上の發起人あることを要し(登記法の)、發起人は会社の基本的規定たる定款を作成するに當り、其の記載事項は法律の定むる所に從ひ(六六)、之に署名又は記名捺印を爲すことを要する(六六條一項)。併し定款は公證人の認許を受けなければ其の效力を生じない(七六)。各發起人は書面に依りて株式の引受を爲し(九六)、其の總数を引受けたるときは遅滞なく各株に付第一回の拂込を爲し、且つ取締役及び監査役を選任する(〇七)。發起人が株式の總数を引受けざるときは廣く一般より株主を募集し、株式總数の引受ありたるときは發起人は遅滞なく第一回拂込を

会社組織の変更

(英) Alteration of Company's Organization.
〔定義〕 設立又は合併の手續に依らずして、会社の種類(組織)を変更する爲に行はれる法律手續を謂ふのである。
〔解説〕 会社の變更には一定の制限がある。即ち(一)合名会社及び合資会社相互間、(二)株式合資會社を株式會社又は合名會社に変更することは可能である(商一四七條一項、四七六條、四七七條)。株式會社の變更は認めない。(一)合名會社 總社員の同意を以て或る社員を有限責任社員と爲

し又は新たに有限責任社員を加入せしめて之を合資會社とする(一四七條)。其の社員が一人となりたることに因りて会社解散となりたる後、新たに有限責任社員を加入せしめて之を合資會社に変更して会社の繼續を圖ることが出来る(一四七條)。之の場合に於ける組織變更は、本社所在地に於ては二週間、支店所在地に於ては三週間内に、合名會社については解散登記、合資會社については設立登記を爲すことを要する(四七六條)。(二)合資會社 其の存続中總社員の同意を以て其の組織を変更して合名會社と爲すことが出来る(三六)、又、有限責任社員が退社して會社の解散を爲したる後に於ては、解散登記を爲したる後と雖も無限責任社員の一一致を以て合名會社に変更し會社を繼續することも可能である(一六二條)。本店所在地に於ては二週間、支店所在地に於ては三週間、合資會社については解散登記、合名會社については設立登記を爲すことを要する(六三條、一六三條、一六三條)。株式會社又は合名會社と爲す場合に限りて其の變更を許されてゐる。即ち無限責任社員の一一致と株主總會の特別決議を以て

其の組織を変更し、之を株式會社と爲すことが出来る(四七六條)。無限責任社員又は株主の何れかゞ全員消滅したるときは解散するが、残存せる株主の株主總會に於ける特別決議に依り株式會社として繼續し(四七〇條)、又は、無限責任社員が株式の全部を取得するか、或は株式の全部の銷却ありたるときは、残存せる無限責任社員の一一致を以て合名會社として繼續する(四七〇條)。株式合資會社が組織を変更したるときは、本店の所在地に於ては二週間、支店の所在地に於ては三週間内に株式合資會社に付ては解散登記、變更して存続する合名會社又は株式會社に付ては設立登記事項の登記を爲すことを要する(四七〇條、四七二條、四七三條)。商法上に於ては原則として株式會社の變更を認めないが、株式會社と有限責任社員とは共に社員責任の本質が有限責任である點から、有限責任法は此の兩會社相互間の組織變更を認めてゐる(〇項を看よ)。

會社利益配當及資金融通令

〔定義〕 國家總動員法第十一條の規定に

依り、會社の配當制限、經理の統制、事業資金の強制融資を行はしむる爲、支那事變下に於て特に發動せられたる勅令を謂ふ。
〔解説〕 昭和十四年四月一日勅令百七十九號を以て公布されたが、國家總動員法に依る配當制限は一般事業界に多大の衝撃を與へ、一部には反對の聲も起つた。又、資金の強制融資についても議論續出し、金融界は非常なる不安に襲はれたが、結局日本興業銀行をして之を擔當せしむることに落着した。然るに本令の施行の後、事變は愈よ長期戦化することが明らかとなり、一方には軍需工場に對する軍の經理統制が強化されたのと呼應し、一般的にも經理統制を強化する必要を生じて來たので、本令の一部を會社經理統制令に移し、強制融資は之を銀行等資金運用令に譲り、二つの勅令に依つて會社の經理及び資金統制は一段と強化せらるゝに至つたのである。

解除信託

〔定義〕 委託者が其の生存中に、信託契約の修正延長、又は終了することの出来る権利を留保する旨を、信託契約に依つて定

められた生前信託の一種を指すのである。
〔解説〕 生前信託なるものは、委託者が留保した権利の性質に依つて、之を(一)解除信託、(二)非解除信託の二種に分けることが出来る。併し乍ら委託者が自己を受益者とした信託なるに於ては、假令委託者による解除権の留保がなくとも、之を解除することが出来るのは云ふまでもない。

改造紙幣

〔定義〕 明治十三年二月の布告に依り、粗悪にて破損し易き新紙幣と交換する爲に紙幣寮より發行された政府紙幣である。
〔解説〕 新紙幣の缺點を除去せんが爲、大蔵省は印刷局に於て、原版、印肉、器械等を考案し、明治十三年二月に至り先づ十圓、五圓、一圓の三種を改造したが、更に五十錢、二十錢の二種の改造をも圖り、其の發行總額一億三千二百餘萬圓の中、新紙幣と交換されたもの六千四百餘萬圓に達した。然るに明治十八年六月の布告を以て、政府紙幣は漸次銀貨との兌換が行はれることとなつたから、之が爲に改造紙幣の製造及び發行は終に停止されたのである。

外資輸入

(英) The introduction of foreign Capital
(獨) die Einführung fremden Kapitals

〔定義〕 國內資本が不足を告げ、又は國內金利の昂騰せる場合に於て、政府、公共團體若しくは事業會社等に依り、必要なる資金を外國より輸入する行爲を謂ふ。
〔解説〕 之等の外國資本の使途は、主として之を財政資金、戦費調達、富源の開發等に充てるのであるが、時には舊債整理資金に使用することもある。第一次大戦には聯合國側はアメリカ資本を輸入して對米債務に備へ、ドイツの賠償問題は世界經濟の痛となつたが、第二次大戦に於ても米國資本は反極軸國に向つて盛んに供給され、戦後には再び第二の戦債問題を惹起せんとし得る。併し戦時以外に於ても、後進國又は半植民地は資本國家より莫大な資本の供給を仰ぎ、之が爲に財政的干渉を受くる端緒を開き、事實上債權國の支配下に置かれてゐる場合が少なくない。

海商

(英) Maritime Commerce, Sea Faring Commerce
(獨) der Seehandel

〔定義〕 海上に於て行はるる商業、即ち主として航海業を指して謂ふのである。
〔解説〕 我が國商法第五編海商の部に於ては、(一)船舶及び船舶所有者、(二)海船員、(三)運送、(四)海損、(五)海難救助、(六)保險、(七)船舶債權者の七章に分けて其の所謂海商規定を設け、航海業又は其の補助業に關係ある事項を網羅してゐる。

海上法規

(英) Maritime Law
(獨) das Seerecht

〔定義〕 一に之を海法とも謂ひ、海事に關する法律規則の總稱として使用される。
〔解説〕 海上法規は公海法、私海法及び國際海法の三種類に分れ、私海法の大部分を占むるものを海商法とする。公海法は海事に關する公法的法規を意味し、國際海法は海上捕獲、封鎖等の如き海上に於ける各

國相互間の關係を規定するものであつて、専ら戦時に必要な法規である。海法としてはロード海法 Lex Rhodica の歴史が最も古く、之に次いでコンソラトール・デルマーニ (Consolato delmare) ロール・ド・オノン (Rolle de oleron) 等があり、イタリーのアマルコーナ (Tabul Amalfitano) フランスのクッドンドラ・メル、ドイツのハンザ同盟法等は、何れも有名なる海法である。海事法令を統一し、各國の海事法令の軌範となつたのは、一六八一年に制定されたフランスルイ十四世の海令 (Ordonnee de la Marine) である。我が國には獨立した海法を缺き、商法中に海商について規定してゐるのみで、海事關係法規としては、別に船舶法、船舶検査法、海員法、水先法、海上衝突豫防法、航路標識條例、船舶信託法、救命具取締規則、開港港則、航海獎勵法、造船獎勵法、造船規程等があり、支那事變勃發以來、殊にアメリカの對日經濟壓迫が加重されたのを契機として、海運統制令、東亞海運株式會社法、船舶保護法、船員等使用統制令、船員給與統制令、船員徵

用令等の劃期的な海上法規の出現を見るに至つたが、近くは戦時海運管理令が制定され、更に船舶運管會の設立に依り、愈々海運の國家管理が實現した。

海上保險

(英) Marine Insurance
(獨) die Seeversicherung

〔定義〕 航海に關する事故に因りて生ずることあるべき損害の填補を爲すを謂ふ。
〔解説〕 貨物を船舶に依りて輸送する場合には種々の危険に曝らされる。即ち暴風雨、沈没、坐礁、火災、衝突、濡荷等の災厄から起る喪失及び損害を始め、船員の悪行、盜難、漏損、内亂、官の處分(押收)、戦争、海賊、投荷等に因る損害を蒙むる危険がある。然るに汽船會社は船舶及び輸送等に關し適當の注意を行つた以上、積荷の損害を負担しないのであるから荷主は之等の損害を填補する爲に海上保險を付する必要がある。海上保險では航海に關して生ずる損害を總て填補することを原則とする。併し實際には種々の免責約款を設けて、之に擧げられたる事故に因りて生じたる損害は填補しないのである。其の主

なるものを擧ぐれば、(一)積荷保險に付ては、(イ)一擧、暴徒若しくは海賊より被る損害、(ロ)掠奪、捕獲其の他戦争より生ずる損害、(ハ)被保險者、保險者等の故意又は重大なる過失に因る損害、(ニ)其の他不可抗力に起因せざる損害等であり、(二)船舶保險に付ては、(イ)保險者の承諾なくして船舶所有者、船長の更替、船舶の構造に變更あつた後の損害、(ロ)保險証券に記載されたる保險料の支拂期限に至り、保險契約者が保險料の納入を怠つた以後に生じたる危険、(ハ)其の他が定められてゐる。我が國法の規定に依り、保險者が損害又は費用に付、其の填補の責に任ぜざることを得るは、(一)保險の目的の性質若しくは瑕疵、其の自然の消耗又は保險契約者若しくは被保險者の悪意若しくは重大なる過失に因り生じたる損害、(二)船舶又は運送貨を保險に付したる場合に於て、發航の當時安全に航海を爲すに必要な準備を爲さず、又は必要なる書類を備へざるに因りて生じたる損害、(三)積荷の到達に因りて得べき利益若しくは報酬を保險に付したる場合に於て備船者、荷送人又は荷受人又は荷受人の悪意若しくは

重大なる過失に因りて生じたる損害、(四) 水先案内料、入港料、燈臺料、檢疫料其の他船舶又は積荷に付、航海の爲に支出したる通常の費用等である(八三)。共同海損に非ざる損害又は費用が其の計算に關する費用を算入せずして保険價額の百分の二を超えざる時は保険者は、之を填補する責に任ぜない(八三)。併し右の損害又は費用が保険價額の百分の二を超えたる時は、保険者は其の全額を支拂ふことを要する。保險の目的たる積荷が毀損して陸揚港に到達したる時は、保險者は其の積荷が毀損したる状況に於ける價額の毀損せざる状況に於て有すべき一部を填補する責に任じなければならぬ(八三)。航海の途中に於て不可抗力の爲めに、保險の目的たる積荷を賣却したる時は、其の賣却に依りて得たる代價の中より運送貨其の他の費用を控除したるものと、保險價額との差を以て保險者の負擔とするも、保險價額の一部を保險價額の一部を保險に付したる場合に於て、商法第六百三十三條の適用を妨げない(八三)。右の場合に於て買主が代價を支拂はざる時は、保險者は

其の支拂を爲すことに依りて、被保險者の買主に對して有する權利を取得する。尙ほ商法に於ては、被保險者が保險の目的を保險者に委付して、保險金額の全額を請求し得る規定を設けてある(項を看す)。又、保險者は被保險者が支拂ふべき共同海損の分擔額(共同海損)に付、之を填補する責に任じなければならぬ(七三)。

海上保險契約

(英) Marine Insurance Effect

(獨) Seeverkehrsversicherung

〔定義〕 海上保險契約とは、航海に關する事故に依つて生ずることあるべき損害の填補を爲すことを内容とする契約を謂ふ。
〔解説〕 海上保險契約の種類としては、(一)保險の目的に依つて船舶保險契約、積荷保險契約、運賃保險契約等があり、(二)保險期間の定め方に依つて期間保險契約、航海保險契約に分れ、(三)保險者の損害を填補する方法に依つて單獨海損擔保契約、單獨海損不擔保契約、全積荷擔保契約の區別があり、(四)契約當時の保險契約の内容が確定してゐるか否かに依つて確定保險契約、

約、豫定保險契約の種類を生じ、(五)保險價額が確定してゐるか否かに依つて價額確定保險契約、價額不確定保險契約の取扱となり、又、(六)搭載船名が確定してゐるか否かに依つて船名特定保險契約、船名未詳保險契約となる。船舶の保險に付ては保險者の責任の始まる時に於ける其の價額、積荷の保險に付ては其の船積の地及び時に於ける其の價額、船積並に保險に關する費用を以て、各其の保險價額とし(八八)、積荷の到達に因りて得べき利益又は報酬の保險に付ては、契約を以て保險價額を定めざりし時は保險金額を以て保險價額とする(八九)。一航海に付き船舶を保險に付したる場合に於ては、保險者の責任は荷物又は底荷の船積に著手したる時を以て始まり、荷物又は底荷の船積を爲したる後、船舶を保險に付したる時は、其の責任は契約成立の時を以て始まる(九〇)。又、積荷を保險に付し、又は積荷の到達に因りて得べき利益若しくは報酬を保險に付したる場合に於ては、保險者の責任は其の積荷が陸地を離れたる時を以て始まり、陸揚地に於て其の陸揚の終了したる時を以て終はる(九二)。保險者の責任が

海上保險證券

(英) Marine Insurance Policy

(獨) die Seeverkehrsversicherungspolice

〔定義〕 海上保險契約の内容を證明し、且つ其の裏書讓渡に依りて、權利者の移動を示す爲に作成する證券を謂ふのである。
〔解説〕 海上保險證券は爲替手形、信用狀並に船荷證券と共に四大商業證券と稱せらる。輸出荷爲替取組の際、本證券は保險金の支拂地を輸入港とし、荷送人即ち保險契約者 (Policy Holder) の指圖式とし、之に白地裏書を行ひたる上、相手方銀行へ交付するのが普通である(正副二通)。若し保險金の支拂を輸出港とすれば、保險證券の原本を本爲替取組銀行の手許に留置き、海外の取引銀行に對しては單に其の旨を通知するに止まる。之を一般に保險付貨物通知書 (Insurance Memo) と呼んでゐる。

海上利息

(英) Marine Interest

〔定義〕 船長が其の航海前に、航海繼續に要する費用を借入れ、無事航海を終りた

る時支拂ふ利息を指して謂ふのである。
〔解説〕 此の海上利息は概ね比較的高率であつて、金融制度不備の時代に於て行はれたものであるが、現今では殆んどない。

海上留置權

(英) Marine Lien

〔定義〕 船主が航海に伴ふ運賃其の他の請求權の擔保として、其の船舶に依る運送品に對して有する留置權を謂ふ。
〔解説〕 荷受人が其の運送品を受取りたるときは、運送契約又は船荷證券の趣旨に従ひ、運送貨、附隨の費用、立替金、碇泊料及び運送品價格に對して、共同海損又は救助の爲め負擔すべき金額を支拂ふ義務を負ひ(商法七五)、船長はこれ等の金額の支拂と引換に非ざれば、其の運送品の引渡しに應ずることを要しないのである(同條)。

回漕業

(英) Sea Carrying Trade

(獨) das Speditionsgeschäft für Seetransporte

〔定義〕 回漕とは回送運漕の意にして、

始まる前に於て航海を變更したる時は、保險契約は其の效力を失ひ、又保險者の責任が始まりたる後、航海を變更したる時は、保險者は其の變更後の事故に付き責任を負はない(八二)。被保險者が發航を爲し、若しくは航海を繼續することを怠り、又は航路を變更し其の他著しく危険を變更又は増加したる時も、保險者は其の變更又は増加以後の事故に付き責任を負はないが、其の變更又は増加が事故の發生に影響を及ぼさざりし時、又は保險者の負擔に歸すべき不可抗力若しくは正當の理由に原因して生じたる時は此の限りでない(八二)。保險契約中に船長を指定するも、船長の變更は契約の效力に影響を及ぼさない(八二)。積荷を保險に付し、又は積荷の到達に因りて得べき利益若しくは報酬を保險に付したる場合に於て、船舶を變更したる時は、其の變更が保險契約者又は被保險者の責に任ずべからざる事由に因りたる時を除くの外は、保險者は其の變更以外の事故に付責任を負ふことがない(八二)。尙ほ保險者は免責約款を設け、其の約款に擧げられたる事故に因つて生じたる損害は之を填補しないこととしてゐる(八二)。

回漕業と謂ふ時は海上運送業を指す。

〔解説〕 明治二年三月、東京靈岸島と大阪中ノ島との兩地に、木村萬平氏の主唱に依り回漕會社が設立され、東京・大阪間の定期航海を開始した。併し僅か二ヶ月にして閉社し、明治四年五月、回漕取扱所が其の船舶を引継ぎ、尙ほ舊藩より政府に献納せる船舶をも加へて、回漕業に従事した。此の回漕取扱所は同年八月、日本國郵便蒸汽船會社と改稱した〔會社〕の項を看よ。

回漕問屋

〔英〕 Shipping Agent

〔定義〕 運送取扱人の一種にして、船主又は儲船者の如き海上運送に従事する者と荷送人との間に介在し、自己の名義を以て運送の取次を爲すを營業とする者を謂ふ。

回漕仲立人

〔英〕 Shipping Broker

〔定義〕 之を積荷仲立人又は周旋人とも謂ひ、荷主の名義を以て回漕業者及び荷主の間に介在し、専ら貨物運送の取次を爲すを業とする者のことである。

〔解説〕 契約者との間に特約を結びたる時は、其の契約者より委託せられたる範圍に於て特に其代理行爲を爲すことがある。

海損

〔英〕 Average

〔獨〕 Havarie

〔佛〕 Havorie

〔定義〕 航海中に海上に於ける各種の危険に因りて、船舶又は積荷の被りたる損害及び之が爲に要せし費用を謂ふのである。〔解説〕 海損には單獨海損 (Particular Average) と共同海損 (General Average) の區別が存する。海損の中海商法上特に其の中心的對象となるものは共同海損である。

海損供託金

〔英〕 Average Deposit

〔定義〕 海損預金とも謂ひ、航海中に海損の起りたる場合、其の積算を俟たずして積荷を引取らんが爲に、荷受人によりて供託されたる積算の分擔金を謂ふのである。〔解説〕 海損供託金は船主其の他の關係者の共有物として之を銀行に預け置き、精

算完了の時、不足あれば追徴し、餘剩あれば返却する。荷受人の信用確實と認むるとき、又は海上保険業者が荷受人に代りて海損契約書に調印するときは、特に荷受人よりの供託金手續を免除することがある。

海損契約書

〔英〕 Average Bond

〔定義〕 海損の起りたる際、船長各荷主署名して積荷の引渡を受ける爲に、各關係者の取り交はす契約書を謂ふのである。〔解説〕 海損精算には長日月を要するから、便宜上、此の契約書を作製して積荷の引渡を爲すのである。此の際、船長は船主を代表し、向拂運賃あらば其の額を受取りたる上にて積荷の引渡を爲すことを約し、各荷主は自己受取の積荷につき負擔となるべき共同海損、單獨海損其の他の正當なる分擔を爲す爲、或は損害損失犠牲及び費用の負擔につき、船積者又は積荷主の負擔となるべきものあらば之が支拂負擔に任ずべきを約し、各引渡を受けたる積荷に關する勘定書、積荷の荷印番號、品名、數量の明細書を船長又は船主に提供するのである。

海損精算

〔英〕 Adjustment of Average

〔獨〕 die Haverolabrechnung

〔定義〕 海難に遭過せしときは契約者及び保險者立會の上、又は鑑定人を選定して海損の性質に基き、各損害高を精査し、或は公賣に附し或は評價鑑定を爲して、保險者が填補すべき額を決定する手續を謂ふ。

〔解説〕 精算の目的は、損害填補額又は海損分擔を決定するにある。此の額を海損精算額と謂ひ、保險証券に記載せられたる保險金支拂場所の通貨を以て、其の支拂日の爲替相場に依り被保險者に拂渡される。

海損精算人

〔英〕 Average Auditor

〔定義〕 特に海損精算に關する業務を専門とする者を謂ひ、海損の生ぜし時は其の損害額を精算するの任務に當るのである。〔解説〕 海損精算は極めて複雑であるから、普通海損精算人をして海損精算書を作らしめ、其の損害填補額又は共同海損分擔額精算の正確を期することになつてゐる。

開拓使兌換證券

〔定義〕 明治五年正月十四日太政官布告に依り、専ら北海道開拓の資源に充つる目的を以て、三井組をして發行せしめたる政府紙幣を名づけて開拓使兌換證券と謂ふ。

〔解説〕 大藏省兌換證券と同一の方法の下に發行され、其の總額二百五十萬圓の中百十八萬圓を管下の人民に貸付け、其の残りを開拓事業費に充てた。種類は拾圓、五圓、壹圓、五拾錢、貳拾錢、拾錢の六種である。然るに兌換の計畫は遂行されず、加ふるに製造多くして之を豫防することが容易に出来なかつたので、當初の豫定期限たる十ヶ年を待つこと能はず、漸次之を回收して新紙幣と交換するの已むなきに至る。

カイト

〔英〕 Kite

〔定義〕 此の語は本來風を意味するも、イギリスでは商業取引に依らずして、任意に振出される危険性を帯びた空手形に依り資金を調達する意味に使はれてゐる一種の商業俗語である。「空手形」の項を見よ。

海難

〔英〕 Maritime Perils of the Sea

〔獨〕 das Unglück

〔定義〕 一に之を海上危険とも謂ひ、航海に關する事故を意味する用語である。

〔解説〕 海上事故には天災と人爲とがある。沈没、坐礁、爆裂等は前者に屬し、戰爭、捕獲、押收、盜難、投荷、船員の不法行爲等は後者に屬する。外國の立法例に於ては、海上保險の事故となるべき事項を列舉し、若くは例示するも、我が商法に之に關する規定がない。海難の種類は、商業の進歩、保險の發達に従ひて増加變遷する。

貝原益軒

〔人物〕 寛永七年、筑前國福岡城内に生まる。父は寛齋と云ひ、黒田侯に侍醫として仕へ、母は益軒六歳の時歿す。彼は名を篤信、字を子成、通稱久兵衛と稱した。幼

にして學を好み、長じて篤學を誦はれ遂に藩侯の知る所となりて二十八歳の時京都に留學を命ぜられ、松永尺五、山崎闇齋、木下順庵の門に入る。三十九歳儒官となり、

黒田侯に仕へ、其の在官實に四十八年の久しきに及んでゐる。正徳四年歿した。

〔著書〕 益軒の著書は数多く、一々枚舉するに過ぎなき有様であるが、經濟學上の代表著書としては「十説」「家道訓」「益軒先生宰臣書」等の著書を擧げることが出来る。當時、本位貨幣として金銀貨幣が行はれ、其の外に補助貨幣として銅錢が流通してゐたが、庶民は補助貨幣の缺乏に苦しみ、民間取引の難澁甚だしきものがあつた。益軒は之に對する方策として、補助貨代用紙幣の制限發行を力説したのが注目される。

開封保護預り

(英) Open Safe-deposit
(獨) Offenes Depot

〔定義〕 開封保護預りは無封保護預りとも云ひ、銀行附隨業務の一つたる保護預り業務も此の一種であつて、顧客より預託せられたる物品(主として有價證券)を開封の儘にて寄託に應ずることを謂ふのである。
〔解説〕 此の場合の取扱は單に保管のみでなく、保管せる證券の利子、配當金などを銀行が取立て、顧客の當座勘定へ振替

へるのを例とするも、之は顧客へのサーヴイスであつて、開封保護預り其のものゝ取扱ではない。其の手續料は組合銀行の協定に依つて定まり、極めて低廉の料金を徴するに過ぎないから、大して銀行の利益にはならず、唯だ顧客に對するサーヴイスの意味を以て、之を其の銀行の取引先に限つてゐる。開封保護預りは法律上の寄託と稱せらるゝものであつて、銀行は其の預り品に對して危険を生じた時は、寄託者に對して速に之を通知する義務を負ふてゐる。

カヴァー

(英) Cover

〔定義〕 爲替の買持を賣埋め、賣持を買埋めることに依り、其の田合をつける爲に外國爲替銀行の行ふ操作を謂ふのである。
〔解説〕 此の語は尙ほ擔保又は保證の意味に用ひられる。例へば約束手形が有價證券にてカヴァーされるとか、海上保險に於て危険をカヴァーするとか云つてゐるのは擔保又は保證の意味である。空買の賣埋め空賣の買埋めをカヴァーすると云ふ場合もある。之は何れも片爲替の跡始末である。

カヴァー・ドラフト

(英) Cover Draft

「銀行カヴァー手形」の項を看よ。

カウンシル・ビル

(英) Council Bill

〔定義〕 本來は印度政府宛參着拂手形を意味してゐるけれども、現在では専ら印度所在銀行宛を稱してゐる〔「インド爲替券」の項を看よ〕。

カウンター・サイン

(英) Counter Sign

〔定義〕 船荷證券、保險證券等の如き商業證券に裏書を爲して權利を他に讓渡し、或は債務の擔保とする時、其の裏面等に其の旨を記入して署名することを謂ふ。

返り證

(英) Letter of Indemnity

「故障附船荷證券」の項を看よ

價格

(英) Prices

(獨) Preis
(佛) Prix
〔定義〕 個々の財貨の有する價值量が、貨幣に依りて表現されたものを謂ふ。
〔解説〕 貨幣經濟に於ける財貨の價值量は、唯だ貨幣を通じてのみ相互に比較することが始めて可能である。従つて財貨の價格とは、貨幣の名に依りて表現された交換價值に外ならない。普通に價格と云へば商品の價格が考へられるが、其の有する價值量を貨幣に依りて表現し得るものは悉く價格である。利子歩合又は割引歩合は資本に對する價格であり、株式、債券に對する證券價格、労働に對する賃銀は何れも價格たることに變りがない。景氣理論若くは景氣觀測に於て株價、一般商品價格、金利の三の價格は投機、商業、金融を代表する。

價格の變動

〔定義〕 市場に於ける財貨の需要供給の關係に依り、價格の騰落する運動を謂ふ。
〔解説〕 財貨の價格が決定するのは市場に於てである。即ち財貨に對する需要供給の關係は、常に財貨の有する價格を動搖せ

しめる。價格の動搖には生長と發達とに負ふ長期的のものと、季節的若くは偶發的のものがあり、後者は景氣の消長と密接な關係を持つ。何れの場合に於ても、需要増加、供給減少は價格騰貴の原因となり、需要減少、供給増加は價格下落の原因となるが、併し總ての財貨の價格が、常に同一の歩調を以て騰落を爲すものではない。そこに自ら價格の分化と云ふ現象が見られる。生産財の價格が屢々消費財の夫に先立ちて騰落すると云ふ見解を探る學者は極めて多し。ツガン・バラノウスキー(Michael von Tugan-Baranowski)以來、カッセル(G. Cassel)等の如きは、此の見解を支持する代表的な學者である。之に對してビグウ(C. Bigau)は消費財の價格の變動よりも、生産財に於ける價格の變動の方が大であると云ふ事實は、産業的波動の起源が消費財に對する需要の變動に起因するとの見解を取る。即ちビグウに依れば、消費財の來るべき騰貴が見込まれて生産擴張の目論見がつき、此の豫見により擴張を實現しやうとする。茲に於て生産財の需要が起り、延いては消費財の側に於ける變動が伴ひ來る。此

の道行きに於て衝擊を與ふるものは、矢張り見込みに於ける消費財需要の増加である(Pigou, Industrial Luctuations, pp. 100-104)。併し諸價格は分化して相分れるが、やがてまた相會する。此の會する所は常に沈滞の状態に於てである。會したるものが分れ、又會する姿から之を名けて缺狀の運動(Scherebewegungen der Kurven)と云ふ。或る場合には一の沈滞の状態に於て同一線下にあるものが、上昇につれて相分るるや、懸て又相會して交叉しつゝ、相分れるや、沈滞状態に於て相會する。云はゞ一の沈滞期から出發して次の沈滞に至り、再び會するまでに尙ほ一度相會する。此の二重の缺狀運動の關係にあるものは、一定の遅れを保ちつゝ、平行的に變動するところの諸價格である。投機、商業、金融を代表すると見らるる株價、一般的商品價格、金利(資本用役の價格)の三つの價格は正に斯かる關係に立つ。此の三つの價格の變動は夫々景氣の變動を反映しつゝ、平行して進むが、夫は必ずしも相合一することなく、進行に遅速の差がある。株式の價格が先登に立ちて進み、一般的商品價格は之に次

ぎ、利子が最も遅れるのである。此の事實は同時に又、投機、商業、金融の三の範圍に於ける活動の消長についても云ひ得る所である。併し利子と一般的商品價格との關係については、相對的方向をとりて上下するとの見解がある。ブレンシアアヌ(Brenschian)は、割引歩合と貨幣購買力との間には完全なる平行があるといふスピノの説に反對して、短期の變動についてのみ夫は安當であるが、多くの場合、短期についてはさうであるとは云へない。統計の示す事實は、少くとも周期的變動について見る限り、此の見解の反對が事實であると説いてゐる。けれども或る種の財の價格が變動すれば、之が漸次他の財の價格の上にも波及すると云ふことは、否定することの出来ぬ。價格變動の一般的原则であつて、之は景氣變動の過程に於て極めて重要な意義を有する。若し或る一定の事情の爲に、若干の商品の需要が増加し、其の價格が騰貴しても、他の財の需要と價格とに作用することなければ、一般的なる産業的活動の増加としての景氣上昇はあり得ないであらう。而して諸價格を相互關係に於て變動せしめ

るメカニズムについては、シュムペーターは作用(Wirkung)、反作用(Rückwirkung)、遠隔作用(Fernwirkung)の理論があり、ピグウに反射(reflection)の理論があり、ブウニアチアンは進行的變動(Variation progressive)として説明する。之等は一部の財の價格變動が他財の價格を變動せしむる作用に關する研究であるが、ブウニアチアンは其の上に、此の變動の程度の進行について、或る特有の主張をも之に含ませめてゐる。種々なる財の價格相互の間には一定の相互關係がある。此の相互關係に基いて均衡状態に於ける各價格間にも聯絡が保れると同時に、其の動的進行にも各價格間の相互作用が行はれるのである。或る財の價格の騰貴は其の所得を増加せしめ、此の所得の増加からして需要の増加となり、其の結果他の財の價格も騰貴する。此の種の作用は價格變動の反射に外ならぬが、之が爲に生ずる價格の次々次ぎの變動を指して前進的變動と稱する。又、或る財の價格により其の作用が断念せらるる爲に、他の目的を有する財の需要が増加する場合もあり得る。此の過程は、所得の變化

書合小切手

「書合手形」の項を看よ。
(英) Kite

〔定義〕 資金の不足に苦しむ甲乙兩人が資金調達のため互に振出人、支拂人となつて作成した手形を指して謂ふのである。
〔解説〕 此の場合には商取引の原因なきにも拘らず、甲が手形を振出して乙に交付し、乙もまた手形を振出して甲に交付するのであつて、斯くして振出された手形を割引し、唯だ之を金融を受ける道具に利用するに過ぎない。従つて満期日に至れば書替を繰返すか、然らざれば不渡となる危険が最も多い。之は極めて悪質の融通手形であるから特に警戒を要する。〔融通手形〕の項を看よ。

華僑

〔定義〕 本来の意味は、支那人の海外移住者のことを云ふが、我が國では主として南洋インド方面に在留する支那人を指す。
〔解説〕 支那人の世界各地に分散する者は少くも八九百萬人に上り、多くは商業に従事し、故國への送金一ヶ年一億元と稱せられ、支那の國際貸借は之に依り決済されるといふ程偉大な勢力を持つ。就中南洋諸地方は完全に華僑の經濟支配下にある。華僑の華は中華、僑は一時的居住の意である。

確定送状

(英) Definitive Invoice

「假送状」の項を看よ。

確定公債

(英) Funded or Consolidated Debt
(獨) Dauernde(Funderter), Konsolidierte(Schulden)

〔定義〕 其發行額は一定し、豫算に現れた經常費を以て、義務履行に必要な経費を支辨する公債を指して謂ふのである。
〔解説〕 此の公債は一に長期公債とも云はれ、専ら繼續的效果を生ずべき事業、又は非常的流動公債を整理する場合に發行される。普通に所謂公債は全部之に屬してゐる。之に對して他に流動公債がある。

確定信託

〔定義〕 受益者の権利が確定され、任意に其の契約を變更することが出来ないやうになつてゐる信託を指して謂ふのである。
〔解説〕 信託契約に依つて受益者として指定せられた者は、當然信託の利益を享受

確定利付證券

〔定義〕 一切の經濟の事情によつて變更されることのない確定したる利子配當を行ふ公債(地方債を含む)及び株式を謂ふ。
〔解説〕 公債は確定せる利子により、本来の性質が確定利付證券であるが、株式に對する配當には變動ありて一定しない。併し國策會社の株式は、政府によりて其の最低配當率を保證せられてゐる爲、少くとも保證配當率より見れば、此の種の株式も亦一種の確定利付證券と云ひ得る。

確認の義務

〔定義〕 外國爲替銀行及び兩替商に課せられたる公法上の義務であつて、顧客との取引又は行爲に付、該顧客が法令の規定に依り、許可を受けたること又は許可を受くるの要なきことを確認するに非ざれば、其

の取引又は行爲を爲すことを得ない。

〔解説〕 昭和八年五月、外國爲替管理法が制定された當初は、外國爲替銀行の爲替管理に對する協力は唯だモラル・サポートの程度に止まつてゐたが、昭和十二年一月、輸入爲替の管理をも實施するに當り、始めて輸入決済を爲す爲め爲替取引又は信用取引の相手方となつた場合には、顧客が其の取引又は行爲を爲すに付、外國爲替銀行は確認の義務を課せられた。然るに同年七月、外國爲替銀行の確認義務は一般的となり、顧客の爲す如何なる取引又は行爲に對しても、許可を受けたること又は許可を受くるの要なきことを確認しなければならなくなつた。處が此の義務規定は、昭和十五年十一月以降に於て更に強化せられ、確認の義務を遂行するに非ざれば、外國爲替銀行は其の顧客の取引又は行爲の相手方たることを禁止せらるるに至つたのである(外國爲替管理法)。茲に確認とは要許可事項ならば、法令の規定に依り許可を受けたことを確認し、又許可を受くる要なき場合は、果して法令の免除規定に該當するものなるかを確める行爲を謂ふのであつて、銀行は

許可證の提出を要求して之に裏書證印を爲し、不要許可のものに付ては、顧客より立

誓書を提出せしめる。又、兩替商に對しては、昭和十三年十月、外國通貨又は外貨旅行小切手の賣却を爲すに當り、顧客が其の買入に付許可を受けたること又は許可を受くるの要なきことを確認せしめることになり、昭和十五年十一月以降は、外國爲替銀行と同様之を確認するに非ざれば、其の相手方となることを禁止されるに至つた。

額面價格

(獨) Face Value, Par Value
(英) diar Nennwert

〔定義〕 公債、社債、株券等の證券々面に記載されてある金額を謂ふのである。

〔解説〕 發行價格は必ずしも額面金額と一致しない。又、時價も額面を抜くことあれば、之を割ることもある。時價が額面を保つ場合をパー(平價)と謂ひ、額面を抜く場合はプレミアム(打歩)、額面以下の場合は割引と謂ふ。株式は額面金額よりも拂込金額が問題になる。アメリカには無額面株が行はれ、我が國には存在しない。

額面を抜く

〔定義〕 有價證券の額面金額以上に時價の騰貴することを謂ふのである。

額面株

〔定義〕 一定の額面價格を有する株式。

〔解説〕 普通の株式は悉く額面株であるが、外國に於ては別に無額面株も行はれてゐるから、之に對して額面價格を有する株式を特に額面株と稱し、無額面株と區別する。株式の額面金額は原則として各株同一であることを必要とする(商法)。

額面償還

〔定義〕 公社債が額面價格を以て償還されることを謂ふのである。

額面發行

〔定義〕 證券の發行が其の額面價格を以て行はるゝ場合を指して額面發行と謂ふ。

〔解説〕 平價發行と謂ふも同じである。社債は額面以下で發行する場合があるけれども、株式には此の如きことを許さない。

額面割れ

〔定義〕 有價證券の時價が額面以下に下落することを謂ふのである。

掛繋ぎ

〔定義〕 賣繋ぎ、正繋ぎ又は繋ぎ等とも謂ひ、實物を持つて之を渡す豫定にて賣建て、又は實物を買付けた者が、相場の下落到に因る損失を避ける爲に、清算市場に於て保險的に賣約定を爲すことである。

掛け外し

〔定義〕 外し、又は買外し、繋ぎ外し等とも謂ひ、清算市場に實物を持つて賣繋いだ者が、實物を渡さずに買埋めること。

掛札

〔定義〕 取引所に於て賣買成立の値段を表示する爲に用ふる札を謂ふのである。

掛ける

〔定義〕 實物清算取引に掛けて賣ることを謂ふ。

牙行

〔定義〕 支那の間屋仲介業者に對する總括的名稱として使用せられてゐる。

〔解説〕 牙行は政府の認可を必要とし、牙帳なる免許證札を受けて業を営み、税牙なる營業税を負担する。中支那に於ては行棧、南支那に於ては九八行又は平碼頭、滿洲に於ては大屋子、發行家等と稱してゐる。

華興券

〔定義〕 華興商業銀行の發行する紙幣。

華興商業銀行

〔定義〕 蔣政権側の預金引田制限、被占領地域への法幣持田禁止等に原因する中支の金融梗塞を打開する目的を以て、維新政府に依りて設立せられた商業銀行である。

〔解説〕 昭和十四年(民國二十九年)五月一日設立。中支の貿易通商に關する金融に重點を置いて、輸出手形の買上、輸出前貸を主たる業務とし、其の發行する紙幣(華興券)の流通を確保する爲に、價值標準を圓とリンクせずに、法幣の市場價值とパー

貸方

(英) Creditor Side
(獨) Kreditseite

〔定義〕 簿記に於て通常右側に記して負債項目を示す諸勘定を謂ふ。

〔解説〕 内部負債たる資本金、積立金、利益金等の貸方項目として取扱はれる。

貸方勘定

(英) Amou t Creditor Side

(獨) die Kreditrechnung

〔定義〕簿記に於て借方勘定に對する語として用ひられ、貸方に表はされた勘定を謂ひ、事業會計上負債を表はす勘定である。

貸金庫

(英) Safe Deposit Vaults

〔定義〕銀行が金庫の一部分を鍵と共に顧客に貸與し、貴重品保護の爲に之を使用せしめる制度を指して貸金庫と謂ふ。

〔解説〕貸金庫は一に貸渡保護函とも云ひ、保護預り業務に包含せしめられてゐるが、此の場合品物の占有は顧客にある譯で寄託行爲たる保護預りとは自ら其の性質を異にする。嚴格に云へば金庫の單なる貸貸借に過ぎない。我が國に於ては貸金庫に保管すべき品物の種類は、(一)公債其他の有價證券、(二)貨幣、貴金屬、寶石其他の貴金屬、(三)諸契約證書其他の貴重文書、(四)銀行に於て保管上差支なしと認められた貴重品等に限られてゐる。貸金庫の料金は保護函の大小に依つて異なるが、我國銀行は顧客に對する一種のサービスとして之を行つてゐるに過ぎないから料金は比較的低廉

である。米國には貸金庫専門會社がある。

貸出

〔定義〕銀行諸貸付、當座貸越、手形の割引及びコール・ローン等を總括して謂ふ。

〔解説〕銀行等資金運用令第一條に、貸附、手形の割引及び當座貸越を以て貸出と爲すのは、同令の適用を受ける範圍に於て之を定めたものであつて、必ずしも銀行貸出の全部を示してはゐない。毎日發表される日銀帳尻に於ける貸出は、割引手形、外國爲替貸金、其他貸附金の合計であるが、政府に對する貸出を含まない。貸出と貸附とは往々にして混同され易いが、貸附は貸出の一部に過ぎないのである。貸出は全體として金融資本の樞軸を成すものであり、銀行利益の主たる源泉となつてゐる。

貸附

(英) Loans and Advances

(獨) Darlehn und Vorschüsse

(佛) Prêts

〔定義〕金融機關に於ける信用供給の主要なる形態であつて、事業資金の多くは此

の方法に依りて調達せられてゐる。

〔解説〕貸附は消費貸借(以下)の一種であつて、其の性質が要約契約たることを要するから、單に金錢貸借の約束が出来ただけでは未だ成立しないのであつて、之には必ず金錢の授受を伴ふ。併し茲に金錢の授受とは、現金を現貨に受渡する場合のみ指すのではなく、例へば借入れたる資金を其の銀行に於ける借主の當座勘定に振込む場合等を包含する。銀行法第一條に於て「金庫の貸附」と特に斷つてゐるのは、消費貸借たる貸借の本質を明瞭にしたものであり、日本銀行法第二十條に掲げられた日本銀行の營業中、手形、國債其他の有價證券、地金銀又は商品と擔保とする貸附(舊條例第十一條中の規定より其の範圍の廣い點が特に注目される)も茲に謂ふ所の貸附に外ならない。貸附は種々の標準に依りて之を分類することが出来る。(一)期限の長短からすれば、(イ)長期貸附、(ロ)中期貸附、(ハ)短期貸附等に分たれ、我が國に於ては長期貸附は主として特殊銀行に於て行ひ、短期貸附は多く普通銀行に見る所の貸附であるが、特殊銀行と雖も短期貸附を

亦ふことがあり、日本興業銀行の當座貸も一種の短期貸附である。普通銀行の行ふ證券貸附は稍や長期の場合に利用する。中期貸付はアメリカの中期信用銀行 (Inter-mediate Credit Bank) に於て行はれてゐる例があるが、我が國の銀行法規には此くの如き貸附形態を認めない。(二)償還の方法からは、(イ)年賦貸附、(ロ)定期貸附、(ハ)當座貸附等の種類があり、(イ)(ロ)は日本勸業銀行又は農工銀行の行ふ長期貸附に行はれ、日本銀行の當座勘定貸、日本興業銀行の當座貸は、普通銀行の當座貸越等は何れも當座貸附に屬する。(三)擔保の有無からすれば、(イ)擔保貸附、(ロ)保證貸附、(ハ)擔保貸附となり、(イ)は對物信用に依る貸附であるが、(ロ)(ハ)對人信用に依る貸附である。(四)貸附擔當者からすれば、(イ)直接貸附、(ロ)代理貸附となり、之は日本勸業銀行の貸附に見る所で、同行本支店に於て直接貸附を爲し、農工銀行、臺灣銀行、朝鮮殖産銀行、北海道拓殖銀行等の營業所を代理店とし、之等を通じて代理貸附を爲すのである。(五)運用する資金の性質からすれば、(イ)普通貸附、(ロ)特

貸附課

〔定義〕割引及び貸附業務を分擔する銀行營業部の一課を指して謂ふ。

〔解説〕廣義の貸附事業について一課制を採つてゐるのは、概ね普通規模の銀行であつて、取扱ふ事務の分量が多き時は之を分ちて貸附課と割引課の二課制とする。

貸附金勘定

〔定義〕一般銀行が有する債權の重要部分を形成する勘定が此貸附金勘定である。

〔解説〕此の勘定を構成するものは、云ふまでもなく手形貸附、證券貸附、當座貸越等で、手形貸附が其の大部分を占めてゐる。手形貸附には有擔保と無擔保があるけれども、現行法規の定むる貸借對照表では兩者を合併して一本に表示するから、貸借對照表に依つて有擔保分と無擔保分の占む

貸附金庫

(獨) Darlehnskassenvereine

〔定義〕一八四九年に、ドイツのライプツェイゲン (Leipzig) に依つて創設せられた農村信用組合を以て貸附金庫とも謂ふ。

〔解説〕貸附金庫とは貸附組合の意味で之に對して貸附金庫組合の譯語を用ひる人もある。イタリイではライフアイゼン式を採るウォーレムボルク (Laon Vollerborck) の創設した信用組合を農村金庫 (Kasse Rural) と云ひ、フランスにも農村の信用組合を農村金庫 (Casse Rural) と呼んでゐる。ドイツの貸付金庫に對しては、一八七六年ノイヴイット (Neuweit) にドイツ農業中央貸附金庫と稱する中央金庫が設立された。此の中央金庫は各個の貸附金庫のために金錢取引の媒介をするものである。貸附金庫は、西部ドイツに其の勢力を張つたが、漸次他の地方にも進出して一八五〇年代からは益々其の重要性を加へた。貸附金庫がデリーツァエ式信用組合と異なる點は

専ら農業者に對して彼等の間に地方的組合を作り、其の組合は一箇又は數箇の地方團體を包含し、該地方團體の地主は自己の所有地に依り組合に對して責任を負はしめられてゐる點である。貸付金庫は原則として二ヶ年以内の貸付をなし、之に對する資金の調達は、(一)貯金の受入、(二)持分証券の發行、(三)借入金等の方法に依る。借入金は概ね短期信用であつて、一方に比較的長期の貸付を行ふ貸付金庫の經營を困難ならしめたから、今日は法律上借入及び貸付に對し同一の期間が要求せられてゐる。貸付金庫の取得したる剩餘金は配當として分配することなく、準備金として之を保管するか、然らざれば類似せる組合の新設に使用するもの、此の信用組合の亦デーリッチエ式信用組合と著しく相異なる點である。

貸付銀行

(英) Loan Bank

〔定義〕 貸付を以て其の主たる業務を爲す銀行を謂ひ、我が國に於ては、日本勸業銀行、日本興業銀行等の如き特殊銀行が之に屬し、其の貸付機能を發揮してゐる。

貸付金庫証券

(獨) Darlehnskassenschein

〔定義〕 ドイツに於て恐慌等の金融逼迫の際、政府の設立に係る貸付金庫に依り臨時に發行せられる一種の緊急貨幣(Markgeld)を指して貸付金庫証券と謂ふのである。

〔解説〕 此の種の貸付金庫は一八四八年の恐慌の時設置せられたものに始まるが、世界大戦の際、一九一四年八月四日制定の貸付金庫法に依り設立された戦時貸付金庫は最も有名である。此の戦時貸付金庫は、戦時に於ける通貨の需要、特に商工業に對する通貨貸付の促進を目的として、帝國銀行本支店所在地に之を設置し、帝國銀行に於て貸付の見返り擔保とならざる諸有價証券、又は農、礦、工業生産物等の商品を擔保として貸付を行ひ、之に對して貸付金庫証券を交付した。此の貸付金庫証券は政府紙幣たる帝國金庫証券(Darlehnskassenschein)と同様に無制限法貨として流通し、又帝國銀行はこれを正貨準備に充つることを許された。其の結果、貸付金庫証券の發行は年々増加し、之が總がて戦後インフレーションの一原因となつた。一九一八年十二月末に於ける發行高は、帝國金庫証券の三億五千六百萬マルクに對して、此の貸付金庫証券は十億一千九百萬マルクといふ實に驚くべき巨額に上つたのである。

貸付金利息

〔定義〕 銀行に於ける手形貸付、證券貸付、コール・ローン等の利息を總稱する。

〔解説〕 手形貸付では貸付期間に對する利息を前取りするから、信用供與の形式に於ては割引手形と異なる所がないが、併し手形貸付に於て前取りせられた利息は割引手形の如く割引料とせず、利息として之を處理するのが普通である。手形貸付以外の貸付には利息の後取りが多い。當座貸越の利息は三ヶ月若くは六ヶ月毎に計算される關係で、其の利率は他の方法に依る貸付よりも高率であるが、之は已むを得ない。

貸付証券

(獨) Anleihe

〔定義〕 公債、社債の如く、證券保有者の受取る所得が、最初に供與された元本に

對する一定比率を以て回収せらるゝ所の有價証券を指して貸付証券と謂ふのである。

貸付の制限

〔定義〕 貸付の回收不能に陥る危険を防ぎ、運用資金の流動性を確保する爲、個々の貸付又は貸付全體に付制限を行ふこと。

〔解説〕 貸付の制限は金融機關に於ける貸付債權保全の爲に行はれる。之はイギリスの如き自由主義の國にありては、金融機關の自主的制限に任せてゐるが、近來、法律に依り貸付を制限する國が多い。殊に一度意先に對する貸付額に制限を設けることは殆んど一般的になつてゐる。アメリカでは國立銀行法に依り、國立銀行は拂込資金の一〇%を越ゆる額を一個人、一會社、一組合に對し貸付することを禁止し、此の種

か 貸付証券 貸付の制限

の貸付總額は銀行の拂込資本金の三〇%を超過するを得ない。又、一九三三年の銀行法に於ては、聯邦準備加盟銀行が其の役員に對して爲す貸付を禁止し、一の同業會社(affiliate)に對する各種貸付總額を銀行の資本金及び積立金の一〇%に制限し、總ての同業會社の場合に於ては同じく二〇%を越ゆるを得ざることとした。又、ドイツの信用制度法に依れば、銀行の同一人に對する貸付額を原則として銀行監督局の定むる所の自己資本に對する一定の割合を越ゆることを得ず、又役員に對する貸付、同系會社に對する貸付等は役員全員の同意を要する。イギリスには此の如き法律に依る制限はないが、多數債手の間に貸付を分散する方法は、イングラランドの諸銀行が久しきに亘つて實行し來れる原則である。一九三六年二月、パーク・レース銀行(Parkleys Bank)は二十萬七百四十口の貸付金の一口平均貸付額は僅かに七百七十四磅であると發表した。我が國に於ては、事變前までは、銀行の貸付を法律の規定に依り一般的に制限するが如きは却つて健全なる銀行の活動を妨げ、延て産業の發達を阻止すると

の見解から、行政上の手心に依り成る可べく各銀行をして其の基準に至らしむる方針を執り、たゞ銀行法施行細則の要求する監査表に、(一)新舊役員及び之等の關係先に對する債權、(二)同一債務者及び之と同一利害關係を有する者に對する債權合計額が拂込資金及び準備金合計額の一〇%を越ゆる大口債權、(三)銀行の所有し若くは債權の擔保として受入れたる一會社の株式が該會社總株式の五分の一を越ゆる大口の株式所有又は株式擔保等に付其の態形に従ひ表示するを要求するに止まる。併し乍ら事變以來、資本統制の強化に伴ひ、銀行の貸付も次第に制限を加へられることとなり、臨時資金調整法及び銀行等資金運用令の如き貸付制限法規の制定を見るに至つた。尙ほアメリカに於ては、國立銀行は自行株を擔保とする貸付を禁ぜられ、又不動産擔保貸付總額が銀行の借付られざる拂込資本金及び積立金の二五%、若くは定期及び貯蓄預金の六〇%を限度とする等の制限を設け、ドイツに於ては土地建物及び永續的參加投資額は自己資本の總額を限度として、夫れ以上の投資を禁止する(「銀行資金運用令」)。

貸付の分散

〔定義〕 銀行の貸付に伴ふ危険を最少限度に防止する目的を以て業種、地域、時間的に、又は其の口数若くは金額について、貸付を分散することを謂ふのである。

〔解説〕 貸付が集中的に少数者に對して爲される程、銀行の曝らされる危険は大である。ドイツの銀行者シュルツェ・ゲーヴアーニッツ (Schulze Gaevernitz) は、銀行が容易に銀行の支配者 (Barr) となつて一人の債務者と運命を共にすることを戒めてゐる (Die deutsche Kreditbank, p. 53)。之は獨りに付てのみでなく、事業、地域又は時間等の關係に付ても云ひ得ることである。商業銀行に於ける短期信用供與の目的は、一面に於ては之に依りて運用資金の流動性を確保せんとするにあるが、併し乍ら他の一面から云へば亦、貸付の危険を時間的に分散する所以でもある。貸付の危険を分散し、運用資金の流動性を確保する爲には、個々の貸付若しは貸付の全體に付て之を制限しなければならぬ。此の問題に付ては尙ほ「貸付の制限」の項を看よ。

貸付の保全

〔定義〕 銀行が貸付の申込を受けたる場合、回收の確實性を確保する爲に、果して貸付を爲すべきか、如何なる限度に於て貸付すべきか、而して如何なる條件及び方法に於て之を爲すべきかを決定するを謂ふ。

〔解説〕 銀行は貸付の申込を受けたらば、借手の人格及び支拂能力を知る爲に其の事業成績を語らしめ、同時に銀行自らの調査及び外部の信用調査機關を利用して其の状態を判定せねばならぬ (信用調査)。併し近時は經濟全體の環境的影響に依つて、個人的事情の左右される場合が少くないから、銀行の研究調査は當然景氣の状態、若くは景氣變動の豫測等にまで及ぶ必要がある。貸付の申込に應ずる場合には、第一に保險の原理に基き危険を廣く業種、地域、時間的に分散すべきである。商業銀行が短期信用供與を嚴守するのは、危険を時間的に分散せんとするものであるが、更に之を貸付日数又は金額の上に分散する必要もある (貸付の分散)。而して此の如き貸付危険の分散は、一面に於て法律に依る貸

付制限となつて現はれる。預金を運用して信用供與を爲す商業銀行について云へば、貸付の保全は即ち預金の保全を意味し、國家は預金者保護の建前から貸付危険を除去する爲、貸付の制限を行ふのである (制限)。個々の貸付の保全は擔保の徵收に依るを普通とする (擔保)。然るに戰時金融の場合には、商業銀行と雖も國家の要請に基いて、國家の緊急とする産業に對しては、進んで其の貸付に應じなければならぬ。そこで必要ある場合は國家の信用が介在し、其の貸付に付て國家信用に依る保證若くは債權の肩替りを爲し、資金の回收を補強するのである (國家擔保法一七條、二七條) 斯くの如き場合に於ける貸付の保全は、貸付先の信用に依るのではなく、國家信用に依つて行はれると謂はなければならぬ。

貸手形

〔定義〕 當事者間に於て商取引の原因なきに拘らず、金錢の融通を與へる目的を以て、振出人が手形を交付する場合を謂ふ。

〔解説〕 例へば商人甲が金融困難に陥つてゐる時、友人乙が甲に對する好意より、

甲をして自己を支拂人とする手形を振出させる。換言すれば乙が甲の爲に手形の支拂人たることを引受くるのである。従つて交付する側から云へば貸手形であるが、交付を受ける側から云へば借手形である。斯かる手形は表面上商取引に基くかの如く假裝されてゐるが、實は融通手形の一に過ぎないから、此の種の割引は警戒を要する。

假裝的名目貨幣

(英) Disguised Nominal Money

〔定義〕 金本位制度の下に於て發行され兌換制度により流通する紙幣を謂ふ。

〔解説〕 金本位制度の下に於ては、商品貨幣、金屬貨幣 (金銀貨) の如き金屬主義的貨幣のみが實際の貨幣であり、紙幣は其の流通額に對して、一部分の金準備をしか有しないのを通例とするが、併し夫が兌換を許容されることに依つて、常に金の價值を代表する。故に金本位制度の下に於ける紙幣は假裝的名目貨幣である (名目貨幣)。

假裝名義預金

〔定義〕 自己の不利を免れる爲、殊更ら

に架空の名義を使用する銀行預金を謂ふ。

〔解説〕 自己の本名を以てするに依り被ることあるべき不利益を免れんが爲にする預金であつて、例へば債權者から差押へを受けんとする場合、相續の開始に際して相續税の負擔を免れんとする場合等に行はれる。此の種の預金は、斯くの如き不純な動機に依りて發生するものであるから、其の假裝の明かにされた場合には、銀行としては當然之が受入を忌避しなければならぬ。

過剰準備金

(米) Excessive Reserve

〔定義〕 アメリカ聯邦準備加盟銀行が有する法定準備金を超過する預金準備であつて、他に適當な運用の途なき爲聯邦準備銀行に對し預金として預入する資金を謂ふ。

〔解説〕 アメリカ聯邦準備加盟銀行は、聯邦準備法に依り預金に對する一定割合の準備を強制され、其の準備金は聯邦準備銀行に預金せしめてゐるが、預金増加若くは貸出減退の爲めに生じた遊資も、超過準備金として之を聯邦準備銀行に預金する。故に準備加盟銀行の聯邦準備銀行に對する預

金は、法定準備金と超過準備金の二種類に區分することが出来る。超過準備金は任意に預入れてゐる預金であるから、必要に應じて引出せる。然るに之は金融市場の遊資處分難を反映して、金融恐慌直後の一億三千万弗から急激に増加し、三年目の一九三五年始めには二十億弗、一九三五年十月末には三十億弗に達し、十二月始めには三十三億弗の最高記録に及んだ。斯くの如きは信用インフレーションを發現せしめる十分の基礎をなすものと見做され、信用統制の必要が問題化するに至つたのである。そこで一九三五年十一月二十一日及び一九三六年二月十二日の前後二回に互り、聯邦諮問委員會は聯邦準備制度理事會に對して、法定準備率引上に關する勸告を試みたが、其の結果、一九三六年八月十五日に至り遂に法定準備率の引上が斷行された。法定準備率の變更は一九一七年以來初めてのことで、之は一九三五年の改正聯邦準備法に依り理事會に與へられた權限を行使したものである。然るに過剰準備は依然として増加傾向を持続した爲、一九三七年三月一日及び五月一日の二回に分けて再度の引上が行はれ

た。併しアメリカ景気が轉落するや、再び之を引下げて遂に信用膨脹の促進策を講じたが、一九四一年十一月一日には又法定準備率を引上げて、過剰準備を固定せしめ、莫大な國防豫算實施に伴ふインフレ傾向を抑止することになつた〔「アメリカの法定準備率」の項を参照〕。此くの如くアメリカの過剰準備に對する政策は、變轉極まりなき推移を辿つて來た。

貸渡保護函

(英) Rounding of Safe Deposit Boxes

〔定義〕 銀行の貸金庫の別名稱である。
〔解説〕 從來我が法令上に於ては貸金庫を保護函預りと云つてゐた。併し乍ら貸金庫業務は保護函を預るものでもなければ、又保護函で預るものでもなく、實は保護函を貸付けるに外ならぬ。故に此の名稱は極めて不適當である。銀行法施行細則雛形第三十六項では之を貸渡保護函と改めてゐる。

片落ち

〔定義〕 兩建王の一方を轉賣、又は買戻しに依り決済することを謂ふのである。

肩替り

〔定義〕 取引所の自己の建玉を他人に引受けて貰ふことを謂ふのである。

片爲替

(英) Short or long Exchange

〔定義〕 銀行の有する爲替の地位が買持又は賣持となり、買爲替と賣爲替の相平均せざる状態を指して一般に片爲替と云ふ。
〔解説〕 國際支拂超過の場合に於ける爲替銀行は買越 (Over-sold) となり、國際受取超過の場合には買越 (Over-bought) となる。之を片爲替と云ひ、買越の場合には爲替の賣持、買越の場合は買持である。我が國に於ては、輸入超過期たる上半期には銀行の爲替買越となる傾向があり、下半期には爲替賣越となるを常とする。併し此の國際貸借の偏傾が一時的のものであれば、近き將來銀行に於ては右買越又買越に對して所謂出合 (Cover) をとる事が比較的確實且つ容易であるから、爲替相場も甚だしき高低を見せないが、其の偏傾が著しく、且つ永續するが如き場合に於ては、相場變動の

程度も大であるから、爲替銀行は之が賣理め、又は買理めに苦心することになる。爲替銀行に於ける自動的な爲替買理は、片爲替の調節を目的として行はれるのである。

堅保合

〔定義〕 相場が上昇氣配に依りて保合つてゐること。「脆り」「強保合」とも謂ふ。

價値の共通的表示者

(英) Common Denominator of Value

〔定義〕 貨幣の有する固有的職能の一つである。貨幣の職能は價値を測定するのでなく、唯だ價値を表示するに過ぎない。
〔解説〕 貨幣を以て價値の尺度とする思想に對しては、以前から反對説を唱ふるものが少くなかつた。例へば貨幣職能説の先驅者たるウォーカー (Walker) の如きは、一八九一年に公刊した其の著「貨幣論」(Money) に於て既に此の思想の過誤を指摘してゐる。價値の尺度と云ふ思想が根本的に間違つてゐるとせば、價値の測定 (Measure) と云ふことも誤解を生じ易い。

何とならば英語 Measure なる語には、尺度の意味を多分に持つてゐるからである。元來價値測定と云ふ職能は一般財貨の價値を客観化せしめ、之を共通的分母にて表示することである。故にウォーカー、ラフリン (Laurens Laughlin) 等は之を價値の測定と稱せずして、價値の共通の表示者 (Common Denominator of Value) なる語を用ひた。價値の公分母 (Generalnennerdas Wortes) 又は價値の客観的表示 (objektiver Ausdruck des Wertes) と云ふも其の意味に變りはない。貨幣の重要な作用は價値の共通の表示である。共通的に價値を表示するものがあつて、始めて間接交換貨幣經濟) は行はれる。此くの如き意味に於ける價値の表示は交換の媒介と併せて貨幣の職能として缺くべからざる作用である。貨幣の職能は此の二つの作用の外にない。

價値の尺度

(英) Measure of Value
(獨) Wertmass, Ma SS der Werte (nach Marx)
(佛) Mesure de valeur

〔定義〕 交換の媒介と云へる固有的職能より派生する貨幣の第二次的職能である。

〔解説〕 貨幣を以て價値の尺度となすのは貨幣の職能に對する最も幼稚なる思想である。イギリスのロージヤース (J. E. Thorold Rogers) 及びプライイス (Price) 等は此の説を探つた。併し尺度と云ふ觀念は一定不變と云ふ思想に基いてを常に變動するものは尺度に外ならぬ。然るに貨幣の價値は常に變動する〔「價値の貯蔵及び輸送」の項を参照〕。金屬學說では貨幣價値の一單位として一定の金屬の分量を選び、此の單位の價値を基準として價値尺度なる作用を盡さしむることが出来る。併してゐたが、金屬其のもの、價値として需要供給其の他の關係で常に變動を免れない。第一次大戦後の貨幣混亂は、貨幣は決して價値の尺度でないことを事實上に於て證明したものである〔「價値の本位又は標準」の項を参照〕。

價値の貯蔵及び輸送

(英) Means of Stora and Transport of Value
(獨) Werbewahrungsg- und Transportmittel

〔定義〕 貨幣が交換媒介の手段たることより派生するところの貨幣の第二次的職能であるが、併し乍ら之は貨幣のみが特有する職能と云ふことは出来ないのである。

〔解説〕 價値の貯蔵が貨幣の重要な職能であると云ふことは、既にアリストテレスの主唱したところで、爾來永らくの間貨幣學者の思想を支配して遂に通説化し、今日においても依然として此の作用が貨幣の必然的職能であることを固執するものは少くない。例へばアメリカのアンダーソン (H. M. Anderson)、「スギルディング」(W. E. Spilling) 等の如きが夫である。價値の貯蔵には、(一) 價値に變動のないこと、(二) 價値の減退しないこと、(三) 保管に便利なること、(四) 他日取出して再び使用せんとする時に用途の廣いこと等の條件を具備しなければならぬ。之等の條件を具備して價値の貯蔵手段となり得るもののみが、價値の輸送手段ともなるのであるが、此くの如き條件を最も完全に具備するものは貨幣の外にないと思はれた。けれども此くの如き職能が果して貨幣にのみ特有の職能であるかどうか疑ひを抱く學者が多い。信

用制度の尙發達せず、資本運用の方法の普及しなかつた時代に於ては、貨幣は此の目的の爲に極めて重要な意義を持つてゐた。印度、支那等の民衆の間には、尙ほ金銀貨幣を富の代表的形態として、貯蓄する風がある。のみならず貨幣制度の混亂に乗じては、歐米諸國に於ても相當に金銀貨幣は死蔵せられる。併し經濟的に發達せる社會に於て正常の秩序の下にありては、斯かる目的の爲に貨幣の用ひらるゝことは稀れであり、貨幣を死蔵するよりは之を運用するを利益とするから、之等の職能は通貨殊に正貨としての貨幣に依りて行はれる事少く、諸種の信用形態に依る場合が次第に多きに至りつゝある。即ち公債社債の如き有價證券にても價值は貯蔵せられ、又通貨或は信用を造出する爲の基礎として或る種の通貨が貯蔵されることも注目を要する。今日の經濟行爲では信用制度が著しく普及してゐる爲、貨幣以外のものを價值の貯蔵として使用することが餘りに多い。貨幣の職能と云ふことは、貨幣にのみ特有の作用であらねばならぬ。他の財貨にも共通せる作用は貨幣の職能として特に之を擧ぐるに足らな

い。且つ貨幣が價值の貯蓄及び輸送の手段たり得るのは、貨幣が一般的交換手段となつて經濟財を支配し得るが爲であり、従つて此種の職能は、交換の媒介たる職能より派生せる從屬的のものに止まるのである。

価値の本位又は標準

(英) Standard of Value

〔定義〕 従來の通説に依つて認められた貨幣職能の一つで、之には反對説がある。
〔解説〕 貨幣があらゆる財貨の交換價值を測定するには、其の測定の基準となるべきものがなくてはならぬ。こゝで價值の本位又は標準と云ふことは、金貨一磅に相當する純金一三・〇〇一六グレインの金屬價值が貨幣として、あらゆる財貨の價值を測定する基準であるとの意味に外ならぬ。第一次大戦前に於ける各國の貨幣法は之と同一の趣旨にて制定された。云ふまでもなく此の立法は、金屬學說 (Metallismus) の思想に基いて行はれたものである。然るに貨幣の價值は其の素材價值とは全然無關係で、常に變動を免れない。例へば前大戦中及び大戦後に、各國とも金兌換を停止した

が、此のことは明らかに單位の概念が金の一定分量と無關係であることを事實上に於て證明してゐる。大戦後の貨幣改革にては各國とも其の新貨幣法に、金の一定分量を貨幣の單位となす旨を規定したのは、單に立法の外形から云ふと、戦前と同一であるけれども、貨幣思想上に於ては大なる變化があることが看取されるのである。即ち戦前の夫れは金の一定量をあらゆる財貨の價值測定の本位たらしめんとする金屬學說の思想に基いてゐるが、最近の貨幣立法に於ける單位の規定は、對内的に價值の本位たらしめんとするものではなく、國際的の共通計算に便せんとする趣旨に基くものと解すべきである。新貨幣法の下に於て、夫れに相當する金貨の事實上流通してゐない事實に徴して見ても、新立法に於ける單位規定と貨幣の實際單位とは全く無關係のものであることが判かる。故に貨幣を價值の共通の表示者と見る以外に、敢て之を價值の本位又は標準となすは不必要なことで、且つ誤つた考へである。英米の學者には、通説に従つて此の職能を擧ぐるものが多いが、ドイツの學者には餘り之を見出し難い。

擔客兼ねる

〔定義〕 思ひの外相場が昂騰しないことを意味する場合に用ひる相場用語である。

擔ぐ

〔定義〕 何等騰貴材料を持たない相場を豫想の處まで買つて吊上げること謂ふ。

滑式關稅

〔定義〕 外國品の輸入を制限して、自國の産業を保護する爲、其の時々の状態に応じて自由に稅率を變更し得る關稅を謂ふ。

カッセル

(瑞典) Gustav Cassel

〔人物〕 スエーデンの經濟學者。一八六六年十月二十日ストックホルムに生まれ、最初は數學者として身を立てたが、一九〇四年頃ストックホルムのハイスクールの經濟學教授に任命せられたのを轉機として、經濟學者として世に立ち、遂に一流の世界的經濟學者の一人に數へらるゝに至つた。
〔著書〕 カッセルと云へば直ちに購買力

平價說 (Theory of purchasing power of parity) を聯想する程に、此の新學說は彼に取つて有名であるが、併し、彼の學說發展の經過を見れば、價值論を放棄して理論經濟學を直接に價格形成論の上に樹立せんとしたのが、彼の理論的根據と云ふべきであつて、其の最大著作と目せらるゝ「理論的社會經濟學」(Theoretische Sozialökonomie, 1918) に於て明らかに此の態度を示した。此くの如く百餘の經濟問題を價格形成の問題と見る結果は、他面に於て必然的に貨幣論の新たな説明を必要とし、貨幣の稀少性理論から出發して、遂に有名なる購買力平價說が樹立せらるゝに至つたのである。彼の著書のうちで此の學說を最も明白に述べてゐるのは、「世界の通貨安定問題」(The World's monetary problems and 1914) 一九一四年以降の貨幣及び國際爲替」(Money and Foreign Exchange after 1914) の兩書であつて、前者は一九二〇年ブラッセル國際財政會議の爲めに國際聯盟の依頼を受けて提出した意見書、一九二二年九月國際聯盟財政委員會の爲めに執筆せる第二の意見書の二つを纏めたものである。「購買力平

をなす。カッセルは價格及び所得問題解決にも新しい試みをなした。同時に限界效用學說に對し批判の鋒を向けた。今日、限界效用學派に對する有力なる批評文獻はこれを彼に求めることが出来るが、併し彼は尙限界效用學說の基礎を棄てなかつた。「金本位制度の没落」(The downfall of the gold standard, 1936) は、或る意味に於ては貨幣問題に關するカッセルの見解の總決算である。カッセルに依れば、國際金本位制度は決して多くの人々が信じてゐると思はれるやうに、古く且つ重んずべき制度ではなくして、第一次大戦前に於てさへ此の制度は決して單純な仕方にては作用しなかつた。金本位制の没落の後に來るものは金を基礎とせざる管理通貨である。此の主張は支持手段の稀少性に基いて、爲替相場は或る二國通貨の購買力の比に依りて定まると云ふ彼の抱懐する根本理論の當然の歸結に外ならない。彼が暫定的な金平價の設定に反對したのも之が爲である。要するに貨幣としての金の職能を否定するカッセルにとつては、金本位の必然性と云ふことの如きは、殆んど問題たり得ないのを當然とする。

カッセン・オブリガチオン

(獨) Kassenobligation

〔定義〕 スイスの普通銀行が、直接顧客の需めに應じ、時を定めないで請求ある毎に發行してゐる比較的短期の債券である。

〔解説〕 實質から云ふ預金證券である。銀行の窓口で現金を預入すれば何時でも發行され、且つ満期の際には現金を以て拂戻される。僅少の例外を除けば通常之を認められて公募されることなく、毎日隨時賣却されてゐる。期間は三年乃至五年を普通とし、額面單位には五百フラン、千フラン及び五千フランの三種があつて、形式は銀行債券(社債)としての要件を完全に具備する。スウェーデンにも之に似た例があるが、純然たる債券と云ふよりも之は寧ろ債券と預金の中間に位するものと見ることが出来る。

活動勘定

(英) Running Account

〔定義〕 現在取引關係の繼續せる勘定を示す簿記用語であつて、「死勘定」「睡眠勘

定」に對する語として用ひられてゐる。

活動負債

(英) Active Debt

〔定義〕 借入れたる元金が順次に返済せられ、又は利息が時々支拂はれ、義務を履行してゐる負債を指す簿記用語である。

可動資本

(英) Variable Capital

(獨) Iaweglichkapital

〔可變資本〕の項を看よ。

カード式帳簿

(英) Card System

〔定義〕 非綴合帳簿の一種にして、各頁分離せる紙票をキャビネット(Cabinet)と稱する一種の抽斗のうちに列べて、整理保存せらるる様式の帳簿を謂ふのである。

〔解説〕 カード式帳簿より一步を進め、カードを抜き差しする手数を省きたるものにカードデックス式帳簿(Cardex System)があり、更に之を帳簿の形態と爲したるものにバインデックス式帳簿(Bindex System)

なるものが行はれてゐる(「非綴合式帳簿」)。

カナダ銀行

(英) Bank of Canada

〔定義〕 一九三四年三月設立を見るに至つたカナダ中央銀行に對する名稱である。

〔解説〕 カナダには從來中央銀行制度がなかつたが、一九三四年のカナダ銀行條令(Bank of Canada Act)に依り、一九三五年三月十一日に始めて中央銀行が設立された。之をカナダ銀行と呼んでゐる。資本金は五百萬弗とし、設立の際に四分の一を拂込み、一ヶ年内に残額を徴収したが、一九三六年修正命令に依り一十萬弗に増資された。カナダ銀行は金融及び通貨の調節、對外爲替相場の統制維持、生産、商業、物價及び就業の一般水準變動の緩和、並にカナダ國の經濟的金融的厚生的一般向上を目的として設立され(カナダ銀行條令前文)、此の目的に爲に一般中央銀行業務を行ふ。カナダ銀行は銀行券を發行し、之に對して法貨の資格を與へ、統一せられたる唯一の流通紙幣たることを理想とする。従つて設立と同時に政府紙幣を繼承し、又、特殊銀行

カナダの貨幣制度

〔定義〕 カナダはイギリス領なるに拘らず、地形上母國との交渉少く、却つて隣國たるアメリカ合衆國に對する經濟上の交渉密接なるが爲め、貨幣制度に於て弗及び磅を以て價格の單位とするも、實際に於ては其の取引關係に餘儀なくされて、アメリカの弗仙の貨幣單位のみが用ひられてゐる。

〔解説〕 カナダの貨幣單位はドル(dollar)セント(cent)・ミル(mill)である。一ドルは

一〇〇セント、一セントは一ミルである。正貨は金ドルで、純分千分の九であり、二ドル半、五ドル、一〇ドル、二〇ドル、外に補助貨幣として一セント、五セント、一〇セント、二五セント、五〇セント、一ドルが流通してゐる。カナダは初めフランス領に屬し、フランス及びスペインの貨幣が廣く行はれてゐたが、一七六三年英領に歸して後、尙ほフランス及びスペインの貨幣が流通した。其の後、フランス、スペイン兩國の幣制改革を行ふや、これに依つて受ける影響が甚だしかつたので、一八五三年政府は法律を發して、北アメリカ合衆國

の銀行券も漸次縮小されることになつてゐる。カナダ銀行は又、特殊銀行より其の支拂準備を預金として受入れ、銀行券發行高及び預金債務に對して二〇%以上の準備を必要するが、此の準備は金貨及び金地金以外に、國際銀協定に依りカナダの保有する銀、外國爲替を包含する。又、カナダ銀行は銀行の銀行として商業手形の再割引を行ひ、或は國債、地方債、特定の外國債、商業手形、金銀等を擔保として銀行に對する貸付を行ふ。カナダ政府又は地方政府に對しては、六ヶ月以内の貸付を爲し、或は其の發行に係る證券の買入を爲すも、償還期限二ヶ年を超ゆる政府證券の買入高は、拂込資本の三%を超過することを得不い。此の外、イギリス、アメリカ、フランス等の政府發行に係る六ヶ月以前の短期證券、又は英米兩國政府の長期公債の賣買を行ひ、外國中央銀行に預け金を爲し、金銀を賣買し、内外の爲替業務を營むことが出来る。又、オープン・マーケット・オペレーションの目的を以て、自國又は外國の證券市場に於て、各種證券、電信爲替、銀行手形、爲替手形の賣買等を行ふことが出来る。

行の手に歸して統一を見るに至り、カナダに於ける發券制度は全く一元化せられた。

カナダの銀行制度

〔定義〕 他國の銀行制度とは著しく趣を異にしてをり、其の機構は概して單純であつて、中央銀行の如きも漸く一九三五年三月に至り其設立の運びとなれるに過ぎぬ。

〔解説〕 カナダの銀行法は一八七一年の制定に係るもので、此の法律に準據して設立せられた銀行を特許銀行 (Chartered Bank) と云ひ、一九三五年中央銀行が設立される際には十行の特許銀行を有したが、カナダに於て銀行と稱し得るものは此の特許銀行のみである。銀行の特許は他の諸國に於けると趣を異にし、議會に於ける新銀行設立法の制定に依りて爲される。之れ特許銀行の名稱ある所以である。銀行法は原則として十年毎に改正され、各銀行の特許期限も十年毎に更新する。新中央銀行の設立も、一九二三年改訂の銀行法の満期を機會に計畫されたものである。特許銀行は最低資本金五十萬弗を必要とし、大藏大臣の監督の下に商業銀行業務は勿論貯蓄預金から

信託業務までを取扱ひ、場合に依つては本店の支配を受けないものであるが、特に注目すべきは、各特許銀行とも一様に銀行券の發行權を有してゐたことである。而して特許制度は銀行の新設を抑止する代りに、支店

銀行が各地に盛んに續出し、各特許銀行は極めて多數の支店を有するに至つた。支店數は多くは百を以て數へ、或ものは外國にも數十の營業所を有し、盛んに海外業務を營む。これ等の各支店は營業上から見れば獨立した一個の銀行である。本店では營業を爲さず、支店の統轄本部たる職分を行ふに過ぎぬ。特許銀行に於ける銀行券發行額は拂込資本金及び積立金合計並に中央金準備受託局 (Board of Trustees for Central Gold Reserve) に保有する金貨及びカナダ政府紙幣を合した總額を限度とし、農産物出廻期たる十月から翌年一月末までの期間を限り、年五%の發行税を支拂つて最高限度一五%までの限外發行が許された。而して各特許銀行に對しては兌換の義務を負はされ、平均發行高の五%に相當する金又は政府紙幣を大藏大臣に預託して、これを兌換基金 (Circulation Redemption Fund) と

し、銀行破綻の場合に此の共同基金を以て兌換する。中央金準備受託局は一九一三年に設けられたもので、銀行が普通流通額以上

に銀行券を増發せんとする場合、其の増發額全部に相當する金、又はカナダ政府紙幣を以て預託せしめ、其の準備に充てる。中央金準備受託局は四人の委員に依りて管理された。中央銀行制度を缺きたるカナダにては、一九〇〇年公の監督團體としてカナダ銀行組合 (Canadian Bankers' Association) を組織し、特許銀行の全部をこれに加入せしめ、(一)銀行券の發行、印刷、分配の監督及び損傷銀行券の破棄引換、(二)支拂停止銀行の清算管理、(三)手形交換所の管理、(四)銀行統制等に關する其の權限が銀行法に規定された。然るに一九三五年三月十一日中央銀行たるカナダ銀行の設置に依り、銀行券の發行權は各特許銀行の手に移つたから、此のカナダ銀行組合は最早や昔日の如き大なる權限を有してゐない。現在に於てはモントリオール銀行、カナダ・ロイヤル銀行、カナダ商業銀行の三行が特許銀行の主なるものである。特許銀行の外に政府の郵便貯金局がある。

買 煽 る

〔定義〕 高い上にも尙ほ高値を付けて買ひまくり、人爲的に相場を騰貴せしむること。「上煽り」又は單に「煽る」とも謂ふ。

買 剥 し

〔定義〕 以前から市場に賣つてある株數よりも、多く買ふこと。「買越し」に同じ。

買入委任書

〔定義〕 銀行の海外支店に宛て、「某輸出商から船積書類と商品代金の領收書提出ありたる時には之を同人に支拂はれたし」と云ふ旨の指圖書で、銀行本支店の間に於てのみ發行される荷爲替信用狀の一種。

〔解説〕 買入委任書に依る時は、海外の輸出商は單に積出書類を銀行支店に賣付けただけで、自らは手形を振出さないが、銀行が其の責任を負担する。併し輸入商に絶大の信用が置ける場合か、若くは買入委任書面の金額に等しい程度に擔保を受入れ得る場合でなければ、銀行は容易に之が發行を承諾しないことになつてゐる。急を要す

る場合には、銀行から電信にて支店へこれ

を通知し、支店から輸出商へ通知することもある。横濱正金銀行に就て云へば、同行のB號差圖書 (B Form Instruction) なる株式が、即ち此の買入委任書に該當するものであつて、正金支店に於ては之に依りて始めて輸出代金を支拂ひ、輸入商宛の手形を振出して、之を輸入地支店に送付する。

買入減資

〔定義〕 株價の低落を防ぎ、且つ會社の負債整理に表する目的を以て、株式會社が自己の株式を買入れて償却し、以て其の償却金額だけ資本の減少を圖ることを謂ふ。

買入償却

〔定義〕 發行要項の定むる所に従ひ、買入の方法に依つて既に發行されたる社債の一部を償却することを謂ふのである。

〔解説〕 社債の買入償却は公債の買上償還と同じく、社債の一部を償還する方法である。我國に於ては發行會社が證券市場から直接に時價を以て買入れるのを普通とするのであるが、アメリカでは概ね受託會社

を通じて之を行ふ。即ち受託會社が自己の

管理する減債基金を以て社債の買入償却をなすべき旨を公告し、一般から買入應募の申込を受ける。若し其の申込が豫定額を超過した場合には、先着順に依る割當、按分比例割當、又は抽籤割當等の方法に依りてこれを決定するのである。尙ほ此の外に、入札に依りて行ふ買入償却の方法もある。

買入埋め

〔定義〕 之を一に買戻すとも謂ひ、取引市場に於ける賣建を手仕舞ふことである。

買 方

〔定義〕 買手の側に立つもの、こと。買手に廻はる取引員或は會員を意味する場合があり、之を一に「買戻」とも謂ふてゐる。

買方落城

〔定義〕 買方側に立つた者の全部が、總て相當の損失を被る場合を謂ふのである。

買 寄 せ

〔定義〕 取引所市場に於て、買玉を頻り

か 買煽る 買剥し 買入委任書 買入減資 買入償却 買入埋め 買方 買方落城 買寄せ

に建て、其の賣方を壓迫することを謂ふ。

買為替

〔定義〕 外國爲替銀行が外國爲替を買取つて先方に對し邦貨を支拂ふことを謂ひ、此の業務は賣爲替と共に外國爲替銀行に於ける其の主要業務の一を爲すものである。

〔解説〕 外國爲替の買買は、通常銀行の立場を標準とする。之を買爲替の起因について見るに、(一)輸出貿易の決済を目的とする輸出商よりの外貨手形の買入、(二)海外よりの送金、(三)外貨建に依る預金の受入、(四)外國爲替、外貨證券及び地金銀の買入等である。此の場合に於て銀行が買入るる爲替手形は、逆爲替手形、賣爲替手形等の如き個人手形を普通とし、其の買入は外國爲替管理法の定むる所に従ひ、且つ公定爲替換算率に依らなければならぬ。

買爲替手形

〔英〕 Buying Bill of Exchange
〔定義〕 之を一に輸出爲替手形とも云ひ、輸出商が外國輸入商から輸出商品の代金を受取らんが爲に、振出す外貨手形を謂ふ。

買氣

〔定義〕 買見込みのあること、若くは買人氣が一般に崩したことを謂ふのである。

買前す

〔定義〕 買人氣が出て來ることを謂ふ。

買越し

〔定義〕 前から賣つてみた玉数よりも、更らに多く玉を買ふことを謂ふのである。

買腰

〔定義〕 買方の意氣込み、又は其の態度を意味する市場用語で、多少の損失を顧慮することなく買ふ場合を「買腰強し」、其の賣る場合を「買腰弱し」と謂ふのである。

買相場

〔定義〕 爲替銀行が輸出商人其他から外國宛爲替手形を買取る時の相場である。

〔解説〕 銀行買相場の略語、手形の支拂期限の如何に依り、又、信用狀付の手形なるや否や等に依つて、其の價格に相違がある。

買建

〔定義〕 高見越しから取引所に於て買付けることを謂ひ、取引が成立したならば買建となつた譯で、之を一に買玉とも謂ふ。

買取發行

〔英〕 Purchasing

〔定義〕 会社が發行せんとする株式又は社債の全部又は一部を、引受業者が契約に基き一定の價格を以て買取り、其の後市場の情勢に應じて一般に賣出す方法を謂ふ。

〔解説〕 間接發行の一種。一旦其の發行證券を買取れば、会社と銀行との契約は之に依つて一應完了し、其の證券を如何なる時期に於て、如何なる價格を以て一般に賣出すかに就ては、会社としては全く關係せず、之等の一切を擧げて銀行に一任する。

買乗せ

〔定義〕 取引所市場に於て既に買建のある場合、夫が見込み通りに利益となつて、

更に其の建玉を増すことを謂ふのである。

株

〔定義〕 株式又は株券を指して謂ふことあり、又、時には株式の相場即ち投機取引の意味に此の語が使用されることもある。

株価指數

〔定義〕 株式相場の變動した經過を價格指數を以て示したるものを謂ふのである。

〔解説〕 株価指數は景氣観測上の重要な標識の一である。我が國に於ては日本銀行、東京株式取引所で作成公表してゐる。

株券

〔英〕 Share Certificate
〔獨〕 Aktienkunde, Aktienbrief
〔佛〕 titre d'action

〔定義〕 株式即ち株主の權利を表象する有價證券である。等しく有價證券であつても、既存する株主権を表象するに止まり、株券に依つて株主権を設定するものでない點に於て、手形とは著しく異なるのである。

〔解説〕 株券は会社が其の本店所在地に

株 株価指數 株券 株券信託 株券の裏書

於て、設立(新株に付ては資本増加)の登記をなしたる後でなければ發行することが出来ないが、会社には必ず株券の發行を要する。株券の數に付ては別段の制限はないから、会社は便宜に従つて其の株數を定めることが出来る。數個の株券を以て一個の株式を表象するのは差支ないけれども、一個の株券を表象するのは一個の株式であつて、數個の株式を表象することは、其の性質上許さるべきでない。株券の記載事項は商法第二百二十五條に規定されてゐるが、之に依れば數種の株式ある時は、其の株式の内容、株式の譲渡の制限、又は株券の裏書の禁止等につき定めたる時は、其の規定をも記載しなければならぬ。一時に株金の全額を拂込ましめざる場合には、拂込ある毎に其の金額を株券に記載すること

を要する。株券には記名式のもの、無記名式(商法三二七條)のものとの二種類がある。

株券信託

〔定義〕 有價證券信託の中、其の目的證券が株券である場合の信託を指して謂ふ。

〔解説〕 株式信託と云つても其の意味は

同じである。此の信託には、自社株受託の能否、株主權の行使、議決權等信託法上頗る重要な多くの諸問題を包括してゐる。アメリカには議決權信託と稱し、單に議決權を行使せしむることを目的とした株券信託がある。株券は證券と權利が一體をなすから、之を株式信託と言ふのは失當である。

株券の裏書

〔定義〕 記名株式の移轉讓渡を法律上有効ならしむる爲に、爲す所の行爲を謂ふ。

〔解説〕 記名株式は定款に其の定めなき限り、株券の裏書に依りて有効に爲すことが出来る(商法二〇條)。会社に對しては記名株券の裏書移轉は其の對抗要件となるものである。而して此の裏書に付ては手形の裏書に關する規定を準用する(商法二〇五條)。記名株券の裏書移轉を以て会社に對抗するには、取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載して、所謂名義書換を爲すことを要する(商法二〇六條)。又、定款を以て特に会社が裏書讓渡の行爲を禁止した場合と雖も、其の讓渡方法を依りて之を讓渡することが出来る。

株券の回収

〔定義〕 株主が株金拂込の義務の履行を怠りたる場合に、會社が其の株主の株券を會社に提供せしむることを謂ふのである。

〔解説〕 株主が處分豫告附催告に指定したる期日迄に株金の拂込を爲さざる時は、會社は其の株主及び株主名簿に記載しある質権者に對し、二週間内に其の株券を會社に提供すべき旨を通知し、若し提出なきに於ては其の株券は結局失効する(商法二一)。

株券の失効公告

〔定義〕 株券が一定の原因に依り失効するに至りたる時、其の失効となりたる旨を周知せしむる爲、商法第二百十八條第二項の定むる所に依りて爲す法律手續を謂ふ。

株券の再交付

〔定義〕 多數の株式會社に於ては其の定款中に株主が會社に對し新株券の再交付を請求することが出来る旨を規定してある。

〔解説〕 株主が新株券の交付を請求することが出来るのは、例へば株券汚損の場合

株券の種類の變更を欲する場合、株券喪失の場合等であるが、商法に於ては株券の再交付について別段の定めなく、此の點は甚だ不完全な状態にある。會社は株主より請求ありたる時公告をなし、一定期間に異議者なき場合は直ちに舊株券を無効と爲し、代りの新株券を發行するのであるが、若し舊株券が事實上存在してゐたとするならば、新舊何れが有効であるかの點に疑問を生ずる。大審院判決例は此の場合に於ける新株券は無効であるとの判定を下してゐるから、此の判定に依るに至當とする。

株式

(英) Share (米) Stock
(獨) Aktie (佛) action

〔定義〕 株式會社の資本を構成する單位であり、株主の有する社員權即ち株主權であり、又、株主權を表象する有價證券即ち株券の意味にも解せられるが、法律上の用語としては其の性質を明らかにする爲、株式と株券とは嚴に區別しなければならぬ。

〔解説〕 株式會社の資本は必ず株式に分つことを要し(商法九九條)、株式は一定の金額

を表はす。これを金額株 (Zimmensaktien) と云ひ、英米法に見る如き部分株又は比例株 (Ruotenaktien) は我國に於ては許されない。又、株式を全部集むれば株式の金額の總計が資本額に一致しなければならぬから、株金を拂込ましめないで、發起人に與へられる無償株 (Gratifiktionen) も株式と認めぬ。且つ株式に表示される金額は均一であつて(商法二〇)、一株五十圓を下ることは出来ないが、一時に全額の拂込をなす場合二十圓まで下げたことになつてゐる(商法二二)。

株金取扱場所の指定

〔定義〕 株式引受人をして、株金の第一回拂込を爲さしむる爲、株式申込證に依り株金の拂込を受ける取扱所として銀行又は信託會社を指定することを謂ふのである。

〔解説〕 株金拂込取扱銀行又は信託會社の指定は、株式申込證に於ける法定記載事項

項の一であつて(二七五條)、第一回の拂込は其の本店、支店又は出張所に於て爲すことを要する(二七七條)。額面以上の發行の場合のプレミアアムに付ても同様である(二七七條)。此の拂込取扱場所を變更し、又は拂込金の保管を爲すには、裁判所の許可を受けなければならぬ(二七七條)。此の銀行又は信託會社は、發起人又は取締役の請求に依り、拂込金の保管に關して證明を爲すことを要し、其の證明を爲せる拂込金額には拂込なかりしこと、又は其の返還に關する制限を設けること等を以て會社に對抗することが出来ない(一九八條)。右の證明は設立登記の申請書に添付する爲、其の他の必要に基くものである。

株式受渡日

(英) Day of Delivery
〔解説〕 株式取引所に於て賣買取引の成立せる現物の授受を爲す可き期日を謂ふ。

株式會社

(英) Joint-Stock Company
(獨) Aktiengesellschaft
(佛) Société anonyme

〔定義〕 定められた其の資本金を株式に均分し、之を所有する者を株主と謂ひ、所有株式金額以上に責任を負はしめざることを原則とする形態の會社を謂ふのである。

〔解説〕 株式會社は會社の一種であるから、其の法人 (Juristische Person, Corporation) たること言ふを俟たない(商法五條)併し乍ら株式會社は營利を目的とする社團であるから、其の營利法人たることは明白であり、又、資本金として資本に相當する財産を中心とする團體である點に於ては恰かも財團法人に似てゐるが、株主 (Aktionar) 間の人的信賴關係も株主の對外的な信用も、では問題でないから、合名會社、合資會社等の如き人的會社に對し、之は物的會社としてのみ存在する。而して株式會社に於ける資本は之を株式に分つ(一九九條)、比較的小額の株式 (Aktie) に分たると爲し(二〇二條)、小資本家も亦會社に參與するを得、從つて資本の蒐集に便利である。之れ株式會社が特に資本會社と稱せられる所以である。商法に於て「一株ノ金額」(一六六條)又は「株式ノ金額」(二〇〇條)と云つてゐるのは株式に表示せらるべき限定された一定の金額

を意味し、物自体を表示する株式は存在することなく、資本其のものは金額を以て表示されると同時に、株主全體が有限責任 (Beschränkte Haftung) であつて、其の有する株式の金額の範圍に於てのみ責任を負ふに過ぎない(二〇〇條)。此の如き株主の有限責任制は、株式會社をして Wieland の所謂團體主義的會社 (此の言葉は個人主義的會社と對立的に使はれてゐる) たらしめ、株主の個人性を全く其の團體性の中に吸収し、無限責任的的支配の消滅、從つて會社機關を客觀條件とする云は、物的支配形態の確立に依り、企業其のものが株主の個人的事情に左右せらるることなき永續性と確定資本制を獲得する。從つて株式會社にあつては企業的所有と經營とが分離され、株主はたゞ持分資本家 (Anteilhaber) として利潤の一部分の分前に與かるに止まり、能動的なる企業職能は第三機關たる取締役及び監査役を其の主體として行はれるのである。株式會社に於ける企業支配の形態が、斯くして會社機關の中に客觀化され、内在化せしめられてゐる結果、其の資本を等額に分割せる株式は、之を證券化

見解に基き、コンメンダの連繫體を株式會社の母胎であるとし、ブライケルは之等の先驅會社を合名會社の擴大せるもの乃至變種と考へた。云はば之は合名會社起源説である。又一九一〇—一九一二年にはスコット(W. H. Scott)が、英吉利の初期 Joint Stock Company の歴史に關する詳細な研究を發表し、其の議論に於て、彼は此の制度の發生過程に二つの源泉を求めて之を定式化した。即ち其の源泉の一つは古き商人ギルド制に端を發し、ステイブル・マーチヤンツ組合やマーチヤント・アドヴェンチュアラーズ組合等を経て、十六世紀以降、其の形態を整へるに至つた所の制規組合制度(regulated company)であり、他の一つは中世紀より傳へられた當座的會社制度たるパートナーシップ(partnership)である。此の制規組合の内部に發生したパートナーシップが次第に擴大し、遂に制規組合のカムパニー的形態にまで發展して法人性を獲得するに至つたものが即ち Joint-Stock Company 制度であると述べてゐる。此の如く株式會社の起源については學者によつて其の説を異にしてゐるが、數十年に互

る我等の學者の研究の成果によつて築き上げられた問題の歸結として、現に検討の對象とすべき所説は、ハイデン、ブライケル及びスコットの夫れであるとされてゐる。

株式會社の解散

〔定義〕 株式會社として有する人格の消滅する前提たる法律上の事實を謂ふ。

〔解説〕 株式會社の解散事由は、(一)存立期の満了其他定款に定めたる事由の發生、(二)會社の合併、(三)會社の破産、(四)解散命令、(五)株主總會の決議、(六)營業全部の譲渡等である。會社が解散したるときは、破産の場合を除き、取締役は遅滞なく株主に對して其の通知を發し、且つ無記名株券の發行ある場合には之を公告するを要する(四〇七條、四〇八條)。尙ほ登記を要する(四一六條、四一七條、非訟)。會社が解散したる時は、合併及び破産の場合を除くの外、取締役が自ら其の清算人となりて、會社の爲に其の清算を開始しなければならぬのである。

株式會社の清算人

〔定義〕 會社解散の後を享け、法の定むる所に依り其の會社の爲に、最後の措置たる清算事務に従事する者を謂ふのである。

〔解説〕 株式會社が解散したる時は、合併及び破産の場合を除くの外、取締役其の清算人となるのであるが、定款に別段の定めある時、又は株主總會に於て他人を選任したる時は此の限りでない(四一七條)。清算人たる者なき時は、裁判所は利害關係人の請求に依り清算人を選任する(四一七條)。清算人は裁判所の選任したる者を除き、何時でも株主總會の決議を以て解任し得る外、重要な事由の存する時は、裁判所は監査役又は三月前より引續き資本の十分の一以上に當る株式を有する株主の請求に依り解任することが出来る(四一七條、四一八條、特別)。

株式會社の整理

〔定義〕 會社の目的とする營業の破壊を防ぎ、債権の漸次的回収を爲すことに依つて、會社の再生を圖ると共に、又、其の株主及び會社債権者の利益をも保護する爲に行はれる法律上の制度を謂ふのである。

〔解説〕 會社の整理は會社に對する裁判所の整理開始命令を以て開始される。命令

請求者は、取締役、監査役、三月前より引續き資本の十分の一以上に當る株式を有する株主、又は拂込株金額の十分の一以上に當る債権者である(三八一條)。併し其の申立が權利の濫用其他不當の目的に出づるものと認むる時は、裁判所は之を却下することが出来る(三八三條)。會社の業務を監督する官廳が、支拂不能又は債務超過の事由ありと認め裁判所に對して通告を發したる時は、裁判所は職權を以て整理開始を命ずる(三八二條)。整理開始の申立又は通告ありたる時は、開始命令前と雖も、裁判所は命令を以て(一)會社の業務の制限其他會社財産の保全處分、(二)株主の名義書換の禁止、(三)會社の業務財産の検査命令、(四)會社の損害賠償請求權に付發起人、取締役又は監査役等の財産に對する保全處分、(五)會社の業務及財産に關する監督命令等を爲すことが出来る(三八六條)。又必要ありと認むる時は、裁判所は破産手續及び和議手續の中止をも命ずる(三八三條)。而して會社の整理手續は、裁判所の命令に對する抗告期間の經過若くは抗告權の拋棄に因りて確定したる時より開始される(三八三條)。即ち裁判所は發令と同時に

に本整理開始の登記囑託を爲し(三八八條)、破産和議の申立、強制施行、假差押、假處分等を不能ならしめ(三八三條)、既に開始したる破産手續、和議手續、強制執行、假差押、假處分等は之に依りて自ら中止せらるることとなり(三八三條)。命令が確定したる時は右の中止手續は整理の關係に於いては、當然其の效力を失ふに至るのである(三八三條)。裁判所は會社整理實行の爲に、其の必要に應じて適切な諸般の處分を爲し得るが、法は裁判所の爲し得る處分の範圍を定めてゐる(三八六條、三九〇條)。整理が終了し又は整理の必要なきに至つた時は、裁判所は整理開始命令申立権者、検査役、整理委員、監督員、又は管理人の申立に因り整理終結の決定を爲し(三九〇條)、整理終結の決定、又は整理開始命令取消の決定が確定したる時は、裁判所は直に會社の本店の所在地にある登記所に整理終結又は取消の登記を囑託するを要し(三九〇條)、尙ほ取締役、監査役の解任、監督命令、管理命令ある時は之が消滅又は抹消の登記を囑託し、財産登記に付ても同様である(三八七條)。整理手續は必要ありと認むる時は和議、破産に轉換する(四〇二條)。

株式會社の設立

〔定義〕 發起人の合法的な設立行爲に依り、其の法人格者を創設することを謂ふ。

〔解説〕 株式會社の設立には七人以上の發起人あることを要する(六五條)。發起人は定款の作成者を謂ふ(項を看よ)。發起人が株式總數の引受(Ubnahme)を爲すか否かに依り、株式會社設立手續に(一)發起設立(Ubnahme-oder Simultangründung)、(二)募集設立(Zeichnungs-oder Sukzessivgründung)の二種がある。(一)發起設立は同時設立、單純設立又は引受設立とも謂ふ。發起人は定款(株式會社の定款)を作成し、自ら株式總數の引受を爲すことを要する。此の場合に於ける株式引受も書面に依るのであるが、別段形式はない(九六條)。發起人の株式引受は定款の作成と同様に行はるるを常とするが、定款作成後に爲すことも出来る。發起人が株式總數の引受を爲したる時は、遅滞なく株金の四分の一を下らざる第一回拂込を爲すのである(七〇條、七二條)。其の拂込は現實に之を爲すことを要し、成立すべき會社に對する債權(設立費用の立替、報

額等如き)を以て相殺することは出来ない
(三〇〇條) 額面以上の價格を以て株式を發行したる時は、超過額は第一回拂込と同時に拂込まなければならぬ(一七〇條)。現物出資者は第一回拂込期日に出資の目的たる財産の全部を給付することを要する。發起人は株式總數の引受後、遅滞なく取締役及び監査役を選任し(一七〇條)、選任せられたる取締役は直ちに検査役の選任を裁判所に請求する(二七二條、非訴)。検査役は株金拂込、現物出資が適法に爲されたか、又變應設立の場合には所定の事項が適法に爲されたかを調査し、其の結果を報告し(二八〇條)、裁判所は其の報告を聴き、變應設立の所定事項を不當と認めたる時は之に變更を加へ、各發起人に通告し(二七三條)、其の變更に服せざる發起人は其の株式引受を取消す。併し取消ある場合に定款を變更して更に設立手續を續行することは妨げない。通告後二週間内に株式引受を取消したる者なき時は、定款は通告に従ひ變更されたものと看做される(二七三條)。(二)募集設立は漸次設立又は複

が(一七)必らずしも一般に公募するを要しない。株主の募集を爲すには、實際上目論見書、收支豫算書の類が作成され、又特別法令に於て之を必要とする場合もあるが、商法は目論見書の作成を強制して居らぬ。斯くして株式の申込があり、之に對して株式の割當を爲せば茲に株式引受(「株式の引受」)は成立する。株式の申込を爲すには、株式申込證二通に其の引受くべき株數及び住所を記載し、之に署名しなければならぬ(一七五條)。數種の株式を發行するには、其の引受くべき株式の種類、額面超過發行の場合には其の引受額額を記載することを要する(一七五條)。發起人も株式申込證の法定記載事項中に記載したるもの以外に、株式申込證に依り申込を爲すことが出来る。株式申込證は發起人が之を作成し、之に法定事項を記載するのである(四九八條、九〇條)。株式總數の引受ある時は、發起人は遅滞なく各株式に付第一回の拂込を徴するが(一七七條)、額面超過發行の場合には、其の超過額は第一回拂込と同時に之を拂込まなければならぬ(一七三條)。第一回拂込の金額は株金の四分の一を下ることを得ない(一七二條)。定款上變應

設立事項を定めたる時は、發起人は之に關し調査を爲さしむる爲、検査役の選任を裁判所に請求し、検査役の報告書は之を創立總會に提出することを要する(一七八條)。各株式に付第一回の拂込及び現物出資の給付ありたる時は、發起人は遅滞なく創立總會を招集しなければならぬ(一八〇條)。創立總會に於て設立廢止の決議を爲さざる時は、別に設立の決議を要せずして會社は設立登記の完了に因り成立する(一七七條)。會社設立の無効は、其の成立の日から二年内に、訴を以てのみ之を主張することが出来る(四二八條)。此の訴の原告となる者は株主、法律上、取締役又は検査役に限られてゐる(四二八條)。

株式會社の設立登記

〔定義〕 設立登記は會社設立の最後の手續であつて、之を爲すに因り設立行為は全體として其の效力を生じ、茲に始めて會社は完全に其の成立を見るに至るのである。

〔解説〕 發起設立の場合には設立手續調査終了(前法)の日より、募集設立の場合には創立總會終結の日又は定款變更(五五條)の日より二週間内に、本店所在地に於て法定

の事項を登記することを要する(一八八條)。之を怠る時は罰則がある(四九八條)。併し期間經過後にも登記を爲すことが出来る。會社法の規定に依り登記すべき事項にして官廳の許可を要するものは、其の許可書の到達した時から登記の期間を起算する(六一條)。設立登記の一般的效力としては、設立行為の最後の権利能力の主體となる。又、其の特別的效力としては、(一)登記前に爲したる株式の引受に因る権利の譲渡は會社に對して其の效力がなく(一九〇條、三〇〇條)、(二)株式引受人は會社成立後は錯誤若しくは株式申込證の要件欠缺を理由として引受の無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として其の引受を取消すことが出来ず(一九九條、更(三)會社が株式を發行するのは設立登記後であつて、此の規定に反して發行したる株式は無効となり、發行者は株券取得者に對して損害賠償の責に任じなければならぬ(六二條)。舊法に於ては會社(株式會社以外の會社を含む)の設立登記は單に第三者に對する對抗要件に過ぎなかつたが、新法に於ては會社は本店の所在地に於て設立の登記を爲すに

因りて成立するものとした(五七條)。従つて會社の住所は當然本店所在地に存することとなり、其の結果、民法第四十五條に於ける法人の設立登記其他権利の設定移轉に關する各種の設定と其の主義を異にするに至つたが、會社は企業團體として取引の迅速並に圓滑を必要とすると共に、相手方保護の爲、且つ會社法は干渉主義に依る組織法であるが爲、遂に舊法に於ける對抗要件主義を改め、登記を以て會社成立の要件とする主義を採用したのである。登記事項中に變更を生じたる時は、本店及び支店所在地に於て其の登記を爲すことを要する(一四七條、一八八條)。會社設立後支店を設けたる場合には、變更の登記の外に其の支店所在地に於て新たに設立登記と同一事項を登記しなければならぬが、本店又は支店所在地を管轄する登記所の管轄区域内に於て新たに支店を設けたる時は、支店設置の登記のみにて足りる(一八八條、一四七條)。會社が其の本店又は支店を移轉したる時は、舊所在地に於ては移轉登記を爲し、新所在地に於ては設立登記と同一事項を登記することを要するも、移轉が同一登記所の管轄区域内

株式會社の設立の無効

〔定義〕 株式會社の設立手續が爲され、會社成立の外觀を呈するも、設立行為に瑕疵ある爲、其の設立が無効となるを謂ふ。

〔解説〕 設立無効の原因に付ては法律に其の直接規定を缺くも、無効原因と看做されるのは、(一)會社が公序良俗に反する事業を目的とする場合、(二)作成上の瑕疵に依り定款が無効となりたる場合、(三)株式全部に付引受又は拂込なき場合、若しくは之と同視すべき程度の引受又は拂込ありたるに過ぎざる場合等は無効原因となるが、創立總會の招集(一八〇條)、創立事項の報告(一八二條)、取締役及び監査役の選任(一八三條)、設立手續の調査報告(一八四條)、又は設立登記(一八八條)なき時は、たゞ當該行為が無効となるに止まり、設立無効を生じない。會社設立の無効は、其の成立の日より二年内に訴を以てのみ之を主張することを要する(四三三條)。株式會社の設立無効の訴については、商法第三百三十八條第三項、第三百三十七條及び第五百十八

依の諸規定を準用することになつてゐる。

株式會社の創立總會

〔定義〕 實質は株式引受人の總會と看做すことを得るも、法律は之れに對し株主總會に關する規定を準用すべきものとする。

〔解説〕 第一回の拂込及び現物出資の給付を終りたる時は、發起人は滞りなく創立總會を招集することを要する(前法一八)。創立總會は株主總會ではないが、之に準ずるものとして總て其の規定に従はなければならぬ(三項)。創立總會には株式引受人の半数以上にして資本の半額以上を引受けたる者出席し、其の議決権の過半数を以て一切の決議を爲すのである(二項)。法律に定むる創立總會の権限は、(一)發起人に依る創立事項の報告(一八)、(二)取締役及び監査役の選任(三三)、(三)取締役及び監査役に依る調査報告を求め、取締役又は監査役中に發起人より選任せられたる者ある時は検査役を選任し、其の者に代はる調査報告を爲さしむることを得(四八)、(四)定款變更の決議(一八七)(五)設立廢止の決議(七九)等である。併し會社設立の決議は之を必要としない。

株式會社の定款

〔定義〕 實質的には會社の内部的秩序を規律する根本的規範であり、形式的には之を記載したる書面であつて、會社の機關及び株主は其の定むる所に依り拘束される。

〔解説〕 株式會社を設立せんとするとき、發起人は先づ法律の定むる所に依り定款を作成しなければならぬ(前法六六)。之を原始定款と謂ふ。其の内容は設立手續前に發起人間の合意に依りて之を定むるを常とする。併し定款の記載事項には、(一)絕對的必要事項(八六)(二)相對的必要事項(八六)、(三)任意的事項の別がある。絕對的必要事項は、其の記載を缺く時は定款全部が無効となり、相對的必要事項は其の記載を缺けば單に當該事項のみ效力を生じないことになる。任意的事項は之を記載するもせざるも全く自由であるが、株式會社の本質、強行規定又は公序良俗に反せざることを必要とする。定款は公證人の認證を受くるに非ざれば其の效力を有しない(七六)。併し定款變更の場合には之を要せぬ。設立手續調査(一八)の結果、又は經濟事情等の變化に伴

株式會社の特許

〔定義〕 舊時の株式會社特許は取締の外に、會社に法人格を賦與することを其の目的としたが、今日一般に行はれる株式會社の特許は特殊の利権を賦與する爲である。

〔解説〕 十八世紀の初頭より詐欺的株式會社が濫設せられ、社會に多くの害毒を流したので、國家は之に對し特許主義を以て臨み、之を特許する成文法に依り會社を組織せしめた。此の特許主義はフランス革命以來一般的には廢止されたが、特殊の會社に付ては今日も尙ほ採用せらるる所であつて、例へば日本銀行其の他の特殊會社は特別法を以て設立せられてゐる(「國策會社」の特許)。支那事變以來、頻りに設立された國策會社は何れも特別法に依る會社である。併し特許主義の如く各會社毎に特別の立法に

依るのではなく、豫め定められたる一般的规定に基き、行政處分を以て會社の設立を認許する場合がある。之を株式會社の許可主義と謂ひ、現在我が國に於て行はれてゐる各種事業法に基くものは其の例である。

株式會社法

〔定義〕 株式會社に對する監督、取締の法的根據を成す所の法律であつて、其の時代に於ける思潮を最もよく反映してゐる。

〔解説〕 十八世紀の初頭より詐欺的株式會社が濫設されたので、之を取締る爲に國家は特許主義を採り、之を特許する成文法に於て會社を組織せしめた。特殊の會社に付ては、今日も尙特別法に依り會社を設立される場合があるが、之は特殊の利権を賦與する爲である。株式會社に關する最初の一般立法はフランス商法典であつて、株式會社を無名會社(société anonyme)と呼んだが、多くの經驗に基き、會社の成立に付き行政官廳の審査を受けしむる必要を生じた爲、會社に對しては許可主義を採ることになつた。許可主義は各會社毎に特別の立法に依るものでなく、豫め定められたる

一般的规定に基き行政處分を以て其の設立を許可する。此のフランス商法典は各國立法の模範となり、ドイツ舊商法、我が舊商法、亦此の主義に依つた。支那事變以來、多くの國策會社は皆特別法に依りて設立された外、各種の事業部門に付き事業法を制定し、之に依り當該事業を營む會社に許可を與へた。然るに株式會社の許可主義は、フランスに於ては一八六三年より一八六七年に至る改正法に依り、又、ドイツに於ても一八七〇年の改正法を以て、許可主義を廢して準則主義を採ることになつた。準則主義にあつては、株式會社は法律の一般的规定に從ひ、之を設立事項と爲す時は許可を要せずして當然成立するものと認める。右は營業自由の原則とも相關聯して、廣く諸國に依りて採用された。其の後、ドイツに於ては一八八四年の改正法以來、我が國に於ては明治四十四年の改正法以來、準則主義を稍や嚴格なるものとし、設立手續に關する規定を嚴にし、發起人其の他の機關構成者の責任を重くしたのみならず、株主總會を最高機關とし、更らに株主保護の爲に少數株主の制度を設けた。然るに第一次歐

洲大戰の頃から、デモクラシー思想の影響を受けて、株式會社の民主化乃至社會化が株式會社法改正の目標となつた。例へばフランスに於ては、一九一七年の勞働參加株式會社法(Loi sur sociétés anonymes à participation ouvrière)ドイツに於ては一九二〇年の經營委員法(Betriebsratengesetz)の如きは其の顯著なるものである。之等は一種の社會立法の系統に屬する。其の後、各國は國際主義を捨て、國家主義を採るに及び、株式會社に對する統制監督の強化が共通の改正目標となつた。一九三七年のドイツ株式會社法、同年のスイスの新債務法、一九三五年及び一九三七年のフランス緊急命令、一九二九年のイギリス改正會社法等は斯かる新時代の所産である。我が國に於ては昭和十三年法律第二十七號を以て公布された改正商法中、株式會社に關する規定の多くが改正されたが、尙ほ昭和十二年の臨時資金調整法(昭和十二年法律八二號)、昭和十三年の國家總動員法(昭和十三年法律五五號)にては株式會社に關する特別規定を設けてをり、會社經理統制令(昭和十五年勅)は國家總動員法第十一條の規定に依り發布された勅令である。臨時資金

せしむる有力な原因である。尤も買思惑若くは賣思惑に對しては、轉賣買戻に依る各人の追利行為に依り、株價變動には自然調節が行はれ、過度の盛落を防止することは可能である。即ち空賣並に買思惑の價格維持作用と云ふ現象が見られる。而かも此の個人主義的專断なる價格差獲得行為は、所謂取行爲に依り株價現象としては、時間的並に場所的に價格平準作用として現はれて来る。此の意味に於て取引所は自由價格の形成機關であり、且つ正常價格への價格平準機關たるの役割を持つものと云ひ得やう。併し一時的現象としては、株價は其の實質價值以上若くは以下に盛落するを免れない。そこで之を自由市場の價格自然調節作用に委して置いたのでは、株價を適正價格に安定維持することは出来ないから、株價に安定策の必要が起つて来る。株式價格の昂騰は投機熱を助長し、其の反動期に於ける影響に怖るべきものがあるから、之を抑制する對策を講じなければならぬが、崩落の場合には産業資金の調達を困難ならしめ、或は擔保價格の低落に依る金融の不圓滑化、資産評價基準の動搖失墜等を來し、

他面、一般民心に不安を與へるから、之に對しても適宜の處置を講ずる必要がある。

株式價格安定策

〔定義〕 株式價格の激變期に際し、其の及ぼす所の影響を緩和し、若くは激變を抑止する爲めに、國家の強權に依り又は自主的に講ぜられる所の對策を謂ふのである。
〔解説〕 株式價格安定の方法としては(一)直接的手段、(二)間接的手段の二がある。(一)直接的手段は、變動の根本的要因其のものを矯正することを目的とするものであつて、(イ)企業經營に對する安全性の賦與、(ロ)株式投資の基準たるべき配當金の平均化、又は恒常化等、(ハ)企業經營に於ける危険の轉嫁、(ニ)投資信託の制度の確立等を必要とする。(二)直接的手段は株價に依る大口賣買の抑制、(ロ)空賣制限、(ハ)賣買證據金の引上、(ニ)株價挺入工作、(ホ)株價公定等が行はれる。現在株價の挺入機關に戰時金融金庫があり、不當の昂騰抑止の爲には金融機關の持株を同金庫に賣却させ、同金庫は之を市場に賣出すのである。

株式價格の公定

〔定義〕 適正なる國策價格の維持示顯に目標を置き、株式統制の最も直接的手段として、國家に依りて行はれる方法である。
〔解説〕 株式價格公定制は、之を大別して(一)單一公定價格制、(二)最高公定價格制、(三)最低公定價格制、(四)最高最低公定價格制等とすることが出来る。(一)の單一價值への價格公定制は、理論的にも又實際的にも不可能であること多く説明を要しない。(二)の最高公定價格制は、現實にも又過去の事例に於ても殆んど必要性が認められなかつた。過去に於ては斯かる必要ある際は、投機抑制と云ふ間接手段が講ぜられて來た。併し株價インフレ等に對し此の投機抑制の古き手法を以てしては到底不可能なる場合には、此の最高價格制の必要も考へられる。(三)の最低公定價格制は、第一次歐洲大戰の際イギリスに於て採用された。即ち大戰勃發直後、倫敦株式取引所は一九一四年七月以降約五ヶ月に互り閉鎖されたが、其の間取引所委員會は場外の取引は、確實なる證券の最低價格を設定した。

其の證券は大體公債類が多いが、特殊な株式も含まれてゐた。翌年一月、イギリス政府は取引所を再開するに際し、此の最低價格制を法制化した。第二次大戰に際しても、イギリスでは一九三九年八月宣戰の直前に、金融證券類の最低價格を設定してゐる。アメリカに於ては、第一次大戰當時債券に付て類似の措置を講じたことがある。我が國に於ては昭和十六年八月三十日公布の株式價格統制令に依り、最低公定價格制〔令の項を看よ〕を採用した。(四)の最高最低公定價格制は最も合理的な方法と考へられるが、此の最高最低の値段を如何に決定し、其の單位を何處に置くか困難視されてゐる。けれども我が國に於ては、昭和十六年十二月、對英米開戰に依る大戰果が發表される毎に、株價は不健全な昂騰を演じた爲、俄に株式價格統制令の改正を行ひ、株式の最低價格に加へて、更に亦最高價格の統制に付ても規定することになつた。

株式價格統制令

〔定義〕 株式價格の著しき低落に因り、國民經濟の圓滑なる運営を阻害する虞れある

株式價格の公定 株式價格統制令 株式銀行

る場合には、政府が其の最低價格を公定し、又、不健全な昂騰を演ずる場合には、最高價格を公定して之を抑制する法規である。
〔解説〕 本令は國家總動員法第十九條の規定に依り、昭和十六年八月三十日勅令第八百三十五號を以て公布、即日實施されたが、十二月十三日更に之を改正した所に依れば、大藏大臣は株式の銘柄を指定し、其の最低價格の外に最高價格をも決定する。最低價格及び最高價格を定められたる株式に付ては、有價證券の賣買取引を爲す取引所の取引員、又は有價證券業取締法に依る所の證券業者は、當該株式を自由價格に依り賣買又は其の委託、受託若くは媒介を爲すことを得ない。株式の最低又は最高價格は、大藏大臣が一定期日に於ける取引相場を基準として之を指定するのであるが、取引相場なきものに付ては、貨物仲値を基準とすることが出来る。斯くして定められたる最低價格及び最高價格が、事情の變化に因りて著しく不當となりたりと認むる時は、大藏大臣は之を變更する。何等の信義を以てするを問はず、本令に依る取引の禁止を免るる行為を爲すことは出来ない。

本令は各外地に於ても之を實施する。本令に依り公定價格を設定するのは株式のみであつて、國債、地方債、社債等の所謂確定利附證券は之より除外された。之等の證券は均しく有價證券として取引所に上場せられてゐるものも少くないが、確定利付債券としての性質上、格別の價格變動がないからである。本令は萬一の非常事態に備へ、株價の平靜が持續する限り發動されない。

株式銀行

(英) Joint Stock Bank

〔定義〕 六人以上の株主ある會社組織にて經營せられるイギリスの普通銀行で、イングランド銀行は此の中には含まれない。
〔解説〕 イギリスに於て株式銀行と云ふのは、所謂個人銀行 (Private Bank) に對立するものである。イングランドには一八二五年、六十五哩の首都區域外に於て、六人以上の組織員より成る會社組織銀行が許され、ついで一八三三年には銀行券發行をなさざる限り首都區域に於ても株式銀行の設立を許すことになつたので、翌一八三四年には今日五大銀行の一たるウェストミ

ンスター銀行 (The Westminster Bank) の設立を見た。其の後續々ロンドンに於て株式銀行が設立され、地方銀行もロンドンへ進出を企てたが、十九世紀中葉以降の合併運動に依りて株式銀行は益々大となり、遂に今日に於ては五大銀行 (Big Five) と稱する大銀行の出現を見るに至つたのである。

株式金融

(英) Lombard Loans
(米) Brokers Loans

〔定義〕 株式の買買の爲に必要とする資金の融通を意味し、其の性質上、當然株式が擔保に供せられる場合を謂ふのである。

〔解説〕 株式金融はドイツやフランスの銀行が行ふ事業會社の株式引受に依る金融と混同され易いが、之等の金融は所謂事業金融であつて、こゝに云ふ所の株式金融とは其の本質を異にする。株式金融は株式買買に要する資金の融通を意味し、此の場合に於ける資金を株式受渡資金又は単に株式資金とも云ふ。此くの如き資金の需要は取引所に於ける證券取扱高及び其の取引價格の如何に依つて増減する。ニューヨーク株

式取引所は日々資金を需要してゐるけれども、ロンドン株式取引所にては二週間毎に清算を行ふ制度であるから、大體二週間に一度資金を需要するに過ぎない。ロンドンの株式市場に於ては、コール及び短期通知貸が需要せられ、手形市場と活潑に競争する。定期清算の日は豫め指定されて前月中旬に一般に公示されるから、短期資金に利害關係ある人々は情勢を豫知して、適當な準備を爲すことが出来る。清算取引を行ふに必要な資金は、通常ジョツパー、ブローカー、銀行及び其他の金融機關に依りて供給せられるが、金融逼迫の際には、一時的に高利率を狙つて其他資金 (Outside Money) の流入することがある。ロンドン株式取引所貸付は流動性に富み、有利な短資の捌口である。其の利率はイギリス政府證券を擔保とする場合には公定割引歩合よりも〇・五%方低く、投機證券擔保の場合には之に反して公定歩合より約二%方高い。ニューヨークに於ける株式金融も、亦證券ブローカー及び證券ディーラーに對し行はれるもので、證券擔保貸付全體から見れば比較的僅少ではあるが、併し證券擔保貸付のうち

では此の貸付のみが組織立つた公開市場を有し、ニューヨークの金融市場に缺くことの出来ない要素となつてゐる。此の仲買人貸付は、(一)コール・ローン、(二)タイム・ローンの二つに標準化され、其の何れかの方法に依りて貸付が行はれてゐる。我が國の株式金融は株式取引所附近にある二三の銀行が主として之に當り、取引所も亦業務として之を行ふ。併し其の特色を帯びた取引は、(一)代引又は假引、(二)早受手形等である。一時盛んに行はれたマラソン金融は、今では全く其の跡を絶つて行はれない。

株式現物

〔現物團〕の項を看よ。

株式合資會社

(獨) Aktienkommanditgesellschaft
akt

〔定義〕 無限責任社員と株主とにより成立し、合資會社の變形したるものを謂ふ。

〔解説〕 設立に付ては株式會社の募集設立と同様の手續に依るも、發起人となる者は無限責任社員である(九五)。無限責任社員

の引受けた株式其の他の出資は、議決権に關しては之を算入しないから、無限責任社員は創立總會に出席して其の意見を述ぶることを得ても、株式の引受を爲すと否とに拘らず、議決の數に加はることが出来ない(四六二)。創立總會に於ては監査役を選任し(四六一)、監査役は創立總會に其の調査報告を爲すことを要する(四六)。創立總會に於ては定款の變更又は設立廢止の決議を爲し得るが(四八八條二項)、定款變更の效力を生ずるが爲には、無限責任社員全員の同意を必要とする(四七條七二條)。設立中止の決議に付ても同様である。會社は設立登記を爲すことを要する(四六)。會社の機關は(一)無限責任社員、(二)監査役、(三)株主總會である(無限責任社員)。株主總會は株主全體の意思機關であつて、會社の最高意思決定の機關ではない。其の決議は無限責任社員員の同意があつて始めて會社の最高意思たり得る。無限責任社員相互間及び無限責任社員と株式との間の損益分配は定款規定に依るべきであるが、定款に定めなければ合資會社に關する規定に依り出資の價格を標準として之を定める(四五八條)。解散は合

株式合資會社 株式購買券附社債 株式公開 株式コール 株式市場 株式臺帳

資會社と同一の事由又は營業全部の譲渡に依りて行はれ、無限責任社員と株主の何れかを缺く時も解散する。無限責任社員が退社した場合には、株主の特別決議に依り株式會社として繼續する事が出来る。又株主總會と無限責任社員の一致ある時は、組織を變更して之を株式會社と爲し得る(四七)。

株式購買券附社債

(米) Warrants Bond

〔定義〕 アメリカに行はれてゐる變態社債であつて、社債發行會社の株式購入券の添付されたる社債である(「ワラント・ボン」の項を看よ)。

株式公開

〔定義〕 個人又は法人が、第三者を介して其の保有株式の賣却を爲すことを謂ふ。

〔解説〕 銀行、信託會社又は有價證券業者に依りて行はれる。其の方法は株式保有者が一定の値段にて仕切りたる公開と、單に口錢のみを得て行ふ取次公開とがある。

株式コール

〔定義〕 株式を擔保に提供して行はれる

コール取引を指して株式コールと云ふ。

〔解説〕 株式コールは株式金融の典型的なものであるが、我國に於ては大正九年の恐慌に依りて其の實現の機運を中断され、コールの擔保として株券は全く流通せぬ。

株式市場

〔定義〕 株式買買の取引を爲す市場、即ち株式取引所を指して謂ふも、又、株式の一般的諸取引をも意味する用語である。

株式組織取引所

〔定義〕 株式會社組織の取引所を謂ふ。
〔解説〕 我が國に存在する取引所は多く此の種の取引所に屬する(株式取引所の項を看よ)。

株式臺帳

〔定義〕 株式一株毎に口座を設け、株券の番號順に依り整理せられる元帳を謂ふ。

〔解説〕 各株式の口座には、發行日以後の應募者及び賣買譲渡、無償譲渡に依る名義の書替及び其の年月日、譲渡及び譲渡の當事者の氏名等を記入し、現在株式の所有者を知るの便に供する爲めの帳簿である。

株式擔保社債

〔定義〕 擔保附社債信託法の規定に依り株式を擔保として發行する社債を謂ふ。
 〔解説〕 擔保附社債信託法中改正法律は昭和十三年五月十日公布、即日施行せられた。即ち第四條第二號の次に二ノ二株式賣た一項を加へ、之に依りて株式を擔保とする社債の發行を認むることとなつたが、此の場合には財團擔保の場合と異り、主務官廳の認可を受けることを要する(第四條)。こゝに認可と云ふは擔保の效力要件であつて、認可を経ずして株式を社債の擔保となすも法律上擔保権は成立しない。株式擔保社債には、最初より株式を擔保として發行するものと、既に發行された擔保附社債に付株式を擔保として追加するか、又は擔保の差替を行つて株式を擔保として差入れるものとがある。前者の擔保権は信託契約に依つて設定せられ、又後者の擔保権の設定は契約に依つて爲されるのであるが、信託會社は其の契約締結に先立ち、必要なる書類を添へて大藏大臣に認可申請書を提出しなければならぬ(擔保附社債信託法施行規則。當

局は其の認否を決定するに當り、先づ之を社債擔保審査會に附議して意見を徴することになつてゐる(「社債擔保審査會」)。昭和十三年六月二十一日には、改正法施行後最初の審査會を開き、株式賣認可の基準に付次の如き内規を決定した。(一)擔保に提供する株式に就ては、或る一定額以上の資本金を持つ會社の株式で、而かも配當及時價の變動等過去の實績に徴して確實性のあるものであること、新株と雖も一流會社のものであること、新株と雖も一流會社のものであること、評價値段は諸般の事情を參酌して中庸を採ること。(二)株式賣の適用は別段持株會社に限定されてゐないが、社債發行會社の提供する株式は同資本系統のものに限定すること。(三)株式賣の場合には特に受託會社の債權者に對する負擔は頗る重大となるに鑑み、受託會社は善良なる管理者の注意を以て善處すること、例へば株式賣が評價額以下に値下りした場合には、遅滞なく増擔保を請求し、又、株式賣として既に擔保の付せられてゐる當該會社が、更に借入金爲す場合には、管理者としての注意を怠らず善處せしむること。(四)既に工場財團を擔保として、社債を發行してゐる株式會社の株式を擔保として社債を發行する場合には、原則として之を株式賣となすことを認めないこと等である。

株式取引員

- (英) Stock Broker, Stock Jobber
- Stock Dealer
- (米) Stock Broker
- (獨) Kursmakler, Kommissionär,
- (佛) Agents de Change

〔定義〕 一定の株式取引所に屬し、其の市場に出入することを得る資格を有し、業として有價證券賣買取引を爲す者を謂ふ。
 〔解説〕 株式取引所市場に於て賣買取引を爲す者は特別の商人に制限せられ、普通人は此の市場に出入すること、又は直接賣買取引の相手方となることを禁じらるることとが取引所取引に於ける原則である。我が國の株式取引所に於ては、會員組織取引所に在りては其の取引所の會員、株式會社組織取引所に在りては其の取引所の取引員に限り賣買取引を爲すことが出来る(取引所規則。第六條)。會員は會員組織取引所

の構成員たるが故に、取引所の設立を免許したる關係上、會員たらんとする場合に特別に政府の免許を要しない。取引員の免許料は三萬圓である(法三三條。取)。然らば取引所の會員又は取引員たるには如何なる資格を要するかと云ふに、(一)帝國國民又は帝國法令に依り設立されたる會社に非ざれば、取引所の會員又は取引員となることが出来ない(法一三條)。尙又、(二)個人又は會社にして一定の資格條件に該當する者は同じく會員又は取引員たることを得ず(法一四條)。従つて(三)會員又は取引員が其の資格を缺くに至りたる時は、自ら其の取引所を脱退し、主務大臣は除名又は脱退せしめ、免許を取消し、然らざれば免許は自ら其の效力を失ふ(法一三條)。取引所は其の定款を以て會員又は取引員となるに必要な條件を規定し、又は其の員数を制限することが出来る(法一五條)。會員又は取引員は、(一)支店、出張所其他何等の名義を以てするを問はず、二以上の場所を以て同一取引所の賣買取引の取扱を爲す場所とすること、(二)何人も取引所の賣買取引の委託の代理、媒介又は取次を營業と爲すことを禁ぜられ

てゐる(法一四條)。會員又は取引員が取引所に於て爲す賣買取引は、(一)自己計算を以てするもの、(二)他人の計算を以てするもの二種に分れ、其の何れに付ても取引所に對し取引上一切の責任を負はなければならぬ(法一三條)。特に其の重要なものは、(一)身元保證金納入の義務(法一四條)、(二)賣買取引の義務(法一五條)、(三)賣買取引料納入の義務(法一六條)、(四)取引税納入の義務(法一七條)、(五)賣買差金納入の義務、(六)受渡履行の義務等である。取引所は其の會員又は取引員に對し、其の業務運用並に債權保全の爲に除名、營業停止又は過怠金賦課等の處分を加へることが出来る(法一五條)。尙ほ會員又は取引員と委託者との關係については、所謂存行爲が禁止され(法一八條)、身元保證金に付其の優先權を認め(法一九條)、委託手数料率及び受託契約準則は取引員組合に於て之を決定し、取引所を經由して主務大臣の認可を受けることとなつてゐる(取引所法施行規則。一五條)。

株式取引所

- (英) Stock Exchange
- (獨) Effektenbörse

〔定義〕 法の定むる所に依り、政府の免許を受けて設立され、特定の賣買者が其の監督の下に賣買取引を行ひ、一設公衆の委託に依り賣買取引を執行する機關である。
 〔解説〕 我が國の株式取引所は、會員組織又は株式會社組織の何れか一方に依ることを要し(法一三條)、之を設立するには政府の免許を受けなければならぬ。會員組織取引所の資本金は會員の積金に依るものであるが、其の金額には制限がない(取引所令。市場の管理經營に付ては、會員組織取引所の場合も株式會社組織取引所と多く異なる所はないが、營利の目的を以て業務を行ふことを得ず(法一四條)、従つて其の性格は民法第三十四條の公益法人と見られてゐる。株式會社組織取引所は我が國特有の制度であつて之を設立するには先づ取引所法令に依り主務大臣の發起認可の指令を得、次に商法の規定に依り株式の募集を爲し、然る後主務大臣の設立免許を受けなければならぬ。其の資本金は十萬圓以上たるを要し(法一五條)、且つ資本金の半額以上少くとも十萬圓を拂込みたる後に非ざれば業務を行ふことを得

ないのである(合三項)。併し乍ら取引所は會員組織たる株式會社組織たるを問はず、等しく法人として財産を所有し、並に之を處分することを得、且つ取引所の責任は其の財産に限るものとする(法七)。取引所は政府の認可を受け、取引所の買賣取引に附帯する業務を営むことが出来るが、株式會社の組織の取引所にして賠償の責に任ずるものは、特別の場合を除くの外は原則として附帯業務を営むことを禁ぜられてゐる(法八)。取引所は政府の認可を受けて定款を定め(法九)、又、取引所は業務規程を設けて、買賣取引の方法に關する細則を定むることを要するが、之も主務大臣の認可を受けなければならぬ(法一七)。主務大臣必要と認めざる時は、業務規程の変更を命ずることが出来る(法一七)。取引所は毎日一定の時に於て市場を開き(法六)、賣買成立の値段を以て其の公定相場と爲し、公定相場及び其の平均値段を毎日市場に公示しなければならぬ(法二六、取引所)。又、取引所は毎日相場表を發行し(法一八)、各會員又は各取引員は賣買高をも公示する責任がある(法二六)。取引所は會員又は取引員より身元保證金を納

付せしむる外(法一)、其の定款に依り買賣取引に付證據金を納めしめ(法二)、買賣取引の責任を履行せざる時は、其の證據金及び身元保證金を以て損害賠償の用に供することが出来る(法三)。取引所は主務大臣の認可を受けて、買賣取引の違約に依り生ずる損害に付、自ら賠償の責に信ずることも出来るが(法三)、此の場合、株式會社組織取引所は營業保證金を政府に納めなければならぬ(法三)。又、取引所は買賣取引高に應じて、賣買双方より手数料を徴収することを得るが、其の年は政府の認可を受けることを買(法三)。主務大臣必要と認めざる時は其の率の変更を命ずる(法五)。取引所は其の秩序を維持するが爲、定款の規定に依り會員又は取引員の營業を停止し、千圓以内の過怠金を課し、且つ政府の認可を受け、會員又は取引員を除名することが出来る(法一)。併し取引所に対する政府の取締も甚だ嚴重である。主務大臣は取引所の業務帳簿、財産其他一切の物件及び會員又は取引員の帳簿に付検査権を有し(法一八)、又、定款の改正、又は其の決議及び處分の停止、禁止若くは取消を命ずる権限ある外(法九)、取引所の行

株式取引所の機能

爲が法律命令に違反し、又は公益を害し若くは公衆の寧に妨害ありと認むる時は、主務大臣は取引所の解散、停止、一部の停止若くは禁止、役員の解職停止、又は取引員の營業停止若くは除名を爲し得る(法二)。今日の取引所は大藏大臣の所管である。

〔定義〕 株式取引所に於ける法的機關に意思機關としては會員總會又は株主總會があり、業務執行機關としては理事會があり、諮問機關としては商議員會がある。

〔解説〕 取引所の會員總會又は株主總會は普通會社の總會と同様商法の規定に依るのであるが、會員又は株主の委任に依り、總會に出席する代理人は同一取引所の會員又は株主に限つてゐる。併し取引所の會員總會又は株主總會は意思機關としては其の權利が大に制限され、單に形式上の議決機關たるの觀がある。取引所の理事會及び理事會は理事會を組織し、取引所の重要事務は其の決定に依り行はれるもので、即ち取引所の執行機關である。又取引所の商議員會は、取引所と市場の構成要素たる會員又は

取引員との協調を圖り、利害の衝突を緩和する爲めに設けられる常置の諮問機關であつて、取引所は業務上重要な事項を之に附議せねばならぬ(取引所法一)。此の商議員會は取引所の役員たる會員又は取引員の互選したる者及び役員互選したる者の一定數により組織される(法二〇)。若し取引所に數種の部類を有する時は、各部類毎に以上の規定に依り商議員を選出する(法二〇)。取引所は商議員會に於て決議を爲したる時は、遅滞なく其の決議事項を主務大臣に報告しなければならぬ(取引所法施行規程一六條)。

株式の強制處分

〔定義〕 株式の拂込義務に遲滞ある時、資本充實を確保する目的の爲に、其の株式に付て會社の行ふべき處分手續を謂ふ。

〔解説〕 株主が期日に株金の拂込を爲さざる時は、會社は更に期日を定め、其の期日迄に拂込を爲さざる時は會社に於て株式の處分を爲すべき旨を、其の株主及び登録買權者に期日の二週間前に通知することを要する(法二一三)。會社が以上の手續

を履むも株主が拂込を爲さざる時は、會社は其の株主及び登録買權者に對し二週間内に株券を會社に提出すべき旨を通知するを要し、提出なき株券は失効する。此の場合に會社は失効株券に付公告することを要する(法二一四)。此の手續後猶ほ株主が拂込を爲さざる時は、株主資格は存続するが、會社が株式の處分權を取得し、該株式を競賣するか、又は裁判所の許可を得て他の方法に依りて任意賣却することを要する(法二一四)。會社は此の處分に因りて得たる金額より滞納金額及び定款所定の違約金の額を控除したる殘額を従前の株主に拂戻さなければならぬ(法二一四)。競賣人又は買受人は滞納金額の拂込みありたる新株式を取得して株主となる。右の強制處分手續に依る株式の處分を爲すも、尙ほ會社に損害ある時に、會社は其の損害につき賠償及び定款所定の違約金を請求することが出来る(法二一)。

株式の共有

〔定義〕 株式の共有は、所有權其の他の財産權の共有とは異り、權利義務の綜括關係たる社員權の共有を謂ふのである。

株式の金額

〔定義〕 株式會社に於ける資本の一部を構成するものとして、其の會社の株式に依り表示せらるる所の金額を謂ふ。

〔解説〕 商法に於て「一株の金額」(法四六)又は「株式の金額」(法二〇〇)と云ふのは、即ち此の場合に於ける金額を意味する。株式

会社の資本が金額を以て表示せらるるものなる以上、其の一部たる株式は一定の金額を表示することを要件とせねばならぬ。従つて物自体を表示することは、商法の禁ずる所と解すべきである。同時に亦、假令金額関係の表示であつても、資本の何千分の一と云ふが如き比例は、我が商法上認められない。一定の金額を表示したる株式を金額株式と謂ふ。金額株式の長所は、株主の出資額の明らかなること、株主の一株に對する責任が常に固定的であること等である。株式に表示せらるる金額は、絶対に均一なることを要し(條二〇二)、且つ其の金額は五十圓を下ることを得ないが、たゞ一時に株金の全額を拂込むべき場合に限り、之を二十圓まで下すことが出来る(條二〇三)。一個の株式に表示すべき金額の最低限度に付ては商法には別に其の規定がない。

株式の買入

〔定義〕 株主権其のものは單獨の財産権ではないが、其の全體に於て財産的價值を有する法律關係は買入の目的となり得るから、株式の買入をなすことは適法である。

〔解説〕 株式の買入は商法に於ても之を認めてゐる(前條二〇七條)。たゞ株式の譲渡を禁止する場合には出来ない(項三四三條)。又、譲渡に制限ある場合には、其の制限に服しなければならぬ。民法第八十六條第三項の類推に依り、無記名株を動産と看做して之を買入するには、動産買入に關する規定(三五五條)を準用し、其の買入設定は株券の交付に依り效力を生ずるも、之を繼續的に占有するに非ざれば、買入者は第三者に對抗することを得ない。記名株の買入も亦た株券を交付することを要し、且つ株券の繼續的占有を以て第三者への對抗要件とする(七〇)。此の場合、改正商法は買入設定には、(一)登録買、(二)略式買の二つの制度を認めてゐる。登録買とは、會社が買入設定者の請求に依り買入者の氏名住所を株主名簿に記載し、且つ其の氏名を株券に記載することに依つて、買入者は會社より利益又は利息の配當、殘有財産の分配、又は物上代位に依る金銭の支拂を受け、他の債權者に先ちて自己の債權の辨済に充てるのであるが(條二〇九)、尙此の方法に依れば、物上代位に基き買入の目的となるべき株券の

株式の種類

〔定義〕 株主権の性質、株式の形式又は株式發行の時期等に依り、定められたる株式の法的區別を指して謂ふのである。
〔解説〕 先づ株主権より區別する時は、(一)普通株、(二)特殊株の二種があり、特殊株として(イ)優先株、(ロ)後配株、(ハ)

轉換株、(ニ)無議決權株等を擧げることが出来る。又、其の形式より區別する時は、(一)記名株式、(二)無記名株式がある。之等各種株式の性質に付ての説明は其の項に譲る。以上の各株式は、法律に於て會社設立の當初より之を發行し得べきことを認められてゐるから、會社は原始定款の相對的記載の事項として、數種の株式の發行並に其の各種の株式の内容及び數を記載することを要する(條一八八條)。會社が數種の株式を發行するには、利益若くは利息の配當又は殘餘財産の分配に付、株式の種類に従ひ格別の定めを爲すことが出来る(條一八九)。のみならず増資又は減資若くは合併の決議を爲すに當つて、假令定款に別段の定めを缺く場合と雖も、新株の引受、株式の併合若くは消却合併に因る株式の割當に際しても、亦株式の種類に應じ差別的取扱を爲すことが出来る(條一九三)。會社が數種の株式を發行する場合に於て、或る種類の株式に付株主に議決權なきものとするには、之を定款に於て定むることを要する(條一九四)。此の場合には定款を以て、其の種類の株式を有する株主には少數株主權者の權利なきもの

株式の消却

〔定義〕 株式を消却せしむる目的を以て會社の爲す處分行爲を謂ふのである。
〔解説〕 會社は自己の株式を消却することが出来る。併し消却せらるべき株式は全額拂込済のものたることを要し、然らざる時は株主に對し拂込免除を認むる惧れがある。株式消却の方法は、資本減少の規定に

従つて之を爲すか、若くは定款の規定に依り、株主に配當すべき利益(任意準備金を含む)を以てするか、其の何れかの方法に依らなければならぬ(條一九三)。消却の手續には、強制消却と任意消却とがある。強制消却は抽籤、按分比例等に依り、個々の株主の意思を問はずして爲し得るが、減資を生ぜざる場合には利益金處分を伴ふから、何れの手續に依るも之を爲す爲には株主總會の決議を経るを要する。此の場合に於ける株式は、一時之を會社に歸屬せしめたる上(條一九四)、會社は自己株式として取得せる株式を遅滞なく失放せしむべき手段を採るのである(條一九五)。即ち會社は株式併合の場合に於けると同様、強制消却を爲す可き旨及び三ヶ月を下らざる一定期間内に株券を會社に提出す可き旨を公告する外、株主及び株主名簿に記載しある買入者には各別に之を通知することを要し、消却は右の期間満了の時其の效力を生ずる(條一九六)。任意消却は株主の自由意思に基き消却方法であつて、賣買、贈與、代物辨済等に因り株式を會社に移轉したる後消却したること

を謂ひ、此の場合にも会社は滞滞なく之を失効せしむることを要する(二一)。

株式の譲渡

〔定義〕 株主としての株式の移轉を意味し、株主が社員たる資格に於て、会社に對して有する権利及び義務の全體を包括的に他人に譲渡することを謂ふのである。

〔解説〕 株式の譲渡は、特に定款に於て之に對する制限を設けない限り自由なるを原則とする(四九)。(一)此の如き移轉可能な性質を株式の譲渡性と謂ふ。株式譲渡は物的會社たる性質上、社員の個性に重きを置かないで、會社の意思表示なくとも、株主は株式を他に譲渡することが出来る。而して株式金額の均一なること、各株式が同様の権利義務を包含すること、株主権が株券に表現せられること等の爲に、此の譲渡性は一層促進せしめられてゐる。故に我が國の法制に於ても、株式の譲渡は、定款を以て之に對する制限を設けない限り自由なるを原則とする(三〇四)。而して株式譲渡の目的は、自己の株式を譲渡することに因り其の出資を回収せんとするにあるが、又、

投資の目的を以て譲渡する場合も少くない。株式が譲渡性を有することは、(一)投資、(二)投資、(三)株式取得に依る企業支配等を促す原因となり、其の結果、株式會社に於ける企業の所有と經營との分離を來さしむるに至つた。併し乍ら資本充實を害する恐れありと認められる場合は、定款を以て其の譲渡を制限若しくは禁止することが出来る(二〇四)。株式譲渡の制限若しくは禁止は、株主の固有権を害するのみならず、株式申込書の記載事項(一七五條二項、五、登記事項(二八八條)、株券の記載事項(二九三條)としても重要事項であるから、之を定むるには原始定款又は總株主の同意に依る定款變更に俟つことを必要とする。定款上の制限は任意の譲渡のみを其の對象とし、相續、合併、強制執行等に依る株式の移轉には及ばない。尙ほ株式譲渡の制限には、(一)權利株式の譲渡制限(一九〇)、(二)株券發行前の株式譲渡の制限(二〇)、(三)自己株式取得の禁止(三〇)等がある。(一)は其の譲渡の效力を認めざることに依つて、間接的制限とも云ふことが出来る。譲渡の方法は、記名株式に於ては定款に別段の定めなき限り、裏

書に依りて有效を爲すことを得る(二〇五)。裏書の方法は、手形に關する規定が準用される(三〇五)。株券の裏書譲渡ある時は、被裏書人は株式を承継取得して株主となる。此の譲渡を會社及び第三者に對抗し得るには取得者の氏名住所を株主名簿に記載しなければならぬ(一〇六)。之を名義書換と云ふ。株式取得者の名義書換請求が形式上適法なる限り、會社は書換に應ずることを要し、之を爲さざる時に損害賠償請求權及び罰則(四九八條)の適用がある。併し株金滞納ある株式に於ては會社は名義書換を拒絶することを得る(三〇六)。又、定款に於て決算期より總會期までを名義書換停止期間と定めたる場合には、其の書換を拒むことを得るのである。裏書に依らざる場合には、單なる意思表示のみによりて株式を譲渡し得るが、此の場合には取得者の氏名住所を株主の名簿に記載し、且つ其の氏名を株券に記載することが、會社其他の第三者に對する對抗要件となる(三〇六)。記名株券と名義書換請求の白紙委任状及び處分承諾書を譲受人に引渡し、譲受人は之を其のまま、第三者に譲渡し、永く株主たんとする者が其

の白紙委任状の白地を補充して名義書換を請求する慣習がある。此の方法に依る譲渡の效力に付ては曾て議論を生じたが、今は學說判例共に有效なるものとする。無記名株式は民法第八十六條第三項の類推適用に依り動産と看做され、引渡が譲渡の對抗要件(一七六條)と解すべきである。譲渡人は名義書換を爲したる後と雖も、書換の時より二年内に自己の後者が拂込催告を受けたる株金額に付ては、之が不足額支拂の擔保責任を負擔する(九條)。不足額の辨濟を爲した譲渡人が、自己の後者に對して有する求償權に付ても之を行使するに當りては、商法二百二十條の定むる所に依るのである。

株式取引所の取引

〔定義〕 株式取引所の市場に於て、法規の定むる所に從ひ、其の屬する會員又は取引員に依りて行はる、賣買取引を謂ふ。

取引、(ロ)短期清算取引の區別が存する。株式取引所は株式の現物取引を行ふ場所でもあるが、併し主として長期及び短期の清算取引を行ふ場所を提供し、同時に其の清算取引の公正を維持し、監督する監督機關たるの意味を有してゐる。其の監督は直接には取引所に附屬する取引員に對して行はれる監督である。會員又は取引員の爲す賣買取引は、(一)自己計算に依るものと、(二)委託注文に依るものとがあり、會員又は取引員は其の何れたるを問はず、取引所に對して總ての責任を負はなければならぬ(法一)來客より委託注文を受けた時は、委託契約準則に依りて之を受託し、一定の委託手数料を徴収するのであるが、委託手数料及び委託契約準則は、會員又は取引員組合に於て之を決定し、取引所を經由して主務大臣に其の認可を申請することを要し之を變更せんとする場合も同様である(四條)。取引所と委託者とは間接的關係に在るに拘らず、賣買取引に依る受渡關係に於ては、常に委託玉は取引所を經由してのみ決済受渡されてゐる。之を取引所の集中性又は中心性と謂ふのである。會員又は取引員の「吞

行爲」(吞行爲)は、取引所を經由せずして行はれる賣買であつて、市場の集中性を阻害するから、法律は嚴重なる取締規定を設けてゐる(法三)。委託者を會員又は取引員との計畫が、取引所とは無關係に行はれるのは差金の受拂、證據金の出入、手数料の支拂等である。會員又は取引員が取引所に納入したる身元保證金は、其の身分に對する信認金であつて、取引所は違約の場合之を損害賠償に充てることが出来る(法三)。委託者としては證據金を提供して契約の擔保金としてゐるのに對し、會員又は取引員が違約したる場合に委託者は何等の保障を有しないから、委託者の利益を保護する爲、其の身元保證金に優先權を認める(法三)。

株式取引所の役員

〔定義〕 株式取引所の運管、所屬取引員の取締に當ることを任務とする者を謂ふ。

人である。理事長及び理事は會員に非ざる者を選挙するも妨げない(一六六條)。役員となる者の資格には嚴重なる制限があり(一六七條)、此の資格を缺く者は役員に選ばれることが出来ず、又、資格を缺くに至りたる者は其の職を失ひ、若くは主務大臣が之を解職する(一六八條)。株式會社組織取引所の役員又は使用人は、(一)何人の名義を以てするを問はず、其の取引所の取引物件に付き取引所に於ける買買取引を爲し、又は其の委託を爲すこと、(二)其の取引所又は他の取引所の取引員との間に資金の供與、損益の分配其の他取引員の營業に付、特別の利害關係を有することを禁止せられてゐる(一六七條)。理事長は取引所を代表し、其の業務を統轄し、理事は理事長を扶けて日常の事務を處辨する。理事長及び理事は取引所の執行機關として理事會を組織し、其の重要な事項を議定する任務がある。監査役は普通會社の夫と同様の職責を有する者であるが、取引所の役員なるが故に、亦之に相當する取引所法の責任を負はなければならぬ。従つて前記取引所役員に對する禁止事項は其の監査役についても適用される。

株式の引受發行

〔定義〕 等しく有價證券の引受發行ではあるが、株式の場合には特に種々の制限を設けて其の發行を引受けるのであるから、社債の場合と同じに見ることは出来ない。〔解説〕 凡そ株式會社の株式の發行を要する場合は、(一)會社の新設、(二)會社の合併及び他の企業形態より株式會社形態への組織變更、(三)既設會社の増資等の場合であり、此の中(一)(二)(三)は其の出資者若くは舊株主に直接勧誘して、之を彼等の出資に俟つことが出来るから、銀行其の他が株式の引受發行に重要な役割を演ずるのは主として(一)の場合である。ドイツに於ては大銀行が先づ株式の全部を引受けて會社を成立せしめ、銀行は之を自己の計算に於て徐るに一般投資家に轉賣する所謂買取發行(買取發行)の方法が行はれてゐる。之は法律上總株式が引受済となるに非ざれば、其の會社の設立を認められない事情に依るものである。斯かる制度を發起設立又は同時設立(Ubornahme-oder Simultangründung)と云ふ。然るにイギリスでは銀行が

嚴格なる分業に立脚して證券引受發行に關係せず、又證券業者も公債其の他一流證券のみを取扱ひ、小會社又は新設會社の證券を敬遠する等の事情の爲に、會社の設立に際して一時に多額の資金を融通せらるゝ便なく、従つてドイツに於ける同時設立の傾向に反し、イギリスに於ては募集設立又は漸次設立(Kapitalmangel-oder Sukzessivgründung)と云ふ、發起人が株式の一部のみ引受け、殘部を公募する方法が行はれる。即ち發起業者(「プロモーター」)は一般公衆の注意を喚起して其の證券に應募せしむ可く努めるが、萬一應募高が豫定の額に達せざる場合には、一定の契約に基いて引受業者若くは引受團をして、其賣残りとなつた部分を引受けさせるのである。イギリスに於けるアンダーライティングは此くの如き意味に於ける引受保證である。商業銀行では株式引受發行は、ドイツを除けば各國共に其の例に乏しい。我が國に於ても商業銀行は勿論、株式の應募引受を其の業務の一として認められてゐる日本興業銀行の如きですら、實際には株式の發行引受機關としての機能を持つてをらぬ。のみならず我

國に於ける株式の發行は發起人及び賛成人に依つて大部分引受けられ、之に市場性を與ふる意味に於て一小部分を公募するに止まるが、此の部分に對して證券業者及び株式仲買人等が介在行動し、多くの場合銀行は之に關係してゐない。而かも社債の場合の如き總額の引受、若くは募集殘高を自ら引受けて之を満額に達せしめると云ふが如き所謂請負募集の方法に非ずして、殆んど凡て募集取扱の範圍を出ないやうである。

株式の引受

〔定義〕 將來設立せらるべき株式會社に入社せんとする者と其の會社との間に成立する契約にして、之は會社設立行為を有效ならしむる爲に必要な法律行為である。

〔解説〕 株式の申込と之に對する割當とに依りて、株式引受は成立する。割當を受けた申込人は株式引受人となる。株式引受は、同時設立の場合には株式總數の引受を爲し、漸次設立の場合には株主の募集に依りて行はれる(「株式會社の設」)。株式の割當を受けたる株式申込は物的株式引受人となり、將來會社成立と同時に其の株主た

ることを得る者であつて、株金拂込の義務を負ひ、創立總會に出席して議決權を行使することが出来る。假設の名義を以て又は他人の承諾を得ずして其の名義を以て株式の引受を爲したる者は、株式引受人又は株主たる責任を負はねばならず、又、他人と通謀した場合には、名義人と行為者とは連帶して株金拂込義務を負ふのである(二〇條)。株式引受人は會社の成立後は、錯誤を理由として其の引受の無効を主張し、又は詐欺若くは強迫を理由として、其の引受を取消すことが出来ない。創立總會に出席して其の權利を行使した時も同様である(一九條)。

株式の併合

〔定義〕 株式會社に於ける資本減少、又は其の合併を爲す場合に、其の株式について行はるる法律上の手續を謂ふのである。

〔解説〕 株式併合の方法に依り減資を行はんとする場合に、會社は其の旨及び三月を下らざる一定の期間内に株券を會社に提供すべき旨を公定し、且つ株主及び登録質権者に対しては各別に之を通知すること(七七條)を要し、株式の併合は右の期間満了の

時、若し其の者の請求に依り、利害關係人に對し異議あらば三月を下らざる一定期間内に之を述べべき旨を公告し、其の期間經過後に新株券を交付し得るが、公告の費用は之を請求者の負擔とする(三七七條)。併合に適合せざる數の株式ある時は、其の部分に付き新に發行する株式を賣却するか、又は裁判所の許可を得て任意賣却し且つ株數に應じて其の代金を従前の株主に交付しなければならぬ(三七九條一項、二項)。株券提出不能の者ある時は、異議の催告後右の代金を交付することを要する(三七八條二項)。無記名株券にして未提出のものあらば、端數に關する規定を準用する(三三九條)。株式の併合に依り従來の株式は消滅するから、其の上の質權は併合に因つて株主の受くべき金銭又は株式の上存し、登録質権者に在りては、右の金銭に對し優先辨濟を受けることが出来る(三〇八條三項)。株式會社の合併に因る株式併合に付ても、資本減少の場合に於ける前記の規定を準用する(三三六條)。解散會社の株式の上存する質權も、物上代位の規定に依りて保護を受け(四一六條)、其の質權は會社解散に依り何等の影響を受けない。

株式の申込

〔定義〕 一定の計劃の下に設立せらるる將來の會社に對し、或る株式數を限度として入社せんと欲する者の意思表示を謂ふ。

〔解説〕 發起人が株主の募集を爲すは、自ら株式總數の引受を爲さざる時であつて(七四條)、之に對して株式の申込があり、株式の割當を爲すに因り(六條)株式引受は成立する。此の場合募集は必ずしも公募に依ることを要しない。株式の申込を爲さんとする者は、株式申込證二通に其の引受べき株式の數及び住所を記載し之に署名する(七五條)。數種の株式を發行する場合には其の引受べき株式の種類、額面超過發行の場合には其の引受價額を記載しなければならぬ(七五條)。株式申込人又は株式引受人に對する通知及び催告は、其の者が株式申込證に記載したる住所又は其の後發起人に通知したる住所に宛つるを以て足り、其の通知及び催告は通常其の到達すべかりし時に到達したるものと看做される(二四條)。株式申込證は發起人之を作り、法定事項を記載することを要する(四九八條九項)。任意事

項も法定事項を害せず、公序通俗に反せざる限り之を記載することが出来る。法定事項中重要事項の記載なきか、又は違法不實の記載ある時は、其の株式申込證は無効であり、之に依る株式申込も亦無効である。併し其の無効は會社成立後には株式引受人に於て之を主張することを不得ず、株式引受人が創立總會に出席して其の權利を行使する時も亦同様である(一九條)。株式申込證據金は法律上の要件ではないが、之を發起人が株式申込の要件とするのは妨げない。民法第九十三條但書の規定は株式の申込には適用せぬ(四七五條)。故に心裡留保の株式申込なることを發起人が知り、又は知り得べかりし時にも其の株式申込は有効である。株式總數の引受ある時は、發起人は遲滞なく各株に付第一回の拂込を爲さしむることを要する(七七條)。(株式會社の設立)發起人は株式引受人の拂込義務を免除することを得ない。第一回拂込は株式申込證記載の株式拂込取扱場所(二七五條)に於て爲すことを要する(七七條)。現物出資者は第一回拂込の期日に出席財産全部を給付するを要し、分割給付を許さないが、對抗要件たる行爲は會

社成立後に爲すを妨げない(一七七條三)。

株式引受人が第一回の拂込又は現物出資の給付を爲さざる時は、發起人は二週間を下らざる期間を定め、其の期間内に拂込を爲すべき旨及び其の期間内に之を爲さざる時は其の權利を失ふべき旨を其の株式引受人に通知する。此の場合に株式引受人が拂込を爲さざる時は、其の權利を失ふから、發起人は其の者が引受けたる株式に付更に株主を募集することが出来る(二七九條)。之を失權手續と謂ふ。失權手續を執るか、強制履行の手續を執るかは發起人の自由選擇に任せるが、失權手續を執るも尙ほ損害ある時は、拂込を怠る引受人に對し、之が賠償を請求することが出来る(七九條)。株式引受人の失權後應募者なき時は、發起人は連帶して其の株式を引受くる義務を負ふ(二九條)。

株式の割當

〔定義〕 株式の申込を受けたる發起人の爲す會社設立行爲の一であつて、法律上、之に依り申込人の株式引受は成立する。

〔解説〕 株式の申込ある時は發起人は株式の割當を爲すことを要する(七六條)。割當

の方法に付き別段の定めある時は、勿論之に従ふことを要するが、之に關して何等の定めなき時は、發起人は株式申込に拘束せらるることなく、任意に株式の割當を爲し得るのである。申込超過の場合には申込額より少き株式數を以て割當を行ふの外ない。

株式ブーム

〔定義〕 株式市場が活氣を呈し、其の商況の旺盛なる状態を指して謂ふのである。

〔解説〕 此の状態の下に於ては株價は騰貴を續け、其の取引高は増加する。一般商品市場の好況なる場合に、其の影響を受けて株式ブームを招來するのは怪しむに足らないが、商品市場は沈衰状態にあるも、尙ほ且つ株式ブームを出現することがある。例へば恐慌對策として政府から巨額な救済資金が撒布されても、一般産業に之を消化する力なき場合には金利は低下し、其の遊資が盛んに證券放資に振り向けられ、遂に株式ブームを出現するに至るのである。

株式利廻り

〔定義〕 株式の時價に對して株式配當金

年額の占むる割合を株式利廻りと謂ふ。

〔解説〕 元來株式は確定利子證券と違つて企業資本の一形態であるが、同時に又一種の放資證券でもあるから、放資家の立場からすれば投下資金に對する利廻りを得ることが主たる目的となり、其の採算基準は常に金利の上に置かれる。一般の金利が低下すれば、夫れに連れて株式利廻りも低下し、金利が昇騰すれば株式利廻りも昇騰する。併し我が國に於ける金利は、常に國債を標準として其の最低限度を制限せられてゐる爲に、株式利廻りも常に國債利廻りより何分か上に居据はる(「利廻り採算法」)。

株主

- (英) Shareholder
- (米) Stockholder
- (獨) Aktionar
- (佛) Actionnaire

〔定義〕 株主權の主體であつて、株式會社の社員としての資格に於て、其の會社に對し法律上の權利義務を有する者を謂ふ。

〔定義〕 株式會社は物的會社であつて、社員の個人性に重きを置かないから、苟く

も權利能力を有する者なる限りは、其の自然人たるを法人たるを問はず株主たり得る。併し特別の定むる所に依り、外國人は株主たるを得ざる場合がある(日本銀行法六條、五條、朝鮮銀行法五條、東洋拓殖株式會社法三條等)。又、法人が持株會社として他の會社の株式を多數所有することに依り、其の會社企業を支配することは、吾人の日常見る所である。企業の公共性を保護する爲めに、特別法に依り其の所有に制限を設けることがある。例へば保險會社では同一會社の株式所有は、其の會社の總株式の五分の一を超ゆることが出来ない。株主の數には別段の制限規定はなく、たゞ會社成立の際に七人以上の株主あることを要する(商法一六九條)。爾後七人未滿に減じても解散事由とはならず、株式會社に限り一人會社も許されてゐる。株主には(一)投票株主、(二)投資株主、(三)企業者株主等の種類がある。投票株主は株式時價の高下に因る投票、投資株主は利益配當、企業者株主は企業支配を夫々其の目的とする。

株主權

〔定義〕 株式會社の社員たる株主が、其

の株主たる資格に於て會社との間に有する法律關係を云ふのであつて、株主の資格に結合され、又は資本構成へ參與することに因りて生ずる權利義務の總てを包括する。

〔解説〕 株主は會社との間に種々の權利義務を有する。之等の權利義務は株主としての資格に伴ふものと然らざるものとがある。(一)株主資格外に於て會社との間に生じたる權利及び會て株主資格に於て生じたるものも其の取得後通常の債權となれる權利、例へば特定金額の利益又は利息配當請求權の如きは之に屬し、(二)株主資格に於て會社との間に有する權利義務、例へば利益配當に與る權利、出資義務の如きは是れであり、又、(三)株主の資格に於て有する第三者權的性質を帯ぶる權利義務、例へば議決權、少數株主權の如き固有權、總會の決議を以て奪ふ可からざる權利、特定金額の株金拂込義務の如きである〔株主の權利〕。

株主總會

(英) General Meeting of Shareholder
(米) General Meeting of Stockholder

holder
(獨) ordentliche Generalversammlung
mlung
(佛) assemblée Générale des Actionnaires

〔定義〕 法定の手續の下に、株主の議決に依り其の會社の最高意思を構成する機關であつて、他の凡ゆる會社機關及び社員は其の決議に監督拘束されなければならぬ。

〔解説〕 株主總會は(一)定時總會、(二)臨時總會の二種類がある。定時總會は定期的に開かる總會であつて、毎年一回一定の時期に取締役が之を招集し、年二回以上利益配當を爲す會社に在つては、毎決算期に之を招集することを要する(四三)。臨時總會は必要に應じて開かれる總會であり、特定の場合には取締役、監査役又は清算人が之を招集する(四三、三五、三六、三七、三九)。總會を招集するものを總會の招集權者と云ひ、原則として之は取締役であるが(四三)、清算中の會社に於ては清算人(四三、四四)であり、又監査役も招集し得る外(四五)、裁判所の命令に依り招集する場合がある(四九、五〇)。資本の十分の一以上に當る少數株主も總會

招集を取締役に請求し、取締役が二週間内に其の手續を爲さざる時は、裁判所の許可を得て自ら之を招集し得る(七三)。株主總會を招集するには、其の會日より二週間前に各株主に對し其の通知を發することを要する(三三)。通知には會議の目的たる事項を記載しなければならぬ(三三)。各株主は原則として一株に付一個の議決權を有する(二四)。株主が代理人を以て其の議決權を行はんとするには、代理權を證する書面を會社に差出すことを要する(三三九)。無記名株券を有する者が、議決權を行使する場合、會日より一週間前に其の株券を會社に供託せねばならぬ(三三九)。總會の決議には特別の利害關係ある者は其の議決權を行使するを得ない。株主總會の決議方法に(一)通常決議、(二)特別決議があり、前者は出席株主の議決權の過半数を以て決議する方法である(三三九)。後者は總株主の半数以上にして、資本金の半額以上に當る株主が出席し、出席者の過半数を以て決議を爲す方法である(三四三)。特別決議の方法に依るべき場合は法定されてゐるが、其の他は定款を以て任意に之を定めることが出来る。總

會招集の手續又は決議の方法が法令若くは定款に違反し、又は著しく不公正なる時は、株主、取締役(清算人)又は監査役は訴を以て決議の取消を請求する途がある(二四七、二四八)。日本銀行は其の新法律に依りて株主が出資者となり、遂に株主總會を失つた。

株主の義務

〔定義〕 株主が株主たるの資格に於て、當然に會社に對して負擔する義務を謂ふ。

〔解説〕 株主の義務の主要なるものは出資義務即ち株金拂込義務である。法は株主が引受け又は譲受けたる株式の金額及び額面以上の價額を以て株式を發行したる場合に於ける引受價額を限度として、會社に對する出資義務を規定すると同時に、又、第三者に對しては有限の責に任ずべきことを規定して、株式會社の特色の一が各社員の有限責任に存することを明らかにしてゐる(〇條三項)。株金の拂込は金錢を以て現實に爲すことを要し、會社に對する債權を以て相殺を主張し得ない(二〇)。株金拂込の中、第一回拂込は會社の成立要件であるから、法は之について嚴重なる規定を設けてゐる

が、第二回以後の拂込は定款の定むる所に依るべく、若し定款に別段の定めなき時は取締役の任意に爲し得る所であるが、法は此の場合も拂込期日二週間の猶豫期間を置くべきことを定めてゐる(二二)。會社の拂込催告は、株主名簿に記載したる株主の住所に宛つるを以て足り、而かも催告は通常到達すべかりし時に到達したるものと看做される(二二)。株金拂込期日後に株式を譲渡したる者は、會社に對して譲渡人たる新株主と連帯して其の拂込催告を受けたる株金拂込の責に任ずべきものとしてゐる(二二)。株主が拂込の義務を果さざる時は、通常の強制執行の方法に依り得るの外、商法は資本充實を確保する爲に、特に強制處分手續について定むる所がある〔株式の強制處分〕。

株主の權利

〔定義〕 株主が株主たるの資格、又は株主たるの資格の外に於て、其の會社に對して有する各種の權利を謂ふのである。

〔解説〕 株主が會社に對して有する權利の性質は、(一)株主資格に於て有するものと、(二)株主資格外に於て有するものとの

二種に大別することが出来る。(一)は更らに分れて(イ)總會の決議を以て制限することの出来るものと、(ロ)然らざるものとの二つになるが、(二)は總會の決議を以て制限を加へることの出来ない権利である。總會の決議を以て制限を加へることの出来る権利は、團體法的關係に依り生ずる權利であるから、全體的に又は一定の方向限度に於て多數決の作用に服せねばならない。云ふまでもなく之は株主資格に附着せる權利である。例へば利益配當請求權(二九〇條)、殘餘財産分配請求權(四二)等は之に屬する。然るに總會の決議を以て制限を加へることの出来ない權利には、株主資格に附着せるものと株主資格には直接關係のないものがあり、前者は團體法と個人法との交錯關係に置かれ、其の性質は株主資格に於て有する第三者權的のものであるが、斯かる權利の代表的なものとしては、所謂共同管理權(會社の支配權とも謂ふ)を舉げることが出来る。此の共同管理權には、議決權(二九〇條)、株主總會の決議取消の訴權(二七以下)、會社設立無効の訴權(八條)、總會招集請求權(七三)、會社の義務又は財産検査請求權

(三九) 取締役、監査役又は清算人に對する訴の提起請求權(二七七條、二七八條)、清算人の解任請求權(二七九條)等を含む。此の中の後四の權は所謂少數株主權であつて、資本の十分の一以上に當る株主なる以上、一人たると數人たるとを問はず之を行使することが出来る(二六八條)。此の少數株主權に對して、株主が單獨に斯かる制限なく行使し得るものを單獨株主權と謂ふ。又、等しく總會の決議を以て奪ふべからざる點に於ては相等しいが、此の權利の性質が第三者權的である點に於て異なる。株主の權利は、(一)純粹の債權者、(二)曾て株主の資格に基くものも其の發生後通常の債權となれる權利の二に分けることが出来る。(三)に屬する權利には特定金額の利益又は利息配當請求權(二九三條)がある。又、株主の權利を其の内容から見ると、(一)一般權、(二)特別權に分けることが出来る。以上述べた所の株主の權利の多くは一般權に屬するものであるが、特別權は更に(イ)單獨特別權、(ロ)種類特別權に區分される。單獨特別權は個々の株主に賦與せられる特別權であつて、例へば特定の株主の同意を得なければ定款を變更すべ

からざることを定款に規定する場合の如きは即ち之に屬し、種類特別權は特定種類の株主に對し賦與せられる特別權であつて、之を表はす株式に優先株(「優先株」)なるものがある。優先株とは、利益配當又は残余財産の分配に關する限り、普通株に優先する權利を賦與せられる株式である。

株主名簿

(定義) 株主及び株券に關する法定事項を記載すべき會社の帳簿を謂ふのである。
(解説) 株主名簿は取締役之を本店に備へ置き、株主及び會社債權者の閱覽に供する(二六六條)。其の記載事項は法定せられ(二六六條)不記載又は不實の記載には刑罰がある(八四九條)。記名株式の移動は株主名簿に於ける名義書換前には之を會社其他の第三者に主張することを得ない(二六〇條)。株式讓受人の擔保責任消滅期間は、株主名簿に記載したる時から起算する(九二條)。會社の株主に對する通知、催告の類は、株主名簿上の住所又は其の者が會社に通知したる住所に充つるを以て足りる(二二四條)。記名株式上の質權設定者の請求に依り、質權者の氏名住所を株主

名簿に記載し、且つ其の氏名を株券に記載する時は特別の權利を得る(九〇條)。株主名簿は所謂商業帳簿ではない。又外に、株券を帳なるものが用ひられてゐるが、之を株券を中心とし、記載事項は法定せられない。

株主平等の原則

(定義) 株主の權利義務は、其の所有する株式の數に應じて、常に平等なるべきものとす。一般的原則を謂ふのである。
(解説) 此の原則は法理上に於ける衡平思想に立脚せるものであつて、株主の地位は平等なることを要し、單に同一の條件の下に於ては、總ての社員に同一の利益を與へ、同一の負擔を課しなければならぬ。一部少數の株主が、自己の爲めに利益を壟斷せんとするが如き行爲は、明らかに株主平等の原則に背馳するのである。併し乍ら此の原則は強行性を有せず、株主は其の利益を拋棄することを得るのみでなく、會社全體の利益を著しく害する場合には之を無視することが出来る。従つて株主としては、たとひ消極的に不平等の取扱を爲さざるべきことを要求し得るに止まり、之が爲に積極

的に特別な權利を生ずると云ふことはない。法律は株主平等の原則につき多くの例外を認めてゐる。例へば(一)拂込遅滞株式競賣不能の場合に於ける消却(商法三三三條)、(二)十一株以上を所有する株主の議決權の制限(二四一條)、(三)名義書換後六ヶ月以内に於ける株主議決權の停止(二四二條)、(四)優先株、後配株、轉換株等の財産的内容の異なる株式の發行(三三三條)、(五)無議決權の發行(三三三條)、(六)新株の引受、株式の併合消却又は合併に依る株式の割當に關し株式の種類に依る格別の決定(二二七條、二二八條)等の如きである。

貨幣

(英) Money (獨) Geld
(佛) Monnaie

(定義) 流通經濟社會に於て、經濟の運営に必要な特殊機能をもつる商品。其の發展段階を自然經濟時代と貨幣經濟時代とに大別することが出来る。貨幣機能は(イ)價値の尺度(Common Measure of Value)、(ロ)價値の標準(Standard of Value)、(ハ)價値の貯蔵(Store of Value)

(ニ)交換の媒介(Medium of Exchange)等である。貨幣が貨幣として以上の機能を果たす爲には、貨幣素材は次の條件を具備することを要する。(イ)價値性、(ロ)價値の比較的大なること、(ハ)價値の安定性、(ニ)運搬の容易なること、(ホ)耐久性、(ヘ)可分性、(ホ)同質性、(ニ)議別容易なること等であるが、之等の素材條件は、經濟社會の進歩に伴ひ漸次之を具備するに至つた。

貨幣會議

(英) Monetary Conference
(獨) Münzkonferenz

(定義) 貨幣に關する國際會議である。
(解説) 貨幣の共同流通其他貨幣に關する問題を議定する爲に、國際會議を開いた實例は非常に多い。帝國統一前に於けるドイツ聯邦間及びドイツ・オーストリア兩國間、スカンデナヴィア王國間、ラテン同盟諸國間等に於ては、屢々此の種の會議が開催せられてゐる。併し其の最も著名なるものには、一八六七年、一八七八年、一八八一年に於けるパリ貨幣會議、一八九二年に於けるブラッセル貨幣會議等がある。

貨幣ヴェール説

(定義) 貨幣は交換手段若くは支拂手段として、經濟社會の表面を被ふヴェールに過ぎないとする貨幣學説を謂ふのである。
(解説) アダム・スミス(A. Smith)は、貨幣は財産の流通を容易ならしむる車輪(Wheel)若くは大道(Highway)に譬へ、其の數量は全く社會の有效需要(effective demand)に依つて決せらるべきものと見てゐる。斯かるスミスの考案は、總てヴェールに過ぎぬと云ふ貨幣觀の基礎をなした。即ちリカード(D. Ricardo)及びリカード派(Ricardo School)を除く古典學派に屬する多くの諸學者は此の見解に従つたが、ジョン・スチュアート・ミル(J. S. Mill)に依つて、ヴェール説は最も明白に表現されてゐる。ミルに依れば、貨幣が出現した爲に、交換方法の變つたことは確であるが、交換現象の本質には變化がないと考へ、従つて凡そ經濟社會に於て時間と勞力の節約の爲の案出物(Contrivance)と云ふ性質を除けば、貨幣ほど實質的に無意義なものはないと云ふのである。セイ

「(二)」も、財貨若くは勞務に對し一應貨幣は支拂はれるが、根本的には他の財貨、又は勞務が支拂はれてゐるに外ならぬと説き、貨幣は何等獨立の意義を有せざる單なる交換の補助手段に過ぎないものであると結論する。此の如くミル及びセイに從へば、貨幣並に信用は、實物經濟の直接交換に隨伴する不便をば除去する爲の單なる便宜的存在以上のものではなく、云はゞ唯だ經濟社會のウェールたる役割を講ずるに止まるものである。正統學派に於ける貨幣價值は價值測定 (Measure of Value) 又は價值の標準 (Standard of Value) としての貨幣の動きと看做して個別的に物の價值を測ると同時に、此の測られた關係を通して經濟社會に統一的な表現を與へ、更に之に時間的な連絡を持たしめるものであつた。此の態度は貨幣の形式を以て現はれてゐる經濟諸現象を見てもることになり、云はゞ貨幣の面を通して見られる價值の世界に、經濟理論の對象を求めんとするのであつて、正統派が金を貨幣價值の内容として考へる理由もそこに在る。貨幣の斯かる作用は、最近では計算單位概念として數理學派に於

て採り上げられてゐる。けれども現實の貨幣經濟的諸現象を見て物々交換の形式に還元すると云ふ方法は、一方に於て貨幣經濟なる流通形式の有つ意味を見失ふと同時に、他方に於ては貨幣理論をして經濟學本來の領域と異なる別個領域の問題として之を遊離せしめるに至つた〔貨幣理論の遊離〕。

貨幣學説

〔定義〕 學者個々の見解に基く貨幣理論であつて、一般經濟理論の分野からは獨立して、専ら貨幣の側面から經濟現象を觀察し、研究し、其の結果を發表したものが即ち一個の學説として取扱はれるのである。〔解説〕 貨幣の生成の問題はそれ自身は歴史的實證的なるものであるが、貨幣乃至貨幣經濟の本質を理解する一つの方法となり、自然經濟から貨幣經濟への推移を合理的に説明せんとする意味で、理論的乃至心理學的な研究が發表されてゐる。貨幣を以て双方向的流通即ち物々交換の不便を除くものとして發生したと見る説明は大體此の立場からの結論である。此の通説的説明に對して、貨幣の起原を權力者に對する犠牲、

奉幣、貢納の如き一方的流通に基くものであり、貨幣は交換に先立つて存在したと云ふものは、純粹に歴史的に此の問題を見る立場からする見解である。併し發生的見方を排して現在の貨幣現象を觀察する立場に於ては、斯かる貨幣の生成は全く問題とならぬ。指圖證説の體系は實に此の如き立場に基いて形成せられたものである。貨幣職能論に於て常に取扱はるべき問題は、現代の貨幣經濟に於て貨幣が具體的に如何なる職能を果しつゝあるかの問題であつて、此の點からすれば貨幣の職能の問題は、一般的交換手段、一般的價值表示、繰延支拂の標準等々の列擧に終るけれども、本質論の立場に於て之等の職能の中に輕重が論ぜられる。職能學説に云ふ所の職能は直ちに貨幣の本質と考へられるものであり、内容は同一であつても其の意味を異にする。殊に無價值表示者たる職能を貨幣の本質と見るものに於ては、其の意味が理論的である。此の意味からすれば、其の他の名目主觀學説の本質と見るものは、一つの貨幣の職能と云ふことが出来る。指圖證説及び職能價值説は包括的に名目説 (Nominaltheorie)

と呼ばれ、名目説を唱へる者は名目主義者 (Nominalist) と言はれてゐる。表象 (又は記號) 説なる語は屢々名目説と同義に用ひられる。又、此名目説の或るものは、更に政策論にまで進んで、國內取引を金より解放し、全然金の廢止を主張するのである。之等は貨幣改革論者 (Goldreformer) と呼ばれ、或は擧金主義者 (Antimetallist) と云はれる。最も積極的な貨幣理論である。貨幣本質論は、又別の觀點から財貨論 (交換論) と非財貨論 (非交換論) に分たれる。之は貨幣を財と見るか否かに依る區別であるが、同時に貨幣價值論に關聯がある。金屬主義學説、マルキシズム貨幣學説及び職能説の多くは財貨論である。國家學説、指圖證説は非財貨論と見られる。金屬主義學説の代表者として擧げられるものは正統學派の貨幣學説であつて、貨物商品貨幣説の代表的形態をなしてゐる。此の學説の發展階段からすれば、先づ貨物貨幣説に始まり、金屬貨幣の生成、流通に伴ふて金屬主義學説の形を取るに至つたのである。職能學説はオーストリア學派 (主觀學派) に依つて代表せられてゐるが、之は貨幣本質論

に於ては名目主義に數へられ、又貨幣を一種の財であると見る點からは財貨論に屬する。殊に主觀學派の貨幣理論の中、貨幣の價值を主觀的なる立場から見て、其の客觀的能力たる購買力と之を區別する學者は、其の一般價值理論たる限界效用理論の適用を貨幣に見出さうとする。之に對して非財貨論を代表する國家學説及び指圖證説は貨幣と財貨とは素質上異なるものと見てゐる。従つて貨幣に付ては、財貨についてと同じ意味の價值なる概念を認めず、單に購買力のみを認める。財貨論は何等か具體的なる貨幣個片に貨幣の本質を見出さんとする立場に對して、非財貨論に於ける貨幣は極めて抽象的な概念であつて、計算の單位に外ならないとする抽象的學説もある。貨幣理論の一般經濟理論と結び付くのは、貨幣の量的、外的問題たる貨幣價值の決定及び變動に關する理論に於てである。貨幣數量説は貨幣價值變動理論であると同時に、貨幣價值決定理論とも見られるが、數量説の歴史は古く貨幣理論の歴史と共に始まり、交換方程式に基き機械的なる説明を試みる所謂機械的數量説こそ此の學説の本來の型で

あつて、之と異なる主觀學派の立場から同一の命題に達した因果的數量説は數量説としては、寧ろ傍系に屬するのである。最近の貨幣理論について云へば、其の一般的傾向としては經濟動態論への應用に重點を置くものゝやうである。夫は(一)最近の深刻な恐慌、不景氣に關聯して、其の貨幣的説明の必要並に貨幣制度の改善乃至通貨改善による救済の要求からであるが、(二)經濟原論から分化して建てられた貨幣理論の體系並に内容が一應完成し、新たな領域を拓く必要ある事にも起因する。貨幣は最早や單なる流通媒介の手段でなく、夫れ自身の側から指導する力を持つに至つた今日、貨幣の側面から經濟現象を觀察せねばならぬ。

貨幣價值

(英) Value of Money

(獨) Geldwert

(佛) Valeur de l'Argent

〔定義〕 貨幣の有する一般的購買力、換言すれば商品一般に對する貨幣の總合的購買力を指して、貨幣價值と謂ふのである。〔解説〕 商品一般に對する貨幣の購買力

は即ち貨幣の交換価値であつて、本来の貨幣価値である。此の交換価値に對する意味に於ける使用価値は貨幣には存在しない。貨幣の素材價值は貨幣自體の使用価値ではなく、素材の使用価値である。貨幣個々の商品に對する購買力は、其の商品個々の價值で反映され、商品一般に對する購買力は一般物價(即ち物價指數)で反映される。以上は國內の商品に對する貨幣の購買力、即ち貨幣の對内價值に就て述べたのであるが、外國商品に對する購買力は、自國の貨幣と外國の貨幣との交換、換言すれば爲替に依つて生まれるから、此の種の購買力は爲替相場を意味する。爲替相場も廣義の購買力の一環である。尤も此の點に就ては異論があり、貨幣の對外價值とは爲替相場そのものではなく、自國貨幣が爲替を通じて外國の商品一般に對して有する購買力の大ききであるとも解せられる。併し普通の用語例に従へば、單に貨幣價值と云ふ時は之は貨幣の對内價值のみを意味し、一般に貨幣の對内價值なる語は用ひない。廣域經濟理念は貨幣理論に政治性を與へ、各目學説は之に依り飛躍的段階に進んだ觀がある。

貨幣價值學說

(英) Theories of the Value of Money
(獨) Geldwerttheorien

〔定義〕 貨幣價值の基礎に關する學説、又は貨幣價值の變動に關する學説を總括して、貨幣價值學説と云ふことが出来る。
〔解説〕 貨幣價值に關する問題には、特定の貨幣の有する一般購買力、其の交換價值、貨幣に對して認められる主觀價值、貨幣素材の價值、利子等の諸問題も當然含まれてゐるが、貨幣價值學説の任務は貨幣の一般購買力は如何なる要因に依つて決定され、變動するかを説明するにある。従つて貨幣價值學説として取扱はれるのは、(一)貨幣の價值の基礎に關する學説、(二)貨幣の價值に關する學説の二つに大別される。前者に關しては貨幣本質學説の體系に屬する素材價值説又は金屬主義貨幣價值説が其の代表的のものであり、後者に屬するものは、(イ)數量説、(ロ)生産費説又は客觀價值説、(ハ)主觀價值説又は限界效用説等諸説を擧げることが出来るのである。

貨幣價值の安定

(英) Stabilisation (獨) Stabilisierung (佛) Stabilisation

〔定義〕 貨幣價值の變動を防止し、之を一定の位置に維持する措置を指して謂ふ。
〔解説〕 貨幣の名目價值は其の名目の變更されざる限り一定不變である。従つて名目價值の安定の問題は殆んど起り得ない。併し貨幣單位は其の單位に依りて表示された金又は銀の一定量の變更並に金又は銀其のもの、價值の變動に依りて單位の價值は變動する。従つて此の場合に於ては貨幣本位(價值)に關して安定と云ふ問題が起る。次に貨幣の對内價值即ち購買力は、貨幣に依りて購買される貨物側の事情と、貨幣側との事情で決定され、従つて變動する。少くとも貨幣側の事情、特に貨幣自身の事情に基く變動は出来るだけこれを除去して、貨幣(購買力)の安定を圖らなければならぬ。貨幣の對外價值、即ち爲替相場は金の兌換、並に輸出入が確保されてゐる限り、著しき變動はない(「兌換論」)。然るに金の兌換並に輸出入を確保するには、それだけ

の金準備を必要とするから、金準備の缺乏せる場合には爲替の安定は破られて、遂に暴落する。之れが回復は通貨の減少(Debilitation)を圖るか、然らざれば國際收入の順調に俟つの外なく、物價問題が伴隨する。ファイッシャーの「補整券」(Compensated Dollar) ケインズの「管理貨幣」(Managed Currency) ハイネクの「中立貨幣」(Neutrals Geld) は、其の目的及び作用に於て相違があるけれども、之に依りて貨幣價值の安定を目指すものなる點は殆んど共通である。

貨幣偽造防止國際會議

(英) International Conference for Adoption of a Convention for Suppression of Counterfeiting Currency

〔定義〕 國際的に貨幣偽造を防止するに有效なる手段を決定するために、一九二六年フランス政府の提議に依つて、國際聯盟主催の下にゼネバに於て開催された會議。
〔解説〕 國際聯盟はフランス政府の提議に基き、貨幣偽造犯を防止する規約草案を作成し、一九二九年四月九日より二十日ま

で開催せられた會議に於て之を可決し、我が國始め二十三ヶ國が此の規約案に批准した。本規約では偽造の對象が外國貨幣と内國貨幣とを問はず之を處罰し、又犯人が自國人たるか外國人たるかを區別せず、犯罪が自國に於て行はれたると、外國に於て行はれたるとを問はず、等しく犯人居住國に於てこれを處罰することになつてゐる。尙ほ本規約に依つて、各國は中央局(Central Office)を設け、加盟國間に於ける聯絡と統一を圖り、通貨偽造に關する調査、偽造防止及び處罰を容易ならしむる一切の報告を集中すべき義務を負ふてゐる。

貨幣恐慌

〔定義〕 貨幣流通の障害、擾亂又は貨幣飢饉に依つて發生する恐慌のことである。
〔解説〕 貨幣流通の障害擾亂に依つて發生する恐慌は廣義の貨幣恐慌であつて、十八世紀半までの鑄造改悪時代に於ける鑄貨恐慌、フランス革命時代に於けるアッシニア、南北戦争時代に於けるグリーン・バックス等の惹起した紙幣恐慌は何れも之に屬する。又貨幣飢饉に因る恐慌は狹義の貨幣

恐慌であつて、之には夫れ自身單獨に起る場合と、他の信用恐慌と相伴つて起る場合とがある。一六九六年に於けるイギリスの鑄貨飢饉は前者の場合であるが、最近の貨幣恐慌は多く後者の場合に屬する。世界恐慌のクライマックスとして一九三一年以降に金本位の世界的崩壊が起つたのは、其の最も顯著なる實例とされる。貨幣恐慌が直接には兌換準備、又は對外交渉手段たる正貨の枯涸を中心として起る場合には、特にこれを本位恐慌と云ひ、此の場合には兌換停止、金輸出禁止、又は金本位停止の形を取るのを普通とし、貨幣制度は崩壊する。

貨幣協約

〔定義〕 貨幣の國際的統一、又は或る數國間に於ける集中的幣制の樹立を目的として其の關係國に依りて締結された貨幣に關する約定である。一に貨幣條約とも謂ふ。
〔解説〕 此の締結に基いて、其の協約締結國の間には貨幣同盟が成立する。若しも世界主要國の間に此の協約が締結された時は、之に依りて世界貨幣が形成される。集中的幣制は、或る大國の幣制を他の小國に

も及ぼして、其の間に緊密なる利害關係の發生する場合である。例へば一八三七年の南獨貨幣條約、一八三八年のドレスデン貨幣條約、一八五七年のウィーン貨幣條約は、即ち茲に言ふ所の貨幣協約に屬する。

貨幣銀行

(獨) Goldbank

〔定義〕 十六世紀の頃、イタリヤ諸都市、オランダ、ドイツ等に起つた振替銀行に對して、ワグネルの與へた名稱である。

〔解説〕 ワグネル (Adolph Wagner) は、各國の銀行制度を歴史上より研究分類し、此の振替銀行 (Girobank) に對しては、特に貨幣銀行なる名稱を與へたのである。

貨幣金屬學説

(英) Metallism

〔定義〕 貨幣は素材として、價值を有しなればならないと主張する學説を謂ふ。

〔解説〕 此の名稱は名目學説の代表者クナップ (G. F. Knapp) に依つて與へられた。正統學派の貨幣理論は其の典型的なものであつて、スミス (A. Smith) とリカー

ドオ (D. Ricardo) とを代表とする。併し此の理論の重點は、寧ろ價值の測定乃至標準として金(貨幣)を考へ、之を通して經濟現象を具體的に把握せんとした所に其の根據がある。此の點は其の他の貨幣觀との比較上重要である。然るに歴史學派に屬するロ

ンナー (W. Roscher)、シュモラー (G. Schmoller)、ホルツマン (B. Hildebrand) 等の貨幣觀も、矢張り金屬主義の見解を採つてゐた。彼等は未知の財貨の價值は既知の財貨に依りて測られるのであるから、既知の財貨たる貨幣は財貨として先づ使用價值を有しなればならぬと説いた。此の見解は古典學派の金屬主義思想と一脈相通する所がある。其の後ワグネルは貨幣の使用價值を以て貨幣の要件とせず、交換價值こそ貨幣の要件であると主張したが、遂に交換價值の實體を把握することが出来ず、使用價值なき貨幣こそ寧ろ理想貨幣であると斷じて、事實上の名目論へ傾いた。

貨幣經濟

(獨) Geldwirtschaft

〔定義〕 貨幣の流通と相俟つて當然形成

せらるべき國民經濟の發展階段であつて、今日の文明國は總て此の階段に到達した。
〔解説〕 經濟の發展階段を貨幣の理念に基いて分類すれば、自然經濟と貨幣經濟とに二分される。自然經濟は貨幣未生の經濟である。併し貨幣經濟には、(一)商品貨幣經濟、(二)純粋貨幣經濟の二つの發展階段があり、前者は自然貨幣經濟を意味し、後者は金屬貨幣經濟に始まつて、信用貨幣經濟にまで發展する。貨幣が單に流通手段や、支拂手段として機能するのは金屬貨幣經濟の特色であるが、信用貨幣經濟に於ては、貨幣は更らに利殖の手段として使用せらるるに至り、此處に完全なる意味に於ける貨幣經濟の成立を見る。併し乍ら夫れは單純なる貨幣流通の經濟ではなくして、資本主義經濟なる發展形態を探るのである。

貨幣形式令

〔定義〕 貨幣法第八條の規定に依り法貨としての貨幣の形式を定めた勅令である。

〔解説〕 現行の貨幣形式令は昭和八年九月一日に勅令第二百三十二號を以て公布せられ、即日之を施行されたものである。

貨幣形態

〔定義〕 流通の便宜の爲めに、貨幣として一般に承認せらるべき其の形式を謂ふ。

〔解説〕 流通經濟の初期に於て行はれた原始的貨幣は、一定種類の財貨を其の儘に使用した物品貨幣であつて、其の中に同時に固有の享樂的機能と交換手段的機能とが融合されてゐた。「貨幣の形態」之等の物品貨幣の中最も早く且つ最も廣く貨幣として使用せられたものは金屬、殊に貴金屬である。夫等は裝飾品及び武器等としての完成的形態の儘でも用ひたが、多くの場合交換に際して一々其の各個片の重量が衡秤によつて測定せられると云ふ仕方に依つて則ち貨幣機能を果した。重量貨幣又は計量貨幣の名稱はこゝに由来するものである。此の貨幣形態が一步進む時は、計量貨幣の不便を除き不正を防ぐ爲に、一定の統一的形式を具へ、刻印に依つて其の品位及び量目を保證せらるる金屬筒片が製造される。鑄造貨幣又は單に鑄貨と稱せらるるものが是である。且つ支持に當つては一々其の重量を測定せられる手数を省き、單に個片を數へ

貨幣國定説

(英) State Theory of Money
(獨) Staatliche Theorie des Geldes

るだけで足りるから、鑄造貨幣は計算貨幣又は計數貨幣とも稱せられる。計量貨幣は尙ほ多分に商品的な使用價値的要素を含むに對し、之は固有の貨幣であり、而して貨幣機能の特性的形態への定量化でもあるから、此の種の貨幣は飽くまで貨幣的にして交換價値的なる性質を具備する。斯くして半定型(物品貨幣)から定型(鑄造貨幣)へ進んで來た貨幣は、紙幣の出現に依つて等しく定型貨幣の形態でありながらも、最初から全く素材價値を缺き、貨幣機能の純粹的體化として最も進歩した貨幣形態を取る。併し紙幣は一定の形態を具備しつゝ、一定の金額を表示して具體的に授受されるものであるが、信用制度の發達に伴ひ、貨幣は更に其の定型をも捨て、無定型なる預金貨幣にまで發展する可能性がある。預金貨幣は無形の貨幣であつて、何等の形態を有しない。而かも尙ほ、預金貨幣は貨幣としての固有機能を果してゐるのである。

〔定義〕 貨幣の本質を根本的に究明し、金屬主義學説に於ける永年の信念を遂に根本から覆した所謂名目學説の一つである。

〔解説〕 名目學説の貨幣本質に對する代表意見はクナップ (Georg Friedrich Knapp) の貨幣國定説である。クナップは其の著「貨幣國定説」(Staatliche Theorie des Geldes) の冒頭に於て、「貨幣は法制的創造物である。貨幣は歴史の經過に於て種々な形態に現はれてゐるのであるから貨幣學理は唯だ法制的たり得るのみである」(p. 1) と云ひ、貨幣が貨幣として流通するのは國家の力、法制的力であると主張し、貨幣其のものゝ素材價値に依つて流通するものではないとの斷案を下した。更らに進んで其の第二節に入つて、「貨幣は表券的の支拂要素たることを意味する。表券的であると云ふことは、支拂要素(貨幣)の製造に貴重な素材を用ゆることを阻止しないが、さればとて之を要求するものではない。貨幣の概念は其の表券性に依りて素材價値から獨立する」(p. 31-32) と説き、貨幣は名目的のものであり、素材價値から獨立し得べきことを陳べ、金屬主義學説の思想は貨幣發達

の過程に於て普通に存した事實を貨幣が貨幣として流通するには絶対的の必要條件と誤信した結果であることを主張してゐる。

クナップに續いてベンディクセン (F. Ben-dixon) (ケリーマン (R. Tiefmann) の如き貨幣學者が更らに名目學説を高調し、クナップの學説を修補して、其の完成に努めた。従つて名目學説と雖も、其の主張の各部分に依つては種々異つた主張が存してゐる。又同じ名目論者でも其の特に高調してゐる所は同様でない。例へばベンディクセンはクナップが法制的に貨幣の名目性及び法律的效力を説いたのに對し、貨幣の本質について經濟上から考察を試み、貨幣の經濟的本質は生産と消費との間の仲介者たる事であると云ひ、貨幣は單なる表徴 (Zeichen) 記號 (Symbol) であつて價值を有せざるものとなし、貨幣を以て價值の表示となす以上は、貨幣の價值に關する問題を云云するは矛盾である。貨幣の價值は自己のものではなく傳來的のものであつて、貨幣に依つて購買し得る財貨又は勞務の價值を表示するに外ならぬと云ふ意味の主張を唱へ、クナップとは全く異つた立場にある。

貨幣交換差損金

〔爲替差損金〕の項を看よ。

貨幣債權説

〔定義〕 貨幣の本質は、夫れが社會に對して、商品、勞務等を請求し得る債權たる點に存すとなし、此くの如き見解に基き、貨幣の職能、形態、價值等を説明せんとする一つの貨幣學説を指して謂ふのである。

〔解説〕 名目學説の理論體系に屬する指圖書説が、茲に謂ふ所の貨幣債權説である。詳しくは「貨幣證券説」の項を看よ。

貨幣最上公權

〔獨〕 Münzhoheit

〔定義〕 貨幣制度を法制的に制定する國家の權能であつて、之を造幣主權、貨幣特權、又は貨幣鑄造權とも謂ふ〔貨幣最上公權〕。

貨幣指圖書説

〔獨〕 Anweisungslehre

〔定義〕 貨幣を以て社會生産物に對する參加證券と解し、此の立場から凡ゆる貨幣

現象を一貫して説明せんとするものであつて、所謂名目派の貨幣學説の一つである。

〔解説〕 貨幣は社會に對し、商品、勞務等を請求し得る債權、指圖書説、又は切符であるとの見解は、アリストテレス以來非常に多くの人々に依つて表明された。中世のスコラ學派に依つて唱へられた裁定的價值、ヒュームの擬制的價值等は其の例であり、パークレー、ロック、モンテスキュー等も貨幣自らは價值を有せずとの説を探つたが、アダム・スミスは「一ギニー金貨は近隣の凡ての商人から若干量の必要品や便利品を請求することの出来る手形である」と云ひ、又ミルは「或る人が週毎に或は年毎に受取る磅や志は、彼の實際所得を構成するものではなく、これを提出することに依つて自己の選擇する商品の一定價值だけを受取ることに出来る切符又は指圖書説の一種に過ぎない」と説いてゐる。貨幣交通が漸く一般的となるに連れて、此の指圖書説は次第に素材價值説により壓倒せられたが、併し信用經濟の進歩、紙幣及び諸種の信用形態の普及は素材價值説に對して疑ひを抱かしめ、茲に指圖書説は斯かる貨

幣現象を説明するものとして更生せしめるに至つた。而して此の更生の期を劃したものはクナップの貨幣國定説であるが、併し貨幣指圖書説又は貨幣債權説に今日の如く相當な貨幣理論としての形態を與ふるに至つたのは、ベンディクセン、エルスター等の著書が出てからのことである。即ちベンディクセンに従へば、貨幣の經濟的本質は生産と消費との間の媒介者たるにあつて、給付と反對給付との平衡といふ見地から貨幣の效用に關する經濟的意義を明らかにし、貨幣は國民經濟上よりすれば前給付により得たる賣却し得べき消費的生産物に對する權能即ち前給付に基く反對給付の證明であるとし、此の見解に基き貨幣は指圖書券 (Anweisung) は單なる記號 (Zeichen) 表象 (Symbol) であつて、夫れ自體に價值を有せざるものであるとしてゐる。ベンディクセンの貨幣の本質に關する見解は重要な點に於てクナップと異なる。クナップは具象的貨幣、證券的支拂方法を以て貨幣と認めたが、ベンディクセンは更に進んで抽象的價值單位をも貨幣と認めてゐる。カー・エルスターも、また貨幣の記號學説の

代表者で、貨幣は價值を有せずとし、貨幣價值の問題は之を拒絶せんとしてゐる。價值單位は彼に依れば數量であつて、各人の生産的給付に基く社會的生産物に對し其の參加可能性は、價值單位を以て數學的に表示された實體で、價值單位に依り示された支拂方法は抽象的參加可能性の具體的代表物であるとし、貨幣はベンディクセンが云へるが如き前給付に依り得たる權利のみでなく、生産方法、資本財に對する參加可能性も貨幣と見る事が出来ることと云つてゐる。彼の貨幣觀念には頗る包括的な所がある。

貨幣市場

〔英〕 Money Market

〔獨〕 Gellmarkt

〔定義〕 長期金融市場たる資本市場に對して、短期金融市場をば貨幣市場と云ふ。

〔解説〕 ドイツでは短期資金の市場を貨幣市場と云ひ、長期資金の市場を資本市場と呼ぶのを普通とする。英米でも Money Market とか、Capital Market とか云ふ言葉を用ふるが、多くは Capital Market を以て Money Market の一部分と解し、

之に證券市場 (Securities Market) が對立するものと考えてゐるやうである。スピートホフ (Spiegel) は、廣義に於ける貨幣市場は、一定の使用し得べき業務の形態に於て短期の貸付資本として需要され、且つ利用せらるべき貨幣資本 (Geldkapital) の總體とし、狹義の貨幣市場は取引所に於て行はるる部分を云ふものとする。之は貨幣市場の信用を經營信用と證券信用の二に區分するゾマリ (Somary) の見解と同一である。併し貨幣市場と資本市場の差異は貨幣及び資本の供給者が提供するものに存せずして、彼等に依り供給せらるるもの、即ち需要が短期又は長期の約束に依るか否かにある。貨幣市場又は資本市場には特殊の手段が存するに非ず、其の供給する對象に關しては、兩市場は統一體と認めなければならぬといふシェンペーターは説いてゐる。

貨幣商品説

〔英〕 Commodity Theory of Money

〔獨〕 Warentheorie des Geldes

〔定義〕 貨物貨幣説又は商品貨幣説と云ふも意味する所は同じである〔貨幣商品説〕

貨幣資本

(英) Money Capital
(獨) Geldkapital

〔定義〕 貨幣形態に於ける資本を謂ふ。
〔解説〕 營利經濟は一定の貨幣額を投下するに始まり、一定の貨幣額を收得するに終はる。従つて現代の生産組織の下に於ては、一切の貨幣額が資本となりて利潤を齎らす能力を有する。營利主體の活動は、先づ第一に企業開始に當り、凡そ幾何の貨幣資本を自らの支配の下に置き得るかに依つて、又投下せられたる貨幣資本の回帰が如何程円滑に行はれるかに依つて制約されるのである。併し貨幣に對する支配若くは處分權は、信用の供與と其の移轉とに依つて可能であるから、營利經濟に於て資本として用ひられる貨幣額は、更に信用に依つて調達される。此の場合、信用に依る資本の供與が、生産部面に於て爲されるか、流通部面に於てせらるかは敢て問ふ所でない。資本としての活用は皆同じである。即ち貨幣の資本手段たる機能は、必要に応じて生産資本ともなれば、又販賣資本ともなる。

貨幣數量説

(英) Quantity Theory of Money
(獨) Quantitätstheorie des Geldes

〔定義〕 貨幣數量の増加は物價を昂騰せしめ、之に反して其の減少は、物價を低落せしむると主張する所の貨幣理論であらう。
〔解説〕 今日残存する記録に依れば、最も早く此の思想が現はれてゐるのは既に紀元二〇〇年頃のことで、當時のローマ高等法院の法官ユリウス・パウルス (Julius Paulus) は「貨幣の價値は其の數量に依りて左右される」と云ふ意見を發表してゐる。然るに此の學說の内容は次第に發達し、貨幣數量の増減と貨幣價値との間には比例關係が存すると主張されることになつた。今日では此の比例關係と云ふことが貨幣數量説の學理的價値の骨子となつてゐる。従つて之を一に比例説とも云ふ。貨幣數量説を斯かる意味に解して、此の學說の最初の提唱者となつたのはイギリスのジョン・ロッキ (John Locke) である。ロッキは十七世紀末に貨幣の價値は貨幣の量と商品の量との

比例に依り決定さるべきものとなし、而して貨幣の量と言ふことに就ては貨幣流通の速度をも十分考慮に加ふ必要があると説いた。ロッキの後を受けてモンテスキュー、ダビッド・ヒューム等の思想家は十八世紀中に此の說を祖述した。經濟學說として此の說が重きをなすに至つたのは、リカード及びゼー・エス・ミルの學理的研究に負ふ所が多い。數量學說の提唱者は英米の學者に多く、ニコルソン (G. S. Nicholson)、ウォーカー (E. A. Walker)、ヤーシャル (A. Marshall)、ケインズ (J. M. Keynes)、ボルチング (W. F. Spalding)、フィッシャー (I. Fisher) 等列挙するに違がなう。上記の諸學者中にも特に現代の代表的貨幣數量論者として注目されてゐるのは實に米國のアヴィング・フィッシャーである。フィッシャーは、物價の變動は常に貨幣數量の變化に起因するものであり、而かも貨幣數量の變化に正比例して物價は騰落すると主張し、これを其の有名な交換方程式 $MV + M'V' = PT$ (此の M, M' は貨幣並に預金通貨の數量、 V, V' は夫々の流通速度、 P は物價、 T は取引量) に依つて論證しや

うとした。彼は此の方程式について、(1) M の變化は V, V' 及び P に影響を及ぼさなす。(2) M' は M に比例して變動する。(3) P は常に受動的であつて、他の因子に其の作用を及ぼさないと云ふ三つの前提を設け、之に依りて貨幣數量 (M) の凡ての變化は、正比例的に物價 (P) を變動せしめるとの數量説の命題を導出してゐる。フィッシャーの交換方程式 (Equation of Exchange) は天文学者ヒートン (Simon Newcomb) の着想に發し、ケメラ (Elwin V. Kemmerer) と並んで完成せられたものである。併し乍らフィッシャーの此の貨幣數量説に對しては、反對意見を表すものも之に賛意を表すものも尠らざる多量である。既に十八世紀の中頃にありてもゼームス・スチュアート (James Stewart) は物價は流通貨幣の量に支配されるものではないと云ひ、最も早く貨幣數量説に對し反對意見を表明した。イギリスに發生した此の學說に不同意を唱へたものはドイツ、オーストリアの學者も多く、ヒルデブランド (E. Hiltebrand)、メンガー (Carl Menger)、リーフマン (R. Lehmann) 等は其の主たる

貨幣政策

〔定義〕 貨幣の制定、發行、回收、整理維持、變更等に關する諸般の方策を謂ひ、貨幣の貨幣としての機能を合理的に發揮し、貨幣の使命を果さしめる爲に行はれる政策に對する總括的名稱である (「通貨政策」)。

貨幣制度

(英) Monetary System
(獨) Münzwesen
(佛) Système monétaire

〔定義〕 貨幣は其の根源に遡れば、決して法律上の制度ではなく、國民經濟的制度であるが、他の社會上の施設と同じく、國家及び其の法制に依りて始めて完成せられる。貨幣の成立に關する法制を貨幣制度と

云ひ、幣制は此の貨幣制度の略語である。
〔解説〕 廣く貨幣制度と云へば、本位貨幣及び補助貨幣に關する制度を總稱するのであるが、就中重要なものは本位貨幣制度である。貨幣の本位の種類は圓本位、磅本位と云ふが如き分類も出来るし、日本の本位、イギリスの本位と云ふが如き分類も出来る。併し最も普通の分類に従へば、金本位 (Gold Standard)、銀本位 (Silver Standard)、紙幣本位 (Paper Standard) と分別し、貨幣の價値を素材價値に依存せしめるか否かに依つて、其の本位に此の如き差を生ずる。即ち貨幣價値を素材價値に依存せしむるには、其の素材として金又は銀が選ばれるが、此の意味に於て金屬貨幣の貨幣價値と素材價値との間には自然的價値關係がある。けれども此の如き自然的價値關係は、夫れ自體に於て確實に維持することとは困難である。そこで本位金屬貨幣の素材價値に對しては、貨幣價値單位を常に一定の割合にて維持すると共に、又、補助貨幣の素材價値をも、之に對して一定の割合に於て維持しなければならぬ必要がある。斯くして總ての種類の貨幣の價値が、一定

の本位貨幣素材の價值と一定の關係を維持し、蓋ては一般に貨幣の價值單位と一定量の貨幣素材との間に價值關係が成立するならば、貨幣の價值と素材の價值とは完全に一致するのである。此の一致を常に維持する爲めに、本位貨幣の自由鑄造と自由鑄潰とが認められ、何人と雖も本位貨幣の鑄造を請求し得ると同時に、本位貨幣は亦自由に鑄潰することが出来なければならぬ。

貨幣制度調査會

〔定義〕 明治三十年我が國をして其の意見に隨ひ、金本位制度を採用せしめた點に於て、我が國の幣制上、重要な意義を有する極めて注目せらるべき調査會である。

〔解説〕 明治二十六年十月、大藏大臣渡邊國武は、本邦幣制の得失を調査するの必要を認め、これを閣議に諮り、こゝに貨幣制度調査會の設立を見た。總會を開くこと七回、特別委員會を開くこと四十一回に及び、二十七年三月には「澳洪國幣制調査委員會速記録」を刊行し、二十八年三月閉會の際には諮問事項に對する意見を經り、會長谷干城より之を大藏大臣松方正義に提出

した。委員中貨幣制度の改革を必要とせざるもの七名に對し、之を必要とするものは八名であつて、改革論者の中、金銀複本位制を主張するもの二名を除いたならば、他は悉く金本位制を主張するものであつた。

貨幣單位

(英) Unit of Money

(獨) Goldmark

(佛) Unité de la monnaie

〔定義〕 貨幣の數量の單位を意味する。

〔解説〕 貨幣單位は、財貨其の他の價值の表示にも用ひられるから、之を往々價值の單位と稱する場合がある。價值の單位と云へば如何にも一定不變の價值を表示するもの、やうであるが、常に變動を免れない價值には此の如き單位はあり得ぬ。然るに茲に謂ふ處の貨幣單位なるものは、法律の變更されぬ限りは一定不變である。貨幣單位は、純金又は純銀の一定量で表示される。従つて貨幣單位の名稱は重量單位の名稱に由来してゐることが多い。併し金銀の一定量と貨幣の一定量(貨幣單位)とは全然別個の觀念である。金銀即ち貨幣である

のではない。若し圓が金銀の一定量であるとするならば、不換紙幣には貨幣單位は存在しない筈であるに拘らず、金本位制の停止された後と雖も、圓は矢張り貨幣單位として用ひられてゐる。圓、磅、弗は要するに貨幣の數量の單位に過ぎぬ。貨幣單位は金とか銀とかいふ素材關係ではないから、貨幣制度が銀本位から金本位に變つても、貨幣單位は其の儘連續することが出来る。

貨幣抽象説

〔定義〕 貨幣は一つの觀念、即ち一般的計算單位に外ならぬとする貨幣理論に對し此の名稱が與へられる〔論の項を看よ〕。

貨幣鑄造權

「造幣主權」の項を看よ。

貨幣的過剩投資説

(英) Monetary Overinvestment Theory

〔定義〕 ハーバラー(G. Harbater)がウィーン學派に依りて提唱せらるる貨幣的景氣理論に對して與へた學說の名稱である。

〔解説〕 ハーバラーは、其の著「貨幣と景氣循環」(Money and the business Cycle, 1932)に於て、ウィーン學派の理論を從來の貨幣と一般物價水準を問題とする理論に對して、「一層洗練せられたる」或は「改良されたる」景氣循環の貨幣的理論と云ふ名稱で呼んだが、「好況と不況」(Prosperity and Depression, 1937)に於て貨幣的過剩投資説と云ふ名稱を選ぶことになつた。此の名稱はウィーン學派の理論の内容を指示する點に於て遙かに優れてゐる〔論の項を看よ〕。

貨幣的景氣理論

〔定義〕 景氣變動の原因を主として貨幣的現象(貸付資本の動き、利子率の高低等)に求めんとする一派の景氣理論を謂ふ。

〔解説〕 イギリス十九世紀前半の通貨論争に於ける地金主義通貨主義は、貨幣的景氣理論として最も本來の形をとつたものである。即ち財貨原因論としての財貨に對する需要供給論と相對して、此の通貨に對する需要供給論は通貨的現象としての景氣の推移乃至恐慌の發生を説明し、所謂信用循環(Credit Cycle)として取扱つた。通

貨學派の代表者オヴァーストン卿(Lord Overstone)は、明瞭に細い信用循環の段階を考へ、貨幣的景氣理論を述べてゐる。近代の貨幣的景氣理論は、此の如き通貨學派の着目した所の高利子、流通資本不足或は金不足の觀點から景氣理論をより詳細に展開したに過ぎない。イギリス古典學派、特にリカードの影響を強く受けたウィクセル(Kurt Wicksell)は、其の不朽の名著「金利と物價」(Geldzins und Güterpreise, 1906)に於て、周期的物價變動を貨幣的要因から説明し、貨幣的景氣理論を展開したが、彼の景氣理論は多數の學者に依つて繼承された。即ちミーゼス(L. Mises)、ハイエク(E. A. Hayek)、フーフ(E. Muehlpf)、シュトリューゲル(R. Strüss)等を網羅する所謂ウィーン學派(Wiener Schule)若くは新ウィクセル學派(Neo-Wicksellian Schule)が、ウィクセルの根本思想に若干の修正を加へ、其の理論の中に採り入れ、所謂貨幣的景氣理論若くは貨幣的過剩投資説を高調して、學界の注目を集むに至つた。此の學派に屬する人々は共通に貨幣信用供給の弾力性(流通手段)が主として銀行信用若く

は預金通貨より成れること、及び銀行組織が割引政策並に公開市場政策を通して、貨幣信用等を恣意的に變化せしめ得ることを前提とし、銀行の創出信用に依つて過剩となれる投資は、生産機構を特に垂直的に過度に迂曲せしめるが、其の反動は先づ資本財生産部面に現はれると考へ、これこそ景氣變動を惹起すべき根本原因に外ならぬと論斷するものである。此の景氣理論はボーム・バウエルク(E. Bohm-Bawerk)の資本概念を繼承し、貨幣的要因を無視して理論の展開を試みるのであるが、夫れは現在シュピートホフ(A. Spiethoff)に依つて代表されてゐる財貨側よりの分析「部分的過剩生産理論」を其のうちに攝取融合し、ハーバラーをして貨幣的景氣理論なりやを疑はしむるに至つた。ウィーン學派の主張と其の行論及び終末に於ては著しき相違を示すも、出發點に於て一脈の相通するものにイギリスのケインズ(E. K. Keynes)がある。此の意味に於てケインズは、イギリスに於けるウィクセル的理論の完成者であるとも言ふことが出来る。ウィクセルが世界貨幣理論を指導した力は洵に顯著である。

貨幣的過少消費説

(英) Monetary Under-consumption Theory

〔定義〕 景氣理論の學說發展の上に於て古き歴史を有する過少消費説の主流に屬し乍ら、而かも貨幣的要因を最も強調するナイサー (H. Nassier) の主張を謂ふ。

〔解説〕 此の名稱を與へたのはハーバラーである。ナイサーは所得の中の餘りに小なる部分が消費財の買入れに充てられると云ふ意味の過少消費に依つて、好況が挫折せざるを得ない所以を究明し、更に進んで消費財生産の直面する窮境が如何にしてデフレーションを招來し、經濟社會全體を混亂裡に陥れるかを精細に分析してゐる。

(General Over-production, A. Study of Say's Law of Markets, Journal of Political Economy, Vol. 42, 1934, pp. 433-65) は彼の貴重な文献として推奨される。

貨幣同盟

(英) Money Union
(獨) Münzverein

(佛) Union monétaire

〔定義〕 二國以上が貨幣に關して協約を締結し、以て相互に其の對外價値の安定を圖らんとする同盟を指して謂ふのである。

〔解説〕 協約國はすべて等量の地金より成る貨幣を制定し、之を凡ての協約國間に流通せしめ、場合に依つては貨幣單位の名稱をも共通にする。其の實例の最も有名なものは、一八三三年に生まれた所謂タール同盟、一八六五年に成立したラテン貨幣同盟 (Latin Monetary Union) 一八七二年の締結されたスカンディナヴィヤ貨幣同盟 (Scandinavian Monetary Union) 等で、貨幣同盟の成立は甚だ容易でなす。

貨幣特權

〔貨幣主權〕の項を看よ。

貨幣の起原

〔定義〕 交換の發達に伴ひ、一般的に尊重せられ、欲望せられた特定の財貨が、或る程度まで意識的計畫的に交換媒介の手段として利用されるに至れば、其の財貨は始めて原始貨幣の形を取るに至るのである。

〔解説〕 貨幣の起原は神聖學說 (Divine Theory) に依れば宗教的祭祀に求められ、又賦貢、納税其の他の認許的支拂手段に、貨幣の起原を求める學說も之に類する。更に所謂國定學說では、貨幣の製造の價値及び流通は國定の法である國王の意思に基くと云ひ、貨幣は人類の合意に依つて、交換の媒介又は其に類するものとして作られたと説くのは契約説である。此の說に反して貨幣は交換に伴ふ困難を克服する爲に個人が比較的多数の財に對する購買力確認或は市場流通性を有する財を交換手段として選定することが、漸次社會の習性となることに依つて生じたと論ずる學者も少くない。

併し何れにしても交換の行はれざる原始社會に於ては、未だ貨幣の使用を考へることが出来ぬ。自給自足の集團經濟の内部に、個人の所有權が確認せらるゝに及んで、初めて客觀的な經濟價値轉移の方法を有効に發生せしむる必要が起り、之と同時に漸く貨幣の使用が始まつたのである。歴史的並に土俗學的的研究の結果に依れば、經濟發達の原始的階段に於ても、既に交換可能の諸財貨の間には自ら一定の價値關係が因襲的

に存在し、之等の財貨の交換に際しては、一々其の價値を比較し秤量することの困難と、手数とを省いたと云はれてゐる。けれども、此の如き傳統的價値關係の中に採り入れた種々雑多な財貨の總てが果して一つの貨幣體系を形成したかどうかには疑ひがある。のみならず之に依る不便を救ふ爲に、前述せるが如き一定種類の諸財貨が意識的計畫的に交換媒介の手段として、間接的に利用される途が開けて來る。而して之等の財貨の間から適者生存し、一定種類の交換財と其の他一切の交換財との境界も自ら判然となり、徐々に生成發展の過程を経て、形態はどうあらうとも兎に角一個の原始的貨幣が發生する。之を呼んで物品貨幣、又は自然貨幣と謂ふ。交換經濟の初期に於て、貨幣として使用せられた財は、一般的愛好の對象であり、所有權の客體でもある。其の種類は、個々の種族、民族の地理的經濟的事情に依つて異なる。例へば子安貝、珠玉、毛皮、獸類、果實、酒、煙草、牛、羊等が其の儘貨幣として用ひられたが、就中、重要な地位を占めたのは金屬に貴金屬である。例へば金と銀とは紀

元前二千年頃、既にアッシリヤ、バビロン及びエチオプト等に於て交換手段として用ひられ、支那に於ても金、銀、銅の貨幣的使用は實に紀元前二千二百年の昔にまで遡ることが出来る。併し金、銀の貨幣的使用が行はれても物品より獨立分離し、貨幣としての特別の存在を持つに至らなかつた。

貨幣の限界效用説

(獨) Geldwerttheorien auf dem Boden der Grenznutztheorie

〔定義〕 貨幣の價値を主觀的なる立場から見て、其の客觀的能力たる購買力と論理上之を區別するものは、舊說に倣はずして更に、其の一般價値理論たる限界效用理論の適用を貨幣に見出さうとするのである。

〔解説〕 一八七〇年を堺として、夫以後の理論經濟學に見られる動きを普通名付け近代理論と云ふ。此の轉期に決定的な役割を演じたものは限界效用學派の成立に外ならない。此の限界效用學派體系の中心は云ふまでもなく價値論であり、貨幣理論の上では名目説を探る。ウィーザー、ミーゼスの貨幣價値の説明は主權價値説と名目的

貨幣理論との結合、換言すれば限界效用説と廣義の數量説との意味での調和である。夫は貨幣論上名目説を、又價値論上限界效用説を探る限り、論理上唯一の貨幣價値の説明と云はなければならぬ。併し貨幣に效用漸減の法則が適用されるか、貨幣單位の限界效用に依つて貨幣價値 (購買力) の成立を説明し得るか等の諸問題に就ては、學者の間には尙ほ幾多の議論が存在してゐる。

貨幣の購買力

(英) Purchasing Power
(獨) Kaufkraft

〔定義〕 貨幣が商品、勞務等を支配 (購買) し得る力で、即ち貨幣の價値を謂ふ。

〔解説〕 裏から云へば貨幣の購買力は物價で云ひ表はされる。即ち物價の騰落は逆に購買力の高低を意味する。併し貨幣の購買力は狹義では財に對する購買力に限る。他種の貨幣を購買する力は、之亦た爲替相場として別に論ぜられるから、普通には貨幣の購買力と見ることが出来ない。けれども廣義に解釋して、購買力と云へば總て之等のものが此の觀念の中に含まれてゐる。

貨幣の在外價值

(獨) Answer Wort

〔定義〕 財の需給關係に依つて決定變更される貨幣の購買價值を斯く呼んでゐる。
〔解説〕 茲で財と云ふのは、貨幣と對立する關係にある財即ち商品、貨幣を意味する。斯かる財の側の事情に基いて成立する價值が、茲に謂ふ貨幣の在外價值である。

貨幣の在內價值

(獨) Innere Wert

〔定義〕 貨幣自身の事情に依つて、決定變更される貨幣の購買價值のことである。
〔解説〕 貨幣の在內價值と在外價值とは別個に獨立して存在するのではなく、一つの貨幣價值を内外から分けて見た上の區別に過ぎぬ。換言すれば貨幣價值の決定原因なるものが、貨幣側にありや、將た亦財側にありやと云ふ觀點から見た區別である。

貨幣の重量

(獨) Münzgewicht

〔定義〕 鑄貨の重量即ち量目のことである

る。詳しくは「貨幣の量目」の項を看よ。

貨幣の種類

〔定義〕 貨幣の分類は、(一)國家權力との關係、(二)定型の有無乃至貨幣機能遂行の様式、(三)流通範圍、(四)表示金額の大小等に依つて之を試みるのを普通とする。

〔解説〕 先づ國家權力との關係に於ては國家に依つて強制通用力を與へられた貨幣と然らざる貨幣とがあり、前者は特に法貨 (Legal Tender) 又は合法貨幣と云ふが、之は無制限法貨と制限法貨とに分かれる。無制限法貨は本位貨幣、制限法貨は補助貨幣を意味する。次に素材價值との關係に於て之を見れば、自然的又は計量的に素材價值を有する貨幣と、然らざる貨幣とがある。商品貨幣 (貨物貨幣とも云ふ)、金屬貨幣 (即ち法貨は前者に屬し、紙幣、銀行券、預金貨幣 (銀行貨幣又は振替貨幣とも云ふ) は後者に屬する。貨幣は又其の名目價值と素材價值が一致するか否かに依つて完全貨幣と不完全貨幣 (即ち名目貨幣) とに分れる。紙幣について云へば、本位貨幣と兌換し得るか否かに依つて兌換紙幣と不換紙幣

とに分れ、また紙幣の發行者から見て、これを政府紙幣と銀行紙幣 (又は銀行券) とに區分することも出来る。定型の貨幣の有無又は貨幣機能遂行の様式に於ては、定型貨幣と無定型貨幣とに分れる。前者に屬するものに鑄貨、紙幣、銀行券があり、後者に屬するものに帳簿貨幣即ち預金貨幣がある。又、流通範圍からすれば、國內貨幣、國際貨幣 (即ち外國貨幣) となり、表示金額からすれば大額貨幣と小額紙幣とに分れることが出来る。第一次大戦後獨逸は盛んに大額紙幣を發行した。紙幣の大増發は、勢ひ大額紙幣を發行する必要に迫られる。

貨幣の純分

(獨) Feingehalt

〔定義〕 鑄貨の品位のこと。品位と云ふも其の意味は同一である。其の項を看よ。

貨幣の商品價值

(獨) Stoffwert

〔定義〕 貨幣は構成せる素材 (財、例へば金屬の) 商品としての價值の事である。詳しくは「貨幣の素材價值」の項を看よ。

貨幣の職能

〔定義〕 貨幣を貨幣たらしめてゐる所の貨幣固有の本質的なる職能を指して謂ふ。

〔解説〕 貨幣のなす所のものが即ち貨幣であると、一部の學者に依つて説かれてゐる。此定義はウォーカー (R. A. Walker) の所謂 Money is the money does と云ふ説に據つたのである。貨幣のなす所のものとは貨幣の職能を意味する。併し茲で貨幣の職能とは其の本質的職能、換言すれば貨幣のみが有する職能のことであつて、今日の貨幣思想を以てすれば、貨幣は一般的價值移轉の手段として、且つ一般的價值表現の手段として、一般に認められてゐるもの、總體に外ならぬ。貨幣の職能としては、貨幣の本質的職能より必然的に生ずる派生的職能、貨幣ならざるものに依つても果され得べき附隨的職能等があり、金屬主義の貨幣理論の下にありては、之等の各職能を一樣に扱つて怪しまなかつた。ジェヴォンズは貨幣の職能として、(一)交換の仲介、(二)一般的價值の測定、(三)價值の単位、(四)價值の貯蔵の四種を擧げてゐるが、此

の四項目はアリストテレス以來論究された題目であつて、今日に於ても貨幣の職能として此の四項目の必要性を信するものが少くない。のみならず此の外にも、一般支拂手段、資本移轉媒介手段等の職能が擧げられ、又特定の經濟發展階段に特有なる職能もある。之等の貨幣の職能に就ては、各項目別に解説を加へたから茲では其の點に觸れない。上述せる諸種の貨幣職能は、總ての種類が等しく一樣に之を遂行するものではなく、且つ職能そのもの、上に消長があり、諸種の職能中何れが事實上重要さの多くを有するかと云ふことは、時に依りて變化なきを得ない。併し強制通用力を貨幣の本質的職能と見るのは、經濟的事象たる貨幣を法律的に見るのであつて、經濟學上誤まつてゐる。従つて貨幣を法制的所産とするクナップ (G. F. Knapp) の貨幣國定説も同様である。法律的に認められると否とは問題でなく、又、必らずしも金屬主義の主張するが如く貨幣夫れ自身に商品としての價值あることを必要とせぬ。經濟生活の發展に伴ひ、貨幣の諸職能は通貨殊に正貨に依つて行はれる事次第に少く、諸

種の信用形態による事次第に多きに至りつつある。従つて貨幣のみに特有の本質的職能は、寧ろ減少する傾向にあるものと云はなければならぬ。今日では貨幣の本質的職能なるものは、最早や價值の表示及び交換の仲介と云ふ二つの作用に盡きてゐる。

貨幣の素材價值

(獨) Stoffwert

〔定義〕 貨幣を構成する材料としての金屬の價值を指して貨幣の素材價值と云ふ。
〔解説〕 ミルは貨幣の價值は永久には之を構成する金屬の價值 (即ち素材價值) に一致すると云つた。斯くの如き金屬學說の貨幣理論を眞理であるとすれば、紙幣は素材價值を有せぬから貨幣ではないことになる。我が國に於ける貨幣單位たる一圓は純金七百五十ミリグラムであるから、一圓の貨幣の素材價值は純金七百五十ミリグラムである。而して其の純金七百五十ミリグラムは純金として一圓の價值を持つてゐる。即ち純金七百五十ミリグラムが財としての一圓の價值を持つてゐるのであり、其の純金七百五十ミリグラムで成立つ貨幣單位が

貨幣として一圓の價值を持つてゐるのではない。純金七百五十ミリグラムを以て價格の單位とし、之を圓と定めた時から、純金七百五十ミリグラムは貨幣として一圓の價值があるとされ、同時に之は財として一圓の價值を有することになつたのである。貨幣を新たに制定した時は、素材價值に依つて貨幣價值が決定されたと見ることが出来るにしても、一度制定された以後に於ては逆に素材價值は貨幣價值に依つて決定されなければならぬ。従つて貨幣の素材價值は貨幣の具有する價值と云ふことは出来ぬ。

貨幣の對外價值

(獨) Ausserwrt, Ausländisch
Wert

〔定義〕 自國の貨幣が外國貨幣に對して有する比價を謂ふ。即ち爲替相場のことである。詳しくは「貨幣價值」の項を看よ。

貨幣の對内價值

(獨) Binnenwrt, Inländische
Wert

〔定義〕 貨幣が自國の商品に對し有する

一般購買力。即ち貨幣の國內價值のことである。詳しくは「貨幣價值」の項を看よ。

貨幣の鑄造

〔定義〕 貨幣の法定要件に従ひ、鑄貨を製造して之が統一を圖り、以て貨幣の供給を其の需要に適合せしむることを謂ふ。

〔解説〕 金本位の下にありては、本位金屬(地金)を以て鑄貨を製造することを自由とし、夫とは逆に鑄貨を鑄造して地金となすことも認め、之に依りて金貨の需給の自然的調節を圖らなければならぬ。金本位が停止される時は自由鑄造を停止し、國家は最早や金貨の鑄造を許さない。

貨幣の廢止

(英) Demonetisation

〔定義〕 實價ある貨幣を廢棄すること。

〔解説〕 時勢の推移に應じて、貨幣制度を變更し、貨幣の價值の安定を圖らんが爲めに行はれる。十九世紀の後年から二十世紀の當初にかけて、本位銀貨が廢止されて世界の主要國が金本位制に移つた時其の實例があり、何れも實價ある貨幣を廢した。

貨幣の破棄

(英) Repudiation

〔定義〕 素材價值を有せざる貨幣(主として紙幣)を廢棄して、其の貨幣が無價值となれる旨を宣言することを指して謂ふ。

〔解説〕 貨幣價值の低下せるに際し、貨幣價值の改訂を行ひ、舊貨幣を整理して貨幣の安定を圖らんとする對策の一である。其の實例はフランスに於けるアッシュアの結末、世界大戰後に於けるロシアの實情等に之を求めることが出来る。此くの如き貨幣破棄は硬貨には其の例が甚だ乏しく、多くの場合不換紙幣について見るところである。紙幣は容易に増發して、インフレーションの惹起を可能ならしめるからである。

貨幣の無體化

〔定義〕 物品貨幣から鑄造貨幣へ、鑄造貨幣から紙幣へ、紙幣から預金通貨へと貨幣を構成する素材の商品價值を漸次失つて行く過程のこと。貨幣の無定型化と云ふも其の意味は同じである。無體化せる貨幣を特に無定型貨幣とも謂ふ(「貨幣價值」の項を看よ)。

貨幣の品位

〔定義〕 鑄造貨幣に含有せる其の金屬の純分を指して貨幣の品位と謂ふのである。

〔解説〕 貨幣の本位は純金で規定せられてゐるが、具體的の貨幣はこれを純金で造ることが出来ない。金にしても、銀にしても、純分其の儘では軟弱で、貨幣として磨滅破損し易く、且つ純金銀を以てすれば其の價值高きため形小さく、携帯及び授受に不便であるから、是に卑金屬を混和する。參加金屬は、金銀及びニッケルに對しては銅が用ひられ、銅自身としては少量の鉛、亜鉛等が用ひられてゐる。然らば之等の合金は如何なる程度に於て混和するかと云ふに、夫は全く其の混和の目的に依つて決められるもので、要は夫れ等の硬度を適當にし、其の價值と形態の大小を適當に維持する點にある。各國に於て用ひらるゝ金貨に就て之を見れば、純分を千分の九百位、即ち千分の九百の純金に對し千分の百の合金を混和するものは、曾ての日本の外に、ドイツ、ラテン同盟諸國、アメリカ他があり、イギリスに於ては純金を二十四カラッ

トとし、二カラットの合金を加へ、二十二金即ち十二分の十一の純分(九百十六位三分の一)と定めてゐる。此の如き貨幣の品位は、之を量目と併せて各國共に其の法律の定むる所である。之を法定品位と謂ふ。

貨幣の本位

(英) Monetary Standard

(獨) Wahrung

(佛) Éalon monétaire

〔定義〕 貨幣價值の單位が表現せらるゝ貨幣の様式に付て用ひる所の言葉である。

〔解説〕 本位は其の本質に於ては貨幣の價值に關する問題であり、従つて其の價值の單位が如何なるものに依りて表現せられるかと云ふ制度を意味する。今まで各國に於ける本位制度は多く金本位制度を基礎としたが、貨幣の本位には、金貨本位(Gold Coin Standard) 金貨本位(Gold Exchange Standard) 跛行本位(Timping Standard) 金塊本位(Gold Bullion Standard) 銀本位(Silver Standard) 複本位(Bimetallism) 紙幣本位(Paper Standard) 等の種類がある。之等の解説は其の各項に譲る。

貨幣の流通速度

(英) Velocity of Circulation

(獨) Umlaufgeschwindigkeit des Geldes

〔定義〕 一定期間に於て、貨幣が價值移轉の手段として用ひられる其の度數のことであり、之を貨幣の循環速度とも謂ふ。

〔解説〕 貨幣が製造された儘では未だ之を貨幣の流通とは云へぬ。發行されて貨幣は始めて輾轉流通し、少くとも流通し得る状態に置かれる。従つて貨幣の流通速度は貨幣の製造高又は存在量ではなく、貨幣の發行高又は通用量のことである。斯くして流通市場に出た貨幣は、他種の財とは異り一回の使用に依りて消滅することなく、同一の貨幣が一定の期間中に幾度か賣買取引に用ひられ、又幾度か所得となりて支出される。一定額の貨幣に依りて決済される取引總量は、其の期間の長い程大きいが、一國の貨幣の流通量は同じでも、其の流通速度の大小に應じて其の貨幣に依る取引高即ち貨幣の能率に大小の相違を生ずる。貨幣の流通速度は即ち一定期間に於て一定の貨幣

が支拂取引の爲に用ひらるゝ度数である。貨幣の流通速度を測定するには、貨幣の流通量を以て貨幣に依る取引總量を除する方法が一般に行はれてゐる。此の場合に於ける貨幣の流通量には、貨幣、紙幣、銀行券等の外に預金通貨をも含む。併し退蔵貨幣、準備貨幣等直接財の賣買取引に利用されざる貨幣は、夫れ丈流通量から控除しなければならぬ。其残額が實際の流通量である。此の貨幣の流通速度は、貨幣の種類、貨幣代用物又は信用の有無、其の用途、其の所有者、時期、場所等に依つて異り、従つて其の流通速度は貨幣の数量、信用、物價等と如何なる關係を有するか問題となる。

貨幣の量目

〔定義〕 鑄造貨幣の有する金屬の重量。
〔解説〕 鑄造貨幣の製造に關して、第一に定むべきことは各種の貨幣の保有すべき金屬の量である。本位貨幣の保有すべき金又は銀の量は隨意に定めることが出来ない。兩本位制の下にありては先づ金銀比價を法定し、之を標準として兩種の本位貨幣の有すべき金及び銀の量が定められる。補助貨

幣の有すべき金屬の量は、其の貨幣をして適當の大きを得せしめ、且つ其の輸出、又は溶解を防止することを目的として、之を定めるのが普通である〔「公差」の項を看よ〕。

貨幣品質説

(獨) Qualitätstheorie

〔定義〕 貨幣の品質に對する世人の判斷(即ち信任)が、貨幣の價値に極めて重大なる影響を及ぼすと主張する學說である。
〔解説〕 第一次世界大戦を契機として諸國に現はれた貨幣現象が、此の心理的なる貨幣價值論を強く刺戟したが、併し學說夫れ自體としては決して獨立した一箇の貨幣價值論と云ふのでなく、實際には數量説を前提とした其の一適用に過ぎぬ。夫れでも一時は數量説にとつて代らんとする學說であるかのやうに考へられたことがある。

貨幣法

〔定義〕 我が國に於ける貨幣制度を規定した法律であつて、獨立せる一の制度法。
〔解説〕 此の貨幣法は明治三十年三月二十九日法律第十五號を以て公布され、其の

貨幣本質論

〔定義〕 貨幣のみ有してゐる職能を説明せんとする貨幣理論を貨幣本質論と謂ふ。
〔解説〕 貨幣の本質は其の職能を離れては觀念し難いものである。金屬學說は職能に先つて貨幣の本質を探らうとして遂に果さず、職能の論究に依りて其の説明の不十分を補つた。名目論者に至りては貨幣を具象的實在物と見るものも、抽象的概念と解するものも、職能の方面から貨幣の特性を究め其の本質を明らかにせんとしてゐる。蓋し貨幣の貨幣たり得る所以のものは其の有する特殊職能に存してゐるからである。

貨幣名目説

(英) Nominalism
(獨) Nominalismus

〔定義〕 貨幣理論上、金屬主義の基本的主張を全然否定するあらゆる學說の總稱。
〔解説〕 金屬主義の根本的見解に反對す

る點に於ては凡て同じであるけれども、其の後に於ける積極的な主張に至つては、同じ名目説の間にも種々異つた貨幣理論が展開されてゐる。貨幣本質論の名目説への轉向を齎らした動機となつたクナップ(G. F. Knapp)の國家的學說(Nationaltheorie Theorie des Geldes)は法制的形式的見方に偏して、經濟的實質的側面を閉却すると云ふ所から、其の根本の見解を活かしつつ之を經濟的基礎の上に建直さんとしたのはメンディクセン(F. Mendixen)ヘルスマー(K. Hülsmann)ケインズ(J. M. Keynes)等であり、其他所謂ケンブリッジ學派の貨幣理論と一脈相通じて、茲に最も力強い貨幣本質論を展開して來た。指圖證券説、又は債權説(Arbeitsloshypothese)と呼ばれてゐる學說が即ち是れである〔「指圖證券説」〕。貨幣理論の體系上、職能價值説は指圖證券説と共に此の名目學說に包括されてゐる。

貨幣用金

(英) Monetary Gold

〔定義〕 金貨(Gold Coin)と其の儘の形態にて貨幣の用に供せられる金地金(Told

Bullion)とを併せて、貨幣用金と稱する。

〔解説〕 金貨の數量に極めて重要な關係を有するものは金の存在量と其の年々の産出額である。世界大戦前文明國の多くが金本位を維持し得たのは、一八九〇年代から金の産出が著しく増加した爲めと云はれてゐる。併し金は工業用其の他の目的にも用ひられることが少なくないから、之れ亦貨幣數量の増減に密接な關係があるが、此の貨幣以外の需要と併せて注目すべきものは金の國際的分配である。金は其の容積に比して價値が大であるから、運搬費が少く従つて移動が容易に行はれ、常に列國間に入出として一處に固着しない。此くの如き金の移動性は、世界全體から見れば存在量に變化を及ぼすものではないが、一國に就て見れば金貨其他貨幣用金の數量増減の有力なる原因となるのである。従つて自國內に金の産出の少い金本位國に取つては、金の國際的分配は殊に注目される。此の金の國際的分配に對して一般的で且つ重要な關係を有するものは各國の國際貸借であつて、金は金として此の國際貸借の順逆如何により流入もすれば、また流出もするのである。

然るに近時は、金本位國の多くは金本位を離れてゐる。假令金の兌換及び輸出が停止されても、金本位停止下の紙幣本位制度では、或る時期までは紙幣は依然金を基礎として發行され、又金は國內的には流通手段でないが、尙ほ國際的流通手段として利用せられ、世界的貨幣の地位を獨占した事實に徴せば、金と貨幣との兩者の間に關係が全然なくなつてゐないことは明白である。

國內に金貨は流通せず、従つて金に對する貨幣用需要はなくとも、貨幣價值に對する保證手段として、或は國際取引の決済手段として、工業用以外に金の需要は存在し、之等の需要は一種の貨幣用需要と見ることが出來た。併し乍ら貨幣用金なるものを狭義に解釋するときは、金本位の停止下には貨幣用金は存在することなく、凡ての金は一種の商品に過ぎないのである。曾て國際取引に於ける金は世界的貨幣であると云はれたけれども、單純に商品として授受せらるゝものである。それは何等國內に於て見る如き形式の統一せられた共通貨幣ではない。即ち各國が金以外の商品の輸出入に對して、其の對價としてたゞ金なる一種の商

品を共通的に授受すると云ふに止まるのである。

貨幣要具

〔定義〕 貨幣が構成される材料となるべき各種の物質を指して貨幣用具と稱する。

〔解説〕 貨幣の發生を見るに至つてより後、其の素材に於ても種々なる變遷を經た。先づ原始的貨幣に就て其の要具となれるものを考察するに、狩獵種族は武器及び獸皮、毛皮を交換手段として用ひ、牧畜及び粗朴なる農業に従事せる種族にあつては、家畜(主として牛羊)が交換手段として用ひられた。山地の住民は岩石其他の礦物、海邊の住民は貝殻、乾魚、眞珠、又他種族と貿易を營む種族は其の輸出入商品を夫々最初の交換手段とした。之等の交換手段となれる財は地方的又は種族的なる特産物であつて、主長共の他の權力者、神官、僧侶が租税、貢賦、罰金等の形にて取得せること、若くは裝飾品として愛玩せられたことが、貨幣として用ひらるゝ素材の決定に重大な關係があつたものゝやうに云はれてゐる。上述の財貨は、其の最初に於て交換手段た

ると同時に、尙ほ從來の用途にも供せられた。之等の原始的貨幣が物品貨幣 (Varen, Ware) と稱せられるのは此の故である。又物品貨幣は多くの場合に於て二三の種類が並び行はれ、而して之等は互に代替することなく、取引の種類に依つて夫々特殊の貨幣が用ひられた。然るに交換が益々頻繁となり、且つ交換の金額も増大すれば、媒介手段となるべき貨幣は、其の容積、重量に比して、價値のより大なる財を以て便利とし、世界の何れに於ても期せずして物品貨幣は其の跡を絶ち、主として金屬を貨幣として使用することになつた。けれども諸種の金屬が貨幣となつた初に於ては、貨幣たる職能を盡すと共に、尙ほ從來の用途にも使はれ、其の形状、重量、品質は一定してゐなかつたから、授受の際一々其の品質を檢し、重量を計る必要があつた。所謂秤量貨幣が是である。そこで斯くの如き授受の不便を除く爲め遂に鑄造貨幣が現はれた。貴金屬の中で、價値の最も大なるものはプラチナであるが、之は生産量が非常に少量で、而かも其の價格が高價なる爲に、貨幣とすれば形状が小に過ぎて授受に不便であ

る。ロシアではビーター大帝の時、ウラル地方から出るプラチナを利用してルーブル貨幣を造つたが、間もなく回收されて失敗に終つた。此のプラチナを除けば、貨幣の素材に最も適する貴金屬は金と銀である。初期の鑄貨には銀貨が多く、其の後金貨と銀貨とが併び行はれたけれども、十九世紀の七十年代以後は本位貨幣としては銀貨を用ひること甚だしく、金貨が其の主なるものとなつた。最近に於ては金貨も亦た減少し、金は地金の形態で貨幣の用途に供せられてゐる。現今貨幣用金 (Monetary Gold) と稱せられるものの中には、金貨の外に金地金をも含んでゐる。次に補助貨幣を其の素材に依りて區別すれば、銀、白銅貨、アルミニウム貨、鐵貨、青銅貨等である。鑄造貨幣は、素材價値を有する貨幣であるが、紙幣は之を構成する素材に何等の價値なく、全く貨幣たるが故に流通するものとならなければならぬ。素材價値を有することとは貨幣に取つて絶対的必要條件ではない。貨幣は素材的拘束を離れるも尙ほ貨幣として存在する。預金通貨 (Deposit Currency) や、帳簿貨幣 (Buchgeld) は無定型

の貨幣であつて、素材的拘束を有しない。

貨幣理論

(英) Theory of Money
(獨) Geldtheorien

〔定義〕 貨幣の生成、職能、本質及び價値等の諸問題を其の内容として、理論的に體系付けられ、從來の經濟學から遊離化した學問上の新領域を指して謂ふのである。

〔解説〕 經濟學の初期に於ける貨幣理論は、經濟學體系の一要素とせられ、交換理論の一章として之を取扱ひ、常に其の内面的關聯への顧慮の拂はれてゐたことを知ることが出来る。其の後、經濟現象に於ける貨幣問題の重要性が著しく増加し、又複雑化したことに依つて、便宜上貨幣に關する理論は一見獨立せるが如き形をとつたが、尙ほ一般經濟理論との思考上の分化はなかつた。然るに貨幣に關する知識内容の豊富となるに連れて現はれた研究上の分業と學問的分科とは、勢ひ複雑化する内容の整備の爲めの體系化を促し、貨幣理論を獨立の研究領域として發展せしむるに至つたのである。貨幣理論の最近十年間に於ける關心

は、經濟動態を貨幣的側面から如何に説明するかと言ふことに集中せられ、又實際に此の方向に於て著しい發展を示した。其の最も根本的なものは、從來の貨幣理論に於ける唯一、而して定説とされてゐた動態理論たる貨幣數量説を以てしては、動態夫れ自身の結果的指標は與へられるにしても、經濟發展乃至は動態過程其のものは明確に之を説明し得ないと言ふ事實に基くのである。併し乍ら斯かる經濟現象觀の根本原因の外に、同じ困難は亦經濟理論自體の側にもあつて、從來の交換價値中心の理論構成を以てしては、最早や現象の貨幣經濟的動態を解き得なくなつた。此の如き意味に於て貨幣理論は、經濟學から遊離せしめられたとも言ひ得る。最近に於ける經濟學の問題の一は、斯くして遊離した經濟理論と貨幣理論とを如何にして結合するかと言ふことであつて、其の傾向は雙方の側から見られてゐるが、同時に貨幣理論は現在或る一の轉換期に立つてゐる。經濟理論からの貨幣理論の遊離を救ふ爲に、經濟理論の領域に於て試みられつゝあるものは、所謂「交換價値の貨幣化」或は「相對的價格の絕對

化」と問題であり、之は言はゞ靜態的な面に於ける經濟理論の新領域であるが、貨幣理論の側に於けるものは、之に對して専ら動態的な面にのみ其の重點が置かれ、所謂「貨幣的景氣理論」の形態をとつてゐる。

蒲生君平
〔人物〕 名は秀實、又夷吉と云ひ、字は君平、伊三郎は通稱である。下野宇都宮の人。明和五年に生まれ、文化十年七月六日、年四十六で歿した。慧眼遠識の士である。

〔著書〕 幕府に建白し、天下の時弊を指摘して時務策を述べた「不恤錢」の中に、金穀を論じた一篇がある。我が國錢貨の變遷を敘し、天正以後鑄錢多きを指して「其の錢益多くして且つ軽く、凡て百物是に由つて其の價を増益す」とて、錢貨と物價との關係に着眼せるは、意見の當否は別として、蓋し當時にありては稀れに見る警拔なる所懐を洩らしたものと云はねばならぬ。

貨物受取船荷證券
(英) Received for Shipment
Bill of Lading, Receipt
Bill of Lading

(獨) Uebernahmekonnossement
(佛) Connaissance reçu

〔定義〕 船舶會社が荷送人より荷受後本船積込前に之を發行し、船積の爲め貨物を受取りたる旨を記載したる船荷證券のことであり、受取船荷證券又は貨物受取船積前船荷證券と謂ふも之と同じものである。

〔解説〕 普通に貨物積込船荷證券を適法船荷證券と云ひ、貨物受取船荷證券を法規外船荷證券と謂ふが、國に依りては明白に船積前に船荷證券を發行することを禁じてゐる。然るに貨物受取船荷證券は法律の規定如何に拘らず、商取引の實際的の必要から世界各地に於て廣く行はれてゐる商習慣である。船積終了後に非ざれば、船荷證券を發行するを得ずとする時は、貨物の引渡後本船積込みまでは、荷送人は船荷證券なき爲、荷爲替を取組むことが出来ないと云ふ金融上の不便がある。英米間棉花取引に使用される受託船荷證券 (Trust Bill of Lading, Connaissance dépôt) は貨物引渡の當時未だ船舶の入港せざる場合に發行せらるゝ船荷證券である。又、港灣船荷證券 (Port Bill of Lading) は船舶入港後に

發行される。我が國には此の種船荷證券に關する法律規定なく、其有效無効に付學說判例區々であるが、必要な商習慣である。

貨物貨幣説

(英) Commodity Theory of Money

(獨) Warengehalttheorie

〔定義〕 貨幣の本質をば貨幣の素材と觀て、貨幣は其の素材に價值が存してゐる故に、貨幣たり得るものと爲す學說である。

〔解説〕 古來、多くの學者及び實際家の貨幣思想を支配したものは此の學說であつた。原始的の經濟社會に於ては、貨幣として種々の財貨を使用したのが、稍や進歩した經濟社會は、此の思想に基き貨幣材料として金屬のみを使用する。従つて今日にては一般に此の學說を呼んで金屬學說 (Metallism, Metallismus) と稱してゐる。蓋し金屬の素材價值に重きを置くところの金屬貨幣中心の思想に外ならないからである。此の貨物貨幣説は、嘗ては殆んど何等の缺陷を示すことなく、一切の貨幣現象の説明に役立つ理論として一般に受け入れられた

が、其の後貨幣現象には幾多の變化が起つた爲、貨幣觀念も亦進化せざるを得なくなつた。此の貨幣觀念の進化に、重大な影響を與へた貨幣現象は何等の素材價值を有してゐない紙幣の流通である〔金屬學說〕。

貨物代表證券

〔定義〕 證券に記載せられたる物品を表彰する證券を指して貨物代表證券と謂ふ。

〔解説〕 運送業者の發行する船荷證券、貨物引換證、倉庫業者の發行する倉庫證券は、運送品又は寄託品を受取りたることを證明すると共に、之等物品の質入、賣却等の物品に關する處分が、證券を處分することに依つて爲されるから頗る便利である。

貨物積込船荷證券

(英) Shipped Bill of Lading, Bill of Lading Shipped
(獨) Anfuhrerkonnossement, Verladungskonnossement
(佛) Connaissance embarquée

〔定義〕 貨物を本船に積込みたる後、發行する原則に従つた所の船荷證券。

〔解説〕 普通に船荷證券と云へば之を指すのである。商法第七百六十七條の規定に依れば、船長は備船者又は荷送人の請求に依り、運送品の船積後遅滞なく、一通又は數通の船荷證券を交付することを要する。

貨物引換證

(英) Way Bill

(獨) Ladesechein

(佛) Feuille de routs

〔定義〕 陸上運送に於て荷送人が貨物の運送を運送人に委託したる時、荷送人の請求により運送人の交付する貨物代表證券。

〔解説〕 海上運送に於ける船荷證券と同様運送中にある貨物の賣買、讓渡、質入其他の利用に供する爲め發行される。運送人の金融其他の支障を除く目的にて海上運送に於ける船荷證券の制度を陸上運送に移植して出來た制度である〔商法五七條〕。けれども陸上運送は海上運送に比較して概ね運送距離が短く、従つて運送時日も比較的短いから、特別の貨物代表證券に依り運送貨物の處分を爲す必要は、海上運送に於ける程切實でない。故に船荷證券は各國ともに法

律で認めてゐるが、貨物引換證の方は必ずしもさうではない。貨物引換證を認むる國は獨法系の諸國で、佛法系の諸國にては之を認めてをらぬ。尤も佛法系の諸國にては、貨物引換證に代はるべきものとして、送り狀の複本又は原本に運送人が署名し、金融其他の便に供せしめてゐる。之も便法である。我が國では、貨物引換證の外に運送狀なるものを認め〔商法五七條〕、之を送り狀と稱してゐるが、單に運送に關する證據方法の一種に止まり、貨物代表證券ではないから、之を讓渡質入することは出來ない。

空賣り

〔定義〕 實株を引渡す用意無く、唯だ差金の取得を目的として賣契約を爲すこと。

空買ひ

〔定義〕 實株を引取る用意無く、差金の取得のみを目的として買契約を爲すこと。

烏金

〔定義〕 小額高利金を夕刻若くは夜明け

迄に返済する約束で一日借りる金を謂ふ。

空小切手

〔定義〕 眞實の取引原因なくして、單に金融の目的に依り發生せる小切手、又は銀行に支拂資金を有せずして振出される小切手を指して、空小切手と謂ふのである。

カラット

(英) Carat
(獨) Karat
(佛) Carat

〔定義〕 金と他の金屬との合金に於て、其純金含有の程度を表示する單位の名稱。

〔解説〕 純金は二十四カラットで、二十四金とも云ふ。イギリスの磅貨は二十四カラットのうち二十二カラットまで純金であるから、此の場合に於ける單位は十二分の十一となり、我國の夫は十分の九である。

空手形

(英) Klises
(獨) Reittwechsel
(佛) Billet de Comptance

〔定義〕 商取引の原因なきに拘らず、専ら金融の爲めに振出された手形のこと。支拂資金の空なる手形で不渡の危険が多い。

ガランティー・ブローカー

(英) Guarantee Broker

〔定義〕 自ら外國爲替取引の相手方となり、其の爲替取引に於て一切の危険と責任とを負擔するが、同時に亦、營業として廣く賣手買手の仲介を爲す爲替業者を謂ふ。

〔解説〕 爲替仲買人と、爲替仲立人とを一人で兼ね、自己計算に依つて賣買を行ふ場合は爲替投機業者と云つた方が適當である。上海、ボンベイ等の東洋外國爲替市場に於て活躍する爲替ブローカーは多く此の種のブローカーに屬する。上海の仲立手数料は、對商人取引に就ては151パーセント、銀行間取引に就ては132パーセント。

借換社債

(米) Refunding Bond

(獨) neufundierte Obligation

〔定義〕 其の目的の如何を問はず、既に發行せられたる社債と借替る爲、之とは別に發行される社債を指して謂ふのである。

〔定義〕 金銭融通の便宜の爲、振出人は唯名義のみで振出される手形〔貸手形〕。

借手形

〔定義〕 短期取引に於て、實株渡しの過剰を來した場合、受株を回避せる買方に代つて此の代行者が受株を爲すことを謂ふ。

假引

〔定義〕 短期取引に於て、實株渡しの過剰を來した場合、受株を回避せる買方に代つて此の代行者が受株を爲すことを謂ふ。

假渡し

〔定義〕 渡株不足の場合、代行者が株を立替へ、直ちに短期の買方となること。

カレンシー・ノート

(英) Currency Notes

〔定義〕 イギリスに於て、世界大戦の際に緊急貨幣として發行せられた政府紙幣。

〔解説〕 一九一四年夏、イギリスに於ける對獨開戦の機運は經濟界を混亂に陥らしめ、金貨は流通市場から姿を消し、銀行預金の引出しと、イングランド銀行券の兌換請求は一時に増加して、信用は急激なる停滞を免れなかつた。政府は一九一四年八月

四日先づ金銀貨並に地金を條件付戰時輸出禁制品とし、八月六日には通貨並に銀行條例 (Currency and Bank Note Act) を發布して、イングランド銀行をして其の銀行券の保證發行制限額を超過する限外發行を許し、又、郵便爲替に對し法貨として緊急貨幣たる性質を與ふると共に、大藏省をしてカレンシー・ノートの發行をなすことを許した。カレンシー・ノートの券面額は一磅及び十志の二種である。之に法貨たる性質を與へて金兌換をした。大藏大臣の許可に依つてイングランド銀行、スコットランド銀行並にアイルランド銀行に於ては從來の最高發行高以外の制限外發行として取扱はれた。イギリスに於て此の如き紙幣の發行されたことは洵に空前と云はねばならぬ。

政府はイングランド銀行を通じ、市中銀行に對して其の預金債務の二〇％に相當する額を限度として之を發行したが、夫は各銀行に對する貸付金として發行された。之に依つて漸く通貨の缺乏は救はれたが、政府に於ける戰時財政の支出額が増加するに従ひ、最早や公債の發行及び租税の徴收を以つてしては、到底所要の資金を得ることが

出来なかつたから、一九一四年八月二十八日通貨並に銀行券改正法 (Currency and Bank Note Amendment) Act, 1914) が發布せられ、カレンシー・ノート發行の目的には、通貨の缺乏を補ふことの他に、更に政府の財政手段として利用すると云ふことが新しく加へらるゝに至つた。以上の如き經過に依つて政府紙幣の増發が盛んに行はれると共に、夫は著しい信用膨脹の基礎となり、遂に戰時インフレーションの原因となつた。そこで政府はカンリッフ委員會の提案を容れ、一九一九年十二月十五日の大藏省令を以て先づ一九二〇年度の無準備政府紙幣の最高發行額を三億二千六十万磅と定め、以後毎年の最高發行額を漸次減少する事にした。一九二五年に金銀輸出禁止法は撤廢せられ、五月十三日に金本位法 (The Gold Standard Act, 1925) が發布せられ

て、金本位制度の確立を見るに至つたが、一九二八年七月二日に通貨及銀行券法 (Currency and Bank Note Act, 1928) の發布あり、遂にカレンシー・ノートとイングランド銀行券とは合併され、其の結果、イングランド銀行券は新たに法貨たる一磅及

び十志の二種類の銀行券を發行し得ると共に、其の保證發行の最高發行限度は二億六千万磅と決定せられるに至つたのである。

カレンシー・プリンシプル

(英) Currency Principle

〔定義〕 我が國にては之を譯して通貨主義と謂つてゐる。金本位の自働的機構に信頼を置き、金準備を擁護せんとする主張である。詳しくは「通貨主義」の項を看よ。

爲替

(英) Exchange

(獨) Weisung, Wechsel

(佛) Change

〔定義〕 隔地者間の貸借を決済し、代金を取立て、送金をなす仕組のことである。

〔解説〕 爲替は其の仕組が内地に限られるか、外國にも及ぶかに依り、(一) 内國爲替、(二) 外國爲替に分れる。外國爲替は隔地者間の支拂決済の方法たること内國爲替と異なる所なきも、國際間の支拂決済に關するものであるから、常に内國貨幣と外國貨幣との價值關係、即ち爲替相場が問題となる。尙爲替は各種の標準に従つて、

(一)送金為替、(二)荷為替、(三)並為替、(四)逆為替、(五)直接為替、(六)間接為替等の種類に之を分類することが出来る。

為替安定資金

(英) Exchange Equalisation Account

(米) Exchange Stabilisation Fund

(佛) Fonds de stabilisation des changes

〔定義〕 自國に於ける為替相場の激動を防止せんが爲に、為替の賣買調節に就て運用せらる可く設置された政府の資金勘定。

〔解説〕 此の政策の先驅をなすものは、一九二六年末より翌二七年に亘りて行はれたフランスの積極的為替調節策であつた。政府はフランス銀行との間に損失補償の契約を結び、同行をしてフラン不安の爲に逃避せる巨額の資本の買戻を爲さしめ、回収された在外資金の運用により一九二八年に平價切下及び金本位復讐を行ふに至る迄フラン相場の安定を續けることが出来た。イギリスでは一九三二年の財政法に依つて、為替平衡勘定なるものが設定された。此の

運用に依つてポンド貨の激動殊に其の急騰を防ぎ、以て為替投機、資本の逃避を抑壓すると同時に、ポンドの強調に因る輸出貿易の障害を除去せんが爲めである。之に要した資金は最初は(一)從來より存せるドル為替資金の残高二千五百萬磅、(二)新資金一億五千萬磅の合計一億七千五百萬磅であつたが、一九三三年四月之を三億五千萬磅に増額した。此の爲替平衡の爲の資金は、金、英貨及び外貨等を以て適宜保有することが許されており、イングランド銀行が主として其の管理運用に當つてゐる。一九三九年十一月に、第二次歐洲大戰の勃發するや、イングランド銀行の金準備は爲替平衡勘定に移管された。アメリカに於ては一九三四年金準備法 (Gold Reserve Act, 1934) は、イギリスの爲替平衡勘定と同一趣旨より成る爲替安定資金設定に關する規定を設けたが、同年四月二十七日を以て正式に設定せられ、金の再評價に因る差益金二十億弗を之に繰入れた。右運用の権限は、一九三九年六月末満期となるのを二ヶ年延長したが、一九四一年六月末に二ヶ年を延長した。フランスは一九三六年九月を以て平價

切下を行ひ、十月に爲替平衡資金を設定して、之が管理をフランス銀行に委託した。

為替會社

〔定義〕 内外商業の振作に要する資金を融通して通商會社に助力を與へ、併せて金銀貨幣の融通を容易ならしめ、民間の金融を開發せしめん事を目的として設立せる我國最初の株式會社、我國銀行の先驅である。

〔解説〕 泰西に存在した會社及び銀行を興す必要あることを痛感したる明治新政府は、明治二年に東京、大阪、西京、神戸、横濱、天津、新潟及び敦賀に通商、爲替の兩會社を設立した。之等會社は我國最初の株式會社である。爲替會社は社中の供出せる身元金の外に政府より巨額の貸下金を受け、一般よりは預金を受入れたが、後に銀行券を發行する特權が與へられ、之を以て主なる貸出資金と爲した。銀行券の種類は各金券、銀券、錢券の各種であつて、此の外に横濱のみは洋銀券を發行した。金券は東京のみで發行し、銀券は大阪でも發行したが、銀券、錢券は名稱の相違に過ぎぬ。爲替會社は主として貸付の方法に依り貸出

を行ひ、他の爲替會社と契約して爲替業務に従事し、更らに兩營業務に従事することも許した。然るに各爲替會社は何れも數年にして失敗し、明治五年、國立銀行條例の發布に依つて、横濱を除く外は遂に解散するの已むなきに至つた。此の時、横濱爲替會社は組織を改めて第二國立銀行となる。

為替力ハ

〔定義〕 爲替相場の變動に因る手持爲替の損失を防ぐ目的で行ふ爲替買買のこと。

為替換算率

〔定義〕 昭和十七年一月一日實施の公定爲替換算率に依り外國爲替相場なる稱呼を廢し、専ら此の語を用ふることになつた。

為替關稅

〔定義〕 爲替安に乗じて殺到する外國品に對し、其爲替安に因る利益を抹殺する爲之に課する關稅を指して爲替關稅と謂ふ。

の名稱の下に、爲替低落以上の高率なる關稅を課して外國品に壓迫を加へ、之に依りて自國商品を保護せんとする場合がある。

為替管理官

〔定義〕 外國爲替管理法の定むる所に依り、検査其他の管理事項を掌る官吏。

為替許可制度

(獨) Devisenbewilligung

〔定義〕 外貨の需要及び物資の輸入に制限を加ふる爲に、輸入爲替の買入には政府の許可を受くることを要する制度を謂ふ。

為替協定

〔定義〕 對英爲替一志二片の國策相場を維持する爲、爲替銀行間に成立した協定

〔解説〕 支那事變の發生以來、政府は此國策相場を維持する爲に可なりの特權を拂ひ、多額の正貨現送を行つたが、一方爲替銀行に對しても政府に協力して、一志二片以下を出さない様に自制することを要望した。而して其の方法としては、爲替銀行の自主的協定を勸奨した結果、昭和十二年八月二十日、日本銀行の肝煎に依り、爲替銀行間に爲替協定が成立した。此の爲替協定は、先づ對英爲替相場に付て行はれ、更に對米爲替相場にも及んだ。爾來、必要に應じて協定内容は屢々改訂せられてゐる。

為替局參與

〔定義〕 外國爲替管理運用の圓滑を期する爲、爲替局の局務に參與する者を謂ふ。

參與は大蔵大臣の奏請に依り、學識経験ある者の中より内閣に於て之を命じ、其の任期を二年とする。但し特別の事由ある場合には任期中之を解任するも妨げない。為替局參與は其の官制上勅任官の特遇を受けることになつてゐるが、本官を有する者に付ては本官の受くる待遇に依る(大藏省官制)。

為替訂付政策

(英) Pegging of Exchange

〔定義〕 為替手形の賣買に依つて、為替相場を或る一定の點に於て人為的に固定せしめんが爲に行はれる為替政策を謂ふ。

〔解説〕 戦時中及び戦後にかけて多数の國に依りて實行せられる政策である。昭和五年七月より六年に互り我が國政府が所謂ドル買に対抗せんが爲めに横濱正金銀行をして、為替の統制賣をなさしめ、為替相場を四九ドル八分の三に維持したのも見やうに依りては一種の釘付政策である。併し乍ら此の政策が始めて最も顯著に、且つ大規模に實施せられたのは、大戦中に於けるイギリス政府のポンド釘付政策である。之は大戦中に發生したる巨額の軍需品、食糧品

の輸入に基く對米支拂の激増の爲に起るポンド為替の激落を防ぐ爲に實行されたもので、其の期間は一九一六年より一九一九年に至る四年間に亙つてゐる。其の間イギリス政府は、ニューヨークのジェー・ビー・モルガン商會を代理人とし四ドル七六セント一六分の七の釘付相場を以てポンド手形を無制限に買取らしめた。此の手形買入に要した資金の一部は、金の積送、イギリスに於けるドル證券の動員に依り、他の一部はモルガン商會を通じて外債を募集することによりて調達せられたが、一九一七年アメリカの戦争参加以來はアメリカ政府より借入金をして之に充てることが出来た。然るに手形を自然の相場より高く買ふことは、アメリカよりイギリスへの輸出業者に非常な利益を與へ、アメリカよりの對英輸出は益々増加する傾向を生じたから、ニューヨークに於ける手形買取りに要する費用も増加するばかりであつた。そこで為替釘付政策に對して輸入制限策が併用され、之に依りて手形買取資金の増加を防いだ。併し一九三一年の金本位再停止以後に於ける為替平衡勘定の運用が積極的、攻勢的なる為替

為替口座

〔定義〕 當方口と先方口とに分ち、當方の依頼に基くものは當方口に記帳整理し、先方口からの依頼に依るものは先方口に記帳整理する。他店勘定の記帳方法である。

〔解説〕 銀行は凡て各地の同業者と為替取引契約を取結んで、或は送金為替を取組み或は代金取立の依頼をする。斯かる為替取引は當方の依頼に基いて生ずる場合もあれば、先方から仕向けられる場合もある。當方口先方口の區別は、取引そのもの、本質に依りて定まるものではなくて、何れかの銀行の依頼に基くや否に依つて定まる。故に甲銀行の當方口は乙銀行の先方口となり、乙銀行の當方口は甲銀行の先方口となる。當方口の別の名を當行口、自行口、弊行口、此行口とも云ひ、先方口の別の名を貴行口、貴方口、他行口、向ふ口とも云ふ。

此の當方口、先方口の區別は、他店勘定を記帳計算する爲めに考案された便法である。尙ほ進んで云へば、他店勘定の貸借の現はし方は「他店へ貸し」と「他店より借り」二つ以外にはないが、併し他方への貸しの中には文字通り他店へ貸した債權の外に、預けた債權を含み、又他店より借りとなる勘定には文字通り他店より借りた債務の外に、單に預つてゐるに過ぎない債務もあるから、結局他店勘定は預け、預り、借越、貸越の四つに分れる。そして當方口は他店勘定の貸借の中、預け勘定と借越勘定の二者を併せたものであり、先方口も同様にして預り勘定と貸越勘定との二者を併せたものである。之を表に示せば次の如くである。



為替裁定

(英) Arbitration of Exchange
(獨) Wechselarbitrage

〔定義〕 或る一定の時に於ける為替相場

の場所的差異を利用して、最も有利に為替の取組をなさんとする為替技術、又は斯かる差異を利用して利鞘を收得せんが爲に、積極的になさるゝ為替取組を指して謂ふ。

〔解説〕 一定の時に於ける一國貨幣の爲替相場は本来ならば、各爲替市場に於て總て同一の高さであるべき筈であるが、實際に於ては各市場に於ける需給状態の差異、時差其の他の諸事情に依りて多少の開きがあるから、其の差異を利用して為替裁定が行はれるのであるが、併し此の爲替裁定は特に機敏なる行動を要するから、電報情報で完備せる爲替銀行其の他の國際金融業者又は大貿易會社に非ざれば之を行ふことが出来ぬ。爲替裁定は裁定の行はれる關係地點から見て、之を(一)直接裁定、(二)間接裁定の二つに分けるが、前者は兩地點に於て行はれる裁定であるから二地點裁定とも云ふ。後者は三地點以上の爲替相場を利用する場合で、三地點間に於て行はれるものは單一裁定、四地點以上に及ぶものは重複裁定である。併し實際問題としては時差の關係其の他爲替の出合關係等で、數地點を経由することは容易でなく、普通は三地點

為替差損金

〔定義〕 政府が直接對外支拂をなす時、爲替相場の下落に依りて豫定せる金額以上餘分に負擔しなければならぬ経費のこと。

〔解説〕 爲替相場の下落に原因する對外支拂の増加、俸給及び物件費等の増加を含み、各省に於ける對外支拂の難多なる項目より成るもので、夫々の省に於て負擔する外債の元利拂に於て生ずる爲替差損金は之を特に貨幣交換差損金と云ひ、爲替差損金の中には最も多額を占むるものである。

為替證明制度

(獨) Devisenbescheinigungssystem

〔定義〕 必要と認められた輸入に對し、支拂満期日までに爲替用意の確實に爲されることを保證する爲替證明書を交付する制度。

〔定義〕 ドイツでは爲替割當制度に依る爲替管理の方針を改め、一九三四年九月四

日の商品交通に關する命令、同日公布の監視設置に關する命令、九月十一日公布の為替管理規定改正命令等に基き、新に為替證明制度を實施し、監視を增加して凡ゆる輸入品に對して監視を加へ、從來の爲替署の代りに爲替管理の事務を行はしめ、爲替署は商品交易業務及び清算業務のみを行ふ事とした。之と同時に從來の一般爲替認可制及び爲替割當制を廢止し、監視に於て認めたる輸入に對して爲替證明書を交付する。之は輸入品検査の際税關に於て此の書面に輸入品金額の記入を受けることに依りて合法的のものとなる。爲替證明は原則として個々の輸入業務に對して與へられ、輸入品の最初の加工者又は使用者の確定してゐることを必要とする。此の爲替證明制度は貿易管理の更に強度化されたものであつて、支拂手段たる爲替の統制に依りてのみ其の目的が達せられる所の方法である。

爲替尻

〔定義〕 外國又は内地の爲替取引先銀行との間に、爲替取引上生ずる債權債務の殘高で、其の實質は銀行間の當座預金殘高。

〔解説〕 爲替取引は本支店間に於てせらるゝと取引先銀行間に於てせらるゝとを問はず、必然的に夫等銀行間に債權關係を生ずるが、一方より仕向けたる爲替取引と他方より仕向けられたる爲替取引とが同額に堆積せられ、全く均衡を得ることは稀れであつて、何れか一方が他方に勝り、所謂片爲替となるのを普通とする。殊に隔地間の支拂決濟は、兩地に固有なる經濟事情——例へば一方が原料の産出地であり他方は之に加工する製造地であるが如き——に基き、ことが少くないから、兩地の爲替關係は常に一方の方向を取り、これに依つて兩地の銀行間の債權關係もまた一方的に偏するを免れない。此の如き爲替尻の不均衡には二つの異なる場合がある。(一)同一他店に對する當方口爲替尻及び先方口爲替尻が互に預け合ひとなり、或は互に借越となる場合、(二)一他店に對し當方口或は先方口爲替尻のみを生ずる場合即ち是である。此の如き爲替尻の不均衡は、種々の不利益を伴ふ。さればこゝに爲替尻不均衡矯正の問題が起つて来る。其の方法が所謂爲替尻の決濟である。之を爲替資金の操縦と謂ふ。

爲替尻決濟

〔定義〕 銀行間相互に殘高を相殺して爲替出合上の不均衡を矯正することである。
〔解説〕 所謂片爲替の傾向は、何等かの方法に依りて貸借の均衡を齎らされざる限り、結局に於て現金を以て決濟され、爲替取引に期待せられたる効果を犠牲とする。故に爲替出合上の不均衡を矯正することは銀行に取りて尙に重要な問題と云はなければならぬ。此の方法には、(一)爲替尻振込、(二)爲替尻付替の二つの方法がある。

(一) 爲替尻振込 借方銀行より貸方銀行へ現金を輸送し、或は他銀行を通じて送金爲替を取組み、送金小切手を郵送する方法である。此の方法は爲替尻付替を爲し得ざる場合、又は最後の決濟法として利用せられるもので、實は特殊の例外に屬する。

(二) 爲替尻付替 現金の輸送、送金小切手の郵送の如き方法を採らず、單に一葉の葉書を以て貸借關係を決濟する便法である。此の付替には二つの場合がある。一は同一他店に對する當方口と先方口との爲替尻を相殺する場合であつて、之を双方付替

と云ひ、他は二つの他店に對して行ふ爲替尻の付替で、之を循環付替と謂ふ。爲替尻付替としての妙味は寧ろ後者にある。爲替尻付替は、双方付替にもせよ、循環付替にもせよ、各銀行何れも其の當方口の殘、即ち預け金と借越金とについて行はれる。

爲替心理説

(佛) Théorie psychologique du change

〔定義〕 第一次大戦後に起つた爲替動搖に因る多くの經驗に基き、専らフランスに於て新たに提唱さるゝに至つた爲替理論。
〔解説〕 第一次大戦後に起つた爲替の動搖は、人類の未だ曾て經驗せざる所のものであるだけに、從來の爲替理論を以てしては之を完全に説明することが出来ない。そこでフランスにては、一九二二年頃から此の經驗に基いて爲替心理説が唱へ出されたが、此の説を一つの纏まつた爲替理論として體系づけたのは實にパリ大學教授アルベール・アフタリオン (A. Aftalion) である。アフタリオンの説く處によれば、外國貨幣に對して一定の價格が支拂はれるのは、外

國貨幣に對し何ものかを期待するからである。其の期待には、(一)質的要素のものと、(二)量的要素のものとがある。質的なる期待としては外國貨幣の有する其購買力の外に、外債支拂力、投機勢力、價值逃避力等が擧げられ、殊に最後の二つの期待は、爲替相場を變動せしむる重要な要素であるとした。又量的期待とは外國貨幣に對する期待即ち個人的評價を爲す場合に於ける需要及び供給の數量である。斯くして質的要素と併せて量的要素をも擧げたのは、爲替心理説の主張としては奇異に感ぜられるが、併し量的に一定せるものにも其の最後の根據は個人的評價であると説き、心理的要因を強調する。從來の爲替理論に於て多く看過された處の要素、即ち資本の移動殊に資本逃避、豫測殊に爲替投機等に注意を促したのは、此の爲替心理説の功績である。勿論、之を以て直に完全無缺のものとするは出来ないにしても、今日に於ては優れたる爲替理論の一たるを失はない。

爲替政策

〔定義〕 外國爲替相場又は其の市場に存

用する種々の經濟勢力の自由なる活動に對して加へられる一切の國家的干渉を謂ふ。

〔解説〕 如何なる爲替政策が行はれるかは、其の時々の經濟的狀態に適應して、一に政府が如何なる經濟政策を樹立し、實行するかに依りて定まる處の問題である。典型的なる自由主義經濟の下にあつては、金本位の自動調節的機能に依頼して、唯だ此の機能を遺憾なく發揮せしめることを最高の目的とした經濟政策が行はれると共に、爲替相場に就ても正貨輸送點を上下の限界とする小範圍に於て、出来るだけ安定的ならしむる爲に直接的乃至は間接的な調節策が行はれたに過ぎない。其の主なるものを示せば次の如くである。(一)一般通貨政策(支拂準備政策、發券政策)(二)割引政策(三)公開市場政策(四)外國爲替形政策(Devisenpolitik)(五)主として中央銀行に依りて行はれる片爲替調整。之等は戦前の所謂自動的國際金本位制の下に於て採られた爲替政策であつて、金準備の擁護又は金本位の維持を其の目的とした。然るに金本位停止下にあつては、金本位の停止と云ふことが既に一種の非常手段であり世界的不

況を克服せんとして幾多重要な政策に依る國家的統制の強化と共に、戦争以來の生

(一)先物為替の操作等の諸方策が行はれ、又、(二)為替制限策としては、(イ)資本逃避の防止(為替手形の買入制限、金、銀行券及び有價証券の輸出制限)、(ロ)為替投機

政策は行はれたが、金本位停止下に於てはより積極的より攻勢的である。為替制限は外國為替取引の自由を制限又は抑壓を加へるもので、之を為替管理と謂ふ。尙此の外に(三)金政策として、(イ)金の公定買上價格の變更、(ロ)金平價の變更が行はれ、又、(四)海外貸出の禁止、國債、公共債、社債其他の長期債、クレディットがある。要するに今日の為替政策は為替取引の制限である。

為替清算協定

(獨) Clearingverträge (英) Exchange Clearing Agreements

〔定義〕主として貿易に伴ふ為替決済を相互的に行ふことに依りて、封鎖せられたる對外債務の支拂及び回収を容易ならしめると共に、進んでは協定國間の貿易を一層促進せしめんとする協定的為替政策で、為替制限に對する一種の緩和手段でもある。

引上げ、自國資金の逃避に苦んだ結果、其の對策として為替管理を實施し、一切の對外支拂の原因となるべきものを制限するの舉に出たが、尙ほ進んで外貨拂の停止(Export Moratorium)を行ふと共に、之等の為替管理國に對する輸出代價其他の債權を封鎖勘定(Blocked Account)に留保して、之が回収を不可能ならしめたのである。併し乍ら此の如き事態の進行は、たゞ徒らに國際貿易を萎縮せしめ、各國の經濟不況を助長するばかりであるから、一九三一年十一月、此の難局打開の方策を審議する爲め、國際決済銀行主催の下に、ブライグに於て外國為替會議が開催され、其時、オーストラリア國立銀行の代表者から為替清算協定を各國相互間に於て締結すべしと云ふ提案をなしたのに端を發し、一九三四年十月十六日の法律に依りてドイツ清算金庫(Deutsche Verrechnungskasse)が創立され、諸外國の政府、中央銀行又は政府の公認せる清算所との間に清算協定を締結して、同國指導の下に貿易貸借の決済を行ふことになつた。第二次四ヶ年計畫開始の年たる一九三七年七月には、銀行間の協

定國家間の協定等各種のもの合せて其の數二十七に上つてゐる。此の爲替清算協定には三の目的がある。即ち、(一)為替管理國の輸入者として、其の國に於ける中央銀行の外國為替準備を更に減少することなく、外國商品の輸入を可能ならしめる。(二)債權國の輸出者をして為替管理國に對する輸出品の代價を、封鎖勘定に留保されることなく回収せしめる。(三)協定締結前に於て封鎖勘定に留保されて取立困難となつてゐた債權を回収する。協定の内容は、協定國間の事情に依りて異なるが、概括して云へば、乙國より商品を購入する甲國輸入商は其の輸入代金を自國貨幣を以て自國の中央銀行の特別勘定(清算勘定)に拂込み、甲國の商品を購入する乙國輸入商もまた同様

貨債相均衡して決済尻を残さぬこととなるが、若し兩國の貿易關係が均衡を得てゐない時は入超又は出超額だけが相手國清算勘定に於ける借又は貸として残り、此の決済尻は凍結舊債の支拂其他に利用された。然るにドイツの清算取引は、廣域經濟の進展に伴ひ、今や從來の二側取引(der bilateral Verkehr)を多側取引(der multilateral Verkehr)に發展せしめ、綜合的清算協定制度に依る貿易體系を樹立せんとし、之は既に一部に於て開始された。即ち一九四〇年九月、蘭、白、諸の三國とイタリ

此の種の貿易決済方法に付き指導することになり(外國為替法)、又、日本銀行が其の決済機關となる建前を探り昭和十七年五月二日、日タイ間に爲替清算協定が成立した。

為替相場

〔定義〕外國爲替たる内國爲替たるを問はず、爲替相場といへば、爲替手形の表示する金額に對する價格のことである。

為替相場基準

〔定義〕自國と最も密接なる經濟的關係を有する國との間に建てられた爲替相場を以て、爾餘の諸國との爲替相場を建てる場合の標準となるものを謂ふのである。

つても、個々の外國との間に於ける需給關係に依つて之を一々定めることは不可能である。そこで自國と最も密接な經濟的關係を有する國との間に先づ爲替相場が建てられ、之を標準として爾餘諸國に對する爲替相場を建てざるを普通とする。又、之を爲替政策上から云へば、自國の貨幣價值を何等かの地位に維持せしめる必要があるが、併し一般的價值を標準とすることは至難であるから、或る主要相手國の貨幣を目標とし、夫に對して何等かの比率を保ち得るやうに操作せざるを得ないのである。例へば我が國にとりて斯かる爲替の基準國は、第一次大戦前はイギリスであり、戦後はアメリカであつたが、アメリカ金融恐慌後は再びイギリスとなり、更に第二次大戦と共にアメリカに戻つた。即ちアメリカに對する相場が先づ市場の實勢に依りて建てられると、イギリスに對する相場は我が國の對米相場と米英間の爲替相場とから比例を以て算出(裁定)された相場を標準として建てられる。而して其の他の諸國に對しても、之等諸國がアメリカに對して最も密接な經濟的關係を有するか、或はイギリスに對して

之を有するかに従つて、アメリカ又はイギリスの之等諸國に對する相場と我が國の對米又は對英相場とから、之等諸國に對する相場が樹てられたのである。然るに夫が金本位時代であるならば、爲替相場の變動は上下金輸送點に依つて劃せられた狭い範圍内に見られるのみであるから、諸外國に對する夫々の爲替相場と爲替基準國に對する相場と甚しく相違した變動を示さない。隨つて基準國に對する爲替相場を採つて見れば、爾餘諸國に對する相場が當然判明するのである。然るに金本位制が停止されてゐる今日に於ては、諸國の爲替相場は自由に變動し、且つ其の程度を著しく異にしてをり、爲替基準國の貨幣價值と雖も、決して其の安定性を確保し得ない状態にある。のみならず第二次大戦の勃發、日本の對英米戰開始により、今や國際經濟も一大轉期を迎へたのであるから、爲替相場基準に對する觀念は全然一變されなければならぬ。即ち日本が他國の貨幣價值に其の基準を求めたのではなく、日本の國貨が東亞共榮圈諸國に於ける爲替基準となるのである。そこは自ら東亞金融圈なるものが形成される。

爲替相場の刻み

(英) Point

〔定義〕 貨幣單位の一定分數を以て爲替相場の騰落を示す單位である〔ポイント〕。

爲替相場の逆

(英) Unfavorable

〔定義〕 金本位國間の爲替相場では、外貨建相場に於て自國貨幣が外國貨幣に對して平價以下に下落した時、即ち相手國から云へば順の時。又金本位を離脱した場合は一定の爲替平價がないから通常外貨建に於ける爲替の下落した時は何れも逆である。

〔解説〕 一部の輸出商の間では、爲替相場の逆を之とは反對の意味に解し、爲替高は自國の輸出に不利であるから、外貨建に於ける自國貨幣の騰貴を逆と云つてゐるものがあるが、併し爲替用語ではない。又、爲替相場の逆は相場が額面より高いから、之れを一に打歩 (Premium) とも稱する。

爲替相場の順

(英) Favorable

〔定義〕 金本位國間の爲替相場では、外貨相場に於て自國貨幣が外國貨幣に對して平價以上に騰貴した時、即ち其の相手國から云へば逆の時。金本位を離脱した場合に一定の爲替平價がないから、通常外貨建に於ける爲替の騰貴した時は何れも順。

爲替相場の建方

(英) Quotation of Exchange

〔定義〕 本位貨幣の單位又は他の單位をとりて、爲替相場を表示する方法のこと。

〔解説〕 普通商品の場合ならば商品の一定量を基準として、交換手段たる貨幣を以て其の相場を表示することが出来るけれども、外國爲替では交換すべき貨幣の何れを基準とするやに就て一定してゐない。自國貨幣を基準として外國貨幣を計算する方法もあれば、外國貨幣を基準とし之に對し

て自國貨幣を計算する方法もある。前者を受取勘定 (Rate of Quotation) 又は外貨建相場 (Rate in Foreign Money) と稱し、後者を支拂勘定 (Rate of Giving Account, Giving Quotation) 又は邦貨建相場と云つてゐる〔受取勘定〕「支拂」。爲替相場の騰落を問はず、價值そのものでなく動部の數字の増減、即ち相場の呼聲を以て示されるから、爲替相場の變動と貨幣價值の騰落との關係は、一般商品の價格騰落の場合の如く簡單には決定せられない。例へば邦貨の爲替價值の騰貴は受取勘定相場の騰貴を、反對に支拂勘定の下落を同時に意味する。爲替相場の騰貴はたゞ數字の上下に過ぎぬ。

爲替相場表

(英) Exchange Quotation, Court-
so of Exchange

〔定義〕 一定の時日に於ける各國の爲替中心地に宛てたる爲替相場、即ち各種爲替手形の買賣價格を一表にしたものこと。

〔解説〕 爲替相場表には、(一)銀行の相場表、(二)爲替仲立人の相場表、(三)新聞

雜誌の相場表、(四)郵便局の相場表等がある。銀行の相場表は海外からの電報や市中の氣配や、自行の都合を按配して作つたもの、爲替仲立人の相場表は銀行の相場表を土臺として作つたもので、爲替相場表としては先づ此の二つが利用される。新聞雜誌の相場表はより一般には報道されるが、其の内容は以上の相場表の概要に過ぎぬ。郵便局の相場表は別に外國爲替換算割合とも云はれ、爲替相場表としては特殊のもので他の相場表のやうには毎日變更されない。我が國では、従來横濱正金銀行の建相場表が標準的になつてゐたが、實際には之に示された相場が其の儘我が國に於ける統一的相場たる譯ではないのみならず、金再禁止直後は在外正貨の枯渇のため其の建値の發表を中止し、昭和八年四月以來外貨手持の充實に連れて、アクセプタンス・レートだけを行内用と斷つて發表してゐたに過ぎぬ。アクセプタンス・レートではあるが、事實上レミッタンス・レートにも此の相場に應じてゐたから最近では建値と見て差支ない。たゞ銀行間の取引には應じないので、此の點で建値として不完全なもので、直接

に市場相場を左右する力はないとも云へるが、正金発表の相場であるだけに市場の目標となつた。外國銀行の日本支店は特殊の機關を有し、獨自の相場を作成してゐる。銀行の爲替相場表に於て、常に使用される主なる用語につき左に説明して置かう。

- Bank selling 銀行賣
- Bank, T. T. 銀行電信賣
- Bank, Demand 銀行要求賣
- Bank buying 銀行買
- Credit 4 m/s 信用四ヶ月買
- Private 30 d/m 個人三十日買
- Nominal 實行相場 (Real rate) に對立する見當相場

爲替損失補償制

〔定義〕 輸出に依つて爲替銀行其他貿易關係業者の被むることある可き損失に對し、國家に於て之を負擔する制度を謂ふ。

〔解説〕 第七十六議會に於て改正外國爲替管理法の實施に關聯し、昭和十六年度以降五ヶ年間豫算外國庫負擔となるべき契約中、五億圓を限度とする外國爲替損失補償制度の承認を得た。此の補償金には二つの

目的がある。輸出補償法に依る損失補償のみでは不充分とし、銀行が手形を買取る場合、又は手形が落ちて後も銀行としては外貨資金其他に付多分の危険があるから、夫等の危険をカバーすると云ふのが其の一であり、外國の凍結措置に依り本邦側の外貨資産、外貨債権が危険に曝される懼れがあつたので、其の危険をカバーするのが其の二である。然るに爲替交易調整法により新たに特別會計が設置され、交易管圍及び其の代行交易者をして、交易によつて生ずる價格差益金を政府に納付せしめ、價格差損及び爲替損失補償金は之を此の會計より支出する。即ち政府の交易計畫による貿易業務に付ては、一方の利益を以て他方の損失を補填し、國防國家に必要な物資の流通を圓滑ならしめんとするのである。

爲替ダンピング

〔定義〕 爲替相場の低落に乗じて其の國から商品を生産し、爲替相場の低落しない國、又は低落率の小なる國に對して、恰かも不當の廉價を以てする商品のダンピングと同様な影響を發生せしめる行爲のこと。

〔解説〕 爲替相場の低落に依つて生ずる影響として最も顯著なる現象は、自國商品の輸出を促進し、他國商品の輸入を防禦することである。爲替相場は下落するも、國內物價は之と比例的に且つ之と同様に騰貴するものではない。従つて物價騰貴の割合が爲替低下に及ばざる程度に於て、又終局的には一致するとしても、物價騰貴の割合が爲替下落に未だ追付かざる過渡期に於ては、此の兩者の開きだけ自國商品の對外競争力を増進することになる。輸出商品は自國の通貨に於て表せばそれだけ低廉に提供されてゐるため、輸出を促進する効果がある。之に對して輸入商品は、相手の輸出の通貨に於ては従來通りの價格であつても、低廉國の通貨にて測定すれば爲替低落の割合だけ高價につく爲め、勢ひ其の輸入は制限せられざるを得ないのである。經濟不況の由つて來るところは、常に國內事情にあるのみでなくして、更に世界情勢の變化のうちに求むることが出來、従つて不況對策としては國內的情勢の轉換と共に、對外關係の打開をも圖らねばならぬ。従つて最も有力な對策として一方では物價の引

上に依る産業の繁榮が要望されると共に、他方對外爲替の引下による貿易増進が必要とされる。一九三一年米國の金本位停止以來我が爲替相場の低落に伴ひ輸出貿易が改善され、爲替景氣を現出したことは既に吾々の経験した所である。併し、爲替低落國の輸出獎勵、輸入抑壓は相手國にとつては輸入を増加し輸出を制限することを意味し惹いて輸出産業の衰頹を招く。そこで此の爲替ダンピングに對しては國稅が引上げられ、輸入割當制が實施され、之等の手段に依つて尙ほ其の効果が無ければ、相手國も金禁輸又は平價切下に依つて自國爲替相場を引下げを計り、以て之に對する報復手段を講ずるに至るべきは明らかである。

爲替手形

- (英) Bill of Exchange, Draft
- (獨) Wechsel
- (佛) Lettre de change

〔定義〕 發行者たる振出人が、第三者たる支拂人をして、一定金額の金錢の支拂を爲さしむる爲の支拂の委託證券である。

〔解説〕 既に支拂委託證券であるから、

手形當事者は委託者即ち振出人と名宛人即ち支拂人と受取人の三人を必要とする。商品の賣掛代金、又は其の他の貸勘定に對して債權者が之を振出し、名宛人たる債務者の引受を得て、受取人たる相手方に渡すことに依つて、其の支拂を擔保とする一方的債務を表彰した有價證券となる。元來は送金の用具として使用されたものであるが、現今に於ける其の用途は、(一) 荷爲替、(二) 外國への送金、(三) 代金取立、(四) 借入證書、(五) 割引に依る金融手段など種々なる場合に於て利用されてゐる。約束手形は其の性質上、買主に於て商品を受取つた後でなければ之を振出すことが出來ないから、遠隔地間の商品取引には適せず、又、近接地間にありても取引の敏捷を期する點から約束手形は不便である。何となれば、爲替手形は債權者より支拂を命令するものなるに反し、約束手形は債務者から之を持參するのを待たなければならぬがらである。アメリカが主として約束手形の使用國であるに對し、イギリスは爲替手形の使用國である。我が國にては爲替手形と約束手形とが併行はれてゐる。爲替手形は、其

の國法の及ぶ範圍に於て、(一) 内國爲替手形、(二) 外國爲替手形の二つに分けることが出來る。けれども之は手形關係人が内國人たる時、外國人たる時に依る區別ではなく、其手形作成の行爲地に依つて區別される。イギリスに於ては明白に内國爲替手形と外國爲替手形との區別を設け、振出地及び支拂地が共に内國なる場合には之を内國爲替手形と看做し、然らざるものを外國爲替手形と呼び其の區別を明かにしてゐる。我が國に於ては其の間の關係を審にした法文を缺くが右解釋に従へば大體間違ひはない。外國爲替手形の表示金額は支拂地の貨幣單位に依るを本來とするも例外はある。

爲替手形擔保荷物保

管證

- (英) Letter of guarantee on delivery of bill of lading against acceptances

〔定義〕 手形引受人たる輸入者が荷物賣捌上の都合に依り、自己の引受手形の支拂前に之を爲すべく、銀行より船積書類の貸與を受くる爲差入れの證書のことである。

〔解説〕 正金銀行に於ては船積書類の貨渡をA號貨渡と稱してゐる。此の保管證の事をトラスト・レシート (Trust Receipt) とも云ふ。荷物の所有權は尙ほ銀行に屬してゐるから、陸揚、倉入、保管及び賣却等は凡て銀行の代理者として之を行ひ、其の賣上代金を受取次第銀行に拂込まなければならぬ。手形金額を支拂はなければ、書類の引渡を受けることが出来ない。云ふのは、其の商品を賣却して手形支拂資金を得んとする輸入商にとつて不便甚だし。そこで此の不便を除く爲に、擔保を提供して書類を借受ける便法が行はれるのである。

為替手形擔保船荷證 券保管證

(英) Letter of Guarantee on delivery of bills of lading and storage purposes

〔定義〕 手形引受人たる輸入者が荷物賣捌上の都合で、自己の引受けた手形の支拂を爲す前に銀行より船積書類の貨與を受くる爲、銀行に差入れる證書のことである。

〔解説〕 正金銀行の所謂B號貨渡が即ち

是である。此の場合には荷物陸揚の上は銀行の倉庫に倉入し、又は銀行指定の倉庫に銀行の名に於て倉入し、其の預證券及び買入證券を銀行に提出する。之れA號貨渡に於ては荷物保管證と呼ばれるに反し、B號貨渡に於ては船荷證券保管證と稱する所以である。此のB號貨渡は信用の薄弱な輸入商に適用されるが、實際には稀れである。

為替手形の第一券

(英) First of Exchange

〔定義〕 延着、不着等の危険に備ふる爲め、作成された組手形 (Set Bill) に屬するところの第一券の爲替手形のことである。

〔解説〕 之を Original とも云ふ。最初に發送せらるゝものは常に第一券であるから、實際上支拂はるゝものは第一券なることを普通とする。組手形を以て次々に發送するも、一通の支拂を受ければ足り、他の組手形は悉く無効となる〔組手形の上〕。

為替手形の第二券

(英) Second of Exchange

〔定義〕 組手形にて作成されたところの

二枚目の爲替手形を指して謂ふのである。

為替投機

(英) Exchange Speculation

〔定義〕 將來に於ける爲替相場の動向を豫想し、轉賣、買戻しに依る値幅の利益を得る目的として行はれる外國爲替の轉賣。

〔解説〕 此の場合に於ける爲替の需給は一に爲替相場の將來に對する豫測に基いて創造される投機的需給であつて、値上りを豫想して先物を買ひ、此の豫想が實現した時には之を賣放ち、又、將來の値下りを見越して、爲替の先物を高く賣りつけ、値下りの實現したる時之を安く買戻すことに依りて、賣豫約と相殺せられ、以て其の間の利幅を稼ぐことが出来るのであるから、實需取引の如く其の賣買に資金を要しない。投機取引の著しき特色は、(一)爲替の豫約(二)相殺の二つである。此の如き純粹なる爲替投機ではなく、有價證券其の對外短期

投資と結びついて、爲替投機の行はれることがある。例へばドルの相場の安き時にドル手形を買入れてアメリカに送り、之を預金又は有價證券の形を以て保有し、ドル相場の騰貴するを待ちて預金を引出し又は有價證券を處分して得たる金を取寄せるが如きである。此の場合、單に銀行利率の引上げ又は證券市價の騰貴を見越してゐたに過ぎぬとすれば、之は明らかに預金又は證券を利用する利幅稼ぎであるが、若しもドルの將來に於ける騰貴を豫測してゐたとすれば、此の取引は同時に爲替投機の實を具へたものとなる。自國貨幣の爲替價值の低落が夙に豫想せられ、受取勘定に依る先物相場が異常なる下落を來した時、輸出商が争つて爲替の先物を豫約し、反對に其の騰貴を見込んで輸入業者が先物の買豫約に集まるが如きは、固より純然たる爲替投機ではないが、併し其の爲替相場に及ぼす直接の影響に於ては、爲替投機と毫も異るところはない。前大戰後に於て爲替投機に依る資金の移動は重要な役割を演じ、投機に依り影響を受けた諸國の爲替相場は激烈に動搖した。爲替投機は本來の性質上國際的で、

爲替投機業者

(英) Accidental Speculator

〔定義〕 轉賣又は買戻しを爲す目的を以て、爲替の先物を買ひ若くは賣放ち、其の間の利幅を稼ぐことを營業としてゐる。

〔解説〕 此の種の爲替投機は爲替業者の取引の中に多かれ少かれ常に含まれてゐるものであり、殊に前大戰後に於ける本位恐慌に依る爲替亂高下の時代には、彼等は活潑な行動を取つた。戦前戦後を通じて著名なる世界的爲替投機は所謂支那爲替投機業者 Chinese Speculator に依つて行はれた。

爲替取引

(英) Exchange Speculation

〔定義〕 他所拂手形の賣買取引のこと。

〔解説〕 本來、爲替とは隔地者間に於て金錢授受を爲す場合、現金を送金することなくして同一の効果を收むることを目的とするものであつて、其の目的を達するには他所拂の手形を銀行に賣却しなければならぬ。爲替の賣買即ち爲替取引は爲替の目的を達する手段である。銀行が爲替取引を行ふ爲めには、隔地に自己の營業又は爲替取

引先銀行を有して、手形の支拂又は代金取立等を爲さしむることが必要であり〔銀行の項を看よ〕、尙ほ又、爲替取引銀行間には手形の支拂、代金取立に基く貸借關係を生ずる。爲替取引銀行間の貸借關係は、普通他店貸借の勘定にて處理されてゐるが、之は法律上の爲替取引のものではない。外國爲替に就ては、爲替相場の動搖常ならざる場合には、將來外貨の輸出手形を爲替銀行に賣却して圓貨を受取る時の金額を豫想することが出来ないから、將來受渡の行はれる外貨の相場を現在取極めて置く爲め先物取引が行はれ、此の先物賣買を豫約 (cont. trade) と謂ひ、其の相場を先物相場と謂ふ。之に對して爲替の賣買と同時に、外國爲替の引渡の行はれる取引を現物取引又は直取引と稱し、其の相場を現物相場と謂ふのである。次に爲替取引の當事者に付て見ると、對顧客取引と銀行間取引の區別がある。

爲替取引先

- (英) Correspondent
- (獨) Korrespondent
- (佛) Correspondent

〔定義〕 一定の爲替取引約定書に基き爲替取引を約定せる相手方銀行を謂ふ。

〔解説〕 我が國にて之をコルレスポンドト、又は略してコルレス先とも云ふ。即ち隔地銀行の店舗が相互に一定の爲替取引約定書なるものを交換し、之に従つて爲替事務を取扱ふ相手方銀行を指すのである。東京、大阪市中の大銀行は、全國樞要の地に支店出張所を設けてゐるが、夫等の大銀行の本店は勿論、支店も夫々獨立して自己店舗なき全國各地の他行本支店との間に爲替取引契約を結んでゐるから、其の關係甚だ複雑を極め、一銀行全體としてのコルレス先は實に數千の多きに上る有様である。

爲替取引約定書

〔定義〕 豫め爲替取引の内容を定めて、其の取引を行はんとする銀行が相互の間に交換して置く業務上の書面のことである。

〔解説〕 爲替取引銀行間の約定は單に口約に依る事もあるが、通例は銀行の代表者の署名捺印ある爲替取引約定書を相互に交換する。約定書には、(一) 當座口振込の處理方法、(二) 送金取立の方法、(三) 爲替尻

預りに對する附利方法、(四) 貸越の有無、(五) 貸越限度及び利率、(六) 付替、(七) 代金取立手形の取扱、(八) 電信暗號其他を協

定し、尙ほ外に、(一) 電信暗號帳、(二) 送金用手形見本、(三) 手形署名者印鑑等をも相互に交換しなければならぬ必要がある。從來、我が國に於ける爲替取引約定書は、銀行間の區々の形式に依つて行はれ、少しも統一してゐなかつたが、大阪銀行集會所に於ては、此の形式を全國的に統一せんとすの趣旨から、夙に標準的形式を發表した。

爲替仲立人

- (米) Exchange Dealer
- (英) Exchange Broker

〔定義〕 銀行と銀行、銀行と輸出入商との中間に立ち爲替の賣買を爲す者を云ふ。

〔解説〕 ニューヨーク P. Exchange Dealer と云ふのは、銀行仲立人、仲立人等及び爲替を取扱ふ者等の全體を指す場合もあるが、ブローカーの地位が向上し自己の計算に於て手形の賣買をなすものを生ずるに及んで、彼等の特に Exchange Dealer と呼び、他のブローカーと區別するやうにな

つた。ロンドンに於ては依然として爲替ブローカーと云つてゐるが、彼等は普通割引會社 (Discount House) を代表し、手数料で働く他の爲替仲立人と異なる。我が國には未だ自己の計算と危険とにより爲替を賣買する爲替仲立人は存在しない。假令、自己の計算を以て爲替を賣買するものがあつても、夫れは密かに爲すのであつて、表面は矢張り手数料を得て銀行又は商人の爲に、爲替取引の仲介をなす仲立人に過ぎない。

爲替仲立人

- (英) Running Broker
- (獨) Wechsel Makler
- (佛) Courtier de change

〔定義〕 爲替銀行相互、或は銀行と商人海運業者、保險業者、證券業者等との間に立ち、専ら外國爲替取引の媒介を爲すことに依りて、其の手数料を得るものを云ふ。

〔解説〕 彼等は單に賣買の仲介を爲すものであつて、自己名義の賣買を行ふものではない。ロンドンでは之をランニング・ブローカーと云ひ、日々銀行及び商人を歴訪して、爲替需給の實情に精通する。どの種類

の何日満期の手形は何處で需給されるかと云ふことを知つてゐるし、手形引受業者の業務の進り方についても専門的の知識がある。彼等は自己の評判を傷けない爲に、最も危険の少ないと思はれる手形のみを取扱ふから銀行は彼等を利用して手形の買入れを行ひ、直接客筋と關係をつけることはない。仲立手数料 (Brokerage) はドルは十萬ドルに付三十シリング、フランは百萬フランにつき二十シリング、ベルガは百萬ベルガにつき三十シリング、圓及びルウビイは 122 パアセントと云ふ如くに取扱貨幣の種類に依つて異り、而かも時々變更される。其の負擔は賣手買手の双方で分擔し、圓とルウビイの場合のみは賣手側の一方的負擔と定められてゐる。ニューヨークの爲替仲立人は一時八十人を超えるほどの盛況を呈したが、其の後は次第に減少し、爲替仲立人の爲に押され氣味である。故ではロンドンと違つて賣手のみで手数料を負担する。ポンドは一ポンドにつき 152 セント、フランは百フランにつき 14 セント、圓は百圓につき一セントと云ふ極めである。我が國では商人の爲替豫約は銀行に對して

爲替の打歩

- (英) Premium

〔定義〕 關係二國が同一の貨幣を使用する場合の爲替相場に於て、相手國の貨幣に對し同額以上の自國貨幣が支拂はれるならば、之を名付けて打歩付の相場と云ふ。

〔解説〕 例へば上海宛參着手形に對する香港の輸出爲替は二分の一だけ打歩なりと云ふ場合に於ては、其の爲替の價格は上海宛參着手形の額面百圓に付香港に於ける爲替相場は百圓二分の一であると云ふ意味に解される。尙イギリスと南阿聯邦との間の

如き、アメリカとカナダとの間の如き亦是である。蓋しイギリスと南アフリカは何れも磅を單位とし、アメリカとカナダは兩者とも弗を單位としてゐるからである。之と逆の場合には割引 (Discount) の相場と云ふ。

此の方法は同一貨幣にて使用せられるもので外國貨幣の標準即ち單位の相違に依つて生ずるものではない。従つて手形の需要と供給其他為替相場變動の諸要素に依つて異なるから、標準價格に相場の差を加へ、又は減じて算出する方法であり、打歩及び割引を%にて表示する場合と、自國貨幣の計算單位にて示す場合とある。イギリスと南アフリカは前者で、アメリカとカナダ間は後者である。共に一種の邦貨建相場である。

為替のオペレーション

〔定義〕 為替銀行が商人や送金者の依頼に依つて行ふ受動的なる為替取引行為に對し、銀行の積極的な自動的の爲す凡ての爲替取引行為を爲替オペレーションと云ふ。

〔解説〕 即ち爲替のカヴァー、爲替尻の調節、爲替の裁定等は何れも爲替オペレーションである。併し、爲替資金の偏在又は

枯渴の調整 (所謂爲替尻の操縦) を特に爲すのオペレーションと稱することもある。

為替の思惑

「爲替投機」の項を看よ。

為替の先物取引

(英) Forward Exchange

〔定義〕 爲替の豫約の中に、一二月乃至四五ヶ月先及びそのものを指して云ふ。

〔解説〕 爲替の豫約取引に於て、受渡時期の定め方が確定日附でない場合には、約東の期間内に約束の條件で賣買の實行が出来るが、何日に之を實行するか其の日を定むるには、原則として買手が任意の日を選んで、約束の條件で受渡を實行させることになつてゐる。かくの如き権利を、買手選擇權 (Buyer's Option) と云ふ。銀行對商人間の取引の場合に在つては、通常、商人に此オプションの與へられることが多い。先物取引に於ける相場は、將來の或る時期に取引される或る爲替に付、契約が成立すると同時に兩者間に一致するやうに直ちに定められる相場である。そして此の先物取引

では、將來の或る時期に於て外國へ送金するとか、又は外國から送金を受ける必要の起ることを豫期する商人或は銀行が、其の時期の到來した場合に、其の金額を自國貨幣に換算する爲め用ふべき爲替相場を豫め取引銀行と約束することに依つて、相場變動の苦痛を免れやうとして行はれるのが、即ち此の先物取引である (「爲替先物取引」)。

為替の出合

「爲替カヴァー」の項を看よ。

為替の乗替取引

〔定義〕 受渡期の異なる賣爲替と買爲替とを結合して行ふ爲替取引を謂ふのである。

〔解説〕 例へば現物又は期近 (先物爲替で受渡期の近いもの) 爲替賣却と先物の爲替買入とを結合した「取引であつて、主として爲替銀行間に於て爲替持高に變化を與へずに、在外資金の調整、轉送を爲さんとする場合、先物爲替の持高の内容に變更を與へんとする場合に行はれる。即ち在外爲替資金の一時的不足を補ふ爲に、我が國で當該外貨の現買先賣をする。此の場合、

賣却と買入とを相殺して爲替危険を排除する一方、現物の買入に依つて直ちに外貨の引渡を受けて資金を調達するのである。又、外國で圓の現買先賣を爲し、圓の持高を變更せずに外貨を調達することも出来る。反對に爲替相場變動に依る危険に脅かされることなしに、外貨資金を一時的に本邦に取寄せんとする場合には、我が國で外貨の現買先賣をするか、若くは外國で圓の現買先賣をする必要がある。又、在米資金をイギリスに轉送して有利に資金を運用する場合には、弗の現買先賣か、然らざれば磅の現買先賣かの操作を爲す必要が起つて来る。

為替の平價

(英) Parity

〔定義〕 手形の市價が額面と同じで、其の賣買當事者の授受する所が均一の場合。

〔解説〕 外國に向け支拂ふべき金額の總計と、外國より受取るべき額の總計とが平等なれば、手形の需要と供給とは相等しく、其の需要者間に手形購入上の競争が起ることなく、又供給者即ち振出人に於ても之が賣却上他と競争する必要はないから、千圓

の手形は千圓で賣られる。併し各國何れも其の幣制を異にし、手形面の貨幣と之が買上唱ふる貨幣價值とは常に異なるから、事實上二者の同一價格なるが如きは有り得ないことである。併し金本位制の爲替には其の相場に一定の基準が存する。即ち兩國本位貨幣の有する金 (銀本位なら銀) の品位量目を比較し、一國の貨幣單位は他國の貨幣單位の幾何に相等しかるべきかの算定に基く。兩者の相當價值たる金平價を基準として爲替相場は定まり、假令夫を上下に變動するも、其の限界は金輸出入點の狭い範圍に止まるのである。従つて爲替平價と云へば此の金平價と解されてゐた (「法定平價」)。

けれども金の輸出の一般的自由を失ひ、金輸出に依る金本位の所謂自動的調節作用の破壊せられたる今日に於ては、金平價なるものは最早や存在しないのである。金本位國と銀本位國との爲替相場にも平價はない。金の量と銀の量の比價を中心として爲替平價は成立するも、銀は商品としての價格が非常に變動的であるから、此の場合に於ける平價は金平價のやうに不動且つ永續的ではない。従つて平價たる爲には、夫

れが永續して當に不變であることを要するとせば、金本位國と銀本位國との間には素より平價は存在しないことになる。紙幣國の間或は金本位國と紙幣國の間にも何等の爲替平價と云ふものはあり得ぬ。けれども國際貿易に於ける流通商品の種類、數量及び價格、流通の方向に對しては、人為的政策的制限の加はらざる場合に、關係兩國に於ける一般物價水準の比率に依つて大體算定せられた所謂購買力平價 (Purchasing Power Parity) なるものがある。關係兩國の爲替相場は此の平價を中心として上下に變動し、一時的には此の平價から離れても常に之れに落ちつかんとしてゐる。尤も、平價なる概念には、特に不動性が必要であるとすれば、購買力平價は爲替平價たるに値しないこととなる (「購買力平價説」)。

為替の持高

〔定義〕 爲替銀行に於ける買爲替と賣爲替の差額であつて、云はゞ爲替危険に晒される賣買數量の幅の意味に外ならない。

〔解説〕 爲替銀行の行ふ外貨爲替の賣却と買入とは、其の金額が必ずしも均衡を

得ない。或る時には買爲替が多く、又或る時には賣越しとなるのを普通とする。外貨買越の場合には當該外貨の騰貴に因り利益を得、其の低落に因つて損失を蒙る状態にあり、賣越しの場合には反對に外貨低落で利益を擧げ、外貨騰貴で損失を受ける状態にある。此の買爲替過多の状態を買持と謂ひ、賣爲替過多を賣持と稱し、兩者を爲替持高或は外貨持高と謂ふ。従つて之を其の儘に持ち越すことは爲替相場の動搖甚しき時に於ては危険千萬である。そこで買持の銀行は之を現物又は豫約で賣却せんとし、賣持の銀行は其の買手を探し求めんとするのである。昭和十六年六月一日に實施した英貨爲替取引安定措置並に七月一日の米貨爲替に關する同措置は、我が國內の外國爲替銀行の爲替持高を横濱正金銀行に設けた勘定に集中せしめ、同勘定に生じた損益は之を政府に歸屬せしむることとしたが、更に同月十九日に公布施行の輸出爲替豫約取極規則と輸入爲替許可の附帯條件たる買爲替豫約取極めにより、爲替の持高集中は全面的に確保せられ、集中勘定は外國爲替の状況を適確に反映することになつて、貿易

爲替の豫約取引

(英) Forward Contract of Exchange

業者と爲替銀行とは爲替相場の動搖から蒙る危険を免れ、其の結果、外部から影響を受けたい爲替相場、即ち自主的交換比率の一方的決定を可能ならしめたのである。

〔定義〕 爲替相場の變動に因る不慮の損失を免れる爲めに、今より何ヶ月間内に何萬圓の爲替を取組むと云ふことを條件として、一定の豫約相場に付き銀行との間に取引結ばれる爲替の先物契約のことである。

〔解説〕 爲替相場の豫期せざる變動は、大なり小なり貿易業者其の他の採算の基礎を動かして、之に不慮の損失を蒙らしめる恐れがある。そこで輸出業者は輸出契約の成立と同時に、爲替銀行との間に、一週間なり、一ヶ月、二ヶ月なり、或は半年乃至一ヶ年なり先の買爲替(銀行の買爲替)を豫約し、又、輸入業者は輸入契約の成立と同時に、或は利付輸入手形の引受と同時に爲替の先物(Forward Exchange)の買爲替(銀行の賣豫約)をなし置くことに依り

て、其の相場變動に因る危険から免れる方法を講ずるのである。近年、ロンドンに於ては爲替の豫約が盛んに行はれ、其の取組高は年一年と増加しつゝあつた。此の方法に依れば、豫約者は契約を爲す時若干の保證金を請求せられる程度で、爲替金額は期日に拂ひ、爲替の變動より来る危険は凡て銀行が負擔する。斯かる先物の買買契約が電信爲替、參着爲替、期限付手形の何れに付いても爲されることは、現物取引の場合と變りがない。豫約取引の受渡實行期間の定め方には習慣上種々の方法がある。(一)十月八日と云ふやうに確定日付のもの、(二)十月中、或は十、十一月中、又は十月一日などいふやうに月極のもの、(三)九月下半ヶ月、或は十月の最後の週と云ふやうなもの、(四)豫約日から何ヶ月と定めるもの等々があるが、併し實際上多く行はれてゐるのは何月物と呼ばれる方法である。爲替の豫約取引は獨り貿易商人を益するばかりでなく、爲替銀行は之に應ずることに依りて將來に於ける賣爲替と買爲替の概算を立て其の傾向を察して豫め適切なる手段を事前に講ずることが出来る。けれども豫約

爲替前貸勘定

(英) Advance

〔定義〕 信用確實の輸出商人に對して、賣爲替の豫約(銀行から云へば買爲替豫約)を爲したものに限り、特に便宜を圖り其の豫約金の範圍内に於て許す勘定である。之を Export a/o 又は Produce a/o と云ふ。

〔解説〕 此の勘定を開始した時は、商人は銀行から Export a/o 小切手帳を受取り、其の仕入れを輸出商品の代金支拂の用に供することが出来る。銀行は此の小切手の取付に接した時は、其の受取人が果して輸出商品の賣渡先であるか何うかを鑑査の上、始めて其の支拂に應ずるのである。此の場合に於ける小切手は持參人拂とすることを許さない。而して商人が貨物の船積を終つた時は其の書類を輸出手形に添へて銀行に交付し、手形代金は之を Export a/o へ入金して此の前貸勘定は一段落となる。

爲替預金

〔定義〕 爲替取引先銀行から取立を依頼された諸手形が取立てられた場合に生ずる

爲替理論

〔定義〕 外國爲替相場の決定、従つて又其の變動の機構並に原因に關し、一般的統一の解説を企てた理論を指して謂ふ。

〔解説〕 爲替理論も亦、他の幾多の經濟理論と同様に多數の流派を産み、且つ相互に錯綜してゐる。殊に爲替理論に於ては、未だ何等完全に支配的な理論的根據及び體系を有しないにも拘らず、之を實際に適用するの便宜及び必要からして、既に通説が存在するかの如く取扱はれてゐることが多い。けれども決定的な爲替理論は、未だ完成されて居らぬと言つてよいやうに思はれる。之まで主張されて來た爲替理論は、爲

取引に依つて相場變動の危険を代位せる以上は、自らも亦、此の危険から免れなければならぬ。先物の賣或は買を直物なり先物なりに依つて買埋め、若くは賣埋める必要がある。之を掛繫又は乗換へと云ふ。

爲替の割引

(英) Discount
(獨) Wechseldiskont
(佛) Escompte

爲替ブローカー

〔定義〕 業として外國爲替取引の媒介を爲すものを謂ふ〔「爲替仲買人」爲替〕。〔解説〕 従來、爲替ブローカーの業務は全く自由であつたが、外國爲替市場の統制を遺憾なからしめる爲に、昭和十六年四月二日公布の外國爲替管理法施行規則の定むる所に依り、此の業務を營むには大藏大臣の許可を必要とすることになつた(八五)。

爲替平衡勘定

「爲替安定資金」の項を看よ。

替相場決定原因の構成から見て、之を(一)一元的理論、(二)多元的理論の二種に大別することが出来る。一元的理論としてはグスタフ・カッセル (G. Cassel) の購買力平價説 (貨幣價值説又はインフレーション説とも謂ふ)、フッシュン (Viscount Goschen) の國際貸借説 (國際收支勘定説又は國際支拂差額説)、アフタリオン (Afahion) の爲替心理説等があり、又、爲替相場の動搖は當該國の財政状態から生ずるとなす財政説も、一元的理論たり得るものである。以上は一元的理論の主なるものであるが、夫等の種々の組合せに依り多元的理論を生み出してゐる。即ち、(一)購買力平價を以て主因と爲し、國際貸借を従たる地位に置かうとする説、(二)主因は國際貸借であり、購買力平價を第二義的に考へる説、(三)折衷説等があるが、購買力平價と國際貸借とを同列に置き、其の爲替相場に與へる影響に優劣を認めぬものもあり、又、短期間に於ける爲替變動の説明には國際貸借に要因を求め、長期的變動には購買力平價を借りやうとするものもある。或は金本位制度の場合には國際貸借を利用し、紙幣本位制度の場合には購買力平價を要因とする調和を説く

下では購買力平價を要因とする調和を説く者がある。國際貸借説は屢々心理説と結合されるが、其の場合に、爲替相場は國際貸借の状況に依つて決定されるけれども、實際には人間心理が重要な役割を演ずると云ふ觀方もあれば、夫とは逆に人間心理が支配的條件であつて、夫に基く國際收支に因つて爲替相場が決定されると云ふ見解も一部にはある。更らに一層多元的の説になると、通貨及び物價、投機、金利、金準備、銀塊相場、農産物の豊凶等の中、數個の條件を抽出し、夫等の複合に依つて爲替相場が決定されると言ふものがある。夫よりも尙ほ一層廣汎なものに至つては、政治、軍事、社會、自然の諸事情即ち非經濟的條件をも加へて、爲替相場の決定原因を雜然と羅列する。併し斯くの如き説は、爲替理論としての體系を備へたものではなく、唯だ實際上の便宜から出たものに過ぎぬ。今日一般的に貨幣及び金融論上に存する諸問題は、概ね十九世紀イギリスに於ける通貨派 (Currency School) 銀行派 (Banking School) の間に展開せる地金論争 (Bullion Controversy) に其の端を發するのがある

が、爲替理論に於ても地金派のリウアドー (D. Ricardo) を以て其の出發點とする。併しリカードと對立するものに銀行派のツーク (Thomas Tooke) があり、斯くて十九世紀前半に於ては購買力説と國際貸借説が對立したが、金本位確立時代になると實際制度上の通貨主義の勝利にも拘らず、國際貸借説が一般に普及した。然るに第一次世界大戰後には購買力平價説の發展を來し、世界的經濟不況以來は爲替心理説の擡頭によつて、購買力平價説及び國際貸借説と共に三説の鼎立の觀を呈するに至つた。

爲替割當制度

(獨) Devisenparierungsverfahren

〔定義〕 輸入量に對して一般的に爲替割當額を一定の率に制限し、之に依り外國商品の輸入を控へしめ、最後の手段として處分し得る爲替數量に應じて爲替を適宜割當てゝ方法が國家の權力に依りて行はれる。
〔解説〕 此の制度は第一次大戰後ドイツに於て採用されたが、輸入商側から見れば輸入當時に於て、其の支拂満期までに割當

てらるべき爲替の豫測が不可能であり、其の結果支拂は不確實となり、必要な輸入が萎縮し、結局、監視の不十分なる商品の輸入のみが増大して、國民經濟に效用少き商品の輸入を増大せしめるに過ぎなかつた。

簡易店舗

〔定義〕 出張所的一種で、主として預金業務のみを取扱ふ極めて小規模の店舗。
〔解説〕 國民貯蓄増強策の一として、昭和十六年九月、銀行、信託會社等に對し百十八の貿易店舗の開設を許可したが、更に昭和十七年五月百二十の開設を許可した。

勸業債券

〔定義〕 日本勸業銀行が其運用資金を得る爲、日本勸業銀行法第三四條乃至第四二條の規定に依り發行する銀行債券である。
〔解説〕 日本勸業銀行は我が國産業の開發を目的とする長期金融を使命とし、其の資金は一般預金をも吸收するが、大部分は債券の發行に依りて調達される。債券の發行額は資本金が四分の一以上拂込ある時は拂込金額の十五倍を其の限度とされてゐる

が(日本勸業銀行法) 現實の發行額は同行の割賦貸付金、定期貸付金並に其の引受けた農工債券、北海道拓殖債券、産業債券及び朝鮮殖産銀行の債券現在高の合計額を越ゆることが出来ない。之は勸業債券の背後に貸付金又は引受債券を控へしめて、同債券の償還を確保する趣旨に出たものである。併し一般社債に於ては其の發行の總額が會社拂込資本金の額を越えざらしめてゐるのに比すれば、非常に大なる特典を有するものと云はなければならぬ。勸業債券は其の償還を爲すに當りて、(一)割増金を附與する割増金附勸業債券と、(二)割増金なき勸業債券の二つに之を大別することが出来る。前者は十圓又は二十圓のものを公募する場合に限つてゐるから、俗に之を勸業小券と稱し、割増金なき分は自ら券面金額が大であるから、之を勸業大券と稱してゐる。割増金附債券は既往に於て、勸業債券中最も重要な地位を占めてゐたもので、本券の發行に依り同行は低利且つ長期の資金を吸收し、産業の發展に貢献するところ甚だ大なるものがある。割増金額は三千圓又はそれ以上に及んでゐる。割増金なき債券は

官銀號

〔定義〕 官錢局とも謂ひ、前清の遺制。
〔解説〕 元は各省の金庫で、行政官署の金錢出納、銅元、兌換紙幣の發行等に當り、國民革命前に、早くも銀行の組織を採り入れた。革命後廢止せるも、尙ほ地方軍閥は紙幣濫發の機關として之を存續せしめた。

關西式無盡講

〔定義〕 掛金額が漸次遞減し、又は講金給付後の掛金が漸次増加する等、金額の當に變化する無盡講の一型式を指して謂ふ。

監査書

〔定義〕 銀行法の定むる所に依りて、銀行監査役が銀行の業務及び其の財産の状況に關し調査した結果を記載し、銀行に備付け置く爲めに作成される所の書面である。

〔解説〕 此の監査書は、毎營業年度に二回、即ち毎年一月より三月まで(第一)、四月より六月まで(第二)、七月より九月まで(第三)、十月より十二月まで(第四)の各期間に於ける銀行の業務及び財産の状況を調査作成して、之を銀行に備付なければならぬ。監査役は調査に依り銀行の業務及び財産の狀態に通曉し、自然に商法の豫期する職務を履行することを得せしめる効果がある。取締役は其の職務上もより監査書を閱覽することが出来るが、株主には其の閱覽を許さない。但し特に調査の爲め株主總會より選任せられた検査役は、必要に

應じ之を閱覽することが出来る。銀行検査官は銀行検査を行ふ場合に其の職權を以て之を閱覽することあり、大藏大臣は必要あらば之が寫を作成し、其の提出を命ずる。

監査一役

〔定義〕 株式會社に於ける取締役、株式合資會社に於ける無限責任社員の業務執行を監督することを職務とする機關である。

〔解説〕 株式會社の監査役は株主總會に於て之を選任する(前二八〇條)。必ずしも株主中より選任するを要しないが、取締役又は支配人であつてはならぬ(二七六條)。監査役は一人あるを以て足りる。監査役と會社との間の關係については、委任に關する規定に従ふ(二八〇條、二)。其の報酬は定款に定めざる時は、總會の決議に依つて之を定める(二八九條)。監督役の任期は二年を超ゆることを得ない(二七七條)。監査役の權限は、(一)取締役に対する業務報告の要求、業務財産の調査(二七七條)、(二)臨時總會の召集(二三五條)、(三)會社と取締役間との訴訟に付會社を代表(二七六條)、(四)取締役と會社との取引の承認又は拒絶(二七六條)、(五)取締役の供託

官事人

〔定義〕 中華民國の錢莊の管理人に對する俗稱、即ち番頭と謂ふ意味の語である。

慣習法

(英) Customary Law
(獨) Gewohnheitsrecht.
(佛) droit Coutumier

〔定義〕 久しき慣行に依りて、法の效力を有するに至りたる常例を指して謂ふ。

〔解説〕 公の秩序又は善良の風俗に反せざる慣習は、法令の規定に依りて認められたるもの、及び法令の規定なき事項に關するものに限り、法律と同一の效力を有する(二條)。民法の法律行為に關する規定を見るも、法令中の公の秩序に關係せざる規定とは異りたる慣習ある場合に、法律行為の當事者が之に依る意思を有せるものと認むべき時は、其の慣習に従ふことが出来る(民法九條)。商事に關しては、商法に規定なきものに付ては商慣習法を適用し、商慣習法なき時は民法を適用することになつてゐる(前條)。民法の規定に依る慣習は法律の淵源に非ずして、唯だ當事者の意思を解釋する材料に過ぎない。然るに商法の認むる商慣習は法律たる慣習であるから、當事者が之に従ふの意思を有するを問はず常に之を適用される。併し慣習法は法令に規定なき事項に關して補充力を有するに止まり、成文の法律に對し變更力を有しない。

〔定義〕 價格表示の單位となり、價値の客觀的表現及び比較計算に用ふる計算貨幣であるが、鑄貨的形態を採るを要しない。

〔解説〕 具體的形態をとつた貨幣に對して、特に此の名に依つて貨幣の價格表示の單位たる機能が強調されるのである。故に此の勘定貨幣は、必ずしも實在的鑄貨として存在することを要しない。謂はば觀念的なる一つの創作物である。其の實例として、(一)アムステルダム銀行の「アムステルダム・バンク・ゲルデン」(Amsterdam Bank-Gulden)や、ハンブルグ銀行の「マルク・ペンノ」(Mark Banco)の如き貨幣單位として使はれた銀行貨幣單位を始め、(二)實際に鑄貨が存在しない爲に、單なる計算單位たるに止まつた中世末期イタリーの「金シリング」、(三)過大又は過小に失する爲に夫を代表する具體的貨幣を鑄造することの出来なかつた中世イギリスの「シリング」、ブラジルの「リアル」(Real)などの如きは、何れも此の勘定貨幣に屬した。

勘定貨幣

(英) Money of Account
(獨) Rechnungsgeld

關稅

(英) Customs Duty

(獨) Zoll

(佛) Droit de douane

〔定義〕 一般外國との輸出入品に對して國家が法律に依り徵收すべき租税を謂ふ。

〔解説〕 關稅徵收の目的は、(一)關稅財政の財源を獲得すること、(二)國內産業を保護することの二である。前者を財政關稅と謂ひ、後者を保護關稅と謂ふ。財政關稅としては、(一)輸入貨物に課す補償關稅、(二)奢侈品に課す奢侈關稅がある。保護關稅は、(イ)輸入を禁止せんとする禁止關稅、(ロ)輸入の制限を目的とする制限關稅、(ハ)特定國の貨物に對して特に關稅率に區別を設ける差別關稅(割引關稅とも謂ふ、其の代表的なものに互惠關稅がある)、(ニ)外國船舶に依つて輸入される貨物に課す割増關稅、(ホ)原産地から一應特定の地域に輸入され更に國內に輸入される貨物に課す間接輸入割増稅、(ヘ)相手國の自國品に對する課稅に對して報復的に相手國の輸入貨物に課す報復關稅、(ト)輸出國が輸出獎勵の爲、獎勵金其他の方法に依り他國との競争力の増大を圖る場合に、輸入國が其の競争力に對抗する相殺關稅、(チ)ダンペン

〔解説〕 關稅政策は外國貿易政策中最も重要なる部門である。一八一五年以降、約六十年の久しきに互り自由貿易の時代が續いたが、其の間各國の關稅は引下られ、アメリカの如き保護貿易國も關稅を漸次低下する政策を採つた。併し各國間に競争が激化するに連れ、形勢は一變して保護貿易政策が支配的となり、殊に第一次大戰後の深刻なる世界恐慌は激烈なる關稅戰爭を招來し、遂には其の弊に堪へず關稅撤廢又は制限の運動が起り、一九二七年五月ジュネヴアに國際經濟會議を開催するに至つたが、實際は一層關稅障壁を高める方向に進み、國家主義思想の勃興が之に拍車を掛けた。

關稅自主權

〔獨〕 Tarifautonomie
〔英〕 Triff Autonomy.

〔定義〕 他國に掣肘されず、自國の法令を以て關稅制度を制定し得る國家權力。

〔解説〕 獨立國と雖も弱小國や保護國、半保護國、半植民地は完全なる關稅自主權を有しない。之は統治力に關係がある。

關稅障壁

〔英〕 Tariff Barriers (Walls)

〔定義〕 自國産業保護の爲、高率關稅を設定して、外國品の輸入を阻止すること。

關稅政策

〔獨〕 Zollpolitik.
〔英〕 Tariff Policy.

〔定義〕 關稅に依り外國品の輸入を阻止し自國産業を保護する國家の政策を謂ふ。

關稅同盟

〔獨〕 Zollbundnis
〔英〕 Customs Union

〔定義〕 政治上、獨立せる關稅制度を有する國家が聯合し、外部に對して統一的關稅區域を構成せるものを謂ふのである。

〔解説〕 關稅同盟には其の結合の緊密なるものと然らざるものがある。結合の緊密ならざるものは、之を關稅聯合と謂ひ、結合の緊密なるものは例へば、大英帝國經濟ブロック、プーター・システム等が之に屬する。又、關稅區域加入の一體が他國の關稅區域に加入して、單獨では對外政策を行はない條約を締結する場合もあり得る。

關稅爲替

〔英〕 Indirect Exchange

〔定義〕 爲替相場の關係より其の差異を利用して利益を得んが爲め、又は已むを得ざる必要上各國爲替相場を比較して、最も有利なる方法により間接に第三國、或は幾多の國を經由して爲替を取組む方法が、即ち茲に謂ふ所の間接爲替なるものである。

關稅定率

〔獨〕 Zolltariff
〔英〕 Customs Tariff
〔佛〕 Tarif douanier

〔定義〕 相手國との協定に基き實施される關稅の一種の徵收率を謂ふのである。

〔解説〕 特惠條約は其の一種である。之に對して一國政府の一方的意思に依り、決定するものを特に國定稅率と呼んでゐる。

間接裁定

〔爲替裁定〕の項を看よ。

間接手形

〔英〕 Indirect Bill

〔定義〕 直接には何等貸借關係のない第三國を特に支拂地と指定した手形を謂ふ。

〔解説〕 本邦よりニューヨーク債務者に宛て、第三國たるロンドンを支拂地と定める場合には間接手形である。間接手形にはロンドン又はニューヨークを支拂地に指定したものが特に多い。ポンドやドルは他の貨幣に比較して變動が少いから、之を受取つても危険がないと考へてゐたのである。

間接發行

〔定義〕 會社が直接社債の發行に携はらず、其の發行事務の凡てを證券業者又は金融業者に委託する方法を間接發行と云ふ。

〔解説〕 此の間接發行は、發行事務を委託された證券業者又は金融業者が自己の名を以て募集をする。假令會社が其の發行に

間接預金

〔定義〕 銀行に於ける他の勘定より振替〔らるゝことに依りて生ずる預金を謂ふ。

〔解説〕 現金の預入れに依らざる預金であつて、之を生ずる其の経路には種々あるが、其の最も重要なものは、貸付割引の手取金を其の儘自己の當座口に振替へることによりて生ずる場合である〔預金貸替〕。

完全財源附生命保險

〔英〕 Complete Funded Life Insurance Trust

〔定義〕 信託行爲の對象となる可き、生命保險の保險料を支拂ふに足る財源の附帶せる生命保險信託である〔生命保險信託〕。

完全信託

〔定義〕 合法的に設定せられた法律上何等の缺陷なき完全なる信託のことである。

〔解説〕 英米にて完全信託 (Exeouted

「Hoyt」と云ふは、信託設定者に依りて信託の成立するに必要なる一切の信託行為が、既に完成せられたるものを指すのである。

完全賠償

〔定義〕 取引所が取引員の違約に因る損害の全額を被害者に對し賠償するを謂ふ。
〔解説〕 取引所は商工大臣の認可を受け、賣買取引の違約より生ずる損害に付賠償責任を負ふことが出来る。此の場合に於て取引所は其の賠償せる金額及び之に關する諸費の追徴を其違約者に要求する(取引所條)。併し株式會社組織の取引所が、此の規定に依り賠償の責に任ずる時は、營業保證金を政府に納めなければならぬ(同三)。

完全船荷證券

(英) Clean bill of lading.

〔定義〕 船積を爲すべき貨物に何等の瑕疵もない場合に發行する船荷證券を謂ふ。
〔解説〕 此の場合に發行する船荷證券には In good order and Condition 又は之に類する文句を挿入する。船荷證券は原則として完全船荷證券たるものとする。

關東式無盡講

〔定義〕 初會より満會に至る迄、又は講金給付の前後に至る迄掛金額に對し聊かも變化のない無盡講の一形式を指して謂ふ。

廣東財閥

〔定義〕 浙江財閥と共に、支那財界の支配力を二分する所の大勢力の財閥である。
〔解説〕 往年の阿片成金が過半を占むるも、在外華僑の背景をなし、廣東軍閥の大温床となつた。最近に於ては、浙江財閥の金融的勢力に壓倒されてゐる觀がある。

勸業合併

〔定義〕 政府の強制合併主義に依りて遂行された勸業銀行の農工銀行合併を謂ふ。
〔解説〕 我が國の不動産金融機關は、明治三十年に中央には勸業銀行、地方には農工銀行と云ふ二本建の制度を採用したが、明治四十年代に勸業合併が提唱され、大正十年「日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ關スル件」が施行されて任意合併主義に決定した。然るに昭和十一年に至り、馬場準戰

時財政政策に於て一つの強制合併主義に轉換し、勸業合併は一舉に進行して、殘存する農工銀行は僅かに岡山、愛知、茨城、神奈川、福島の五行を算するのみとなつた。

管理信託

〔定義〕 信託財産管理を主眼としてゐる信託を指して謂ふのである(「管理處分信託」の項を看す)。

管理處分信託

〔定義〕 受託者が信託財産の管理、及び處分の義務を負ふ所の信託のことである。
〔解説〕 管理信託と處分信託の結合した信託である。管理信託は處分を伴ふ管理信託と呼ばれることがあり、又、處分信託なるものも、信託財産の處分を終るまでは、受託者が管理の義務を負はねばならないから、事實上、管理處分信託と同一に歸する。

管理貨幣

(英) Managed Currency
(獨) Regulieres Geld

〔定義〕 紙幣發行を金準備から解放し、其の發行額を人爲的に管理調節すべしとする

るケインズの提唱に係る新幣制案である。

〔解説〕 第一次歐洲大戰が終熄し、イギリスにては金本位へ復歸の問題が通貨政策としては勿論、あらゆる經濟政策の中心問題となつた時、ケインズ (John Maynard Keynes) は有名なる管理貨幣説を提案し、金本位への復歸を無用、有害なるものとして、彼は之に反對したのである。彼をして云はしむれば金本位制は「野蠻時代の遺風」に過ぎない。何等かの方法に依り、安定された不換紙幣を以て之に代へなければならぬ。紙幣は兌換を要しない。通貨の數量を其の時の商取引數量に比例して調節するならば之に依り物價は安定する」と考へた。此の思想の根柢をなすものは云ふまでもなく貨幣數量説である。併し乍ら夫にも増して購買力平價説を多分に取り入れてゐる。斯くして金準備と紙幣發行の分離が要求され、國內の金準備はイングランド銀行の手に集中して、之を爲替相場の動搖を防ぐ目的に使用し、紙幣の發行額は現在と殆んど同様に貿易及び原備の状態、中央銀行の金融政策、政府の募債政策に依りて決定せらるべきであるとした。即ち金は此の場合に

於て當然、イギリス流の立憲君主化されて嚴かに自らの職分たる國際間の最終的決済のみに當り、國內の通貨信用状態には濫りに干渉しない。だから若し一國通貨政策の内部の規定として、金準備を例へば三〇%となし置かうとも、國內經濟事情が其の低下を必要とするならば、進みて之を二〇%とし又は一五%とすることは、一向に差支がない。そこでケインズは云ふのである。「幣制中に金を採り入れる必要は抑も何處にも存しないではないか」と。夫れに於ては既に此の如く國內總物價の安定を以て第一義的なものとする。従つて正統派的な金本位制度運用の場合とは全く逆に、爲替相場の安定は、一國通貨の政策の目標として第二義的なものとなる。爲替相場は國內の物價と國外の物價水準との關係に従ふから、其の當然の結果として、國內及び國外の物價水準が安定を缺いてゐる限り爲替の安定を望むことは出来ないのである。國外の物價水準にして、自國の支配し得ない國外にあるとせば、自國の物價水準又は爲替の何れかを國外的勢力の左右する儘に委ねなくてはならぬ。而かも國外の物價水準

が不安定なるに於ては、國內の物價水準と爲替安定との二つを求めざることは出来ない。例へば一九二九年末からの如く、殊にアメリカに於て爲替相場の安定を維持し得ずして、物價の暴落した場合に、若しイギリスが英米爲替の安定を目標として通貨信用政策を動かしたならば、急激なるデフレーションの強行を通して國內物價は引下げられて了ふ。だが夫れは當然に、利潤、所得、就業を犠牲たらしむることになり、殊にはイギリス貨銀率が固定性を帯びるの故に、結局はイギリス大衆の失業状態をより悪化せしめるのであるから、斯かる場合國內物價水準の方を安定せしめることを要するであらう。此の理論はケインズが、イギリスの金本位復歸の前々年に強調した所である。而かも其の時のケインズの理論たるや、必ずしも現在ほどの統制經濟化を豫想して組立てられたものでなく、處女作「インド通貨、金融論」(Indian Currency and Finance, 1913)以来、徐々に發展せしめられた管理貨幣優越の理論から出發したものである。斯くしてアンダーソン(B. M. Anderson)や、キャナン教授(E. Can-

man) などの猛烈な反対はあつたけれども、「理想的本位は必ず一の國際的本位たらねばならぬと云ふことは不易の眞理でない」と強調し、其の「貨幣理論」(A Treatise on Money, 1930) に於て、國民的民族自律の貨幣制度の存在理由を詳論したのは、一九三一年乃至三三年の世界的情勢が好むと好まざるとに拘らず、イギリス、アメリカ日本等をして貨幣の管理を餘儀ならしむるに至つた事實に徴せば、彼の洞察と見識とに敬服せざるを得ない。「管理通貨制度」。

管理通貨制度

(英) Managed Currency System

〔定義〕 金本位制度の如くに、貨幣の価値が一定の客觀的基準に拘束されることなく、一に通貨管理者の知性判断によりて維持せられる人為裁量的な通貨制度を謂ふ。〔解説〕 前大戦後各國の幣制復興に關聯して、ケインズ (John M. Keynes) が通貨管理の必要を力説したに拘らず、其の改革論は實際に容れられず、一九二八年イギリスに實現せる發券制度は、戦前の金本位に準據するものと、原則に於て殆んど塗らざ

るものであつた。然るに一九三一年秋のイギリスの金本位離脱に端を發して、世界の金本位制度は崩壊の一途を辿つたのである。斯くて金の基礎を失つた通貨は、數量の制限により其の價值を維持する外なく、各國は期せずして管理通貨制度を採用する機運に向つて來た。一九三一年九月の金本位廢止と同時に、眞先に本制度を採用したのはスウェーデンであるが、其の後、之は世界を風靡して、通貨價值を維持安定せしむる爲、通貨管理を行はざる國なきに至つた。殊に第二次大戦の勃發する前後から、此の傾向は顯著である。ドイツでは一九三九年六月十二日公布の新ライヒスバンク法に依り、ライヒスバンクは國家の無制限最高主權に從屬するものとし、通貨發行高の最高限度はヒトラー總統に依りて決定される。イギリスでは同年九月三日公布の通貨(國防)法に依り、インゲラン銀行の保有金の殆んど全部を爲替平衡勘定に移し、全發行高は保證準備によるものとなつてから、必要に應じて保證準備は頻繁に擴張されてゐるが、此の傾向は一九三一年のマクミラン委員會の通貨管理制度採

用に關する勸誘に一致する。我が國では支那事變以來、通貨の膨脹が慢性化し前後二回に互る保證準備の擴張にも拘らず、依然として限外發行が續いたから、昭和十五年に發券制度の改正を企てたが、之は遂に議會には提出されず、第七十六議會に提出して其の協賛を得たものが、昭和十六年四月一日から實施された「兌換銀行券條例」臨時條例ニ關スル法律(昭和十六年)である。之に依れば兌換銀行券の最高發行限度は大藏大臣が決定し、我が國の通貨制度は自然のものから統制的管理的のものに一大轉換を遂げることになつた。併し本法は臨時立法であつて、支那事變終了後一年内に更正しなければならぬ。と云ふのは世界情勢復歸の場合を考慮に入れたのである。處が大東亞戰爭の發生により世界の情勢は一變したのみならず、我が國は大東亞共榮圏の建設に邁進することになつた。そこで昭和十七年二月二十三日公布の日本銀行法(昭和十七年法律)は、銀行券の兌換制度を捨て、管理通貨制度を基礎とする發券制度即ち最高發行高制度を恒久化した。最高發行高制度は曾てフランスに於て行はれ、其の根本性

格としては銀行券増發を抑へるより、寧ろ累増せしめる結果となつた。通貨管理の最適の發行制度として、最高額制限制を推奨するケインズも、其の實行に至難の問題が伴ふことを認め、國家の力による經濟統制の必要を説いた。一定の國家目的の實現を目指す統制經濟に於て、經濟計畫の實現上通貨管理を必要とすること、並に斯かる通貨が金から開放せられることを要するのは言ふまでもないことであつて、此の場合に於ける通貨管理の意味は決定的である。

カンリッフ委員會

(英) Cunliffe Committee

〔定義〕 復興期の通貨及び外國爲替に關聯して發生する諸問題を研究せしめんが爲に、イギリス政府に依り設置せられ、其の提案は總て第一次大戦後に於けるイギリスの新貨幣制度を確立せしむる端を成した。〔解説〕 此委員會は正しくは「戦後に於ける通貨及び外國爲替委員會」(Committee on Currency and Foreign Exchange after the War) と云ふ。第一次大戦も終局に近づくや、戦時中に於ける異常な通貨膨

脹を如何にして收縮せしめるやの問題が、イギリス政府當局及び一般關係者の注意を喚起し、一九一八年二月大藏大臣はインゲランド銀行總裁カンリッフ卿 (Cunliffe) を委員長とする本委員會を設置し、復興期に於ける通貨並に外國爲替に關して起る所の諸問題を考究し、正常状態の回復を招來するに必要な方策に就て報告することとを命じたのである。而して後に至り更に一八四四年の銀行條例の實施並にインゲランド銀行の組織及び機能をも考究せしめることとした。此の委員會は委員長カンリッフ卿の名に依り、カンリッフ委員會とも云はれてゐる。此の如くにして此の委員會は一ヶ年後の一九一八年八月十五日に第一回報告書を提出し、一九一九年十二月三日に至りて其の最後の報告書が提出された。該報告書の要旨を示せば、次の如くである。元來、健全なる貨幣制度の發達は外國爲替と平衡を保つものである。故に萬難を排して金本位に復歸すべきである。金又は他の輸出し得る鑄貨に兌換することの出來の通貨を採用したなら、實際上其の過剰に陥り易く、一般物價の上騰を促し、外國爲替上

に於ては價值を下落せしめるに過ぎない。爲替の不利は幾分は外國貿易の不振に原因してゐるが、ニューヨーク其他金融中心地に於ける磅の下落は、主として國內信用の異常なる膨脹に原因する。戦時財政並に政府の起債に依る壓迫も去ること乍ら、ロンドンに於ける金利は他の重要な各金融中心市場に於ける金利に比較すれば、遂に低位なる爲め、信用が異常なる膨脹を來すのは已むを得ない。此の如き金本位制度の停止に由來するところの甚だしい今日の爲替上の不利は、イギリスから輸出された商品の代金を支拂はしめる爲に、外國又は其の國民に對して、貸付を行ふことに依つて更に助長される。然るにイギリス自身としても、南北米から買入れた食料品や原料品に對して、巨額な其の代金を支拂ふ必要があるから、我が國は之に備ふる爲には、其の貿易上並に貿易外の輸出に就て、出來得る限り多くの現金支拂を受けなければならぬのである。そこで通常貿易上、其の支拂を爲すことが出來る國々への輸出に對しては進んで特權を與へることを勸告する。斯くして生産の増進、政府起債の停止及び

政府並に國民の節約緊縮はイギリス産業回復への第一要件である。而してロンドンに於ける金の自由市場を出来るだけ速かに再建する爲めに、上述せる諸點はイギリスに於ける貨幣並に信用制度の取締方法を戦前の状態に復歸せしめること、相俟つて行はなければならぬと云ふのである。此の委員会の意見は、戦後に於けるイギリス經濟及び金融政策指導精神となり、世界に範を垂れたものとして有名であるが、此くの如き論據に基いて次の具體策が提案された。

- 一、迅速に完全なる金本位を回復して、外國爲替相場の安定を促進すること。
- 二、中央銀行金準備の正常なる最低額は一億五千萬鎊を其の目標とすること。
- 三、一八四四年銀行條例の趣旨に従ひ、保護準備發行の限度を一定する必要があるが、未だ之を確定する時期に達してゐないから、後日の經驗に基いて金準備の基礎を危険に瀕せしめない程度に於て速に其の限度を決定すること。
- 四、金準備が一億五千萬鎊に達するまでは毎年絶えず政府の發行する政府紙幣の收縮を斷行し、或年に於ける實際上

の保護準備發行最高額を以て翌年の保護準備發行法定最高限度とすること。

五、保護準備の發行限度が確定された際には、政府紙幣の發行権は直ちに之をイングランド銀行に合併すること。

此の提案こそ、所謂カンリツフ制限 (Curtille Limit) であつて、大蔵省は之を容れて一九一九年十二月に先づ一九二〇年度の最高發行額を三億二千六十鎊と定め、以來毎年の無準備發行高は前年十二月間の流通最高額を超過し得ざることとした。然るに一九二〇年以後は不況の影響を受け、通貨は自ら收縮したから、政府紙幣に對する此の制限は實際上の效用を奏さなかつた。

管理有價證券信託

〔定義〕 有價證券の保管を主たる目的として行ふ信託のことである。〔有價證券信託〕

生絲金融

〔定義〕 製絲業に對する資金の融通、又は其の爲の金融機構を生絲金融と云ふ。

〔解説〕 製絲業は(一)座繰、(二)器械製絲の二に大別されるが、座繰は中、小農家の副業に止まり、其の産額も僅かに三十萬貫で、器械製絲の一千萬貫以上には遠く及ばない。蠶室の建設、桑葉の買入れ等に要する資金は手許資金や借金で済ませ、或は製絲家の特約組合に對する前貸で賄はれてゐる。何れにしても金融市場に大した關係はない。器械製絲の工場中五十釜以下のもの多きを占め、五百釜以上の大製絲は少数である。固定設備費は漸次増加されたもので、一旦投資された上は唯だ擴張又は補充的に新建設資金を要するに止まり、之等の新規資金の多くは自己資金で足りてゐる。製絲家が其の設備を運用して、事業を經營して行くには別に流動資金を要する。之は(一)原料費、(二)狭義の生産費即ち加工費

の二つとなる。製絲家が原料繭を買入れて之を其の工場に運び、乾繭貯藏して繰絲した上で、輪田港の問屋に賣込むまでの一切の経費は此の中に含まれてゐる。従つて所要資金の大きさは、繭の價格及び生絲の加工費の大きさに依つて左右される。加工費は一年を通じて順次支出せらるるものであり、又、其の占むる割合も小さい。然るに原料買入費は生絲原價の約七〇%を占むるのみならず、資金の需要が一時に輻轉し、而かも繭價は激變するから、同一工場に於ても之に要する資金は年々激變せざるを得ない事情にある。従つて金融市場に與へる影響は甚だ多大である。單に製絲資金と云へば、爾餘の加工費一切を排して、此の繭資金、即ち原料仕入れに要する資金のみを意味してゐる。繭の順序は、年度始(六月)に製絲家は自己資金及び豫め用意したる借入金を以て春繭の買入れに着手する。其の買入期間は僅かに一ヶ月であるから、製品の資金化を如何に急いで見ても、其の期間に原料買入資金として使ふことの出来る餘地は極めて少ない。そこで春繭の買入資金は一時固定するを免れぬ。之に續く原

料繭は、七月から約三ヶ月間に買入れる。従つて春繭を加工した生絲は資金化され、之を原料買入れに使用することが出来るから、春繭の出廻り以上に資金需要の増加するやうなことは先づあり得ない。十一月以後に於ては原料の資金化が益々進行して資金の需要は漸減し借入金も辨濟され、年度末には相當の自己資金を擁して翌年度の繭準備に充てられる。以上の如き繭資金の需要に對してどの程度まで自己資金によるか、どの程度に製品の資金化に依つて自給が出来るかは、必ずしも一律に云へない。春繭の購入に際しても、其の購入せる繭を直ちに擔保として銀行より借入れをすることは出来るが、其の頭金として擔保に入れるべき繭の購入資金を要する。自己資金を之に充てるならば最も有利であるが、他から融通を受ける場合には純然たる信用貸であるから、比較的高い利息を負担しなければならぬ。夫れにしても如何なる程度に自己資金を持ち得るかは、前年度に於ける營業の成績次第であつて、多額の利益を収めることが出来た翌年は、必ずしも製絲家の腰が強く、兎角高價に買入り易い。信州

筋に於ける自己資金は總經費に對して僅かに五・三%の割合を占むるに過ぎぬ。借入金に對すれば其の比率二一・七%となる。流動資金としての自己資金の如何に少いかと判かる。殊に春滿期の借入金は自己資金の三倍以上に上つてゐる。併し乍ら小經營の製絲業は大經營のものに比較すれば借入金割合が少い。即ち大製絲になるほど、借入金割合が増して自己資金割合が減少し、小製絲になる程借入金割合が増して、自己資金割合が増すのである。小製絲にあつては、(一)滿の當用買が多いから、購滿資金は大體に於て自己資金で足り、(二)其の信用程度が低く、且借入金の利息が高い爲め、成る可く自己資金を以て用を便じやうとする。小製絲の經營資金に自己資金が多く、借入金少いのは實に此の事情に依るものである。然るに大製絲にあつては、(一)遙かに多く金融上の便宜を有し、(二)早く滿を買付けたり、(三)生絲を長く手持したりする爲めに勢ひ借入金が増加し、自己資金割合は夫だけ低下することになるのである。此くの如く大製絲になる程其の製品を長期間手持することが出

来るのは、全く金融上に多く便宜を有して製品の資金化を急ぐ必要に迫られない立場にある結果で、小製絲にあつても多少資金化の遅れることはあるが、之は生絲を長く手持してゐるのではなくして、寧ろ資金不足のため出廻りに十分滿を買ひ得ず、後にたつて生絲を多くする爲めと見るべきであらう。尤も借入金が多ければ如何に其の利率が低くとも、全體としての利息の負擔額を増すのであるが、金融上に多くの便宜を有する大製絲はよく其の製品を手持して、徐ろに生絲上昇の時期を待つことが出来るから、夫れ以上に多く収益を擧げることが出来る。然るに昭和十六年七月二十六日アリカが日本に對して執つた資産凍結令の處置により生糸の對米輸出は杜絶し、國內消費の減退と相俟つて、製絲業は進退兩難に陥つた。茲に劃期的な減産と滿の短纖維化を餘儀なくされたが、之より先同年三月十三日には蠶絲業統制法の制定があり、更に農林省に於ては遊休設備の一大刷新を行ふ方針を決定し、統制法による蠶絲委員會は生産目標及び標準價格を答申する等、生絲業の再編成を急いだ。而して其の目指す所

は、外需から内需への轉換であるが、此くの如き生絲業の新情勢は、また生絲金融に於ても重大な轉換期を劃することとなる。

生絲手形

〔定義〕 製絲家其原料たる繭を購入するに就て生ずる手形。製絲手形とも謂ふ。
〔解説〕 製絲金融上、最も重要な方法は手形貸付である。之は主として滿又は不動産擔保を以て行はれ、其の利率は手形の種類に依りて區別されてゐる。(一)單名手形即ち銀行、問屋又は製絲家振出の手形、(二)二名手形と云はれる製絲家振出、銀行又は問屋裏書の手形、(三)三名手形、即ち製絲家振出問屋引受、銀行裏書の爲替手形であるが、此の區別は銀行の利率協定に依り定むる所である。市中銀行から製絲資金として地方銀行に貸出さるゝ資金は製絲家振出銀行裏書(又は引受人として問屋の加入するもの)の手形を主とする。併し製絲家問屋間の手形は、日本銀行では其の支拂人の選擇が頗る嚴重に行はれる爲めに、再割引可能の手形に甚だ乏しい(「製絲資金」)。なほ製絲家が銀行に割引を求めると手形は、

主として(一)副産物賣却の際の手形、(二)共同揚返(再練式の練絲機械で練棒に巻き取つた生絲を他の部へ運んで大練に巻き直す工程を云ふ)を爲す者の繰返期間中の金融の爲め、繰返所を支拂人とする爲替手形或は揚返所裏書の約束手形の類であつて、其の性質上、小資本の製絲家の利用する方法であつて、流通額は極めて少い。製絲家の振出す荷爲替手形は、概ね資金化を急ぐ爲めに用ひられるものであつて、大製絲家の如きは多く用ひず、主として中級以下の製絲家に依つて利用せられてゐる。銀行が之を割引くのは、主として問屋との間に豫め締結せられたる契約に依るのであつて、寧ろ問屋の信用に重きを置いて、製絲家の爲に割引してゐると見らるゝものである。

生絲問屋前貸金

〔定義〕 生絲問屋が製絲業者に對して與へてゐる金融方法の主要なるものである。
〔解説〕 元來、生絲問屋なるものは、昔は製絲家の常宿となり、時には送荷運賃の立替などしてゐたが、次第に資力も殖えて双方に密接なる關係が結ばれ、生絲の委託

販賣を取扱ひ、更に進んで前貸金の融通をもなすに至つた。前貸金の標準は釜數である。製絲家の製造能力、前年度の成績、信用狀態等を調査した上、其の年の滿額から割出して製絲業者の所要資金を融通する。右の前貸金を借受けるには六十日期限の手形を振出し、特約證書を差入れる。此の證書によつて當該年度の生絲の販賣が委託され、問屋は成行相場で任意に賣却し、其の代金を債務の辨済に充てさせることが出来る。春滿資金は夏秋滿にも流用されるから手形は數回切替へられ、夏秋滿の仕入れも終つた十月以後でなければ其の資金は完全に回収されることなく、年内に回収されるものは三割から四五割までの見當である。

生絲荷爲替立替金

〔定義〕 製絲業者の爲めに、生絲問屋が其の荷爲替の立替支拂を爲す資金を謂ふ。
〔解説〕 製絲家振出しの荷爲替を問屋が一時立替へて支拂ふ方法は、古く徳川時代から行はれてゐた。當時にあつては信州の製絲家が京都へ荷を送り込む場合、其の荷を積込んで京都へ運ぶ馬方、若くは其の親

方が一時自ら立替へ製絲家に支拂ひ、京都に着いて其の荷の賣れた後、一定の利息と共に馬方が其の支拂を受けた。此の習慣は明治になつても尙ほ行はれ、横濱の問屋は製絲家の常宿となり、時には送荷運賃の立替をしてゐる裡に、段々と資力も殖えて、遂に生絲の委託販賣をも取扱ふに至つたのであるが、現在に於ても荷爲替立替金は製絲家に對する重要な金融方法で、問屋による手形貸付よりも其の金額は遙かに多い。

生絲ビル

〔定義〕 生絲の輸出取引に就て發生する荷爲替手形の俗稱として用ひられてゐる。

生絲輸出資金

〔定義〕 生絲の輸出に就て發生する荷爲替手形の買取資金を生絲輸出資金と云ふ。
〔解説〕 毎年下期になれば、生絲商は生絲輸出に就て銀行に荷爲替を組み、直ちに手形の割引を求めて爲替金を受取る結果、特に横濱所在の銀行は輸出手形買入資金の繁忙を來し、其の影響を受けて金融は一般に緊縮状態となるが、此の間横濱正金銀行

に對する日本銀行の外國爲替貸付金が増加し、又、コールの吸収も盛んに行はれた。故に生絲輸出資金の需要は、我が國に於ける季節金融の一として極めて重視される。

給付利潤

(獨) Leistungsgewinn

〔定義〕 或る目的を有する企業行爲に依つて發生し、從つて其の活動の成果である収益を通じて算出される所の利潤を謂ふ。

〔解説〕 企業の収益計算に於て、其の収益と原價とを對比し、積極的に財産價値の増加であれば利潤を生ずるも、消極的に其の減少を招くときは損失となるのである。

給料前貸手形

(英) Advance Note

〔定義〕 船舶出港の際、乗組員が其の家族の生活費として給料を前借する資金に充てる爲め發行される手形を謂ふのである。

〔解説〕 之は船長が振出人となり、船員を受取人として、船主に充て、前貸を請求する一種の爲替手形である。其の支拂期日は大抵船舶の出港後三日であつて、金額は

船員給料の一箇月分を限度とする。給料前貸は各國に行はれる慣習であるが、前記の如き手續はイギリスに於て行はれてゐる。

歸款

〔定義〕 支那の經濟用語、借金の返済。〔解説〕 一に之を歸本とも謂ひ、此の場合には元金の返済を意味するのである。

期間延長承諾書

〔定義〕 信用狀の期間延長の申込を受け、銀行が、之に對して承諾を與ふる場合、申込人に交付する承諾書を謂ふのである。

〔解説〕 銀行が此の承諾書を發行する時は、信用狀に關係ある他支店に期間の延長されたる旨の通知書を送附して此の事實を明かにしなければならぬ〔信用狀の延期〕。

機關銀行

〔定義〕 同業者の集體的なる金融機關若くは決済機關たる特定の性質を帯びた銀行であつて、銀行に取つても夫が顧客の主要なる部分を占めてゐるものを指して謂ふ。

〔解説〕 此の種の機關は中小商工業者と

中小銀行との關係に於て見られるのであるが、銀行合同による中小銀行の整理に連れて、今や之等の機關銀行は全く其の跡を斷に至つた。現在に於ては株式取引所及び其所屬仲買人を集體的顧客とするものが、最も代表的なる機關銀行であるに過ぎない。

期間後書

〔期限後書〕に同じ。

期間附相場

〔定義〕 輸出商人が逆爲替を取組む場合に用ひられる相場を指して謂ふのである。

〔解説〕 爲替相場を其の支拂期間の上から分類すれば、電信相場、參着相場、期間附相場等の種類を擧げることが出来る。期間附相場は、十日、三十日、六十日、三ヶ月、四ヶ月、六ヶ月拂等の區別がある。

期間保險

〔定義〕 海上保險の用語であつて、一定の期間を附した保險契約を意味してゐる。〔解説〕 保險契約の效力を一定期間に限定するもので、我が國に於ては普通其の期

間を一箇年としてゐる。例へば船舶保險、建造保險、船費保險、期間備船料保險等は總て此の期間保險と看做すことが出来る。

期限的收益

(獨) Periodischer Ertrag

〔定義〕 一定の期間内に於て、遂行された企業活動の成果を綜合せるものを謂ふ。

〔解説〕 其の期間に於ける企業の總成績を示すものであつて、企業活動の成果に對し一つの結論を與へる利潤の基礎となる。

期限利潤

(獨) Periodgewinn

〔定義〕 一定期間に於ける財産價値の變化の綜合を意味する純収益としての利潤。

〔解説〕 収益勘定又は貸借對照表に依りて算出せられる利潤である。利潤を企業行爲の結果を示すものと解するならば、利潤は當然期間的のものたることを要する。

企業

(獨) Unternehmung

(英) Enterprise

(佛) Entrepris

〔定義〕 經營を支配する統一的な所有機構であつて、國民經濟の構成要素として重要な地位を占むる資本の活動體を謂ふ。

〔解説〕 一般に國民經濟學では企業を經濟の組織、經營を技術の組織として兩者を區別する。之に反して經營經濟學では、經營と企業との關係を全體と部分の關係と看做し (Rusow, Teinier 等) 或は經營と企業とは別個の活動をなすもので、經營は生産活動をなし、企業は財務活動を營むとの見解を採る (Lehmann)。經營の必要とする資本の調達に企業に依りて行はれ、企業は經營を所有する資本組織として存在するのである。此の意味に於て企業は一箇の資本體 (Kapitalgebilde) 又は資本綜合 (Kapitalvereinigung) である。故に生産活動はなくて、財務活動のみを行ふ企業もあり得る。銀行、信託會社の金融業は其の例である。經營は實體であり、企業は之を包被する法律的經濟的外被即ち外部機構と云ふことが出来る。併し企業が觀念上經營を離れて意識せられるのは會社其の他の集團企業(殊に株式會社)であつて、單獨企業に於

ては兩者の區別は明確に意識に上らない。經營は經濟自體であつて、部分的に生産と消費との行爲に役立つに過ぎないから、國民經濟内に於て完全な統一的職能を果す爲めには、經濟的支配體に依りて相互に結付けられ、目的の遂行を促進せしめなければならぬ。而して現在の流通經濟秩序に於て經營を統一し指導するものは企業である。即ち企業は一箇の完成體として、部分的存在たる經營を綜合的に支配すべき職能を有する。一箇の經營の規模は、技術的原因に依りて量的に限界があるけれども、一箇の企業の規模は必要とする資本と勞働とが與へられる限り、殆んど無限に擴大する可能性がある。これ近世的大企業が國民經濟内に多數發生する所以である。企業自體としては、欲望充足を目的とするものではなく特定の生産行爲に依りて、共同生活を可能ならしむることを任務とするに拘らず、營利目的を其の本質的特徴の如く専ら考へられてゐるのは、企業の本質と企業組織の利用者(即ち企業者)の實際上の目的とを混同する結果に外ならぬ。企業を營利の爲め利用するか、或は他の目的の爲めに利用

するは全く企業者の實際上の目的に依りて定められるのであつて、企業本質の構成とは別個の問題である。企業の機構的優秀性と公共性との確認の過程に於て、特殊會社法及び特殊の業態に依る國策會社が生まれ、國家總動員は企業の強度な公共的性格即ち公益優先を要求する。假りに或る程度の營利性が許されるとしても、其の收益行為たるや企業が國民經濟生活の合理的形成への任務を果す爲めの單なる條件に過ぎない。従つて企業そのもの、存在の爲めに、國民經濟全體の利益を侵すやうな行為は、企業が存在意義を没却するものと謂はねばならぬ。企業に營利目的の存在を必要とされることを率先して明言せる經營經濟學者に、ケルン大學のザイフェルト教授がある (Seiffert, Über Begriff und Aufgaben der Betriebswirtschaftslehre, S. 11)

起業及び發行業務

(獨) Gründungs- und Emissions-gesellschaft

〔定義〕 事業會社の爲めに、起業金融を營業として行ふを謂ふ〔起業金融と證券の〕。

企業許可令

〔定義〕 立法目的としては、戦時に於ける國民經濟の總力發揮に資すべく、企業の全面的整備統制の基礎の確立を目指し、一切の企業機構が國家の意思に依り選擇せられ、之が爲に企業は自由性を喪失する。

〔解説〕 企業許可令は工礦商業の各部門に互る全面的な整備統制を強制する爲に立案され、昭和十六年十二月十一日勅令第八十四號を以て企業許可令を公布し、同月十三日より實施された(外題は二十六)。此の企業許可令は、國家總動員法第十六條及び第十六條ノ三の規定に基き、鐵業一、工業二〇三、商業二三八、交通業一、合計四四三の廣汎な各營業部門に互つて、強力な統制を實施し、企業の開始、委託、設備の新設擴張及び改良等を制限整備せんとするものである。其の大意は次の如くである。(一) 企業の新規開業は原則として之を不許可とする。(二) 事業の開始、新設、擴張、改良等については準備に着手してゐるもの、程度に應じ實際を調査した上適宜の措置をとる。(三) 鐵、工業については原則として生産力擴充上及び國民生活上欠く可からざるもの以外は不許可とする。(四) 例外措置としては、(イ) 商業については國民生活上物資の配給等に支障を來す場合、企業合同をなす場合、軍人遺族或は傷兵軍人にして自活の困難なる場合、新興都市の物興により新規配給機關の存在を必要とする場合、轉廢業を行つたもの、原業復歸を是とした場合、(ロ) 鐵、工業については地方工業化、發明、考案の工業化の場合に限り許可を行ふ。(五) 事業の委託については、(イ) 鐵、工業は生産力擴充上急速な遂行並に受託者の特殊能力を斟酌して、特に受託を必要とする場合のみ許可し、(ロ) 商業は不許可とする。(六) 本令の適用を受くる事業又は事項については行政官廳の許可又は指定統制會の承認を必要とする。本令は日本經濟の自由主義的性格を剝奪する上に、決定的な役割を擔ふものである。由來、自由主義經濟にとつて不可欠の要件は、資本、勞働經營の自由なる移動であるが、本令に於ては斯かる經營の自由なる移動は全面的に禁止せらるゝに至つた。事業の資本的な移動の制限は、既に臨時資金調整法に於て明確

なる規定を持つてゐる。其の意味では企業許可令は、云はゞ資金調整法に対する補充法であり、更に資金調整法の意圖を強化擴大し、之を全面的ならしめたと見做し得るのである。従つて資金調整法よりも、遙かに包括的に事業に對する拘束を加へんとしてゐる。制限の對象を資本のみに限らず、事業そのものに向つて爲すことは夫れだけ直接的となり、移動の制限が嚴重化せられる。併し乍ら此の許可令が、特に中小商工業の整理を主眼としてゐることは言を要しない。中小商工業の整理の爲には、曾て營業免許制の必要が唱へられたが、戦時再編成の緊急課題の上提に依り、其の解決が一層重大化するに至つたから、企業許可令の如き親に於て具現されたものと云へやう。

起業銀行

(獨) Gründungsbank

「工業金融」及び「證券銀行」の項を看よ。

起業金融

(英) Financing
(獨) Finanzierung

〔定義〕 銀行又は特殊の起業家が、株券の引受に依つて會社設立に要する其の資金を供給することを指して起業金融と謂ふ。

〔解説〕 起業金融はドイツの普通銀行により盛んに行はれてゐるが、併し會社設立の場合よりも、個人企業を會社企業に改造する場合に多い。従來の取引關係に依りて銀行は其の營業狀態、信用程度を熟知してゐるからである。夫にしても預金業務と發行業務とを兼營するのはドイツの銀行の特色であつて、銀行の關係してゐる事業の種類は多いから、一の發行業務の失敗は他の發行業務の利益に依りて相殺することが出来るのである。英米の銀行は起業金融には關係すること殆んどなく、特殊の資本家又は個人銀行家に依りて行はれてゐる。起業金融は會社の財務活動と密接なる關係があり、獨り會社設立の際のみでなく、會社の増資、合同、整理、救済等に就ても、これに必要な金融的方法は起業金融の一部と見ることが出来る。最近世界的不況時代に際して工業會社の整理、合同等に依る産業合理化を助くる爲に、各國に特殊の金融機關が創設さるゝに至つたのは金融上に於ける時代相の一つとして注目を要する。

企業形態

(獨) Unternehmensformen.

(英) Enterprises Form
(佛) Enterprises Form.

〔定義〕 企業の發展段階より見たる其の組織、機構の様式を指して謂ふのである。

〔解説〕 企業の原基形態は個人企業である。然るに經濟生活の複雑化に伴ひ、經營の要求する所が多種多様となり、競争と信用を二大楨杆として、企業形態にも漸次複雑なるものを生じた。従つて企業形態の識別に困難なる場合があり、單に外觀のみを以てしては眞の實體を判斷することは出来ない。斯くて企業形態の研究が學者の間に盛んに行はれて來た。併し從來に於ける企業形態の研究は、専ら企業の法律形態を取扱ふに止まり、其の法律的差別如何を問題としてゐた。これに倦らずして企業の經濟形態を認識し、法律形態との區別を明らかにせんとする企圖が、約二十年前からドイツ學者に依りて試みられたのである。即ちリチャード・パッソー (Richard Passow)

ロバート・リーフマン (Robert Lehmann)、フリッツ・レーマン (F. Lehmann) パリイ (M. Paly) 等の著作に此の傾向を認めることが出来るが、就中リーフマン教授の名著「企業形態論」(Die Unternehmensformen, 1918) に於て、此の區別を明確ならしめてゐる。即ち同教授は、一企業が一人の所有者を持つか、二人、三人、四人の所有者を持つか、又従つて如何なる會社形態に組織されるかは、経済的觀察に對しては全然無關係のことであると云ひ、如何なる法律形態に組織されてゐるかを問はず、数百数千の所有者を持つ所の企業が今日存在すると云ふことが、國民經濟上重大の意義を有するのであると説いた。斯くて今や企業法律形態と經濟形態との區別は、學者に依りて漸次認められるに至つた。リーフマンの翻譯書には、増地庸治郎、植原覺兩氏共譯「企業形態論」(大正十一年)がある。

起業公債

〔定義〕 明治十一年、道路、水道、疏水築港、採掘等の工事の爲めに起した公債。
〔解説〕 即ち明治十一年五月、起業公債

證書條例に依りて起債されたる公債であつて、我國に於て廣く國民より募集されることになつた最初の確定公債である。其の發行總額は一千二百五十萬圓に上り、利率は六分であつて、野尻築港、猪代疏水、土族勸業貸付、東海道中仙道鐵道建設、北海道炭礦開掘、京都大津間鐵道建設等に要した各種資金は、之に依りて調達されてゐる。

企業財産

- (獨) Aerm'gen
- (佛) Fortune
- (英) Assets

〔定義〕 企業資本が實際上運用されるに必要な形態を謂ひ、其の取扱ふ所の各種の財貨の具體的形狀を採る所の財産である。

〔解説〕 財産は企業資本の運用の現狀を意味するものであるから、資本と財産との價値の合計は常に一致しなければならぬ。唯だ個人的企業の場合は、企業者の私有財産と企業用の營業財産との區別が曖昧であるから、法律上、人的企業の企業者に對しては、企業の債務につき無限責任を課してゐる。併し資本的企業形態、殊に株式會社

に在りては、企業の資本額が一定し、且つ企業者の個人財産と、企業の營業財産とは明確に區別され、企業財産は純粹に營業の目的に對して役立つもののみを意味するから、企業財産は全く資本の變化形式と見られるのであつて、其の價値は如何なる場合に於ても絶対に相等しくなければならぬ。

企業集中

(獨) Unternehmenskonzentration

〔定義〕 一定の經濟的目標に對し共同的行爲をなす爲、幾つかの基本形態たる企業が結合して獨占體を形成することを謂ふ。

〔解説〕 經濟的自由主義は各個人の經濟活動を凡ゆる中世的封建的の拘束から解放し、各個人をして自由競争の舞臺に立たしめたが、之は近世資本主義的經濟發展の爲の不可欠の前提條件であつた。然るに第十九世紀の後半期に入ると、漸く自由主義の弊害が甚だしくなつた。自由競争に放置された各企業は、動もすれば過度の投機と過剩生産の弊に陥り易く、而かも悲慘極まる經濟恐慌に襲はれたのである。そこで外部に對しては、市場に於ける自由競争に因

り不利な諸原因を排除して、企業利潤を確保すると共に、内部に於ては生産の合理化に因る經費の節約を計る必要を生じた。企業の集中は斯かる目的に基く企業の自衛手段に外ならない。けれども資本主義の高度發展の結果、大資本の集積に對する安全な維持と利殖の希望が、産業部門に於ける獨占的支配の獲得を追求せしむるに至り、之が爲に多數の同種若くは關係企業について、一層顯著に企業の集中傾向が助長された。斯くの如く専ら自由競争に委ねられる資本主義經濟機構の下に於ては、利潤の確保若くは増大を目的とする競争の回避、企業夫れ自體に於ける競争力の強化と云ふ二種の要因から、集中化乃至獨占化を促されるのである。ヨーロッパでは一八七三年の恐慌を轉期として企業集中運動が始まり、一九〇三年の恐慌以後に於ては特に急速に發展した。併し近代的獨占企業が最も目醒まししく出現したのは、新大陸アメリカに於てである。一八六一年の内亂以後、無限の自然資源の基礎の上に、恐るべき速度で躍進したアメリカ産業は、二十世紀に入ると共に、世界最大の獨占企業を矢張り早に生

み出して行つた。企業の集中形態としては比較的緩慢な結合を爲すものに、シンディケート (Syndikat)、企業聯合 (Kartell)、コンヴェンション (Konvention)、プール (Pool)、輸出組合等があり、緊密なる結合を爲すものに、企業合同 (Trust)、フージン (Fusion)、企業團 (Konzern)、利益共同體 (Interessengemeinschaft) 等を擧げることが出来る。所が近代に於ける企業の集中過程は、一つの國民經濟の範圍内に止まることなく、其の集中支配範圍は國際化し、國際カルテル、トラストをさへも生んだ。以上の如き展開の事實を前にして、學者の間でも、斯かる企業集中に對する理論的分析、批判が行はれた。ロビンズ (L. Robbins) は最近の企業集中を人為的と規定し、經濟回復の爲に斯かる人為的なる産業機構を修正する必要ありとの見解を採つたが (Great Depression, 1934)、一般的な主張としては、例へば右のロビンズを批判したレヴィー (H. Levy, The New Industrial System, 1936) の如く、近代産業集中形態を大規模工業展開の必然の所産となし、たゞ多少とも之が缺陷を認め、其の修

正を主張する立場をとつてゐる。而して之を各國の政策的法制的處置に見れば、集中の大工業形態が著しく獨占的體格を帯びるから、多くの國の政策は之に對し制限的傾向を示した。アメリカに於ける一八九〇年のシャーマン法 (The Sherman Act)、一九一四年の聯邦商業委員會法 (The Federal Trade Commission Act) 及びクレイトン法 (The Clayton Act)、ドイツに於ける一九二三年のカルテル抑制令 (Kartellverordnungs) (正確には「經濟力ノ悪用ニ對スル抑制令」) 等は、何れも資本主義的獨占力の強壓を制禦する爲めに設けられた法律である。併しドイツに於ては、企業の集中傾向に對しては寧ろ好意的態度を示し、更に最近では統制經濟の進展に伴ひ、其の制度若くは政策として、集中企業形態に新たな公的地位を與へつゝある。即ち第一次大戰後の經濟復興と企業の社會化を目標としてドイツに於ては各種の集中助成政策が實行され、幾多の強制カルテル (Zwangskartell) が出現した。第一次大戰前に於けるカルテル数は、一九一一年の調査に依れば大約五〇乃至六〇〇であつたが、大戰中は軍事

経済の必要から各部門に強制的カルテル化が行はれ、従つて大戦直後には其の数は戦前よりも激増した。メツツナアは二二年秋に全国工業家組合の爲に周到なる調査を行つた結果、約一、五〇〇と言ふ現在数を得た。M. Metzner, Kartelle und Kartellernierung, 196。ナチメ政権も亦此の政策を踏襲強化し、一九三三年には強制カルテル設立法 (Gesetz über Errichtung von Zwangskartellen) を施行し、経済大臣は本法の定むる所に依り、企業並に全體經濟の利益及び公益を考慮し、必要ありと認むるときは市場統制の目的を以て、シンディケート、カルテル、協約若しくは之と類似の結合を約束せしめ、又は既存の同種企業結合に参加せしむることを命じたのである。我が國に於ける集中助成政策は、昭和六年公布の重要産業統制法に端を發し、本法は重要産業に於ける同業者間の承認と、カルテル組織の強制的権限を國家に附與した。併し國策遂行の目的を以て、國家が企業集中のイニシアティブを強力に取つた例も少なくない。例へば日本製鐵會社に依る製鐵業の統一、日本發送電會社に依る電力管理の統

一、日本米穀會社に依る米穀配給統制及び米穀市場の集中等は之である。支那事變勃發後は、戰爭目的を達成する手段の一つとして、國家總動員法を發動し企業集中に依る産業再編成が強行され、集中の助成から強制的段階に突き進んで來た。從來自然的に展開された産業集中状態は、新たに公的産業政策の中に攝取されて制度化し、更に重點主義がこれに拍車をかけて、大工業集中は新たに質的な意義を帯ぶるに至つたのである。従つて戦時下に於ける企業集中は、國家の要請に基いて行はれるものであり、過去に於て不況克服策として自衛的に行はれた集中が、生産制限、價格引上等に依る私利利潤の確保を目指したのとは異なり、高度生産性の發揮を其の主要目標とせねばならぬ。然らば斯かる戦時産業の國家本位カルテル化は一時的のもので、戦後に於ては消滅するかと云ふに、ホブソン (A. Hobson) は第一次大戦中の企業集中につき、斯かる戦時手段の多くは平和の恢復と同時に廢止されたが、或るものは戦後までも引續いて行はれたし、又其間接の影響は決して直ぐ消滅するが如き薄弱なもの

ではなかつたと述べてをり (L'orientes in the New Industrial Order, p. 11)。又ソムバート (W. Sombart) に依ればドイツの高度資本主義の時期は、既に第一次大戦の開始と共に忽然として終熄したのである。我が國の場合には、大東亞戰爭が一面に於ては建設戦であるが爲、國家の産業統制は依然として高度に維持され、企業集中の構成は却つて強化せらるる運命にあることは、殆んど疑ひの餘地を存せざる所である。

企業支配

(獨) Unternehmensherrschaft

〔定義〕 企業の經營者をも左右し得る権能ある最高の企業職能を謂ふのである。
〔解説〕 具體的に云へば、經營者の任免權であるが、更に經營に根本的變化を與へるやうな事項、即ち解散合併等についての最終決定權をも包括する。斯かる支配の權能を有するものが企業支配者 (Beherrscher) である。茲に云ふ支配は統制、干渉、監督とは異なる。統制は單に經營活動の一部に制限を加へるに過ぎず、干渉、監督も經營者の地位を動かすまでには至らない。權能責

本家のみの出資の結合體なる合名會社に在りては、企業の支配は會社の全體制に依りて行はれ、機能資本家の持分資本家をも加へたる合名會社に在りては、無限責任社員としての機能資本家のみが當該企業を支配する。然るに株式會社に在りては、其の支配形態は會社組織の中に客観化され、中心的機能資本家團としての大株主が株主總會に於て決議權の多數を制することに依つて、企業職能の主體たる重役團の地位を自己の爲めに獲得し、之を利用して企業全體を支配する。P. G. (R. Hilferding, Das Finanzkapital, S. 128 ff. Sombart, Der Hochkapitalismus, S. 735 ff.) 之を物的支配形態と呼ぶことが出来る。此の如き株式會社に於ける支配形態こそ、企業支配の最も積極的なものである。ロンバヤ大學のミーンズ教授 (Garbner C. Means) の調査に依れば、株式會社の支配形態は、(一)私的所有、(二)多數所有、(三)少数支配、(四)法的手段、(五)經營者支配の五種に分れる。私的所有は殆んど完全なる所有に依つて支配するものであり、即ち一個人又は一團の少数者で總株式若しくは殆んど全

部の株式を所有するのであつて、之は個人會社 (Private Corporation) と呼ばれる。多數所有は過半数の株式の所有に依るもので、所有と支配との分離の第一歩を踏み出したものである。一個人又は一團の少数者が過半数の株式を所有する場合には、事實上は單獨企業者と同様の支配力を有し、特に通常は取締役の選舉について全權を握ることとなる。併し會社が大規模となり、株式が分散されるときは過半数以下の所有者でも十分に支配權を握ることが出来る。之を少数支配 (Minority Control) と謂ふ。此の點は從來屢々學者に依りて説かれる所であり、例へばリーフマン教授 (R. Liefmann) は、平常時にあつては約四〇%の所有が會社の支配權を握らしめることは、一般に經驗の示す所であると説き (Beitrag zur Theorie und Finanzierungs-gesellschaft, Eine Studie über den Effektenkapitalismus, S. Aufl. 1931, S. 330) 又リプリー教授 (W. N. Ripley) は、株主が十人餘りの時に、會社を支配せんとするには五一%を必要とするが、三十萬人の分散せる株主の場合は、一五乃至二〇%の議決權を有す

るならば、決して敗れることはない、と云つた。P. G. (Muller Street and Wall Street, 1937, p. 97)。我が國に於ける株式會社の重役が、其の支配權を確保する爲めに必要とする持株は約二〇%である (増田、論者、五頁)。唯少数支配が可能なのは、概ね會社が無事平穩の場合であつて、若し一旦經營者 (oligarchy) との間に関争が生ずる時は、委任狀争奪に付て激しい闘争が惹起されるから、少数支配は不安に襲はれるであらう。法的手段に依る支配には、(一)ピラミットの利用、(二)無議決權株、(三)議決特權株、(四)議決權信託等があり、ピラミットの利用は即ち持株會社に依つて被支配會社の株式の一部を所有する方法で、之を數回繰返すことも出来る。其の他の法的手段に於ては各項目に於て説明する。株式の分散が極度に行はれ、一個人又は一團の少数者が株式の業務を支配するに至らない時は、經營者の力が強くなる。最大株主の持株が一%以下の如き場合には、如何なる株主も其の株式所有に基いて經營者に對し重要な壓迫を加へることが出来ず、又其の所有に依つて一般株主から委任狀を蒐集

することも困難である。従つて経営者は假令其の持株が僅少であつても、終身的機關となる。斯かる支配形態をミーンズは経営者支配 (Management Control) と呼んでゐる。此くの如き企業支配は、勢ひ金融資本の産業資本化に伴ひ、各種企業が漸次金融資本の下に統一される傾向を示すに至るのであつて、我が國に於ても主要な軍需産業は、殆んど金融資本の支配下にある。

企業資本

(獨) Unternehmungskapital

〔定義〕 企業の収益力の總計を意味し、企業に向つて貨幣、又は具體的價值を離出せる企業者及び第三者に對し、企業自體の負ふ所の債務の大きさを示す資本である。

〔解説〕 企業資本は企業者の離出せるもの (自己資本) と、第三者の離出せるもの (他人資本) との合計であるが、此の區別は資本構成の内容、即ち資本の債務的性質を分つのみであつて、資本としての効用に變りはない。苟くも企業資本として離出されたいものである限り、本來の所有者が企業の内外何れに在るを問はず、企業が其の目的

遂行の爲、自由に之を使用又は處分することが出来るのである。併し他人資本に依るときは、利息と償還期限とに悩まされるが故に、企業者をして企業に因る債務に付ての責任を制限して企業の損益に與らしめるならば、資本的結合を容易ならしめることが出来る。責任の制限 (有限責任制) ある以上、企業の經營への參與も制限されることは當然である。資本は企業及び經營の構成要素として労働と共に缺くべからざるものであり、一箇の企業の資本必要量は、其の企業の目的、性質及び規模等に依りて異なるが、近世産業の傾向としては、生産設備の擴大、手持原材料の増加、支拂準備の膨脹等の必要から、企業に於て資本の果す役割は次第に重要性を増しつゝある。技術的經營を中心とする企業は、殊に資本への結び付きが深く、重工業、交通業等の如き資本集約的企業 (Kapitalintensive Unternehmen) は其の代表的なものと謂はねばならぬ。併し乍ら他の産業部門にありても、各企業資本は、市場に於ける對立を契機として、自己の生存の爲めに相互に hominial lupus たるかの如くに競争して

るのであるから、企業資本の規模は次第に増大して行く傾向がある。斯くの如き企業資本の増大は、之を集積 (Konzentration) に依るものと、集中 (Zentralisation) に依るものと二つの場合に區別することが出来る。集積は企業資本増大の根源的 (基礎的) 推進力となるものであつて、自ら獲得した利潤の一部を蓄積し、之を資本化することに依りて企業資本の規模の増大を可能ならしめる。即ち競争場裡に於て打克たねが爲には何よりも大規模な企業資本を求めねばならないが、此の事實は資本生來の欲求たる蓄積衝動を刺戟して蓄積は大に促進せられ、利潤の一部が資本化され大規模な企業資本に生成して行くのである。けれども企業資本の増大は、單に夫れのみでは終らなないのであつて、各企業資本をしてより高き集中なる別個の面を展開する。即ち多数の企業資本相互間に於て、吸収或は合併を行ふなり、又は相互に結合するなりして、新たなるより大規模な一企業資本に擴大されるのである。併し乍ら斯くの如き集中現象は、常に單なる弱小資本の没落、夫れの強大資本への吸収合併にのみ結果するものでは

ない。寧ろ多くの場合に於ては、完全に没落して其の所有關係が失はれることを云ふのではなく、現存の企業者を一應維持しつゝ、幾つかの時には幾多の企業資本が相互に結合して、一舉に大規模な企業資本を形成するのである。之は云はゞ結合 (Zusammenhang) に依る集中である。此くの如き企業集中形態は、動もすれば資本偏重の弊に陥り、中心的企業者を金融擔當専門家となし、専ら企業の財務政策と其の實行のみに没頭せしめる。のみならず株式投資に依る金融資本の産業資本化は、自由競争の危険を排除して其の安全な維持と利殖を求め、最も合理的な方法として、自ら巨大な資本を以て、産業部門に於ける獨占的支配の獲得に努めるのである。獨占的金融資本主義下の近代企業は、最早や産業資本家の夫れと異り、ここでは自己資本を以て新企業を創設することよりも、寧ろ多数者を獲得することによつて、既存企業を支配し、強力なる獨占形態にまで發展せざるを得ない。斯くて近代企業は高度の集中形態をとるに至つたが、其の結果、物的要素たる資本が企業組織の中心となり、所有と經營の分離

によつて單なる持分資本家 (Anteilkapitalisten) と化した多数出資者の無名性は、資本の非個人性と結びついて、近代企業を一個の物的機構たらしむるに至つた。そこには人格ある人ではなくて、たゞ非個人的非人格的なる資本の無責任なる支配が残るのである。けれども資本による支配は幾多の病弊を生んだ。其の非倫理的自由活動は、夫れ自身の存立の爲めにも大きな障礙となつた。公益優先の指導者原理 (Ethikprinzip) の採用と、企業に對する公共性の全面的浸透が企圖されるに伴ひ、ナチス株式法に於ては企業協同體制が具體化し、我が國に於ては經濟新體制確立要綱に依り、企業が資本經營及び勞務の有機的一體たるべきことを明示し、更に統制會の樹立によりて、其の新理念が具體化された。従つて今後は企業資本の營利性に代ふるに、經濟性 (生産性) が強調されねばならない。

企業者

(英) Entrepreneur

(獨) Unternehmer

(佛) Homme d'entreprise

〔定義〕 企業に對して自ら出資し、其の經營を擔當し、若くは支配する者を謂ふ。〔解説〕 企業者の本來の職能は、企業の形態によつて獨立せる經營を所有すること、之を自己の創意と責任によつて支配すること、の二面的内容を持つのである。企業所有者としては、自己の財産を目的の事業に出資運用し、之に依つて生ずる利潤の處分、自己の利害及びイニシアチヴに従ひ、企業の危険に關する一切の責任を内外に對して負はなければならぬ。又、企業の支配者としては、企業活動のあらゆる方面に涉つて之を自己の創意と責任に依り指導し處理する任務を持つ。企業者の本來の職能は、企業の所有と支配に關する權利義務の主體たることであつたが、企業の發展擴大に伴ひ、之に對する巨額な資本投下は一企業への出資者数を莫大ならしめ、其の總てが企業の支配に當ることは不可能となつたので、出資者の大多数は單に企業所有者として収益の分配を受くるを以て満足し、其の地位は單なる持分資本家 (Anteilkapitalisten) たるに過ぎず、經營又は支配の職能は、選ばれたる極めて少数の代表者

に之を委託せざるを得なくなつた。企業者は、其の最初に於ては封建的經濟の崩壊と經濟的自由發展とに依り出現した新經營者であり、進歩し發展して止まざる自由なる精神を所有した。近代企業は斯くの如き個人的自由主義指導精神によつて飛躍し、發展したのである。然るに時代の推移は、企業者の指導的精神に大なる變化を來さしめた。今日の國家と企業との關係は、最早や過去に於ける如き自由放任の状態にあることを許さぬ。國家は企業に對して全體經濟の構成體の一分子たることを求め、企業もまた、資本主義經濟の不合理性を打破し、之を合理化する爲め國家の支持と助成に俟たなければならぬのである。そこで企業者も國家及び國民經濟に於ける企業の任務を意識し、其の責任の遂行に努力すべき一個の國家的企業者たることを要する。即ち今日の企業者は、一經營體の指導者であつて、ドイツの經濟體制下に於ける指導者原理 (Führergrundsatz) は、企業者の新使命について規定し「指導者原理」、我が國に於ては、産業統制會の會長に對して此の指導者の性格が與へられるに至つたのである。

起業者

〔定義〕 土地收用を爲し得る事業の經營者であつて、事業の爲に必要な土地物件の收用を國家に對して請求し、土地收用の行はれる時、其の權利を取得する者を謂ふ。
〔解説〕 其の法律上に於ける地位は、土地所有者及び關係人と共に土地收用に於ける當事者である。私人の外に行政の主體も亦起業者たり得るのである(土地收用)。

企業者株主

〔定義〕 企業に直接の利害關係を有し、株主總會又は業務執行を通じて、其の會社を支配することの出来る大株主を謂ふ。

企業者資本

〔定義〕 企業者に屬する資本の總稱。
〔解説〕 企業資本の一部を構成する自己資本を企業者資本とも謂ふ(自己資本)。

企業整備令

〔定義〕 生産の増強、配給の圓滑化、労働の供出等を目標とする戦時下の企業の整理統合を強行する爲、最後の手段としての法的根據を政府が確保すべく、國家總動員法の規定に基いて制定された勅令である。

〔解説〕 昭和十七年五月十二日、勅令第五百三號を以て公布、同月十五日より施行された。國家總動員法第十六條ノ二に基き、事業に屬する設備又は權利の讓渡其の他の處分、出資、使用又は制限に關する命令及び同法第十六條ノ三の規定に基き、事業の委託、讓渡、廢止若しくは又は法人の合併若しくは解散に關する命令は本令に定むる所に依る爲、企業を整備し、又は之が爲事業に屬する設備又は權利の利用を有效ならしむるにある。本令の運用は當局の指導に依り、業者間に自主的に行はしめ、萬已むを得ない場合に限り最後の手段として發令する。

企業統制

〔定義〕 企業活動の系列を或る一定の國家目的に向つて統合し、且つ之に適合するやう企業自體の整備指導を行ふこと。
〔解説〕 獨占的資本の發展に伴ひ、多數

企業獨占

〔英〕 Monopoly
〔獨〕 Monopol

〔定義〕 市場を支配せんが爲、企業の集中に依り自由競争を排除することを謂ふ。
〔解説〕 元來、企業獨占なるものは、商業政策上の保護主義と相呼應し、關稅に依つて引上げられた國內價格を確保せんとして試みられた行動であつて、十九世紀の末期から二十世紀にかけてヨーロッパ各國に現はれた企業の獨占・集中の傾向は、明らかに此の事實を物語つてゐる。學者は此の變遷に即して或は「第二の産業革命」と呼び、或は「高度資本主義の時代」と云つて之を前期と區別する。勿論、其の以前に於ても獨占組織が絶無であつたのではない。例へば古くからローナア (Lona) リング (Ring) の如き商品買占團體もあつたし、中世のツンフト (Zunft) も一種の特權的獨占體であつた。又、重商主義時代には特許會社なる公許獨占體が盛んに活躍してゐた。併し乍ら前代之の組織と現代の夫との間には、著しき性質上の相違が觀取される

の個別企業の獨立性は漸次減退して行き、假令、形式的には獨自性を持つやうな大企業でさへ、實質的には或る巨大なる大財閥から統制されるやうになつて來る。コンツェルンに依る産業の抱括的統制の如きは、資本家的統制としての最も進歩したる形態と云へるであらう。勿論、夫れは若干の大資本の便宜に基いて歴史的に、補足的に發展し來つたもので、豫め整然たる理想的計畫案を樹て、夫れに基いて全體的に統制網を敷設したのではないから、其の統制網の限界は社會的に非合理であり、亂雜であり又甚だ不成熟たるを免れない。此の資本家的統制に次いで準國家的統制と云ふべきものがある。特別の産業法規を作つたり、或は既成のカルテルに法律を以て強制力を認めたりするのが夫である。具體的に我が國の例で云へばカルテルに強制力を與へたものに、昭和六年制定の重要産業統制法があり、又、業種別に各種の事業法も制定された。カルテルの結成策は資本家的大企業を對象としたが、中小企業に對しては組合主義を採用し、産業組合法、重要物産同業組合法、工業組合法、商業組合法、輸出組合

法の制定を見た。之等の企業統制は元來業者の利益増進を主眼としたものであつて、稀には公益企業其他特殊企業に對し、特殊の目的を加味して統制の行はれたこともあるが、夫れは概して異例に屬した。然るに國家の統制經濟が遂行される場合には、國民經濟の基礎的構造として企業が存在を認むる限り、之を生産組織の中心要素としつゝ、其の上に國家に依る強力な統制が行はれるのである。従つて企業は統制經濟の最も重要な對象となり、企業統制の爲に國家の強權を發動せねばならぬ。小は個人の小賣商店より、大は資本的コンツェルンに到るまでの凡ゆる企業は、國民經濟に於ける生産擔當者として夫々の職能に従つて規制せられ、之を全體經濟の爲に、最も有効に發揮するやう運用するのが、即ち國家の企業統制である。事變下に於ける企業統制は「經濟新體制確立要綱」に其の基本方針を掲げ、又國家總動員法にも之に關する規定を設け、「會社經理統制令」「企業許可令」「企業調整備令」等の一聯の企業統制法規が次から次へと生まれて、戦時下の企業統制は飛躍的に發展した。

(R. Lehmann, Kartelle Konzerne u. Trusts, 1927). (一)大資本に依つて經營される大企業の上に立つこと、(二)自由競争の秩序の裡に、企業經濟の必然的要求に基いて發展し、法律其の他の公許の特権に依らないこと等は、近代獨占體の持つ大きな特徴である。此の如く前代から離れて近代的獨占化の現象を理解せんが爲には、先づ自由主義競争の下に於ける生産力の膨脹、競争の普遍的鋭化、恐慌等を経て、之を克服せんとする大企業化と集中化とを考察し、最後に此の集中化の最高段階としてのトラスト乃至カルテル化(コンツェルン)、夫を中心とした私企業的統制經濟の複雑なる組織網の到來と云ふ事實について知らなければならぬ。ドップ(M. H. Dopp)は此の第二の産業革命の發生原因を説明して、「第二産業革命は第一産業革命の場合と同様に、機械上の一連の發明を其の直接の原因とする。けれども斯かる發明も既に一八〇〇年頃から發展し續けて來た所の他の經濟事情が無かつたならば其の効果は見られなかつたであらう。夫れは(一)交通、通信の著しき發達、(二)銀行制度の進歩、其の集中の

安定、(三)株及會社制度の普及、而して、(四)之等の總ての結果は、經濟的引力の中心を本綿業から鐵鋼業へと移すことであつた(Development of Capitalism, p. 10)と述べてゐる。斯くて重工業——交通業——金融業の發展と獨占化、此の三位一體に依る全産業の支配權の確立こそ、正に高度資本主義期に於ける最も顯著なる組織上の特徴となり、茲に支配權を持つ少數者(財閥資本)の利益に基いて現代産業の私的統制が行はれて來た。併し乍ら産業組織の發展過程は、決して坦々たる大路を圓滑に行進するものではない。屢々沸騰と恐慌とに際會して段階的な躍進をなしつつ、其の前進を續けた。ドイツに於ては第一次大戰後殊にドウズ賠償案の實施に依る安定期以後の數ヶ年に、所謂産業合理化(ile Rationalisierung der Industrie)運動の一面としてトラスト的獨占體が各方面に擡頭した。之と同様の傾向はアメリカにも見られる。然るに一九三一年に起つた世界經濟恐慌は、各國の不況打開策として國家的統制が獨占的資本主義の私的統制に取つて代はり、規範的秩序の原理が企業獨占到決定的影響を

及ぼした。其の代表的なものはナチス・ドイツの指導者原理(Eührerprinzip) p. 9。斯くして最近の統制經濟は、從來自然的に展開して來た集中産業機構を、新たに公な産業構造政策の中に攝取して制度化し大工業集中化は新たな質的意義を帯びて來た。

企業の經濟形態

〔定義〕 出資と企業職能(即ち經營及び支配)との内部的關係に依り、發展的に決定せらるべき企業構成の様式方法を謂ふ。

〔解説〕 企業の經濟形態については、或る學者は企業が資本調達の爲めに如何に組織されるかに重點を置き、専ら財務的見地から之を觀察せんとし(例へばバリー)、又或る學者は企業形態の構造を決定する最も重要な要素として、企業擔當者の數の多少と職能の分割を擧げてゐる(例へばレーマン)。併し乍ら資本調達の様式方法を企業形態と見るのは、企業の本質を全般的に把握しない結果であつて、他の本質的特徴に依り企業形態が決定せられ、夫に従つて財務問題が決定されるのであるから、資本調達の様式方法は企業にとつて寧ろ第二

次的の意義を有するに過ぎない。企業形態とは、經營經濟に於ける企業の構成様式を意味し、其の本質的要素は出資(Controlling: Kapitalbetheiligung)及び企業職能(Unternehmungsfunktion)の關係にある。出資とは經營經濟に於ける第一次の危険を負担し、且つ原則として返還時期の定められない資本の離出を謂ひ、企業職能とは斯かる出資者資本に生命を吹込み、之を自己増殖の運動にまで驅立てる所の能力並に活動力を謂ふ。企業職能の重要なものは、經營(Management; Leitung od. Verwaltung)と支配(Control; Herrschaft)であつて、これ等の本質的要素の合一又は分離が企業形態を決定する。即ち出資を爲すと共に、之について企業職能をも自ら把握する機能資本家(Funktionierende Kapitalisten)の場合には、出資と經營とは完全に合一してゐるが、單に出資をなし之について利潤の一部分の分前に興のみであつて能動的な企業職能を喪失せるものは持分資本家(Anteilhaber/Isam)たるに止まり、別に經營者(Leiter)が經營活動を指揮するから、此の場合には出資と經營とは分離し

てゐる。然るに企業形態が更に高度の發展段階に到達するならば、中心的機能資本家(大株主)が企業の支配者(Beherrschender)となつて企業全體を支配し、これが爲めに出資、經營及び支配の三者が總て分離するのである。レーマンの典型化方法に依る分類では、企業形態として(一)單獨企業、(二)企業者會社、(三)投下會社、(四)資本會社の四を擧げてゐる。單獨企業は同一人が經營活動を指揮すると共に、危険を負担する資本を提供しなければならぬが、數人の事業指揮者が同等の權利を持つときは企業者會社となり、若し其のうちの一人又は數人が實際上的活動を爲さず、又事業支配を放棄し、たゞ其の投下せる資本の使用を監督するに止まるならば、こゝに投下會社の出現となる。然るに企業者會社又は投下會社の出資者が増加し、代理に依る行動のみが可能となるときは、其の企業形態は資本會社にまで發展し、出資者と企業者との人的關係は全く切斷される。企業形態の本質的要素は、此の如く企業者の數と必然的關係があるから、實際には兩者は密着して單一の要素をなすものと考へられる。

從つて企業形態の量的分類として、(一)單獨企業、(二)少數集團企業、(三)多數集團企業と云ふ分類を試みてゐる學者もある。併し乍ら企業者の數の多少は單なる量的差違に止まらずして、質的差違を生ぜしめることを忘れてはならぬ。即ち單獨企業は人的要素を中心とする企業形態であつて、企業者の個人的才能、信用等が實際に於て企業の價值評價を決定するから、之を人的企業と云ふことが出来る。然るに會社企業、特に株式會社にありては、物的要素たる資本を中心とし、有限責任制に依り多額の資本を調達してゐるのであつて、之が爲に無限責任的的支配は消滅し、從つて會社機關を客體的條件とする、云はゞ物的支配形態の確立を意味する。故に此の種の企業形態は資本的企業と呼ばれる。會社企業は其の種類の何たるを問はず總て資本の集中形態であり、屢々單獨企業が合名會社、合資會社或は株式會社の企業形態を採用し、又は少數集團企業が株式會社の企業形態を利用するものも、集中過程である。株式會社と云へば直ちに其の營利性を問題とするが、統制經濟下にあつては、經濟全體の機構若

くは組織の方面からする株式会社の倫理性(公共性)が主張され、資本集中機構としての優秀性の再確認に依りて出現したのが所謂國策會社である。併し乍ら資本の集中段階は、會社形態に依る集中から獨占形態に於ける集中にまで發展する。企業同盟(Kartell)、利益共同體(Interessengemeinschaft)、企業合同(Trust)、企業團(Konzern)等は、何れも株式會社を基礎として、其の制度の上に發達せる企業の獨占的集中形態である。以上に述べた所は主として、私企業(Privatunternehmung)に關してであるが、支那事變以來、我が國に於ては公企業(Oeffentliche Unternehmung)若くは準公企業が急速に發達した。従來の公企業は、國家及び地方自治體の所有する收益經濟的經營を意味したが、統制經濟又は計畫經濟の進展に伴ひ、國家及び地方自治體は自ら經營主となり、各種の重要産業部門に漸次に入り來り、事業を遂行する場合が多くなつた(「公企業」國策會社)。

企業の法律形態

〔定義〕 經濟上の企業が、其の法律的存

在を維持する爲に必要とする形態を謂ふ。

〔解説〕 企業の存在を合法的ならしむるには、法律に依る規制を缺くことが出来なない。パライ(Paley)に依れば、企業形態の法律的概念は、企業者自身の指揮若くは之に對する參加、資本離出若くは企業の債務に對する財産上の責任の結合等の様式方法を意味してゐるが、時代と國とを異にするに依り、其の立法は必ずしも同一ではない。併し企業に關する法規は概ね成文法として統一體に集められてゐる。我が國に於ては、企業法律形態として、(一)組合(二)合名會社、(三)合資會社、(四)株式會社(五)株式合資會社、(六)有限會社、(七)相互會社等があり、此の外に最新の企業形態として、(八)金庫又は管團を擧げなければならぬ。之等の法律形態の構成を定むる本質的特徴は、(一)企業と企業者との人的關係の深淺、(二)企業者職能の合一又は分離(三)責任負擔の限度、(四)證券發行の可能性の有無、(五)公益性と營利性の相違等である。組合、合名會社等は人的要素を中心とする企業形態であり、合資會社も其の社員の一部に於ては同様であるが、株式會社は

資本を中心とする企業形態であつて、株式に依り其の持分が現實に物的化されてゐるから、企業と企業との間には人的關係がない。企業の所有と管理とが合一するが分離するかの點も、企業の法律的特徴として重視され、スタイナー(Schneier)の如きは、此の見地から企業形態を二種に分類した。併し責任負擔の限度も主要特徴である。之に關する法律學者の研究は特に精細を極めてをり、就中、株式會社に於ては社會の有限責任制を探り上げ、其の法律的意思の重要性を強調するものが少くない。最後に證券發行の可能性の限度は、フランス法學に於て高唱する所であり、會社財産の動化、資本持分の分配又は移轉を便ならしむる法律的技術の一方として特徴付けてゐる。従來、經濟科學に於て企業形態を研究するに當つては、専ら法律形態を取扱ひ、之に依つて企業形態の所屬を決定して來た。然るにドイツに於ては夙に企業の經濟形態を認識し、之と法律形態とを區別せんとする企圖が試みられ、爾來、企業の經濟形態に關する專門的研究が盛んに行はれるやうになつた。企業の法律形態は、必ら

ずしも之に依つて企業形態の所屬が決定されるのでなく、經濟生活上の現實の利用に依りて始めて一つの企業形態となるから、法律形態の本質的特徴とするものも、經濟上から見れば絶對的意義を有しない。之等の特徴は實際の利用に當つて或る程度まで任意に動かすことが出来る。そこでパライは法律形態を殆んど無用視し、若くは甚だしく輕視するが、併し之も決して穩健な態度とは云へない。殊に我が國の如く、法律形態が先づ成立し、然る後實際家が之を利用する場合に於ては尙ほ更らである。

基金附生命保險信託

〔定義〕 財源付生命保險信託と同意義に用ひられてゐる語である(「生命保險信託」)。

氣崩れ

〔定義〕 別段之と云ふ弱氣材料もないのに、相場が無難作に安くなることを謂ふ。

議決權信託

(米) Voting Trust

〔定義〕 多數の一般株主より、其の權利

のうち議決權のみを信託せしめ、以て會社の支配權を確保せんとする手段を謂ふ。

〔解説〕 アメリカに於て獨占的なる企業合同なる名稱が用ひられたのは、最初スタンダード石油トラスト及び砂糖トラストが此の議決權のトラストと云ふ方法に依つて獨占を企圖したからである。アメリカに於ける議決權信託は、既に十九世紀の後半に行はれてゐたが、一八九〇年代以降に於て之は一般に利用せられる所となり、鐵道會社及び公共事業會社の整理には殆んど用ひられ、又、工業會社の整理にも可なり廣く用ひられてゐる。更に會社設立の場合にも利用せられるが、之は發起人が株式の過半数を手放し、而かも尙ほ會社の支配權を保護せんと欲する場合に行はれるのである。而して議決權信託の方法は、一會社の株式の大部分、少くとも過半数の株式を三人乃至五人より成る受託者(Trustees)に引渡し夫と引換に議決權信託證書(Voting trust certificate)を受取る。斯くて受託者は法律上の株式所有者となり、株主に代つて其の權利を行使し、株主總會に於ける一切の事項の議決をなすことが出来る。併し本來

の株主は、受託者の帳簿に登録せられ、普通の株式同様議決は可能であり、又、之を取引所に上場して、自由に賣買することも差支ない。従つて利益配當は受託者が先づ受取り、此の中から自己の報酬を控除して、其の殘額が本來の株主に分配される。

議決權優先株

(英) Voting Power

議決特權株

(獨) Stimmrechtsaktien

(佛) Actions à vote plural

〔定義〕 特殊の事件に付、特に議決權を有する所の優先株を指して謂ふのである。

〔定義〕 歐米に於て行はれる優先株の一種であつて、普通には固定負債を起し、又は之を増加する場合、或は優先株夫れ自身の發行を擴張する場合等に於て、其の變更は優先株三分の二乃至四分の三の多數を以て之を決定する方法によつて行はれる。

議決特權株

(獨) Stimmrechtsaktien

(佛) Actions à vote plural

〔定義〕 一個の株式に對して、特に多數の議決權を附與せられてゐる一種の特權的株式を謂ひ、或る特別の場合に行はれる。

〔解説〕此の制度は、株主の一部に其の持株数以上の議決権を與へて株主總會に多數を占め、以て會社の管理權を確保せしむる目的を以て行はれる。我が國に於ては法制上斯かる株式を認めない。此の制度が最も利用されたのは、前大戦後に於けるドイツ及びフランスの株式會社であつて、爲替相場の有利な情勢を利用して侵入した外國資本に對抗し、企業支配權を本國人企業家の手中に保有せしむる爲、其の持株について之が行はれたのである(ドイツ商法)。

期 限

(英) Term, Time Limit
(獨) Termin, Zeitbestimmung
(佛) Terme Courant

〔定義〕將來必ず發生することある可き事實に、法律行為の效力の發生、消滅又は債務の履行を託せしめる附款を謂ふ。
〔解説〕條件たる事實は、將來の成立に確實性はないが、期限たる事實は將來確實に到來す可き必然性を持つてゐる。之を始期と終期に分ち、期限の到來する時を満期と謂ふ。期限には確定的期限と不確定的期

限とがある。法律行為は期限附法律行為と云つて不可なく、期間が確實性を與へる。

規 元

〔定義〕中國に於て銀兩の未だ廢止されなかつた頃、上海地方に於て計算の標準として使用せられた銀兩を謂ふのである。

〔解説〕一に上海兩とも稱せられる。其の交換率は規元百兩は銅元十九萬四千文に交換され、又制錢十五萬文に交換された。

期 限 後 裏 書

〔定義〕支拂拒絶證書作成後、或は支拂拒絶證書作成期間經過後の裏書を謂ふ。

〔解説〕一に後裏書とも云ひ、此の種の裏書は通常の裏書としての効力がない。即ち擔保的効力も抗辯切斷の効力もない。唯だ指名債權譲渡の効力のみを有する。此の如き効力を有する當然の結果として、通常の裏書と同様の形式を具備することが要求せられ、且つ又裏書の連續を必要とする。

期 限 前 償 還

〔定義〕償還期限の到來せざる以前に於

て爲す繰上償還を特に期限前償還と謂ふ。

〔解説〕公社債の發行要項には其の償還期限及び方法を明示してゐるから、發行者の都合のみにて繰上償還をなすことは出来ない。公社債償還の期限の利益は發行者と所有者の双方にあるから、單に發行者の意思のみを以てこれを拋棄することは不可能である。併し當初に於て其の發行要項中に据置期限の定めある時は、其の期限満了日まで償還期限を實際に繰上げたものと看做され、従つて据置期間の經過と同時に、期限前償還を行ふべき選擇權を發生する。

起 債 計 畫

〔定義〕起債必要額を最少限度に於て確保する爲、引受シンディケート團加盟銀行の資金を一定計畫の下に社債引受に充當せしむると共に、市場から隔絶せる資金をも積極的に動員することを謂ふのである。

〔解説〕元來、起債の調整は、政府に於て昭和十二年九月制定の臨時資金調整法に基いて始められたものであるが、夫れ以來起債市場は昭和十三年、十四年及び十五年初は相當の活況を維持し、驚く可き生産力

擴充其の他時局に緊要なる起債を見た。然るに十五年三、四月頃からは、時局の發展に伴ふ起債額の激増と、之が消化と一般と徹底を促進する必要上、政府は茲に、(一)生産力擴充其の他時局に緊要なる起債に付ても、極力物資動員計畫と配合せしめ、更に高度の重點主義に依る壓縮を加へると同時に、(二)凡ゆる金融機關を通じて國民貯蓄の勵行に依る資金を動員し、之を以て國債の消化と共に、時局に緊要缺く可からざる起債の消化對策を講じ、起債の目的を達成せしむることとなつた。従來の起債統制は大藏省其の他官廳、日本銀行及び日本興業銀行等の協議打合せに依り之を立案してゐたが、更に進めて昭和十五年十二月には大藏省、厚生省簡易保險局、企畫院並に日本銀行及び日本興業銀行の各關係代表者から成る起債計畫審議會を設け、三ヶ月毎に其の期間の起債計畫を樹立することにした。此の起債計畫は發行計畫・消化計畫の兩面から成る。先づ發行計畫に於ては、資金計畫並に日滿支國際收支計畫に基き、各金融機關に於ける預金増加額と公債發行額、政府支拂額等を見合せて決定するのである。

起 債 市 場

又消化計畫に於ては、(一)大藏省預金部、厚生省簡易保險局其の他の官廳筋の資金、(二)産業組合中央金庫其の他の特殊筋の資金(特殊引受又は買入の形式に依るもの)、(三)起債引受シンディケートの資金(一律取引の形式に依るもの)、(四)一般投資者側の資金(證券引受會社を通じて公募の形式に依るもの)等を動員し、巨額の新規起債に對する総合的消化計畫が樹立される。

〔定義〕公社債の發行に依る長期資本の需要供給を結合せしむる資本市場を謂ふ。

〔解説〕起債市場に現はれて、證券形態に於ける新資本を需要せんとするものは、國家、地方公共團體、銀行、會社其の他の起債者である。之等の發行者は直接資本の供給者に公社債資本の需要を求めるともないではないが、原則としては其の間に引受業者が存在し、其の起債を可能ならしめる。引受業者となるものは、一部の銀行、信託會社、證券會社、保險會社等であつて起債者と引受業者との間に起債交渉の行はれるところ、夫は即ち起債市場である。巨

額の證券の引受は數個の引受業者の聯合を以てし、且(一)販賣シンディケートの構成又は、(二)證券業者の下引受に依りて、證券引受の爲めに生ずる危険の分散若くは其の轉嫁が行はれる。下引受に對して、發行者と引受業者とが直接契約をなす場合を元引受と云ふ。證券の引受には、(一)特定の證券に對して特定の引受を獨占する場合と(二)然らざる場合とがある。今日の起債市場に於ては、他方債、社債を通じて、大體その元引受の下引受機關の分野は明瞭であつて、従來引受シンディケートに加入しなかつた者が新規に元引受又は下引受に参加することは殆んど不可能である。例へば東京市債、大阪市債、興業債券、勸業債券を始め五大電力會社々債其他一流會社々債にあつては、確定的な引受シンディケート並に下引受シンディケートが存在して其の引受を獨占してゐる。斯かる引受の獨占が行はれざる場合には、證券の發行者は入札又は商談の方法によつて、單獨或は一團の引受業者の提出する引受條件の中より、最も有利なるものを選ぶのであるから、屢々激烈なる引受競争を惹起し、全く市況を無視し

起算學派

「歸屬學派」の項を看よ。

起算日

〔定義〕 期間計算の基準たるべき日。

〔解説〕 日、週、月又は年を以て期間を定むる時は、原則として初日を之に算入しない(民一〇條、民二條)。時効に付ては時効期間の起算日に溯つて其の效力を生ずる。

期日物

〔定義〕

据置期間を附したコールのことであつて、一に之を長期コールとも云ふ。

〔解説〕 三十日、六十日、九十日と据置いて、前日豫告で決済することが出来るもので、一般のコールに比して其の期限が長い。最初は爲替銀行の爲替資金として吸収されたが、後は固定不良貸付の埋草に吸収されるやうになり、其の實體はコールと目するを得なかつた。昭和恐慌勃發の導火線が此の長期コールの回収にあつたことは何人も知る所である。此の苦い経験に懲りて爾來、我が國コールの大部分を占めてゐ

た長期コールは全然影を没し、銀行法も亦此の期日物をコールとして認めてゐない。

擬似發起人

〔定義〕 會社にとつて本來發起人には非ずして、株式申込書其の他の文書に自己の氏名及び會社の創立に賛助する旨の記載を爲すことを承諾したる者を謂ふのである。

〔解説〕 舊會社法に於ては、其の定款に署名せざる限り、株式申込書、目論見書、株式募集の廣告等の文書に、賛助員、賛成人、創立委員、創立委員長等の肩書を以て發起人と共に連署し、之が爲に第三者より發起人と同格者と誤認せられることがあつても、其の者は發起人としての責任を負担することはなかつた。斯くては投資者の安全を害すること甚だしきものがあるから、新法は之に對して重要な改正を施し、發起人に非ずして之等の文書に自己の氏名及び會社の創立を賛助する旨の記載を爲すことを承諾したる者は、自己を發起人と誤認して株式申込を爲したる者に對し、發起人と同一の責に任ずることを定め(前法一、以て資金の安全を害せざる途を講じた。

た引受條件の成立さへ見ることがある。期限を定めた場合は、此の期限満了の後は發行者は必要に応じて期限前償還を行ふべき選擇權 (Option) を有してゐるから、發行者はたとへば償還期限前と雖も必要と認められた時は任意に償還を行ふことが出来る。支那事變以前に於ける起債市場は専ら人氣ある社債を發行し、引受機關は之を一般に賣出し、市場性と云ふものが第一の條件となつてをり、従つて社債引受も單なる證券業務の一種に過ぎなかつたが、事變下にあつては社債は公債に準ずる地位を與へられ、引受機構も公的性質を帯び、市場性を漸次喪失し計畫性が濃厚となつた。又シンディケート組織を見れば、事變後は之を新設するの外従來より存するものを擴大し、若くは單獨引受をシンディケートに改むるもの等著しく増加し、一方に於てはシンディケート及び下受組織以外に金融機關の特別引受に依る發行も行はれる(「引受シンディケート」)。即ち興業債券に付ては、地方銀行に對する繼續的特別割當を始め、産業組合、貯蓄銀行、生命保險等の特別割當等も行はれ、之に依りて所謂引當機構は擴充強化された。

基準貸付残高

〔定義〕 前年相當半期中の當該貸付に對する運轉資金最高貸付残高に相當する金額を意味し、金融機關が當該貸付を自由に爲し得る限度であつて、其の限度を越ゆる場合は政府の許可を受けることを要する。

〔解説〕 銀行等資金運用令に依り定められたる運轉資金貸付の自由限度の一つである。即ち金融機關、證券引受會社又はビルプロローカーが、一營業所又は一事務所に於て一人に對し、運用資金貸付残高の五萬圓を越えて貸付を爲さんとする場合に於て、當該貸付先に對する運轉資金貸付残高が、基準貸付残高を越ゆる時は主務大臣の許可を受けることを要する(施行規則)。基準貸付残高は一種の實績である。運轉資金は事業の運営上通常必要なる用途に使用する資金であるから、資金量としては經常的に一定額を必要とし、又夫れだけで足りるものが原則である。而して其の經常的必要量は各事業種目毎に、又は各個の事業毎に嚴密に之を算出することが理想であるが、夫は頗る困難なことであるから、一應の合理性を有

基準貸付積數金額

〔定義〕 前年相當半期中の當該貸付先に對する運轉資金の貸付積數金額であつて、毎日の貸付積數高累計額を意味し、運轉資金貸付の自由限度となる(「基準貸付積數高」)。

基準割引残高

〔定義〕 前年相當半期中の當該手形割引先に對する最高手形割引残高に相當する金額であつて、自由に割引を爲し得る限度。

〔解説〕 金融機關、證券引受會社又はビルプロローカーの一營業所又は一事務所が、一人に對し手形割引残高五萬圓を越えて手形の割引を爲さんとする場合に於て、當該

基準豫算

〔定義〕 新規要求額を加へざる既定經費のみを計上せる一般會計の既算額を謂ふ。

〔解説〕 基準豫算は一般會計豫算の根幹を成すもので、過去の豫算が膨脹する時は之亦た増額を免れないが、併し既定經費も出來得る限り不急不要と認めらるるものは繰延節約を爲し、各省の新規要求額を嚴重に査定して主要なるもの、計を採り、斯くて次年度の一般會計豫算案が編成される。

擬制資本

(獨) Fiktives Kapital.

〔定義〕 一に假想資本とも謂ひ、株式が額面以上の價格を以て賣買される時、其の時

價を總株數に乘じて得たる金額に相當する資本が、當該會社に投下されたものと看做して、之を擬制資本と呼ぶのである。

〔解説〕 ドイツのヒルファーディング (F. Hilferding) に依れば、株式取引所を以て擬制資本市場とする。即ち株券は拂込める金額を保持する収益権を證明するものに止まり、其の市場に於ける賣買は要するに収益権の賣買であつて、額面百萬圓の會社の額面百萬圓の株券が百五十圓に賣買されても會社に投下された資本百萬圓に少しも増減はない。併し株式が百五十圓の價格を以て賣買されるならば、恰かも百五十萬圓の資本を有するが如き觀を呈するのである。

季節金融

〔定義〕 季節關係に依りて、毎年恒常的に繁忙を呈する金融を謂ふのである。

〔解説〕 季節に依りて需要せらるる資金の主なるものを示せば左の如くである。
一月 週米資金、舊節季資金、納稅資金
二月 納稅資金
三月 棉花資金、肥料資金、夏織物資金、納稅資金

四月 棉花資金、肥料資金

五月 棉花資金

六月 製絲資金、棉花資金

七月 製絲資金、棉花資金、納稅資金

八月 製絲資金、舊節季資金、納稅資金

九月 爲替資金、冬織物資金

十月 爲替資金、製絲資金、納稅資金、織物資金

十一月 爲替資金、納稅資金

十二月 爲替資金、米穀資金、期米資金

之等の資金は其の需要額に大小があり、必ずしも之が爲に金融市場が繁忙を來すとは限らない。一年を通じ季節的に最も繁忙を呈するのは、三月、六月、十月、十二月の四ヶ月であつて、六月、十二月に於ける金融は寧ろ緊縮状態にある〔金融季節〕。

季節資金

〔定義〕 毎年略ぼ一定の時季に規則正しく繰返して需要される性質の資金を謂ふ。

〔解説〕 之を分ちて、(一)産業上の季節資金、(二)支拂決済上の季節資金の二つとする。前者は四季の自然現象の推移が産業(主として農業)に季節的性質を與ふる關

係に基いて需要される資金であつて、純然たる産業資金に屬する。例へば、(イ)生絲資金、(ロ)生絲輸出資金、(ハ)棉花資金、(ニ)週米資金、(ホ)肥料資金、(ヘ)製茶資金、(ト)製粉用小麦買入資金、(チ)清酒資金、(リ)織物資金は其の主なるものである。後者は社會的の規定習慣に基くものである。之には、(一)私經濟上の取引習慣に基くものと、(二)財政上の規定に依るものと二つがある。私經濟上の取引習慣に基くものは、(イ)決済資金、(ロ)配當資金等が擧げられ、財政上の規定によるものは、(イ)納稅資金、(ロ)國庫確定支拂等である。

季節變動

〔獨〕 Saisonschwankung
〔英〕 Seasonal Fluctuation

〔定義〕 經濟的活動の各局面が一年内の一定の時期に見られる循環的變化を謂ふ。

〔解説〕 經濟活動が一定の時期に結び付いてゐるのは、經濟行程又は經濟行為が一定の仕方であつて、一年内の各時期に配分されてゐる爲であつて、其の配分は人爲的諸制度に順應し、或は自然的諸條件に適應して爲

されてゐる。例へば手形の決済期、租稅納入期、輸出期、輸入期、收穫期等は、人爲的若くは自然的に定められる關係上、經濟活動が一定の變動を繰返すのである。

基礎資本

〔獨〕 Stammkapital

〔定義〕 企業資本形成の根幹を成す所の自己資本であつて、企業の創立に際して企業者に依り、出資せられたるものを謂ふ。

〔解説〕 株式會社の株式資本金は其の例である。基礎資本の増減は直ちに其の企業能力の變化を意味するが、積立金勘定から株式資本勘定への振替、財産の過大評價に依る自己資本額の増加、又は所謂資本の水割り (Watering) 等の如き場合は、單なる資本項目の變化に止まるから、企業能力に何等實質的な變化を與へるものではない。

偽造小切手

〔偽造手形〕の項を看よ。

偽造手形

〔定義〕 構限を有せざる者が、他人名義

の署名又は記名捺印を利用し、手形行為を爲したる時の手形を指して謂ふのである。

〔解説〕 署名を偽造せられたる者は、自ら手形行為を爲したのではないから、勿論手形上の責任を負ふことなく、偽造者も手形行為者として自己の名稱を手形に記載したのではないから、手形上の責任を有しない。尤も刑事責任(有價證券偽造罪)や不法行為上の責任は自ら別個の問題である。

歸屬理論

〔獨〕 Zurechnungstheorie

〔定義〕 専らヴィーン學派の提唱する所で、生産手段の價值に關する理論を謂ふ。

〔解説〕 此の價格理論はカール・メンガー (Carl Menger) に端を発し、ボヘーム・バウヘルク (Eugen von Bohm-Bawerk)、ヴィーザー (Friedrich von Wieser)、ヒール・レーダラー (Emil Lederer) 等が此の說を唱へた。最近に於てはハンス・マイアー (Hans Mayer)、ハイエック (Hayek) 等の研究がある。各人其の所説に多少の相違はあるが、強て共通點を求めらば、財貨の持つ價值は其の限界效用 (Grenznutzen)

(Nutzen) に依つて決定せられると云ふ基本原則から出發し、直接的に慾望充足に役立つ享樂財(消費財)のみが限界效用即ち價值を保有するも、生産財は享樂財を作る基礎であるから、間接的な價值があると説き、斯くして價值は享樂財に始まり、第一次第二次、第三次財へと順次一段宛歸屬され、遂に最高次財に至るとする。土地、資本、勞働の生産手段に對する價值の分配、即ち價格の配分は斯かる順序に行はれ、各社會層に對する所得分配問題に迄展開される。

毀損貨物

〔英〕 Damaged Goods
〔獨〕 Beschädigungsladung

〔定義〕 船舶航海中に、海難に遭遇するか、或は其の他の事由に依り、固有の形態を變化して破壊せられたる貨物を謂ふ。

〔解説〕 毀損貨物は毀損の原因如何に依り、或は保險者に於て其の責に任じ、或は全く其の責に任ぜず、其の責に任ずる場合に於ても、原因の如何に依り單獨海損として填補する場合と共同海損として填補する場合とがある。毀損の爲に貨物が甚しく其

の價値を失ひたる時は、所有者は之を保險者に委付して、保險金額全部の填補を要求することが出来る。毀損貨物の處分は多く公賣に依るのである。尙ほ陸上に於て起れる災害の爲に形態を變化したる貨物も、亦之を毀損貨物として取扱ふことが出来る。

北樺太鑛業株式會社

〔定義〕 蘇聯より繼承せる利權契約に基き、石炭採掘に従事せる國策會社である。

〔解説〕 大正十五年勅令第九號「日本國及ソビエト社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本法則ニ關スル條約關係議定書(乙)ニ基ク利權契約ニ依リ北樺太ニ於テ石油又ハ石炭ノ採掘ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國株式會社ニ關スル件」に準據し、同年八月、資本金一千萬圓を以て設立された。之は北サガレン石炭企業組合とソビエト聯邦との間に締結せる石炭利權契約を繼承したもので、北樺太の土威ウラジミロフスキー、マーチ三地方の石炭採掘權を獲得して今日に及んでゐる。其の鑛區總面積は一十六百三十五萬坪である。現在の公稱資本一千萬圓、拂込資本五百萬

圓であつて、全部民間の出資に係る。社債の發行限度は五千萬圓、現在の發行額は二百萬圓で、政府は其の元利拂を保証する。

北樺太石油株式會社

〔定義〕 蘇聯より繼承せる利權契約に基き、石油採取に従事せる國策會社である。

〔解説〕 北樺太鑛業の場合と同様に、大正十五年勅令第九號に依り、同年六月、資本金一千萬圓を以て設立された。即ち日露石油利權契約に基いて契約締結後四十五ヶ年間オハ、エナビ、ビリツン、ヌトウ、ヌイオ、チャイオ及びカタンダリの八油田總面積七百九十四萬八千坪の採油權を得た外一千平方露里に互り試掘する權利をも有する。昭和六年五月に一千萬圓を増資し、現在資本金は二千萬圓で、全額拂込済となつてゐる。全部民間出資に係るものである。

寄託

- (英) Deposit
- (獨) Verwahrung, Hinterlegung, streit ng
- (佛) Depot

〔定義〕 受託者が寄託者の爲に保管することを約し、物品を受取るに依り成立する契約で、民法上の要物契約の一種である。

〔解説〕 諸成契約としての寄託の豫約も有効である。寄託は無償且つ片務契約たることを其の本質とするが、特約又は慣習に依り雙務契約たらしむることも妨げない。

寄託金

- (獨) Depositsgeld
- (英) Deposit Money

〔定義〕 契約履行の保證として契約當事者の一方が他方に差入るる金銭を謂ふ。

寄託申込書

- (英) Warehouse Entry

〔定義〕 保管申込書とも謂ひ、倉庫業者に貨物を預入れんとする者が、其の預入れを依頼する際に差出す所の書類である。

〔解説〕 此の書式は倉庫業者が豫め之を備へ置くが故に、依頼者はたゞ其の要件を之に記入すれば足りる。記載事項は、貨物の種類數量、記號、荷造、入庫日、保管期間、保管場所、保管料、評價金額等である。

北支那開發株式會社

〔定義〕 北支那に於ける經濟開發を促進し、其の統合調整を圖ることを目的として設立された我が國の國策會社である。

〔解説〕 昭和十三年四月二十八日法律第八十一號北支那開發株式會社法に依り、同年十一月資本金三億五千萬圓にて設立され政府の現物出資額三千五十八萬六千圓、金儲出資額一億四千四百四十一萬四千圓、民間出資一億七千五百萬圓である。事業の目的は(一)交通運輸及び港灣に關する事業、(二)通信に關する事業、(三)發送電に關する事業、(四)鑛産に關する事業、(五)鹽の製造販賣及び利用する事業、(六)北支那に於ける經濟開發を促進する爲め特に統合調整を必要とする事業等の外、昭和十七年三月六日法律第七十六號として公布の改正法に依り、自營事業にも進出した。社債券の發行限度は拂込金の五倍とし、社債券に對しては政府の保證あり、又配當の補給金は、年六分を限度とする。昭和十六年末の此の會社の投資及び融資額は約八億圓に達し、尙ほ今後は益々増加するものと見られる。

北濱

〔定義〕 所在地に因む大阪株式取引所の俗稱。株屋街の意味にも用ひられてゐる。

記帳

- (獨) Rechenung
- (英) Reckoner
- (佛) Requier

〔定義〕 日々發生する取引に付、其の發生に従つて之を帳簿に整理記載し、以て其の顛末を明かにする會計上の手續を謂ふ。

〔解説〕 Requier は原始記帳を意味し、例へば取引の發生に基き直接日記帳に記入するが如きを謂ひ、Requier は轉記記帳の意味であつて、仕譯帳を經由して元帳に記入するが如きを謂ふ。記帳は勿論、一定の方法形式に従つて爲されるが、簿記理論は必ずしも一定不變の形式を要求してゐない。併し複式簿記には一定の形式がある。

切手

〔定義〕 別に手形又は切符とも謂ひ、往時、金銭拂に使用されたる證券である。

〔解説〕 切手の基因を成す替錢は、既に鎌倉時代に於て存在し、徳川時代に至りて盛んに行はれた。殊に大阪は當時商業中心地として信用取引が行はれ、手形も廣く流通した。其の種類に爲替手形、預り手形、振出手形、振差紙、大手形、約束手形、藏預り手形等があり、薪炭米鹽に至るまで銀切手に依り、節季仕拂に充てる慣習があつた〔手形〕。百貨店其の他の商店から發行する商品券も、古くは切手と云はれた。

切手屋

〔定義〕 呑屋の反對に、客の賣買註文を正直に市場に出し取引する取引員を謂ふ。

軌道財團

〔定義〕 軌道施設を構成する財産を以て組成された財團を指して軌道財團と云ふ。〔解説〕 明治四十二年四月法律第二十八號軌道株式會社に關する件に依りて創設され、軌道株式會社の設備の全部又は一部を以て成る。交通財團の一である。併し軌道財團を模する所が多い。鐵道は道路に敷設しないが、軌道は道路に敷設する〔財團〕。

氣直り

〔定義〕 人氣が轉換することを謂ふ。

ギニー貨幣

〔英〕 Guinea
〔佛〕 Guinée

〔定義〕 往時イギリスに行はれた金貨。

〔解説〕 一六六三年チャールズ二世に依りて始めて鑄造された。アフリカ西海岸ギニー産の金を以つて造つたから此の名がある。一八一六年ソヴレン(Sovereign)を以てイギリス金貨とするまで、約五十年の間イギリス主要の金貨であつた。此のギニーは今でも二一志に該當するものとして商習慣上計算單位に使はれることがある。

氣抜け

〔定義〕 強調を呈してゐた相場の人氣が俄かに衰へることを指して謂ふのである。

機能資本

〔獨〕 Funktionsverdecktes Kapital

〔定義〕 之を一に運用資本とも謂ひ、生産行程に投下される資本のことである。

機能資本家

〔獨〕 Funktionsverdeckte Kapitalisten.

〔定義〕 單に出資を爲せるに止まらず、之に關聯して企業職能をも自ら把持し、經營管理の術に當る資本家を謂ふのである。

〔解説〕 機能資本家の本質的特徴は企業所有と企業の經營とが合一してゐる點である。而して此のことに對して、損失を生じた場合に於ける斯かる機能資本家の責任は無責任である。彼は最も本來的な委任の十全なる資本家であると謂ふことが出来る。併し企業規模の擴大は、凡ての出資者に此の資格を望むことを困難ならしめた。

氣乗薄

〔定義〕 市場に於ける人氣が引立たず、之が爲に買買の衰へた商狀を指して謂ふ。

氣配

〔定義〕 市場に於ける人氣の趨向、又は立會前後に於ける見込相場を指して謂ふ。

氣配状

〔定義〕 取引員が毎日の相場を記載して各自の得意先に配付する相場表を謂ふ。

騎馬手形

〔獨〕 Reitwechsel

〔定義〕 ドイツに於ける空手形を謂ふ。

寄附行爲

〔英〕 Act of Endowment
〔獨〕 Stiftungsgeschäft

〔定義〕 公益の目的の爲に、自己の財産を無償にて處分し、之に依り財團法人を設立せんとする設立行爲を謂ふ。〔附屬法人〕

希望信託

〔英〕 Precatory Trust

〔定義〕 イギリスに於ける信託用語であつて、希望的言辭の下に裁判所が信託の設定ありし事を推定した場合の信託を云ふ。〔解説〕 イギリスの信託は親戚知人を受託者とし、無償にて恩惠的に發達した制度であるから、信託を設定するには必ずし

も命令的に信託なる言葉を使用せず、希望的、依頼的若くは懇願的の言葉を用ゐる。財産の處分行爲は、裁判所に依りて信託の設定ありと推定される場合が少くない。

期米

〔定義〕 定期米の略〔項を五上〕。

期米相場

〔定義〕 米穀の清算取引の相場の俗稱。

期末勘定

〔英〕 Quarterly Trade Account

〔定義〕 營業年度の末日、即ち決算期に於て爲す所の最後の勘定を謂ふのである。

〔解説〕 銀行は六月末及び十二月末、信託會社、株式取引所は五月末及び十一月末に於て決算勘定を行ふ規定となつてゐる。

期末金融

〔定義〕 六月末、十二月末に於ける金融を云ふ。季節金融の主なるものである。

〔解説〕 六月末は上半期末とも云ひ、五月末の決算諸會社に於ける配當や、七月の

孟蘭盆などの影響も手傳つて、十二月末ほどではないが、例月末以上に多額の現金通貨が必要される。之が爲めに金融市場に於ける資金の移動は大に繁忙となり、民間貸出の増加と相俟つて日本銀行の銀行券發行高も急激に増加する。十二月末は一年中で最も金融の緊縮する時期である。我が國に於ける商取引及び諸企業は、概ね六月末及び十二月末を以て其の決算期となすも、地方に依りては或は一ヶ月遅れて、七月末及び一月末を半期決算期とし、或は舊曆を依然として踏襲し、六月末及び十二月末を半期末とする習慣が残つてゐる所もある。

期票 (中國語)

〔定義〕 支那の期日拂束手形を謂ふ。

〔解説〕 期票は商家の一種の救済方法である。凡そ期票の嚴密な遂行方法は、必ず一定の期限を記入し、若し期限に至り持票人が怠つて支拂を受けに行かない時は、此の期票は無効となる。又持票人が期日に支拂を求めたならば、額面通りに現金を以て支拂ふか、或は其の他の證券を以て支拂へば期票の効力は即刻消滅する。期票は無

記名式證券であるから、票を認めて人を認めない。従つて何人なるを問はず、此の票の所持人に對して等しく效力を發生する。

記名株券

〔獨〕 Namensaktie

〔英〕 Registered (Inscribed) Shares

〔佛〕 Action nominative

〔定義〕 記名株式を表彰する爲、券面に其の株主の氏名を記載したる株券を謂ふ。

〔解説〕 記名株券發行の法律上に於ける意義は、之に依りて記名者の株主たることを確認するの意思表示である。併し此の株券は、定款上禁止されない限り、裏書に依り讓渡することが出来るから〔商法三〇五〕之は同時に指圖證券でもある。舊法は記名株券の指圖證券なることを認めなかつたが、改正法に於ては株式取引の實狀に則して其の流通性に着眼し、以て取引の安全を圖る爲に、之を指圖證券化したから、始めて株券は法律上、明らかに有價證券としての性質を備ふるに至つた。又、舊法の下に於ては記名株券を指圖證券と認めなかつた爲、

之に公示催告手續を適用することが出来ず
株券を再交付する場合には、實際上、法律
上共に甚しく不便乃至困難な問題が存在し
た。新法は記名株券を指名証券と規定せる
結果、公示催告手續(民法施行)に依つて之を
無効とすることを得べく、株券喪失者は除
権判決を得るに非ざれば、其の再發行を請
求することが出来ないのである(三三)。

記名株式の裏書譲渡

〔定義〕 定款に別段の定なき限り、株券
の裏書に依り其の譲渡を有効に爲し得る。
〔解説〕 右は商法第二百五條第一項に規
定する所である。裏書の方法は手形の裏書
に關する規定(三三)一四條二項を準用する。
舊法は記名株券を認めなかつた。従つて所
謂白紙委任狀附記名株券の商慣習法を認
むるも、同時に判例は民法一般の通例に従
ひ、記名株券が盗難、遺失等権利者の意思
に基かないで他人の手に歸したる時、其の
交付が権利者の任意に出でざる時、又は白
紙委任狀が偽造、變造なる時の如き場合に
は、善意取得者と雖も其の權利を取得する
ことを得ざるものとし、更に無能力者が讓

渡したる時は之を取消し得べく、而かも其
の取消は善意の第三者にも對抗し得るもの
としたから、其の流通の完全性を認められ
ず、取引上常に不安が伴つてゐた。然るに
新法は記名株式の裏書譲渡性を認め、其の
手形の裏書に關する規定を準用した爲、事
由の何たるを問はず株券の占有を失ひたる
者ある場合に於て、其の株券を取得したる
所持人は善意又は重過失に因りて之を取得
したる場合を除き、裏書の連續に依る權利
の證明を爲したる限り、之が返還を爲すこ
とを要せず、動産の原始取得に關する民法
第九十二條との調和が保たれることにな
つた。併し株主名簿に記載ある株主の爲し
たる裏書が眞正ならざる場合には、會社に
つき調査を爲さば其の裏書の眞偽を判明し
得べかりしものなる時は、善意無過失の取
得者と雖も之が返還の義務がある(三三九)。
記名株式の裏書譲渡を以て會社に對抗し得
るには、取得者の氏名及び住所を株主名簿
に記載して所謂名義書換を爲すことを要す
る(二〇六)。又、定款を以て裏書譲渡を禁じ
た場合と雖も、其の譲渡自體を禁じてゐな
い限り、裏書以外の方法に依りても譲渡し

得るのであるから、此の場合には取得者の
氏名及び住所を株主名簿に記載し、且つ其
の氏名を株券に記載しなければ、會社並に
會社以外の第三者にも對抗出来ぬ(二〇六)。
此の二つの場合に於ける名義書換に際し、
其の記名株式が株金拂込の滞納あるものであ
るときは、會社は右の名義書換を拒絶する
ことを得る(二〇六)。株金拂込期日後に株式
を譲渡した者は、假令會社が名義書換を拒
絶せずして書換を爲したる場合と雖も、讓
受人たる新株主と連帶して其の催告ありた
る株金拂込の責に任ぜねばならぬ(二二)。
譲渡を株主名簿に記載後二年内に、會社が
株主に對して、第二十三條第一項の拂込
催告を發したる株金については、之が不足
額辨済の擔保責任を負擔する(二三四)。

記名指圖式小切手

〔定義〕 指圖式小切手と意義同じ。

記名式裏書

〔定義〕 手形、其の原本又は補筆に裏書
人の氏名の外に、被裏書人の氏名又は商號
を記載せる裏書のことである。此の種の裏

書を亦た完全裏書或は正式裏書とも云ふ。
〔解説〕 此の場合、裏書の年月日及び裏
書人の住所は必ずしも要件でない。併し
書いてあれば償還請求の時に效力がある。

記名式公債

(英) Registered Bond
(獨) Namensschuld

〔定義〕 債權を表示する事項を國家の備
ふる國債簿に登録すると同時に、債權者の
氏名を記入したる公債證券を發行された場
合、其の公債を名付けて記名公債と云ふ。
〔解説〕 我が國に於ては、國債は無記名
證券を發行するを原則とし、記名證券は請
求ある場合に於て之を發行する。尤も、
恩賜公債のみは此の原則に反して記名式と
し、政府に於て特別の事由ありと認むると
きは、之を無記名式とすることが出来る。
此の記名證券は政府の認可を受けずして讓
渡又は買入れすることを許さない。他の國
債に對して記名證券を發行するのは、債權
者から請求があつた場合に限る(法律二
二條)。記名國債證券の國債は登録を伴ふ。
故に記名公債は證券公債であると同時に亦

た登録公債の性質をも備へてゐる。斯かる
公債は其の移轉に當りては當然帳簿上の變
更を必要とするから、之に妨げられて流通
力が弱く、其の頻繁なる取引に適しない。

記名式小切手

〔定義〕 記名式小切手とは、特定の權利
者たる受取人が、其の氏名又は商號を其の
券面に明記した小切手のことである。
〔解説〕 「右金額此小切手引換ニ何某殿
(御支拂可被成候也)、或は又「右金額此
小切手引換ニ名宛人(御支拂可被成候也)」
と記載して、別に渡先何某殿としてあるの
が記名式小切手である。此の種の小切手は
指圖人にと云ふ言葉がないけれども、受取
人は之を他人に譲渡することは出来るので
ある。唯之を譲渡するに當りては裏書をし
なければならぬ。此の種小切手を支拂ふ
際には、必ず受取人の受取の署名をさし
てがらでないこと、其の支拂銀行は支拂に應
じないのが普通である。併し乍ら我が國に
於ける記名式小切手は、單に送金爲替用と
してのみ使用されてゐる状態に過ぎず、一
般には餘り使用されてゐないのである。

記名式手形

(英) Special Bill

〔定義〕 受取人を記載した手形のこと。
〔解説〕 舊法では三十圓以上の手形につ
き、無記名式及び選擇記名式手形を認めて
ゐたが、新手法は之を改正し、無記名式
持参人式及び選擇無記名式(何某殿又ハ持
参人ニ御支拂相成度候)の爲替手形を無効
とした。手形には受取人の記載を要する。

記名式社債

(英) Registered Deventure

〔定義〕 社債權者の氏名を其の券面に記
載し、社債原簿にも登録した社債を謂ふ。
〔解説〕 社債權者は、債券を記名式とす
ることを請求し得るが、債券を記名式に限
る旨の定あるときは、之が變更を禁止する
趣旨であるから、斯かる請求を爲し得ない
(商法三三)。記名式社債は全額の拂込あると否
とを問はず、自由に譲渡し得るを原則とす
る(民法四六條)。記名社債の移轉は、取得者の氏
名住所を社債原簿に記載し、且つ其の氏名
を債券に記載することを以て、會社其他

の第三者に對する對抗要件とする(七三〇)。此の規定は全額拂込後の譲渡の對抗要件に關係があるが、全額拂込前の譲渡に付ても此の規定に依り、全額拂込後社債の發行を求め、名義書換を爲すことを對抗要件とする。記名社債の買入は債券の交付に因りて、始めて其の效力を發生する(三三六)。

記名持参人拂式小切手

〔定義〕 「右金額何某殿又ハ持参人ニ」と云ふ文句又は之と同一に解せらるゝ文字の記載せられたる小切手が即ち是である。

〔解説〕 持参人拂式と同一の效力を有する。當座小切手は概ね全部持参人拂式、送金小切手は記名式又は持参人拂式である。

記名證券

〔定義〕 證券には特定の人が権利者として記載されてゐる有價證券を指して謂ふ。

〔解説〕 之を指名證券、又は禁轉證券とも謂ひ、法律は其の裏書譲渡を認めない。

逆打 (ギャクウチ)

〔定義〕 内容悪しき會社、社債を打歩と

反對に額面以下で募集することを謂ふ。

逆打歩

〔獨〕 Disagio
〔英〕 Discount

〔定義〕 或る價值が標準價值より小さい場合、其の差額を逆打歩又は割引と謂ふ。

〔解説〕 外國爲替の上では實際成立せる相場が、法定平價より安き時之を割引の相場とも云ふ。又一國內に於ける貨幣の上では、紙幣が金屬貨幣に對して其の流通價值(Kurswert)の幾分かを失つた時、有價證券に就ては其の價值が額面以下になつた時等も此の現象を逆打歩と云ふことが出来る。

逆裏書

〔英〕 Reverse Indorsement

〔定義〕 戻裏書に同じ(戻裏書の)。

逆爲替

〔英〕 Reverse Remittance

〔定義〕 普通の爲替とは全く反對に、受取人が送金者よりの送金を待たずして、其の送金者たるべき者に宛て、爲替手形を振

出し、之を銀行に賣渡して其の代り金を受取り、送金者は其の手形の呈示を待つて手形金額を銀行に支拂ふ場合の爲替を謂ふ。

〔解説〕 時と場合に依りて其の手續も亦た異つてゐるが、要するに逆爲替は銀行に他所手形の割引を求めることと異なる所がない。之を銀行が買入れるには、(一)商人の信用状態即ち對人信用に依りて買入る、場合、(二)貨物の信用即ち對物信用に依りて買入る、場合の二つがある。前者は普通の逆爲替であつて、信用狀に依り個人手形を振出し、之が買入れには擔保を必要としないから單純手形(Clean Bill)と云はれてゐる。後者は對人信用に重きを置かず、荷爲替手形を振出して其の貨物を擔保とするもので、英米では之を擔保附(Documentary)と云ふが、我が國に於ては荷爲替又は荷付爲替と云ふ。此の方法は獨り外國爲替銀行のみでなく、内地の銀行に於ても行はれてゐる。普通に逆爲替を狭義に解するときは、荷爲替の場合を含まぬことが多い。

逆爲替金額收書

〔定義〕 逆爲替信用狀に基き、逆爲替金額

額を支拂ふ場合、銀行が該信用狀の所持人より徴する領收書を指して謂ふのである。

〔解説〕 此の領收書は正副二通若くは三通を作成して、各通に爲替金額領收者に署名を爲さしめ、原本(Original)には印紙を貼付せしむ。領收書面には、信用狀の發行店名、發行年月日、信用狀の番號等總て記載を要すべき事項を信用狀に明記しあるものに付ては、些の遺漏なく記載せしめなければならぬ。此の領收書は一種の爲替手形と看做して之を支拂地に送るから、爲替手形の振出された場合も全く同様の手續を必要とする場合と、領收書に對して支拂を爲し置き、之が填補として支拂銀行が信用狀の發行店若くは其の指定先に對し更に爲替手形を振出す場合とがある。之等の手續は信用狀の文言に依りて定まる。

逆爲替信用狀

〔定義〕 逆爲替の取組に用ひらるゝ信用狀、其の用途廣く、其の利便も大である。

〔解説〕 此の信用狀は、海外旅行者、留學生等の如き送金受取人、又は債務者より資金回收の地位にある債権者が、送金者又

は債権者宛に爲替手形を振出し、銀行に賣却する場合、即ち逆爲替の取組を爲す時に使用される。之に(一)商業クリーン信用狀及(二)旅行信用狀の二つがある。前者は船積書類の附帯しない爲替手形即ちクリーン・ビルを振出し、之を銀行に買取らしめる事を得せしめる信用狀で、輸出商が商品及び船積書類を發送したる後に、代金受取りの爲め手形を振出す場合、或は代金、手数料等の取立の爲め手形を振出す場合に用ひられる。此の種類に屬する信用狀の中、普通に行はるゝものは、(イ)G.I.信用狀、(ロ)A.號信用狀、(ハ)D.號信用狀、(ニ)A.C.信用狀。後者は之を發行せる銀行より世界各地に在る支店(或は本店)又は取引先銀行に宛て、該信用狀所持者の振出せる自行宛一覽拂手形を其の時の爲替相場を以て買取することを依頼した書狀で、手形を買取れる銀行は其の支拂額を信用狀裏書の欄に記入するから、信用狀所持人は表面金額の盡くするまで、旅行先に於て隨時必要額を引出すことが出来る。此の場合、信用狀の發行を受くる爲には、通例其の發行銀行に對して支拂基金(Fund)を差入れるのである。

逆爲替手形

〔定義〕 遠隔より金錢を受取るべき地位に在る者が送金を待たず、送金者宛に振出して銀行に賣却する爲替手形である。

〔解説〕 送金手形の郵送を受くる迄には多くの日数を要し、従つて之を待つことの不便にして、且つ金錢の入用至急を要する場合に、多く作製されるのが即ち此の爲替手形である。之は普通の送金爲替とは手續が全く逆の關係にある(「逆爲替」見よ)。

逆爲替手形送達狀

〔定義〕 逆爲替を取組みたる銀行が、他所拂の手形を其の支拂地の本支店又は出張所若くは其の取引先へ廻送するに當り、特に之に添へて發送する業務用書狀を謂ふ。

〔解説〕 此の送達狀には、支拂ふべき旨を委託すると共に、同金額に對しては自行勘定の貸方に記入すべき旨を申添える。

客觀的價值說

〔定義〕 主觀的價值說に對立する古典學派及び其の系統に屬する學者の價值學說。

【解説】之を一に労働価値説とも謂ひ、各人個々の主観的価値即ち使用価値を価値論の領域より排除して、価値を或る一定量の物と交換され得る能力であるとする。即ち経済上の価値とは需給関係に係る交換価値であると解するのである。此の見解がゾムバートの所謂「抽象的に人間的な労働」を探り上げ、労働により物の価値が決定すると云ふ労働価値説が生まれた。即ち労働を以て物の価値基準と見るのである。此の學説はサー・ウィリアム・ベティーに端を発し、スミス、リカードを経て、マージヤル、ノイマン、ビグーが之を承継した。

逆指値

【定義】普通の場合とは反対の指値註文を爲すこと。之を一に逆註文とも謂ふ。

逆指訂正

【定義】清算取引に於て、富限、中限、先限と期近のものより順次に高いこと。

逆註文

箱即ち先高となることを謂ふのである。

逆手

【定義】立會中に賣方が買の手を振り、買手が買の手を振つて相場の擾亂を企て、又は賣方が安値を呼び、買手が高値を呼んで手合せをしないことを謂ふのである。

逆手形

【戻手形】に同じ【戻手形】の。

逆乗替

【逆指取】に同じ

逆日歩

【定義】短期取引に於て、受株を要する買方が多く、之に對して渡す可き現株の不足した場合に、賣方が現株の引渡を待つて貰ふ爲代行會社に對し支拂日歩を謂ふ。

行會社が不足の渡株数だけバイカイを付け買の方は繰延にして置いて、賣の方だけ渡しにするのである。斯くして渡株の不足を調節する。之は賣方が恰かも代行會社より株を借りたと同様であるから、賣方は株の借賃を拂はなければならぬ。此の借賃のことを逆日歩と謂ふ。此の逆日歩は、株を貸した関係にある代行會社だけが受取るのではなく、買方全體が受取ることになる。

キャッシュ

【英】Cash
【獨】Kasse, bares Geld
【佛】Caisse

キャッシュ・クレディット

【定義】邦語では現金のこと【現金】の。

【定義】我が國の當座貸越に似たスコットランドの銀行に特有の金融方法である。

【解説】通例二人の確實な保證人を有する借主に對し、豫め貸付金額の極度を定め此の極度に達するまでは何時にても借主の

欲する金額を貸付けるのである。借主は隨意に其の一部又は全部を返済して、再び貸付を受けることが出来る。利子は割引歩合よりも高いが、現実に引出された金額の現實信用期間に對してのみ支持はれる。スコットランドの銀行は、之に依り銀行券の流通を増加することが出来た。元來、商業家に對して設けられた便法なるも、屢々農業家にも利用せられ、殊に有爲の才能を有するに拘らず資金に乏しき者をして能く事業を起さしめ、スコットランドの産業發展に貢獻する所が多かつたが、近年は之を利用する者が寧ろ減少する傾向にある。

キャナン (エドウィン)

【人物】英國の經濟學者。一八六一年生。ロンドン大學の名譽教授である。其の理論體系は正統派經濟學の立場をとり、價值及び價格の問題よりも、勞銀、利子、利潤、地代の問題よりも、人類全體の貧富の問題従つて社會の全所得、即ち勞働所得、財産所得に分割された比例の上に重點を置く。彼がアダム・スミスの「富國論」の改訂編

纂に力を注いだことも一つの功績である。

ギャランティー

【定義】アメリカに於て、専ら系統的に公社債引受を業とする者を謂ふのである。

【定義】我が國に於ける引受業者は、賣残つた公社債を引受ける意味で Underwriter と云はれてゐるが、アメリカの引受業者は公社債の消化について保證を爲すのみならず、償還支拂についても一切責任を負ふ。

休會

【定義】定期清算市場に於て、其の賣買取引の休止することを謂ふのである。

【解説】東京株式取引所にては、年首三

日、年末二日、大祭日、祝日及び日曜日と定期休會日とし、又、年始發會、年末納會及び取引所記念日の十月一日には市場の立會を休會とする。尙ほ長期取引では、受渡日の前日の後場と受渡日には立會を行はない。此の外、臨時に休業又は休日があり、玉整理の爲め立會を休止する場合もある。

舊株

【定義】増資又は合併の際に、新たに發行される株式に對して従來の株式を謂ふ。

【解説】舊又は親株とも呼ばれてゐる。舊商法に依れば、新株發行は舊株の全額拂込済のものたることを要したが(舊商法)之は實際問題として種々の不便を伴つた爲、改正法に於ては此の規定を削除された。

休息資本

【獨】Lafontas oder potenzialles Kapital

【定義】一定期間まで現實の生産行程から遊離して、休息状態にある資本を謂ふ。

【解説】潜在資本又は休養資本とも譯されてゐる。支拂期日まで保管準備せる貸銀

キャッシュ・クレディット キャナン キャランティー 休會 舊株 休息資本